

全国水道関係担当者会議資料

【配布資料】

平成27年3月12日（木）
中央合同庁舎第5号館
低層棟2階講堂

厚生労働省健康局水道課

目 次

1. 平成 27 年度水道関係予算（案）等について

（１）平成 27 年度予算（案）	1
（２）国庫補助事業等の早期契約締結	3
（３）生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰	3

2. 東日本大震災について

（１）水道施設の被害状況及び復旧・復興	4
（２）水道水の放射性物質汚染への対応	5
（３）浄水発生土の放射性物質汚染への対応	5
（４）原子力損害賠償	6

3. 水道施策の推進について

（１）新水道ビジョンの取組	7
（２）地方分権改革における水道事業等の認可権限移譲	7
（３）事業認可に係る留意事項等	8
（４）水道事業におけるアセットマネジメントの実施等	10
（５）事業評価の適正な実施	11
（６）国土交通省所管ダム事業における検証の動向等	11
（７）水循環基本法・水循環基本計画の策定等	13
（８）水道における災害対策・危機管理	13
（９）給水装置・鉛製給水管の適切な対策	17
（10）適正な工事等の実施	20
（11）環境・エネルギー対策	21

4. 健全な事業運営の持続のための取組について

（１）水道広域化の促進	48
（２）地域水道ビジョンの策定状況	49
（３）官民連携の推進	50

5. 水道分野における国際貢献について

（１）水道分野における国際貢献の背景	60
（２）水道分野における国際協力	60
（３）水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）	62

6. 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

7. 水道事業者等への指導監督について

（１）立入検査	71
（２）水道技術管理者研修	71

8. 水道水質管理について

（１）水質基準制度の円滑な施行	133
（２）統合的アプローチによる水道水質の向上	133
（３）水質検査の信頼性確保	136
（４）水質管理の充実・強化	138
（５）水質異常時の対応能力の強化	140

1. 平成27年度水道関係予算（案）等について

（1）平成27年度予算（案）

水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成 25 年度末で 34.8%と依然として低い状況にある。

また、全国の水道施設は高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備され、更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれており、水道施設の耐震化・老朽化対策を推進することが喫緊の課題となっている。このため、災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、平成 27 年度予算案では水道施設の耐震化・老朽化対策等を推進するための経費を計上している。

① 水道施設整備関係予算

水道施設の整備に関する平成 27 年度予算案については、他府省計上分を含め平成 26 年度予算額の 255 億円に比べ、50 億円増額の 305 億円(119.6%)を計上している。

また、地方公共団体等が実施する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、平成 26 年度補正予算において新たに生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、平成 27 年度予算案の 50 億円と合わせて 265 億円を計上している。

平成 26 年度補正予算と平成 27 年度予算案を合わせた総額では 555 億円となるが、補正予算の規模が大きかった平成 26 年度の予算に比べて減額となっており、水道施設整備関係予算は、例年以上に厳しい状況である。

これらのほか、東日本大震災などの災害復旧費に 168 億円、指導監督事務費などに 1 億円を計上している。なお、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成 27 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に 165 億円を一括計上している。

○生活基盤施設耐震化等交付金

新たに創設した生活基盤施設耐震化等交付金の制度については、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備を支援する観点から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、厚生労働省から都道府県に交付金を交付し、更にその交付金を都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分することとなる。

水道施設等の耐震化や水道事業の広域化を推進し、持続可能かつ強靱な水道の構築を実現するために、今後、都道府県の果たす役割が大きくなることから、本交付金制度の取扱いについて、ご理解とご協力をお願いしたい。

○平成 27 年度予算案の概要

(単位：百万円)

区 分	平 成 2 6 年 度 予 算 額 A	平 成 2 7 年 度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比 率 (%) B/A
水道施設整備費	(8 6 , 8 2 1) 4 0 , 7 3 0	(7 2 , 5 1 6) 4 7 , 3 0 5	6 , 5 7 5	1 1 6 . 1
簡 易 水 道	(2 7 , 4 6 5) 1 3 , 8 5 3	(1 6 , 1 5 5) 1 4 , 1 5 5	3 0 2	1 0 2 . 2
上 水 道	(4 3 , 5 9 0) 1 1 , 5 1 3	(1 2 , 7 0 1) 1 1 , 2 0 1	Δ 3 1 2	9 7 . 3
指導監督事務費等	(9 1) 9 1	(1 0 0) 1 0 0	9	1 0 9 . 9
災 害 復 旧 費	(7 5 2) 3 5 0	(5 6 1) 3 5 0	0	1 0 0 . 0
耐震化等交付金	0	(2 6 , 5 0 0) 5 , 0 0 0	5 , 0 0 0	—
東 日 本 大 震 災	(1 4 , 9 2 3) 1 4 , 9 2 3	(1 6 , 4 9 8) 1 6 , 4 9 8	1 , 5 7 5	1 1 0 . 6
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	(7 1 , 1 4 6) 2 5 , 4 5 7	(5 5 , 4 5 7) 3 0 , 4 5 7	5 , 0 0 0	1 1 9 . 6

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：平成26年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成25年度補正予算額を含む。

注3)：平成27年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成26年度補正予算案を含む。

注4)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

② 非公共予算関係（水道安全対策費等）

- ・官民連携等基盤強化支援事業費（0百万円 → 12百万円）

人口減少や職員数の減少など、厳しい社会環境の下で健全な水道事業を継続するためには、民間の技術・人材の活用が重要であることから、水道事業における官民連携の導入に向けた課題を解決し官民連携方策導入の促進を図る（事業期間：平成27年度～28年度）。

- ・重要給水施設水道管路強靱化事業費（0百万円 → 7百万円）

災害時に重要な拠点となる基幹病院や診療所、大規模な緊急避難所などの重要給水施設に水道水を供給する管路の耐震化、断水した場合の優先的復旧に係る対応についてガイドラインを作成し、各水道事業体における耐震化計画に反映することにより、重要給水施設のソフト・ハード両面で強靱化を図る（事業期間：平成27～28年度）。

③ エネルギー対策特別会計

- ・上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（環境省計上）

＜低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業（73 億円）の内数＞

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。水道システムの省エネ対策等に新たな発想をお持ちの方は、水道課までご相談されたい。

・水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業（2.8 億円、環境省計上）

水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギー（小水力）について調査を行い、小水力発電の導入候補地の有望箇所を抽出・整理することにより、今後の省エネルギー対策の効率的な導入支援につなげ、一層の二酸化炭素排出削減を実現する。なお、本事業では、水道施設に関するアンケート調査等を予定しており、水道事業者の皆様には本調査へのご協力をお願いしたい。

（２）国庫補助事業等の早期契約締結

先般成立した平成 26 年度補正予算は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を実行する予算であり、本経済対策の趣旨を踏まえ、経済の好循環を更に拡大していくためには、早期の実施を図る必要がある。

地方公共団体においても、早期の事業執行に積極的に取り組んでいただくことが重要であり、公共工事の実施に当たっては、来年度前半に効果を発揮すべく、円滑な施工確保を図るとともに、公共工事の早期の契約締結、施行の開始及び適時の支払の実施をお願いする。

（３）生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰

生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰については、平成20年6月25日健発第0625003号健康局長通知に基づき、各都道府県より、毎年7月1日までに表彰候補者の推薦をいただいているところであるが、ここ数年間推薦実績がない都道府県も見受けらる。推薦基準は下記のとおりであるので、水道事業体関係者に留まらず、各地域において水道の普及発展等に寄与されている民間の方も含め、幅広く検討をいただき、推薦を行うようお願いします。

○推薦基準（抜粋）

3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあつては水道関係団体の経歴が10年）以上であること。ただし、団体にあつては、事業歴が10年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

2. 東日本大震災について

(1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興

① 水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基にとりまとめを行い、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書、厚生労働省、平成25年3月）を平成25年7月に発表している。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載しているので、適宜参照されたい。

水道施設の復旧状況については、総断水戸数257万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している状況である。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

(東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/130801-1.html>

② 水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。今年度の実施状況としては、平成27年2月末現在、福島県の2事業者から申請があり、2件の災害査定（通常査定）を実施している。なお、これら2件の査定後の調査額は、約3百万円となっている。

岩手・宮城・福島の3県で実施している特例査定については平成25年度までで完了しており、特例査定の最終的な金額は約1,024億円となっている。保留解除の状況については、平成24年度に14件（14.2億円）、平成25年度に45件（98億円）の解除を行うとともに、平成26年度においては2月10日時点で55件（142.7億円）の解除を行っており、保留解除の状況からも災害復旧事業が本格化してきているが、復旧事業全体としては、全体復旧額（復興計画未定事業の調査額を含む）に対して30%に満たない保留解除の状況であり、復旧事業の更なる加速化が必要となっている。保留解除の手続きについては、平成24年12月27日付け事務連絡「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例における保留解除手続きについて」により提出書類を周知している。また、厚生労働省では、各種手続きの簡素化を行うなど、復興予算の迅速な執行に努めているところであるが、今後も保留解除の手続きを速やかに行い、国庫補助金を円滑に執行し、迅速かつ計画的な復興の推進に寄与していきたいと考えている。関係する県行政部局との連携が不可欠であることから、引き続きご支援・ご協力をお願いする。

また、被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのよ

うな事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、(公社)日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業体における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に従事していただいており、復興の原動力として多大な貢献を頂いている。関係者の方々には引き続きのご協力をお願いする。

(2) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号～第 3 号厚生労働省健康局水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成 24 年 4 月 1 日から適用している。

本通知においては、セシウム 134 及び 137 の合計で 10Bq/kg を、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム 134 及び 137 それぞれについて検出限界値 1Bq/kg 以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約して公表することとしている。平成 24 年 4 月 1 日以降、平成 27 年 2 月現在では、水道水等の放射能検査の結果は概ね不検出の状況が継続しており、管理目標値を超過した事例はない。今後とも、モニタリング結果の提供についてお願いする。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成 23 年 6 月 16 日付けで「放射性物質が検出された上下水道副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付けで関係 14 都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、前出の「考え方」により、製品として安全性評価がなされたセメント（製品 100Bq/kg 以下）等でのみ利用が行われ、それ以

外については利用を自粛する状況が続いていたが、平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能としており、最近では園芸用土とグラウンド土の合計で月 2 千トン程度の再利用が行われている。このように、水道事業者のご努力により、最近では発生量以上の量が最終処分及び再利用されており、保管量としては平成 26 年 7 月頃から減少傾向で推移している状況となっている。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

（４）原子力損害賠償

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成 26 年 3 月 20 日付け事務連絡にて、平成 26 年 3 月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。加えて、平成 26 年 10 月 23 日付け事務連絡「平成 27 年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について」にて、東京電力より示された平成 27 年度以降分の損害賠償請求の協議における基本的考え方を周知したところである。平成 26 年度分の損害賠償の受付開始時期については、今年度末に東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業体より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

3. 水道施策の推進について

(1) 新水道ビジョンの取組

我が国の水道は、東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による料金収入の減少、将来の水道施設のあり方、技術者の不足など、様々な問題が深刻化している状況となっている。こうした状況を背景に、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定した。

新水道ビジョンには、関係者が共有できる基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、50年、100年先を見据えた水道の理想像の具現化を示す視点で、水道事業の外部環境や内部環境の変化を踏まえ、「安全」「強靱」「持続」の観点から、関係者の「挑戦」と「連携」の姿勢を推進要素とする様々な方策と役割分担を明示している。

新水道ビジョンを推進するため、方策の実施主体となる関係者間で実施状況を共有し、密接に連携するための関係団体等の枠組みとして、「新水道ビジョン推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を平成25年8月に設立した。

推進協議会では、新水道ビジョンに基づく国及び関係各団体の取組をロードマップとして示し、その方向性を確認しつつ、それぞれの取り組みがタイミング等の観点から効率的に行えるよう、情報交換を行うこととしている。そのため、推進協議会において新水道ビジョン推進のためのロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）の作成に向けて闊達な意見交換等が行われ、平成26年5月に「安全」「強靱」「持続」の観点から、実現方策の項目ごとに国・関係団体による取組を記載したロードマップを作成した。

平成27年1月19日に第4回推進協議会を開催し、国及び各団体から各種方策の推進状況の報告を行い、最後に新水道ビジョンに示された各種方策の今後の進め方について参加者で議論を行ったことである。

また、都道府県及び水道事業者の参加による地域の先進事例共有と課題解決を議論するための「新水道ビジョン推進に関する地域懇談会」を全国各地で開催しており、平成25年11月に第1回懇談会を北海道・東北地区で開催し、現在まで九州・沖縄地区、中国・四国地区、関西地区、中部地区、関東地区の6地区で開催したところ。懇談会では、各地域における先進的な取組を実施している水道事業体に発表を行っていただき、その後発表テーマ毎に分かれて懇談会参加者によるフリーディスカッションを実施し、活発な議論が行われた。

今後もこれらの取組を通じて新水道ビジョンの推進と浸透を図る予定である。

水道における各種方策の推進に当たっては、各都道府県や水道事業者において、将来世代の持続可能な水道事業の運営を図るため、新しい効果的施策を推進していくことが必要となるので、これらの新水道ビジョン推進に関する理解と協力をお願いしたい。

(2) 地方分権改革における水道事業等の認可権限移譲

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、提案募集方式による地方分権改革に関する提案の検討・整理が提案募集検討専門部会（以下、「専門部会」という。）において行われた。

水道事業に関しては、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するた

め、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が複数自治体から寄せられ、専門部会において対応方針を検討し、平成 27 年 1 月 30 日に対応方針を閣議決定した。

対応方針では、水道事業の広域化、施設の計画的更新・耐震化、水質管理の強化といった重要施策を推進するための計画を策定した上で、人員・組織を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等（都道府県が経営主体であるものを除く。）を対象に移譲することとなった。また、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とすることとしている。

今後有識者等の意見も聞きつつ、計画への記載事項及び人員・組織の体制等、委譲の具体的な条件について検討して行く予定である。

（３）事業認可に係る留意事項等

① 事業認可又は届出における水需要予測等について

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下、「認可等」という。）については、平成 23 年 10 月 3 日付けで「水道事業認可の手引き」（以下、「手引き」という。）を改訂し、認可等に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組まれない。また、認可等の提出の際に、厚生労働省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただき、提出書類等に不備を来さないようお願いする。

さらに、広域化や簡易水道統合等に関する案件においては、統合の認可と廃止許可により、厚生労働省と都道府県の間で、手続きの連携が必要となるケースがあるので、手続きを行う水道事業者においては、十分に留意していただきたい。

○手引きのアドレス

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量もますます低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要があるが生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、認可等に係る審査や手続きの際、都道府県においては、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。水道事業者等の認可等の検討にあたっては、目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下、「受水事業者」という。）にあつては、受水計画と自己水取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。なお、受水事業者が整備する自己水源にかかる浄水施設等の整備にあたっては、水道用水供給事業者が整備する供給量と二重投資になる恐れがあるので、水道用水供給事業者と受水事業者の双方において合理的な

事業計画であるか否かの審査において、厳正に対処していくのでご留意いただきたい。

また、事業認可又は届出の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てられている。その事業計画が確実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて厚生労働省において確認しているところであるが、前回認可等の申請年度から 10 年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている（平成 22 年 3 月 25 日事務連絡）。

なお、「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところであるが、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととしているので、ご留意いただきたい。

② 新技術の積極的な活用について

今後の水道事業等における計画的な施設の整備・更新等の際には、新技術の積極的な活用による効率的で高機能な新しい水道システムの構築が望まれる。新水道ビジョンにおいても、「技術開発、調査・研究の拡充」を重点的実現方策の一つとして掲げており、調査・研究で得られた成果を積極的に現場で活かし、水道サービスの向上を図ることが必要としている。

一方、水道施設の技術的基準については、平成 12 年より性能基準化されているところであり、各都道府県においては、水道事業等の認可に際し新技術の定量的な評価結果等を有効に活用することにより、合理的かつ効率的な審査を実施していただきたい。

各水道事業者等においては、浄水技術（高度処理技術、新たなろ過方法等による耐塩素性病原生物対策技術等）、管路技術（耐震技術等）に係る技術開発の推進及び新技術の積極的な活用による合理的かつ効率的な施設整備に努められたい。

また、都道府県における新技術に関する変更認可等の案件においては、他県等の実績等も踏まえ、適切に判断されるよう留意するとともに、新たな技術の採用にあたって、厚生労働省や各都道府県の間で、情報共有を図りつつ対応していくことが望ましい。

なお、水道事業の特性にあった適切な浄水施設の選定を支援する技術書として（公財）水道技術研究センターから「浄水技術ガイドライン 2010」が出版されているので、参考にされたい。

③ 水道台帳の提出について

水道事業（変更）認可又は届出が提出された際、水道事業者（簡易水道事業除く）においては、認可申請した厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2 部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、厚生労働省及び都道府県で 1 部ずつ保管することとしているところであり、引き続きご留意いただきたい。

《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成 12 年 3 月 31 日付け水道整備課長通知 衛水第 19 号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成 14 年 3 月 27 日付け水道課長通知 健水発第 0327004 号）

（４）水道事業におけるアセットマネジメントの実施等

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっている。水道施設の代表的な施設である管路についてみると、平成 25 年度末の管路経年化率（管路総延長に対して法定耐用年数 40 年を超過した管路の割合）は 10.5% となっており、年々上昇している。また管路の更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は 0.79% であり、全ての管路を更新するのに約 130 年を要するものとなっている。

このように水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大するなか、人口減少や節水型社会の醸成により料金収入の減少に伴う投資額の減少が予想されており、必要な投資量を見極めつつそのための財源を確保することが必要となっている。

このため、中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成 21 年 7 月 7 日に公表した。

中小の事業体においては、手引きが詳しいためすぐに実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、平成 25 年 6 月にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを全ての水道事業者等へ周知・配布を行った。

平成 25 年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった 1,486 事業者のうち、767 事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約 52% となっており、計画給水人口 5 万人未満の事業者については、約 36% にとどまっている。

今後、アセットマネジメント未実施の事業体（特に中小事業体）に対して活用を促すため、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会などの機会を通じ、アセットマネジメントへの取組事例を紹介（水道事業者から実際の取組内容を講演）していただくことも考えており協力をお願いしたい。

また、簡易支援ツールを使用した水道事業の広域化効果の算定マニュアル、施設の更新実績を踏まえた更新基準の設定例、水道事業の現状等に関する情報提供例を策定し公表しているので適宜活用していただきたい。

各水道事業者等においては、簡易支援ツールを活用し、アセットマネジメントの実施（既に実施している水道事業者等は精度の向上）に取り組むとともに、事業実施にあたってはアセットマネジメントの結果の活用をお願いしたい。

（５）事業評価の適正な実施

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施にあたって、これまでに行われた評価制度の定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測に関する調査に基づく勧告（平成 20 年 8 月 8 日）」などを受け、平成 23 年 7 月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、細目）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されており、評価にあたっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。平成 25 年度の点検結果では、厚生労働省として 33 件が点検対象となり、そのうち 5 件が便益の計上方法が過大ではないかなどの指摘を受けている。引き続き事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

また、厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正することとなっているが、修正内容によっては、第三者から再び意見を聴取した上で調整する場合があります。事業者が評価の内容をとりまとめるにあたっては、事前に厚生労働省と調整することをお願いしてきているところである。引き続き厚生労働省との事前調整には、十分な時間を確保していただきたい。

なお、平成 26 年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価は、水道施設整備事業の評価実施要領等ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので十分留意されたい。

（６）国土交通省所管ダム事業における検証の動向等

① ダム事業の検証について

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

これを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成 22 年 9 月 28 日になされた。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われる。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代

替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性をダム事業者や水利権許可者として有している情報に基づき、可能な範囲で確認・検討がなされる。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされる。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされる。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされるが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされる。

これを踏まえ、現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成 26 年 1 月末現在、83 事業のうち、67 事業で検証が済み（46 事業が継続、21 事業が中止）、16 事業が検証中である（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で作成）。この中には、利水も含めて継続となったもの、治水、利水ともに中止となったものだけでなく、利水（水道）対策としてはダム案が妥当とされたものの、治水対策等を含めた総合評価においては、コスト面を含めダムを建設しない対策案が適当とされ、ダム事業が中止になったものもある。また、検証作業中に利水参画者（水道事業者）が撤退を表明したものなどもあるなど、様々なケースがある。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

② 河川法協議について

河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）、第 34 条（権利の譲渡）に該当する場合は、水道事業者から河川管理者へ申請された後、国土交通省から厚生労働省への協議がなされるが、水道事業者と河川管理者との調整に時間を要するなどし厚生労働省への協議が遅くなる案件が散見される。

特に、河川法第 23 条（流水の占用の許可）の許可（更新）申請の協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば失効する。そこで、各水道事業者において、水利権の更新（特に暫定水利権）を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

（７）水循環基本法・水循環基本計画の策定等

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第 13 条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、現在、内閣官房水循環政策本部事務局にて、水循環基本計画の策定作業が進められている。

水循環基本計画の策定作業は、これまでに有識者意見聴取を行うなどして進められ、本年 2 月 5 日に水循環基本計画原案（たたき台）が示されている。今後、本年 3 月からパブリックコメントを経て本年夏までのできる限り早い時期に閣議決定される予定である。

水循環基本計画原案（たたき台）には水道に関する施策も含まれたものとなっており、水循環基本計画が策定された後は、国土交通省など関係省庁とともに本計画に基づき様々な施策の推進が図られることとなるので、その動向について注視していただきたい。

<水循環政策本部 HP> http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

（８）水道における災害対策・危機管理

① 水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成 20 年 3 月に公布、同年 10 月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を 2 つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であるという実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

なお、管路について更新する際には、当該管路は、当然のことながら施設基準省令が適用される。更新時の管路の管種の選定については、管路の重要度や埋設環境等に応じ、所要の耐震性能を備えたものとするようお願いしたい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設など、優先的に耐震化を実施すべき施設については、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内の重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、計画的な耐震化の実施をお願いする。

また、平成 23 年 10 月 3 日の水道法施行規則の一部改正により、規則第 17 条の 2 において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者は年 1 回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行う必要があるので、耐震化の推進に向けてより効果的な情報発信に努めて頂くようお願いしたい。

なお、平成 25 年度において、東日本大震災における管路被害を調査・分析し、今後の管路耐震化のための最新の判断材料を整理するとともに、管路の耐震化に向けて水道事業者等が取り組むべき事項を、「管路の耐震化に関する検討会報告書」に取りまとめ、平成 26 年 6 月に公表しているの、水道事業者等においては、喫緊の課題である管路の耐震化に当たり、今般の検討報告書の内容を参考とし、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつつ適切かつ効率的に行って頂くようお願いしたい。

また、平成 20 年 3 月に作成した「水道の耐震化計画等策定指針」の改定を行っており、東日本大震災における施設の被災状況や応急対策の課題への対応、また、耐震化の推進に対し阻害要因となっている項目への対応策などを示すとともに、水道事業者における耐震化計画策定の自由度を高めた指針となるよう、現在、検討を進めている。平成 26 年度末に、指針の改定版を公表する予定であるので、耐震化計画が未策定の水道事業者においては、同指針の活用等により、早急に耐震化計画を立案し、計画的な水道施設の耐震化を推進されたい。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/07.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討報告書」)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinka/houkokusyo6_27.pdf

② 基幹管路・施設の耐震化の状況 (資料 P23～39 参照)

平成 25 年度末時点の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）と基幹施設（浄水施設と配水池）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は 34.8% (前年比 1.3% 増)、基幹施設においては浄水施設で 22.1% (同 0.7% 増)、配水池で 47.1% (同 2.6% 増)であったが、耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

内閣府が発表した首都直下地震や南海トラフ地震における水道の被害想定は甚大であり、被害の軽減を図るためには水道施設の耐震化が喫緊の課題である。水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けた積極的な対応をお願いする。

(耐震化に関する報道発表)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069235.html>

また、今年度に重要給水施設の選定状況及び重要給水施設に至る管路の耐震化状況を調査したところ、水道事業者（用水供給事業者及び重要給水施設を選定できていない水道事業者を除く）あたりの平均選定数は 31 箇所であった。なお、重要給水施設を選定できていない事業者においては、年度末までに選定するようお願いする。

重要給水施設への基幹管路全体の耐震適合率は 39.3%（導水管 34.6%、送水管

46.4%、配水本管 34.0%) であり、全基幹管路の耐震適合率より 4.5 ポイント高い数値であった。

本調査の数値は新水道ビジョンで掲げた当面の目標の進捗状況を示す指標であり、次年度以降も調査を継続し、HP等で公表していく予定である。

③ 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、平成 24 年 11 月、厚生労働省水道課、(公社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

平成 26 年度は、平成 25 年度に実施した静岡県をモデルとした耐震化 PR キャンペーンによる広報効果の検証活動に引き続き、座間市及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団と連携し、住民への情報発信の取り組みとして、それぞれの水道事業の現状や耐震化の必要性について PR キャンペーンを行った。今後、キャンペーンの実施を通じて得られた成果や使用した素材について情報提供を行っていきたいと考えており、各水道事業者においては耐震化の推進に向けて活用いただくとともに、同プロジェクトでは、水道事業体の PR を支援するための「水道耐震化ポータルサイト」の開設も行っており、同プロジェクトのこれまでの取り組みや耐震化に関する参考情報を掲載しているので、当該掲載内容を参考にするなどして、各水道事業者においては耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

(水道耐震化ポータルサイト HP) <http://suido-taishin.jp/index.html>

④ 自然災害の発生状況と対策

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、梅雨時期の集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。平成 26 年にも 7 月～9 月にかけて梅雨や台風等の影響により、施設の浸水、管路破損、停電等により約 55,000 戸の断水が発生し、中でも長野県南木曽町や広島県広島市における土砂災害では甚大な被害を受けた。

また、平成 26 年 11 月 22 日に発生した長野県神城断層地震（震度 6 弱）では、主に長野県において約 1,300 戸の断水が発生し、冬期にさしかかる中での応急活動が行われた。

水害や地震対策を含めた災害対策については、水道施設の安全性確保や迅速な応急給水と復旧のための初動・連携の体制確保などが重要となる。厚生労働省では水道事業者が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう各災害事象に対応する危機管理対策マニュアル策定指針等とりまとめているので活用するとともに、危機管理マニュアル等に基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じて改定することをお願いする。

(「水道の危機管理対策指針策定調査報告書」について)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/chosa-0603.html>

【平成 26 年度の主な自然災害】

	発生時期	災害名称	断水戸数	最大 断水日数
台風及び 集中豪雨	H26. 7 上旬	台風 8 号及び梅雨前線 (長野県南木曾町土砂災害等)	約 3, 600 戸	10 日間
台風	H26. 8 上旬	台風 12 号及び 11 号 (高知県、京都府等)	約 9, 300 戸	17 日間
集中豪雨	H26. 8 中旬	8/15 からの大雨 (広島市土砂災害等)	約 9, 700 戸	36 日間
集中豪雨	H26. 9 中旬	9/10 からの大雨 (北海道)	約 33, 000 戸	3 日間
地震	H26. 11. 22	長野県神城断層地震 (震度 6 弱)	約 1, 300 戸	24 日間

⑤ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）が制定された。同法には、国や地方公共団体等の行動計画の作成が位置づけられている。また、それらの行動計画等の定めに基づき、水道事業者、水道用水供給事業者である地方公共団体は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならないとされているので、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定及び実施に協力されたい。

特措法第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日）では、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大 40%が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要がある。そのためには各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成などを事前に行っておくことが重要である。

厚生労働省では平成 19 年 10 月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定（平成 21 年 2 月改訂）したところであるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）の実際の流行やアンケート結果等を踏まえ、平成 22 年 11 月に「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を水道事業者等に送付した。各水道事業者等においては、本策定指針を参考として事業継続計画を策定し、適切な新型インフルエンザ対策を推進いただくようお願いする。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し実施される「特定接種」については、医療分野の登録に続き、国民生活・国民経済安定分野に対する登録の手順等について検討されており、水道事業についても、平成 27 年度に登録の概要が示される予定である。

（新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>)

⑥ 健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

(資料 P40～44 参照)

従前より、健康危機管理の実施、及び飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には厚生労働省への情報提供をお願いしていたところであるが、平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」により、①厚生労働省が実施すべき要領である「飲料水健康危機管理実施要領」を見直したので、情報提供し、引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②平成 25 年 4 月 1 日からの専用水道、簡易専用水道等に係る権限移譲を踏まえ、危機管理情報の提供依頼について所要の改正を行ったので、引き続き、風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関して、厚生労働省への情報提供をお願いしたい。

(水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>)

(9) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

① 指定給水装置工事事業者制度（指定工事店制度）について

指定工事店制度は、平成 8 年の水道法改正により、給水装置工事主任技術者制度とともに創設され、平成 20 年 3 月 21 日付健水発第 0321001 号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、指定工事店等に対する講習会等の実施、利用者への情報提供等について所要の措置を講じるよう求め、水道事業者や関係団体において、各取組の推進をお願いしてきているところである。

しかしながら、指定工事店の数は平成 9 年度の約 2 万 5 千者から平成 24 年度の 22 万 3 千者へと約 9 倍に急増し、給水区域外の指定工事店数が約 66% を占める状況のなか、現在においても給水装置工事に関して水道事業者が指定工事店の所在確認が取れない、利用者への法外な工事料金の請求など、一部の指定工事店に係るトラブルが依然として発生しており、日本水道協会や全国管工事業協同組合連合会からは対策実施の要望があげられている。

今後は関係団体と連携しながら、水道事業者等へのアンケートを行うなど、指定工事店制度の実態として、問題点、課題等を具体的に把握していく必要があることから、積極的な情報提供と協力をお願いする。なお、その結果に基づき必要に応じて今後の指定工事店制度についての課題解決の方向等について検討していく。

② 給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について

指定工事店制度については、平成 8 年の水道法改正の施行後 10 年を経過した時点で施行状況の検討を行い、上述のとおり水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、指定工事店制度のより適正な運用をお願いしている。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/080321-1.pdf>)

一方、指定工事店制度の運用の中で、悪質業者等の問題も含めた給水装置の修繕工事にまつわるトラブル事例が発生しているが、これらの問題の発生は、需要者に対する指定給水装置工事事業者に関する情報の提供が不足していることが一因と考えられる。

厚生労働省では、水道事業者から需要者へ提供すべき情報を整理し、平成 21 年 6 月に、「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」としてとりまとめ、公表したところである。各水道事業者においては、需要者が容易に情報を入手できるようホームページやリーフレット等を活用した積極的な情報提供に努めるよう願います。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210615-1.html>)

③ 給水装置における誤接合の防止について

給水装置は水道法施行令第 5 条第 1 項 6 号において、当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこととされているが、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が発生している。これらの事故については、いずれも、工事施工後に残留塩素の量の確認が行われていれば事故防止、早期発見ができたものである。

これまでも、平成 14 年 12 月 6 日健水発第 1206001 号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところであるが、これらの事故事例を踏まえ、水道事業者は、次の事項について再度徹底するようお願いする。

- 水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。特に、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
- 給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応すること。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事の設計及び施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うこと。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあつては、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底すること。
- 適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行うこと。

特に工業用水道等の水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事にあたり残留塩素の量を確認するなど誤接合防止のための対応について再度徹底するとともに、様々な機会において指定給水装置工事事業者に対して、誤接合防止のための適切な施工及び確認について周知徹底を図るようお願いする。

④ 給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について

平成 8 年の水道法改正により、指定工事店制度とともに給水装置工事主任技術者の国家資格が創設された。平成 11 年 8 月 24 日付け「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」においては、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが大きい場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には返納命令を行うこととし、また、水道法違反の事実は明白であるが、処分基準に該当しない場合には、再発防止の観点から文書による警告を行うこととしている。

返納命令及び警告事案の把握には、水道事業者の協力が不可欠であるので、適切に報告いただく等の対応をお願いしたい。

なお、平成 26 年度の違反行為の報告件数は 5 件 (H27. 2. 27 現在) であり、全てが無届工事に係るものである。そのうち 1 件は 2 回目の報告であり、故意に違反を繰り返したものとして厚生労働大臣から免状の返納命令とし、残り 4 件は水道課長からの文書による警告としている。

⑤ 給水装置工事の技術力の確保について

水道法施行規則第 36 条第 2 項において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成 20 年 3 月 21 日健水発第 03210001 号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言、指導をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、平成 23 年 8 月の事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取組をお願いする。

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8_0830_tuchil.pdf)

⑥ 鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚

生労働省では、平成 19 年 12 月 21 日付で「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しているところである。

平成 24 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 6,310 km、使用戸数が約 371 万件（平成 24 年度水道統計より）で減少は図られているものの近年は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、個別に広報することや布設替計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、布設替えが完了するまでの間は、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。広報に当たっては、これら対策の実施の必要性について需要者に理解いただくため、丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査を実施するなどの対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メータまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kyusui/01a.html>)

(10) 適正な工事等の実施

① 平成 27 年度水道施設整備費に係る歩掛表の改定概要について

これまで水道施設整備費国庫補助事業に係る補助金の申請に適用していた「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」は、平成 27 年度から生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設に係る事業に限る）の申請にも適用することとし、名称を「水道施設整備費に係る歩掛表」に変更する予定である。

平成 27 年度の改定は、開削工事及び小口径推進工事の現場管理費率について上方修正を行うほか、主に以下の項目を予定している。

- ダクタイル铸铁管に関するもの（S50 形、GX φ400 mmに関する追加等）
- その他歩掛、通水試験工に係るもの（呼び径追加）
- その他歩掛、既設管内配管工に係るもの（諸雑費、損料率の改定）
- 参考歩掛、水道管挿入工事に係るもの（各種改定）
- 参考歩掛、飲料水供給施設工に係るもの（サドル分水建込み、量水器取付の改定）
- 配水管設計歩掛、構造物設計歩掛及び耐震補強設計歩掛に係るもの（既設管内配管工、ポンプ場実施設計等の改定）

② 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の一部改正について

平成 26 年 6 月に一部改正された品確法が施行され、その目的はインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保とし、基本理念に、適切な維持管理の実施、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮、ダンピング受注の防止、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金・安全衛生等の労働環境改善のなどが追加されている。

品確法の理念を現場で実現するために、国と地方公共団体は相互に緊密な連携を図りながら協力することとされ、また、平成 27 年 1 月 30 日に国土交通省において「発注関係事務の運用に関する指針」を取りまとめたところである。指針においては、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等、適切な設計変更、発注者間の連携体制の構築を必ず実施すべき事項として定めている。また、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど

の地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができるとする方式を活用するなど、工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用や、発注や施工時期の平準化等についても実施に努めることとされているので留意されたい。

各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施と多様な入札契約制度の導入活用を行うようお願いする。

（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000089.html

（11）環境・エネルギー対策

① 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進について（資料 P45 参照）

水道事業は、全国の電力の 0.8%を消費（平成 24 年度水道統計）するエネルギー消費（CO₂ 排出）産業の側面も有している一方で、省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量は近年横這いにあり、再生可能エネルギー利用事業者の割合もほぼ横這いで推移しており、今後もエネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進が求められている。

水道事業における対策促進施策としては、平成 25 年度より環境省と連携して「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」に対する財政支援を行っており、これまで小水力発電設備やインバータ設備の導入等の事業が採択されているところである。平成 27 年度も引き続き事業が行われる予定であるため、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。また、平成 27 年度においては、環境省との新規連携事業として、水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギーについて調査を行い、小水力発電導入の有望箇所の抽出・整理を行う調査事業を実施予定である。本事業では、水道施設に関するアンケート調査等を予定しており、関係者の皆様には本調査へのご協力をお願いしたい。

なお、エネルギー対策設備の導入に際しては、平成 21 年 7 月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」を参考に取組をお願いしたい。当該手引き書では、環境対策の具体例の記載の充実を図るとともに、水道事業者が環境・エネルギー対策を具体化していく環境計画の策定、進行管理に関する内容も盛り込んでいる。また厚生労働省のHPでは、この環境計画策定に係る作成支援ファイルを提供しているので、これらを参考に各水道事業者等においては積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

（「水道事業における環境対策の手引書（改訂版）」）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/kankyoku/090729-1.html>

② 省エネ法に基づく報告について（資料 P46 参照）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「省エネ法」という。）が平成 20 年 5 月 30 日に改正され、平成 22 年 4 月 1 日から、エネルギー管理の単位の事業所単位から事業者単位への変更が施行されている。

各水道事業者等においては、自己の管理する各浄水場等の水道施設のエネルギー消

費量の把握を行い、その合算値が省エネ法上の特定事業者の要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl/年以上）に該当するか確認し、該当する場合は毎年度 7 月末日までに、省エネ法に基づく「中長期計画書」及び「定期報告書」を厚生労働省の地方厚生（支）局及び各地方経済産業局に提出するようお願いする。

なお、省エネ法の改正（平成 25 年 5 月 31 日公布）により、定期報告書の様式が一部変更されているため、注意願いたい。

③ フロン排出抑制法に基づく報告について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、平成25年6月に改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という）が公布された。また、平成27年1月30日には、フロン排出抑制法の施行日を平成27年4月1日とする政令が公布された。

改正によって、規制対象が広がり、業務用冷凍空調機器の管理者（所有者、使用者等）について、管理者の判断の基準の遵守（機器の点検等）、フロン類の算定漏えい量の報告（1年間のフロン類漏えい量が事業者全体で1000トン（二酸化炭素換算量）以上の場合）等の義務が新たに適用される。

④ 「京都議定書目標達成計画」について（資料 P47 参照）

我が国では、京都議定書の 6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、平成 20 年 3 月に「京都議定書目標達成計画」（以下「目達計画」という。）の全部改定が閣議決定された。

改定後の目達計画では、水道事業について、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策の実施を推進していくことが位置付けられた。また、実態調査に基づき、水道事業者等の第 1 約束期間における排出削減見込み量が全国で約 35～37 万 t-CO₂/年と設定された。目達計画では対策の進捗状況等の定期的な報告や着実な実施の担保が求められることとなっており、厚生労働省では、第 1 約束期間のスタートした平成 20 年度より、毎年度全国の事業者を対象とした実態調査を行っている。実態調査の結果、毎年 35～40 万 t-CO₂の排出削減を達成できていることが確認できた。

平成 24 年には第 1 約束期間が終了し、現在は排出削減量の目標について検討している。

⑤ 廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、平成 24 年度水道統計によると上水道事業及び水道用水供給事業全体で 55.0%となっている。各水道事業者等及び各都道府県においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組をお願いする。

水道事業における耐震化の状況（平成 25 年度）

水道施設の耐震化の状況は、基幹的な水道管の耐震適合率が 34.8%、浄水施設の耐震化率が 22.1%、また配水池の耐震化率が 47.1%となっており、依然として低い状況にあります。

厚生労働省では、水道事業者等に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化率等の向上を図ります。

I 調査結果の概要

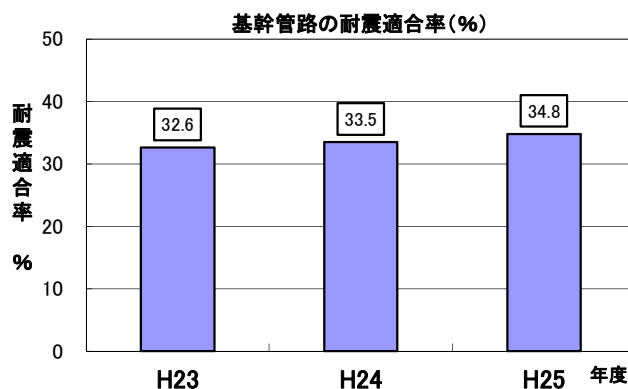
厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から、全国の水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査しています。

平成 25 年度末時点の調査結果がまとまりましたので、公表します。

① 基幹管路の耐震化状況

導水管や送水管など、「基幹管路」（＜補足説明 1＞参照）と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で 34.8%であり、昨年度（33.5%）から 1.3 ポイント上昇した。都道府県別に見ると、神奈川県 62.5%、愛知県 53.5%に対し、長崎県 21.8%、和歌山県 22.1%などとなっている（P4＜別紙 1＞1-1 参照）。また、水道事業体別（自治体、一部事務組合など）でも進み具合に大きな開きがある状況となっている（P5～15＜別紙 1＞1-2、1-3 参照）。

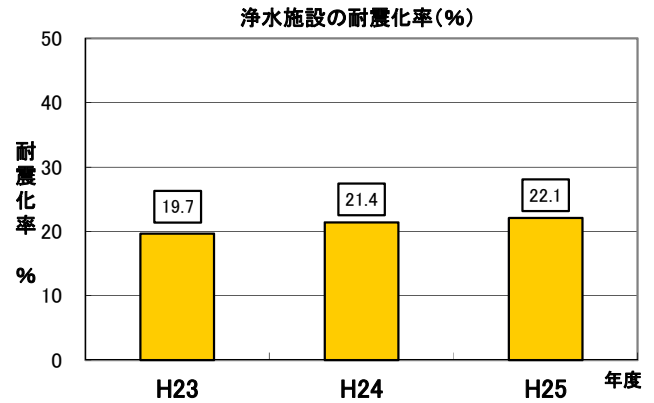
	基幹管路の 総延長 A(km)	耐震適合性の ある管の延長 B(km)	耐震 適合率 B/A(%)
H23 年度	97,041	31,647	32.6
H24 年度	98,058	32,848	33.5
H25 年度	96,816	33,692	34.8



② 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は22.1%で、昨年度（21.4%）から0.7ポイント上昇した。
 浄水施設は施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路や配水池に
 比べ耐震化が進んでいない状況となっている（P16＜別紙2＞参照）。

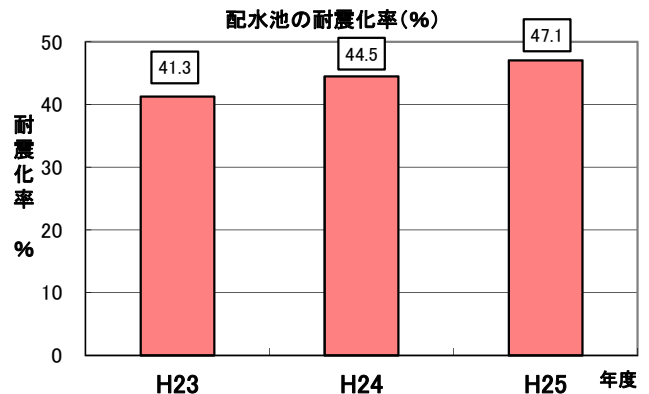
	全施設能力 A(千m ³ /日)	耐震化能力 B(千m ³ /日)	耐震化率 B/A(%)
H23 年度	70,232	13,801	19.7
H24 年度	69,925	14,970	21.4
H25 年度	69,306	15,289	22.1



③ 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は47.1%で、昨年度（44.5%）から2.6ポイント上昇した。
 浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、個々の配水池毎に改修が行いやすいため
 と考えられる（P17＜別紙3＞参照）。

	全施設容量 A(千m ³)	耐震化容量 B(千m ³)	耐震化率 B/A(%)
H23 年度	39,768	16,416	41.3
H24 年度	39,756	17,674	44.5
H25 年度	40,045	18,861	47.1

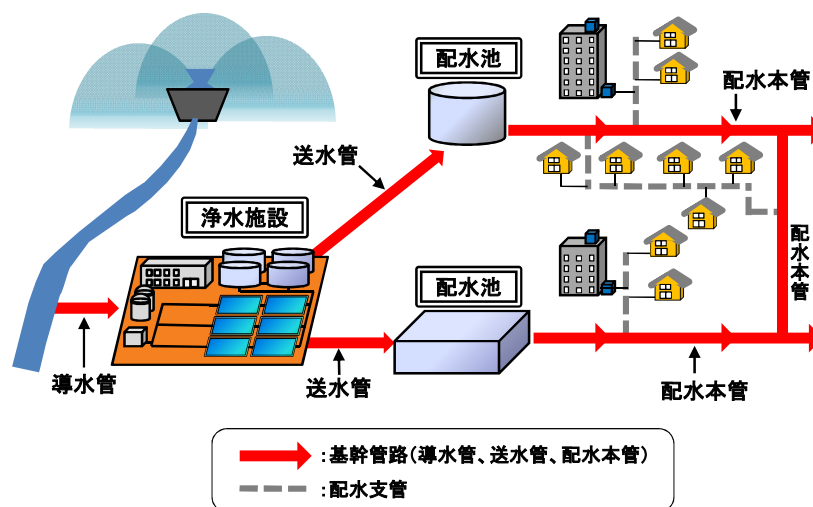


Ⅱ 今後の取り組み

国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に
 対し、水道も含めた強靱な国づくりに関する取り組みとして、国土強靱化基本計画及
 び国土強靱化アクションプラン2014を策定し、水道施設については、基幹管路の
 耐震適合率を平成34年度末までに50%以上に引き上げる目標を掲げています。

厚生労働省としても、今後、水道事業者における耐震化の取り組みを支援するため、
 耐震化計画の策定指針の見直しの作業を行うとともに、その普及に努めます。

<補足説明 1> 一般的な水道施設の説明



注) 上水道事業の中には、水道用水供給事業から全量を受水して基幹管路を持たない事業もある。

<補足説明 2> 基幹管路における耐震管及び耐震適合性のある管について

管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が布設された地盤の性状（例えば軟弱地盤、液状化しやすい埋立地など）によって、その耐震性が大きく左右される。

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のことをいう。それに対して、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管等があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」と呼んでいる。

<参考> 水道耐震化への支援策

○財政的支援 ～ 国庫補助による建設事業費の負担軽減

- ・平成 26 年度水道施設整備費補助 254 億円の内数、補助率 1/3～1/2

○技術的支援 ～ 計画的な耐震化実施のための手引き書等の整備

- ・「水道の耐震化計画等策定指針」(H20.3 厚生労働省) ※今年度見直し。
- ・「管路の耐震化に関する検討報告書」(H26.6 厚生労働省)
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」(H21.7 厚生労働省)
- ・「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」(H25.6 厚生労働省)
- ・「水道施設耐震工法指針・解説 2009」(日本水道協会) ほか

○その他 ～ 水道関係団体と連携して「水道耐震化推進プロジェクト」を設立

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-1都道府県別一覧表(基幹管路) ※1

都道府県名	平成25年度					(参考)H24年度		耐震適合率 の増減 ※2 (H25-H24)
	総延長	耐震適合性の ある管の延長		耐震適合率	耐震化率	耐震適合率	耐震化率	
		(km)	耐震管の 延長 (km)					
	(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)	②		①－②
北海道	5,179.3	2,068.9	1,248.0	39.9%	24.1%	35.6%	20.7%	4.4%
青森県	1,131.7	532.1	416.8	47.0%	36.8%	53.8%	41.5%	－6.8%
岩手県	1,282.5	574.9	241.7	44.8%	18.8%	43.2%	18.9%	1.6%
宮城県	1,946.9	904.3	592.7	46.4%	30.4%	46.5%	30.4%	－0.1%
秋田県	2,456.6	574.3	386.5	23.4%	15.7%	23.2%	14.7%	0.2%
山形県	1,118.7	458.0	354.8	40.9%	31.7%	39.6%	31.0%	1.4%
福島県	1,859.4	823.7	282.2	44.3%	15.2%	40.4%	14.3%	3.9%
茨城県	2,282.2	723.9	309.6	31.7%	13.6%	32.9%	10.1%	－1.1%
栃木県	1,680.6	512.8	114.3	30.5%	6.8%	30.1%	6.5%	0.4%
群馬県	1,783.7	731.3	117.6	41.0%	6.6%	41.0%	6.3%	0.0%
埼玉県	4,061.4	1,448.0	1,044.3	35.7%	25.7%	32.4%	21.0%	3.2%
千葉県	2,296.2	1,199.0	620.3	52.2%	27.0%	51.8%	25.7%	0.4%
東京都	3,355.3	1,239.4	1,222.5	36.9%	36.4%	36.0%	35.4%	1.0%
神奈川県	3,187.9	1,991.4	1,601.4	62.5%	50.2%	61.4%	49.6%	1.0%
新潟県	2,762.4	847.9	552.0	30.7%	20.0%	30.2%	18.6%	0.5%
富山県	700.6	246.6	239.2	35.2%	34.1%	34.3%	33.3%	0.9%
石川県	1,023.7	386.6	329.0	37.8%	32.1%	36.1%	29.8%	1.7%
福井県	1,509.6	471.1	155.9	31.2%	10.3%	30.7%	9.7%	0.5%
山梨県	1,143.4	347.2	106.9	30.4%	9.3%	29.1%	8.1%	1.3%
長野県	2,294.8	714.0	402.2	31.1%	17.5%	24.0%	14.3%	7.1%
岐阜県	2,858.2	1,037.3	536.3	36.3%	18.8%	34.6%	17.5%	1.6%
静岡県	3,699.2	1,239.4	816.1	33.5%	22.1%	32.5%	21.0%	1.0%
愛知県	3,684.6	1,970.2	1,383.9	53.5%	37.6%	53.0%	36.9%	0.5%
三重県	3,079.7	739.8	346.0	24.0%	11.2%	26.2%	9.9%	－2.2%
滋賀県	1,228.8	332.3	249.1	27.0%	20.3%	26.5%	19.6%	0.6%
京都府	1,330.6	405.8	368.0	30.5%	27.7%	29.4%	26.2%	1.1%
大阪府	2,853.4	929.9	798.2	32.6%	28.0%	32.0%	27.5%	0.6%
兵庫県	5,622.3	2,156.7	1,354.3	38.4%	24.1%	40.8%	23.5%	－2.4%
奈良県	2,029.2	697.8	400.8	34.4%	19.8%	34.0%	20.1%	0.3%
和歌山県	1,585.1	350.5	189.8	22.1%	12.0%	21.1%	10.4%	1.0%
鳥取県	399.1	100.0	100.0	25.1%	25.1%	24.2%	24.2%	0.9%
島根県	897.8	284.1	158.7	31.6%	17.7%	29.7%	16.7%	1.9%
岡山県	1,996.9	484.7	330.6	24.3%	16.6%	24.0%	16.2%	0.2%
広島県	2,317.3	673.2	655.6	29.1%	28.3%	25.7%	25.3%	3.3%
山口県	967.9	280.1	191.3	28.9%	19.8%	27.0%	19.1%	1.9%
徳島県	902.4	210.1	157.0	23.3%	17.4%	22.2%	16.0%	1.0%
香川県	1,272.3	459.7	180.7	36.1%	14.2%	34.6%	12.5%	1.5%
愛媛県	1,356.5	314.4	180.3	23.2%	13.3%	21.0%	12.3%	2.2%
高知県	386.4	118.8	80.2	30.7%	20.8%	38.7%	18.2%	－8.0%
福岡県	4,475.3	1,492.5	599.4	33.4%	13.4%	31.2%	11.6%	2.1%
佐賀県	1,267.2	324.2	195.7	25.6%	15.4%	24.4%	14.5%	1.2%
長崎県	2,128.4	463.2	228.1	21.8%	10.7%	20.9%	9.8%	0.8%
熊本県	1,697.5	421.0	288.0	24.8%	17.0%	22.4%	14.7%	2.4%
大分県	635.6	195.9	112.1	30.8%	17.6%	30.2%	17.1%	0.6%
宮崎県	1,022.6	276.8	190.0	27.1%	18.6%	21.4%	12.7%	5.6%
鹿児島県	2,260.1	533.5	237.0	23.6%	10.5%	20.3%	9.3%	3.3%
沖縄県	1,804.2	404.5	276.6	22.4%	15.3%	21.0%	14.3%	1.4%
合 計	96,815.6	33,691.7	20,941.6	34.8%	21.6%	33.5%	20.1%	1.3%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く)及び用水供給事業が有している基幹管路の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震適合率が昨年度に比べ減少した主な理由は、地盤等の管路の布設条件を勘案して耐震適合性の判断基準を厳密化したこと、集計ミスの修正等による。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
1	北海道	函館市	150,731	81,811	58,567	54.3	38.9
2	北海道	岩見沢市	134,751	16,073	16,073	11.9	11.9
3	北海道	小樽市	121,387	28,041	28,041	23.1	23.1
4	北海道	室蘭市	81,936	47,368	47,368	57.8	57.8
5	北海道	稚内市	79,003	40,394	40,394	51.1	51.1
6	北海道	釧路市	95,506	34,756	34,756	36.4	36.4
7	北海道	札幌市	478,794	176,855	176,855	36.9	36.9
8	北海道	旭川市	121,998	75,130	7,595	61.6	6.2
9	北海道	苫小牧市	92,867	55,470	55,470	59.7	59.7
10	北海道	北見市(北見)	292,177	69,498	30,777	23.8	10.5
11	北海道	帯広市	119,504	42,624	25,796	35.7	21.6
12	北海道	千歳市	62,614	28,327	13,512	45.2	21.6
13	北海道	江別市	104,129	37,257	9,216	35.8	8.9
14	北海道	三笠市	4,683	3,738	3,362	79.8	71.8
15	北海道	登別市	5,916	1,418	749	24.0	12.7
16	北海道	恵庭市	34,182	22,346	3,394	65.4	9.9
17	北海道	北広島市	64,314	17,376	17,376	27.0	27.0
18	北海道	石狩市	58,311	56,355	37,657	96.6	64.6
19	北海道	中空知広域水道企業団	40,019	40,019	7,835	100.0	19.6
20	青森県	弘前市	57,492	38,020	20,803	66.1	36.2
21	青森県	八戸圏域水道企業団	268,585	191,484	191,484	71.3	71.3
22	青森県	五所川原市	27,468	11,676	11,676	42.5	42.5
23	青森県	青森市	122,472	72,399	33,327	59.1	27.2
24	岩手県	盛岡市	125,479	84,894	36,440	67.7	29.0
25	岩手県	一関市(一関)	59,076	23,066	23,066	39.0	39.0
26	岩手県	奥州市	179,680	48,688	36,204	27.1	20.1
27	宮城県	塩竈市	53,370	33,343	31,310	62.5	58.7
28	宮城県	仙台市	465,575	340,679	213,363	73.2	45.8
29	宮城県	気仙沼市	96,611	8,468	8,468	8.8	8.8
30	宮城県	多賀城市	24,655	4,459	4,459	18.1	18.1
31	宮城県	岩沼市	44,703	31,230	21,878	69.9	48.9
32	宮城県	名取市	28,551	15,739	15,739	55.1	55.1
33	宮城県	石巻地方広域水道企業団	189,289	51,431	51,431	27.2	27.2
34	宮城県	登米市	49,990	36,985	16,464	74.0	32.9
35	宮城県	栗原市(栗原)	35,433	7,011	7,011	19.8	19.8
36	宮城県	大崎市	97,842	16,250	16,250	16.6	16.6
37	秋田県	秋田市	250,037	119,299	119,299	47.7	47.7
38	秋田県	由利本荘市	93,624	15,501	15,501	16.6	16.6
39	秋田県	横手市	147,823	41,927	41,927	28.4	28.4
40	秋田県	大館市(大館)	45,148	38,343	9,921	84.9	22.0
41	山形県	山形市	111,706	52,318	52,318	46.8	46.8
42	山形県	天童市	28,593	12,108	9,312	42.3	32.6
43	山形県	米沢市	68,215	11,282	11,282	16.5	16.5
44	山形県	酒田市	67,223	37,240	37,240	55.4	55.4
45	山形県	鶴岡市	156,816	33,599	33,599	21.4	21.4
46	福島県	郡山市	121,607	81,695	76,805	67.2	63.2
47	福島県	いわき市	215,773	80,751	80,751	37.4	37.4
48	福島県	福島市	117,859	103,161	10,546	87.5	8.9
49	福島県	会津若松市	50,514	17,570	15,145	34.8	30.0
50	福島県	須賀川市	52,496	22,383	1,981	42.6	3.8
51	福島県	白河市	17,731	12,191	1,404	68.8	7.9
52	福島県	伊達市	91,492	74,707	3,787	81.7	4.1

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(m)	(m)	(m)	(%)	(%)
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
53	福島県	相馬地方広域水道企業団	36,478	22,136	385	60.7	1.1
54	福島県	双葉地方水道企業団	63,316	41,028	9,120	64.8	14.4
55	茨城県	水戸市	159,072	62,667	29,167	39.4	18.3
56	茨城県	日立市	56,873	28,569	28,569	50.2	50.2
57	茨城県	ひたちなか市	45,764	38,088	7,773	83.2	17.0
58	茨城県	土浦市	41,870	8,348	8,348	19.9	19.9
59	茨城県	古河市	33,364	11,069	11,069	33.2	33.2
60	茨城県	結城市	6,242	1,913	11	30.6	0.2
61	茨城県	茨城県南水道企業団	3,504	965	0	27.5	0.0
62	茨城県	湖北水道企業団	21,052	7,837	1,759	37.2	8.4
63	茨城県	那珂市	7,288	913	913	12.5	12.5
64	茨城県	つくば市	33,481	17,938	17,938	53.6	53.6
65	茨城県	守谷市	17,905	3,709	3,709	20.7	20.7
66	茨城県	神栖市	0	0	0	0.0	0.0
67	茨城県	常総市	16,224	894	858	5.5	5.3
68	茨城県	筑西市	18,536	7,388	557	39.9	3.0
69	茨城県	笠間市	20,885	721	0	3.5	0.0
70	栃木県	宇都宮市	155,078	75,878	10,565	48.9	6.8
71	栃木県	日光市(今市)	90,298	28,944	881	32.1	1.0
72	栃木県	鹿沼市	84,882	19,053	4,972	22.4	5.9
73	栃木県	佐野市	32,124	7,192	4,474	22.4	13.9
74	栃木県	小山市	46,639	27,971	0	60.0	0.0
75	栃木県	真岡市(真岡)	19,358	13,237	958	68.4	4.9
76	栃木県	大田原市	48,068	13,410	1,245	27.9	2.6
77	栃木県	芳賀中部上水道企業団	33,339	32,908	262	98.7	0.8
78	栃木県	那須塩原市	122,316	26,527	22,588	21.7	18.5
79	群馬県	高崎市	247,122	112,616	5,001	45.6	2.0
80	群馬県	前橋市	197,026	89,669	2,427	45.5	1.2
81	群馬県	桐生市	63,571	33,843	3,642	53.2	5.7
82	群馬県	太田市	133,841	65,573	34,176	49.0	25.5
83	群馬県	伊勢崎市	87,688	46,800	5,090	53.4	5.8
84	群馬県	館林市	30,290	21,575	4,368	71.2	14.4
85	群馬県	安中市	18,951	14,377	0	75.9	0.0
86	群馬県	富岡市	45,251	22,147	1,877	48.9	4.1
87	群馬県	藤岡市	28,188	16,023	116	56.8	0.4
88	群馬県	みどり市	27,447	17,605	4,089	64.1	14.9
89	群馬県	渋川市	62,637	7,323	0	11.7	0.0
90	埼玉県	秩父市	156,979	88,782	9,388	56.6	6.0
91	埼玉県	深谷市	84,689	24,203	24,203	28.6	28.6
92	埼玉県	飯能市	41,475	9,262	6,561	22.3	15.8
93	埼玉県	さいたま市	195,576	143,422	72,427	73.3	37.0
94	埼玉県	所沢市	77,978	53,706	53,706	68.9	68.9
95	埼玉県	川口市	132,363	85,753	85,753	64.8	64.8
96	埼玉県	川越市	65,424	27,024	9,495	41.3	14.5
97	埼玉県	戸田市	12,876	6,423	6,423	49.9	49.9
98	埼玉県	入間市	111,004	39,621	5,981	35.7	5.4
99	埼玉県	羽生市	306,584	186,742	112,437	60.9	36.7
100	埼玉県	草加市	24,797	11,593	11,593	46.8	46.8
101	埼玉県	行田市	27,772	4,728	1,128	17.0	4.1
102	埼玉県	志木市	12,086	3,690	1,953	30.5	16.2
103	埼玉県	蕨市	7,189	6,484	6,484	90.2	90.2
104	埼玉県	狭山市	81,449	34,113	8,432	41.9	10.4

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(m)	(m)	(m)	(%)	(%)
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
105	埼玉県	春日部市	64,649	18,799	18,799	29.1	29.1
106	埼玉県	本庄市	50,899	9,578	959	18.8	1.9
107	埼玉県	幸手市	34,293	4,010	4,010	11.7	11.7
108	埼玉県	久喜市	66,599	16,312	16,312	24.5	24.5
109	埼玉県	鴻巣市	24,213	18,718	1,184	77.3	4.9
110	埼玉県	白岡市	11,588	1,323	1,323	11.4	11.4
111	埼玉県	吉川市	12,654	6,110	6,110	48.3	48.3
112	埼玉県	越谷・松伏水道企業団	80,552	21,619	21,619	26.8	26.8
113	埼玉県	和光市	8,483	3,824	2,190	45.1	25.8
114	埼玉県	上尾市	44,845	17,198	17,198	38.3	38.3
115	埼玉県	新座市	29,058	7,171	4,475	24.7	15.4
116	埼玉県	ふじみ野市	13,845	8,388	8,388	60.6	60.6
117	埼玉県	朝霞市	53,492	10,780	3,593	20.2	6.7
118	埼玉県	東松山市	48,016	22,169	22,169	46.2	46.2
119	埼玉県	桶川北本水道企業団	72,895	26,761	26,761	36.7	36.7
120	埼玉県	富士見市	29,902	12,358	12,358	41.3	41.3
121	埼玉県	熊谷市	65,504	16,838	10,553	25.7	16.1
122	埼玉県	蓮田市	16,495	4,863	4,863	29.5	29.5
123	埼玉県	三郷市	27,928	7,451	7,451	26.7	26.7
124	埼玉県	八潮市	23,097	5,000	5,000	21.6	21.6
125	埼玉県	坂戸・鶴ヶ島水道企業団	29,722	15,986	13,316	53.8	44.8
126	埼玉県	日高市	22,841	8,893	5,305	38.9	23.2
127	埼玉県	加須市	294,579	59,892	24,096	20.3	8.2
128	千葉県	千葉県	669,743	352,303	205,526	52.6	30.7
129	千葉県	千葉市	25,495	16,691	10,663	65.5	41.8
130	千葉県	松戸市	34,332	15,640	5,179	45.6	15.1
131	千葉県	習志野市	26,018	11,370	2,245	43.7	8.6
132	千葉県	野田市	6,804	4,508	0	66.3	0.0
133	千葉県	柏市	55,658	15,256	15,256	27.4	27.4
134	千葉県	流山市	43,137	17,137	14,309	39.7	33.2
135	千葉県	八千代市	55,029	32,767	24,449	59.5	44.4
136	千葉県	我孫子市	33,271	15,320	3,641	46.0	10.9
137	千葉県	木更津市	116,207	16,179	16,179	13.9	13.9
138	千葉県	君津市	70,026	10,157	5,696	14.5	8.1
139	千葉県	袖ヶ浦市	19,411	6,303	3,165	32.5	16.3
140	千葉県	成田市	27,123	20,762	20,731	76.5	76.4
141	千葉県	佐倉市	49,081	24,230	24,230	49.4	49.4
142	千葉県	四街道市	25,797	12,946	4,097	50.2	15.9
143	千葉県	富里市	8,430	6,143	580	72.9	6.9
144	千葉県	銚子市	38,828	21,059	21,059	54.2	54.2
145	千葉県	旭市	2,075	196	196	9.4	9.4
146	千葉県	山武郡市広域水道企業団	50,697	26,681	9,353	52.6	18.4
147	千葉県	長生郡市広域市町村圏組	67,640	16,091	1,924	23.8	2.8
148	千葉県	三芳水道企業団	13,462	80	80	0.6	0.6
149	東京都	東京都	3,219,779	1,200,487	1,200,487	37.3	37.3
150	神奈川県	横浜市	1,026,414	660,465	529,497	64.3	51.6
151	神奈川県	横須賀市	309,824	215,136	190,151	69.4	61.4
152	神奈川県	川崎市	321,576	263,634	242,055	82.0	75.3
153	神奈川県	小田原市	49,365	25,481	25,481	51.6	51.6
154	神奈川県	神奈川県	644,790	402,036	366,333	62.4	56.8
155	神奈川県	三浦市	34,060	33,196	33,196	97.5	97.5
156	神奈川県	座間市	327,747	96,695	36,480	29.5	11.1

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度					
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合	
				(m)	(m)			耐震管の延長 (m)
157	神奈川県	秦野市	60,370	17,263	8,451	28.6	14.0	
158	新潟県	新潟市	317,867	148,143	104,516	46.6	32.9	
159	新潟県	長岡市	666,781	105,321	105,321	15.8	15.8	
160	新潟県	三条市	63,002	5,364	5,364	8.5	8.5	
161	新潟県	柏崎市	55,195	37,723	29,102	68.3	52.7	
162	新潟県	新発田市	39,111	9,241	9,241	23.6	23.6	
163	新潟県	燕市(燕)	19,975	14,700	12,889	73.6	64.5	
164	新潟県	見附市	10,907	558	558	5.1	5.1	
165	新潟県	上越市	350,234	115,530	115,530	33.0	33.0	
166	新潟県	阿賀野市	32,514	31,172	5,966	95.9	18.3	
167	新潟県	南魚沼市	87,903	6,708	6,708	7.6	7.6	
168	富山県	高岡市	98,044	30,535	29,374	31.1	30.0	
169	富山県	射水市	74,793	58,213	58,213	77.8	77.8	
170	富山県	富山市	211,142	61,086	61,086	28.9	28.9	
171	富山県	南砺市	39,336	18,025	18,025	45.8	45.8	
172	石川県	金沢市	230,033	125,717	104,247	54.7	45.3	
173	石川県	小松市	61,684	18,047	18,047	29.3	29.3	
174	石川県	七尾市	50,025	12,749	12,749	25.5	25.5	
175	石川県	加賀市	110,798	18,747	18,747	16.9	16.9	
176	石川県	野々市市	17,193	13,504	9,265	78.5	53.9	
177	石川県	白山市	15,442	3,336	2,821	21.6	18.3	
178	福井県	福井市	199,135	48,436	48,436	24.3	24.3	
179	福井県	鯖江市	39,068	7,972	7,972	20.4	20.4	
180	福井県	越前市	41,041	13,950	13,950	34.0	34.0	
181	福井県	坂井市	73,907	42,594	13,140	57.6	17.8	
182	山梨県	甲府市	80,697	22,001	10,899	27.3	13.5	
183	山梨県	南アルプス市	172,653	42,061	20,445	24.4	11.8	
184	山梨県	笛吹市	319,830	19,317	19,048	6.0	6.0	
185	長野県	長野市	217,165	73,062	73,062	33.6	33.6	
186	長野県	上田市(上田)	52,187	5,426	1,348	10.4	2.6	
187	長野県	松本市(松本)	73,848	8,624	1,703	11.7	2.3	
188	長野県	須坂市	61,577	2,972	906	4.8	1.5	
189	長野県	岡谷市	20,530	1,552	431	7.6	2.1	
190	長野県	伊那市	64,100	36,260	3,196	56.6	5.0	
191	長野県	塩尻市	71,824	27,975	4,961	38.9	6.9	
192	長野県	長野県	161,207	133,064	61,741	82.5	38.3	
193	長野県	飯田市	118,067	21,610	3,236	18.3	2.7	
194	岐阜県	多治見市	33,120	22,078	7,275	66.7	22.0	
195	岐阜県	岐阜市	126,356	73,590	53,653	58.2	42.5	
196	岐阜県	高山市	54,702	16,677	5,849	30.5	10.7	
197	岐阜県	中津川市	23,976	9,070	9,070	37.8	37.8	
198	岐阜県	土岐市	59,813	36,432	36,432	60.9	60.9	
199	岐阜県	美濃加茂市	13,984	8,845	3,216	63.3	23.0	
200	岐阜県	可児市	78,894	27,681	8,452	35.1	10.7	
201	静岡県	掛川市	88,702	35,005	17,780	39.5	20.0	
202	静岡県	伊東市	79,131	18,918	18,918	23.9	23.9	
203	静岡県	浜松市	249,450	135,418	75,220	54.3	30.2	
204	静岡県	静岡市	296,732	101,475	101,475	34.2	34.2	
205	静岡県	富士富市	167,635	64,320	40,149	38.4	24.0	
206	静岡県	沼津市	65,974	19,846	9,471	30.1	14.4	
207	静岡県	三島市	27,644	16,275	1,582	58.9	5.7	
208	静岡県	焼津市	42,508	5,975	5,975	14.1	14.1	

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
209	静岡県	島田市	22,215	5,091	2,133	22.9	9.6
210	静岡県	磐田市	43,329	25,852	16,602	59.7	38.3
211	静岡県	藤枝市	86,534	14,635	14,635	16.9	16.9
212	静岡県	袋井市	204,429	71,463	71,463	35.0	35.0
213	愛知県	名古屋市	571,503	421,416	177,405	73.7	31.0
214	愛知県	豊橋市	115,845	23,880	23,880	20.6	20.6
215	愛知県	半田市	46,249	23,158	23,158	50.1	50.1
216	愛知県	瀬戸市	28,732	16,192	11,283	56.4	39.3
217	愛知県	岡崎市	167,035	80,056	49,479	47.9	29.6
218	愛知県	犬山市	22,489	9,732	2,370	43.3	10.5
219	愛知県	一宮市	58,818	14,288	14,288	24.3	24.3
220	愛知県	蒲郡市	57,189	15,589	14,765	27.3	25.8
221	愛知県	豊川市	73,092	37,278	32,391	51.0	44.3
222	愛知県	津島市	10,206	3,365	2,500	33.0	24.5
223	愛知県	豊田市	193,232	93,829	26,197	48.6	13.6
224	愛知県	安城市	50,866	26,453	13,917	52.0	27.4
225	愛知県	春日井市	96,630	66,660	26,459	69.0	27.4
226	愛知県	碧南市	18,200	10,207	10,207	56.1	56.1
227	愛知県	刈谷市	56,284	25,822	25,822	45.9	45.9
228	愛知県	常滑市	66,466	26,657	26,657	40.1	40.1
229	愛知県	東海市	69,048	29,091	15,692	42.1	22.7
230	愛知県	知多市	74,219	31,308	7,149	42.2	9.6
231	愛知県	東浦町	25,841	25,708	4,033	99.5	15.6
232	愛知県	尾張旭市	37,820	21,239	8,192	56.2	21.7
233	愛知県	海部南部水道企業団	104,161	21,763	21,763	20.9	20.9
234	愛知県	大府市	33,770	22,448	8,250	66.5	24.4
235	愛知県	知立市	11,915	2,366	2,366	19.9	19.9
236	愛知県	小牧市	82,563	63,741	35,932	77.2	43.5
237	愛知県	田原市	123,049	33,003	18,611	26.8	15.1
238	愛知県	北名古屋水道企業団	30,934	2,371	2,371	7.7	7.7
239	愛知県	岩倉市	14,803	1,697	1,697	11.5	11.5
240	愛知県	稲沢市	50,299	32,581	32,581	64.8	64.8
241	愛知県	丹羽広域事務組合	8,561	2,430	2,430	28.4	28.4
242	愛知県	西尾市	58,892	18,206	18,206	30.9	30.9
243	愛知県	江南市	57,659	600	600	1.0	1.0
244	愛知県	愛知中部水道企業団	132,068	41,717	41,717	31.6	31.6
245	三重県	桑名市	95,821	16,326	16,326	17.0	17.0
246	三重県	津市	134,074	10,803	8,173	8.1	6.1
247	三重県	四日市市	233,554	95,874	31,634	41.1	13.5
248	三重県	伊賀市	208,160	63,578	15,710	30.5	7.5
249	三重県	松阪市	72,351	19,239	6,448	26.6	8.9
250	三重県	伊勢市	72,109	19,744	19,744	27.4	27.4
251	三重県	鈴鹿市	96,339	37,785	37,785	39.2	39.2
252	三重県	名張市	78,253	43,472	8,354	55.6	10.7
253	三重県	志摩市	144,053	36,506	19,576	25.3	13.6
254	滋賀県	大津市	94,573	44,386	26,903	46.9	28.4
255	滋賀県	甲賀市	67,662	10,119	10,119	15.0	15.0
256	滋賀県	彦根市	43,742	10,519	10,519	24.0	24.0
257	滋賀県	草津市	113,290	27,868	25,060	24.6	22.1
258	滋賀県	栗東市	109,112	31,885	17,535	29.2	16.1
259	滋賀県	長浜水道企業団(長浜)	46,122	11,611	5,896	25.2	12.8
260	滋賀県	湖南市	45,256	2,824	2,824	6.2	6.2

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
261	滋賀県	野洲市	6,388	4,875	2,368	76.3	37.1
262	滋賀県	守山市	10,658	9,560	6,263	89.7	58.8
263	滋賀県	東近江市	25,080	14,619	14,619	58.3	58.3
264	滋賀県	近江八幡市	20,931	7,438	1,410	35.5	6.7
265	京都府	京都市	419,760	123,038	123,038	29.3	29.3
266	京都府	長岡京市	50,498	23,527	15,624	46.6	30.9
267	京都府	向日市	16,847	3,057	592	18.1	3.5
268	京都府	宇治市	59,600	11,488	2,621	19.3	4.4
269	京都府	城陽市	36,976	7,335	7,335	19.8	19.8
270	京都府	八幡市	33,023	8,738	4,102	26.5	12.4
271	京都府	京田辺市	22,955	5,191	5,191	22.6	22.6
272	京都府	木津川市	133,816	24,231	24,231	18.1	18.1
273	京都府	亀岡市	57,946	25,229	25,229	43.5	43.5
274	京都府	福知山市	67,508	31,461	28,898	46.6	42.8
275	京都府	舞鶴市	103,669	43,246	43,246	41.7	41.7
276	大阪府	大阪市	825,350	251,012	251,012	30.4	30.4
277	大阪府	堺市	207,140	56,322	36,243	27.2	17.5
278	大阪府	池田市	33,395	15,298	89	45.8	0.3
279	大阪府	箕面市	75,063	17,587	17,587	23.4	23.4
280	大阪府	豊中市	76,668	42,783	28,815	55.8	37.6
281	大阪府	吹田市	74,993	31,165	26,217	41.6	35.0
282	大阪府	摂津市	21,718	3,273	3,273	15.1	15.1
283	大阪府	茨木市	84,409	54,776	28,330	64.9	33.6
284	大阪府	高槻市	79,315	38,236	23,451	48.2	29.6
285	大阪府	枚方市	60,711	17,152	17,152	28.3	28.3
286	大阪府	寝屋川市	35,946	6,299	6,195	17.5	17.2
287	大阪府	守口市	46,686	14,390	14,390	30.8	30.8
288	大阪府	門真市	19,003	8,347	8,347	43.9	43.9
289	大阪府	大東市	15,752	8,350	7,079	53.0	44.9
290	大阪府	交野市	20,969	9,007	5,724	43.0	27.3
291	大阪府	四條畷市	8,489	5,494	5,494	64.7	64.7
292	大阪府	東大阪市	71,379	13,727	13,727	19.2	19.2
293	大阪府	八尾市	40,420	4,913	4,913	12.2	12.2
294	大阪府	柏原市	29,468	6,999	5,284	23.8	17.9
295	大阪府	松原市	14,224	5,455	5,455	38.4	38.4
296	大阪府	羽曳野市	31,285	13,285	13,285	42.5	42.5
297	大阪府	藤井寺市	9,478	2,217	1,845	23.4	19.5
298	大阪府	大阪狭山市	20,920	10,101	6,247	48.3	29.9
299	大阪府	富田林市	46,761	16,179	16,179	34.6	34.6
300	大阪府	河内長野市	34,656	15,103	15,103	43.6	43.6
301	大阪府	和泉市	28,823	26,290	17,306	91.2	60.0
302	大阪府	泉大津市	2,332	2,096	2,096	89.9	89.9
303	大阪府	高石市	4,552	583	583	12.8	12.8
304	大阪府	岸和田市	31,877	2,871	2,871	9.0	9.0
305	大阪府	貝塚市	15,108	2,184	2,184	14.5	14.5
306	大阪府	泉佐野市	19,759	8,656	8,656	43.8	43.8
307	大阪府	熊取町	7,837	3,935	1,418	50.2	18.1
308	大阪府	泉南市	19,920	5,661	5,661	28.4	28.4
309	大阪府	阪南市	29,463	9,280	217	31.5	0.7
310	兵庫県	神戸市(市街地)	1,101,875	774,844	582,728	70.3	52.9
311	兵庫県	尼崎市	145,159	59,214	59,214	40.8	40.8
312	兵庫県	高砂市	20,730	201	201	1.0	1.0

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
313	兵庫県	豊岡市	85,662	10,496	10,496	12.3	12.3
314	兵庫県	西宮市	197,211	64,214	64,214	32.6	32.6
315	兵庫県	姫路市	337,032	78,280	53,889	23.2	16.0
316	兵庫県	明石市	120,602	78,961	9,941	65.5	8.2
317	兵庫県	伊丹市	42,410	6,040	6,040	14.2	14.2
318	兵庫県	芦屋市	31,242	19,432	9,554	62.2	30.6
319	兵庫県	三田市	36,325	25,325	6,519	69.7	17.9
320	兵庫県	西播磨水道企業団	330,523	120,249	3,088	36.4	0.9
321	兵庫県	赤穂市(南部)	22,351	823	823	3.7	3.7
322	兵庫県	宝塚市	93,988	18,476	14,018	19.7	14.9
323	兵庫県	加古川市	92,158	22,641	22,641	24.6	24.6
324	兵庫県	川西市	27,297	2,603	2,603	9.5	9.5
325	兵庫県	三木市	85,240	25,095	18,544	29.4	21.8
326	兵庫県	小野市	39,002	19,376	6,467	49.7	16.6
327	兵庫県	淡路広域水道企業団	395,885	93,248	86,273	23.6	21.8
328	奈良県	奈良市	205,592	68,908	68,908	33.5	33.5
329	奈良県	大和郡山市	22,955	2,214	262	9.6	1.1
330	奈良県	橿原市	45,622	5,644	3,129	12.4	6.9
331	奈良県	大和高田市	13,518	0	0	0.0	0.0
332	奈良県	天理市	57,083	13,054	13,054	22.9	22.9
333	奈良県	桜井市	34,197	10,956	10,526	32.0	30.8
334	奈良県	生駒市	90,817	35,513	13,067	39.1	14.4
335	奈良県	香芝市	18,181	1,889	1,889	10.4	10.4
336	和歌山県	和歌山市	92,688	34,624	34,624	37.4	37.4
337	和歌山県	田辺市	311,019	107,546	53,653	34.6	17.3
338	和歌山県	橋本市	212,046	54,510	21,903	25.7	10.3
339	鳥取県	鳥取市	158,312	67,942	67,942	42.9	42.9
340	鳥取県	米子市	71,677	14,557	14,557	20.3	20.3
341	島根県	松江市(松江)	55,756	20,484	20,484	36.7	36.7
342	島根県	出雲市	76,107	18,059	18,059	23.7	23.7
343	岡山県	総社市	48,081	2,796	2,796	5.8	5.8
344	岡山県	岡山市	223,029	89,286	75,447	40.0	33.8
345	岡山県	津山市	94,793	25,095	20,903	26.5	22.1
346	岡山県	笠岡市	79,524	22,612	20,110	28.4	25.3
347	岡山県	玉野市	57,012	7,221	7,221	12.7	12.7
348	岡山県	倉敷市	160,682	56,680	51,144	35.3	31.8
349	広島県	東広島市	82,518	3,459	3,459	4.2	4.2
350	広島県	廿日市市	21,784	1,451	496	6.7	2.3
351	広島県	広島市	738,169	254,121	254,121	34.4	34.4
352	広島県	呉市	352,367	42,513	42,513	12.1	12.1
353	広島県	福山市	174,380	108,610	108,610	62.3	62.3
354	広島県	尾道市	199,825	67,587	59,979	33.8	30.0
355	広島県	三原市	132,407	38,847	38,847	29.3	29.3
356	山口県	下関市	191,919	31,231	31,231	16.3	16.3
357	山口県	宇部市	72,756	42,600	17,391	58.6	23.9
358	山口県	山口市	70,178	26,428	26,428	37.7	37.7
359	山口県	周南市	21,128	13,476	3,228	63.8	15.3
360	山口県	防府市	44,401	16,104	16,104	36.3	36.3
361	山口県	下松市	13,320	10,197	2,551	76.6	19.2
362	山口県	岩国市	57,837	11,822	11,822	20.4	20.4
363	山口県	山陽小野田市	39,509	15,208	15,208	38.5	38.5
364	山口県	光市	21,276	12,870	12,870	60.5	60.5

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
365	徳島県	徳島市	128,543	58,919	58,919	45.8	45.8
366	徳島県	鳴門市	44,899	7,835	7,835	17.5	17.5
367	香川県	高松市	220,955	81,594	41,495	36.9	18.8
368	香川県	丸亀市	103,504	32,568	32,568	31.5	31.5
369	香川県	坂出市	33,872	578	578	1.7	1.7
370	香川県	観音寺市	38,996	1,558	1,545	4.0	4.0
371	香川県	さぬき市	81,879	41,219	8,993	50.3	11.0
372	香川県	三豊市	212,099	52,915	6,984	24.9	3.3
373	愛媛県	宇和島市	178,870	16,679	16,679	9.3	9.3
374	愛媛県	松山市	249,514	58,962	44,717	23.6	17.9
375	愛媛県	今治市(今治)	90,458	60,210	27,637	66.6	30.6
376	愛媛県	四国中央市(四国中央)	20,523	399	399	1.9	1.9
377	高知県	高知市	131,521	37,651	28,447	28.6	21.6
378	福岡県	北九州市	616,665	213,874	142,874	34.7	23.2
379	福岡県	福岡市	483,607	253,414	103,121	52.4	21.3
380	福岡県	大牟田市	95,471	30,592	18,859	32.0	19.8
381	福岡県	久留米市	113,436	32,906	32,906	29.0	29.0
382	福岡県	直方市	72,687	51,663	11,528	71.1	15.9
383	福岡県	飯塚市	557,590	28,049	25,040	5.0	4.5
384	福岡県	田川市	53,281	7,003	4,316	13.1	8.1
385	福岡県	柳川市	8,797	4,846	4,846	55.1	55.1
386	福岡県	大川市	4,576	14	14	0.3	0.3
387	福岡県	行橋市	147,338	60,116	11,139	40.8	7.6
388	福岡県	中間市	123,241	71,365	10,998	57.9	8.9
389	福岡県	三井水道企業団	24,601	10,760	548	43.7	2.2
390	福岡県	筑紫野市	59,643	962	610	1.6	1.0
391	福岡県	春日那珂川水道企業団	58,922	50,096	4,545	85.0	7.7
392	福岡県	大野城市	68,642	35,664	2,571	52.0	3.7
393	福岡県	太宰府市	21,989	9,489	9,489	43.2	43.2
394	福岡県	古賀市	24,978	0	0	0.0	0.0
395	福岡県	糸島市	160,623	87,553	0	54.5	0.0
396	福岡県	宗像地区事務組合	78,767	34,008	17,925	43.2	22.8
397	佐賀県	佐賀市	13,896	6,439	3,018	46.3	21.7
398	佐賀県	唐津市	243,538	54,652	54,652	22.4	22.4
399	佐賀県	武雄市	109,638	14,340	13,923	13.1	12.7
400	佐賀県	鳥栖市	16,168	5,389	123	33.3	0.8
401	佐賀県	佐賀東部水道企業団	0	0	0	0.0	0.0
402	長崎県	長崎市(長崎)	200,905	102,380	102,380	51.0	51.0
403	長崎県	佐世保市	279,976	53,857	25,817	19.2	9.2
404	長崎県	大村市	75,005	8,242	8,242	11.0	11.0
405	長崎県	諫早市(諫早)	73,145	34,531	15,717	47.2	21.5
406	熊本県	天草市	140,702	16,116	16,116	11.5	11.5
407	熊本県	荒尾市	126,650	57,058	23,129	45.1	18.3
408	大分県	大分市	143,706	90,555	52,256	63.0	36.4
409	大分県	別府市	200,337	52,055	27,283	26.0	13.6
410	大分県	中津市	7,009	278	0	4.0	0.0
411	大分県	佐伯市	41,227	21,525	12,002	52.2	29.1
412	宮崎県	宮崎市	237,203	79,588	79,484	33.6	33.5
413	宮崎県	延岡市	53,791	15,462	13,132	28.7	24.4
414	宮崎県	日向市	20,744	14,155	14,155	68.2	68.2
415	鹿児島県	鹿児島市	405,385	165,991	124,346	40.9	30.7
416	鹿児島県	鹿屋市	251,873	140,075	11,210	55.6	4.5

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				耐震管の延長			
(m)	(m)	(m)	(%)	(%)			
(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)			
417	鹿児島県	薩摩川内市(川内)	47,059	2,967	2,967	6.3	6.3
418	沖縄県	那覇市	118,859	22,924	22,924	19.3	19.3
419	沖縄県	名護市	74,956	13,457	13,457	18.0	18.0
420	沖縄県	宜野湾市	21,225	6,845	6,845	32.2	32.2
421	沖縄県	浦添市	53,265	7,399	7,399	13.9	13.9
422	沖縄県	南部水道企業団	61,274	14,558	14,558	23.8	23.8
423	沖縄県	うるま市	99,088	16,009	16,009	16.2	16.2
424	沖縄県	糸満市	84,943	3,570	1,505	4.2	1.8
425	沖縄県	豊見城市	23,783	2,227	2,227	9.4	9.4
426	沖縄県	沖縄市	32,562	5,908	3,335	18.1	10.2

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-3 大臣認可事業(用水供給事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
1	北海道	桂沢水道企業団	32,803	21,467	21,467	65.4	65.4
2	北海道	石狩東部広域水道企業団	36,328	30,862	8,147	85.0	22.4
3	北海道	十勝中部広域水道企業団	105,839	85,989	986	81.2	0.9
4	北海道	石狩西部広域水道企業団	44,412	44,412	35,163	100.0	79.2
5	青森県	津軽広域水道企業団	93,674	60,399	31,649	64.5	33.8
6	岩手県	岩手中部広域水道企業団	65,131	58,666	17,363	90.1	26.7
7	岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	55,458	28,415	28,415	51.2	51.2
8	宮城県	宮城県(大崎)	131,626	84,488	24,334	64.2	18.5
9	宮城県	宮城県(仙南・仙塩)	201,376	160,568	108,859	79.7	54.1
10	山形県	山形県(村山)	113,271	81,208	58,440	71.7	51.6
11	山形県	山形県(置賜)	61,979	25,139	20,550	40.6	33.2
12	山形県	山形県(庄内)	66,116	61,506	45,638	93.0	69.0
13	福島県	会津若松地方広域市町村	40,736	5,706	5,706	14.0	14.0
14	福島県	福島地方水道用水供給(企)	122,183	113,232	8,227	92.7	6.7
15	茨城県	茨城県(県南)	187,847	138,375	58,549	73.7	31.2
16	茨城県	茨城県(県西)	254,572	101,440	14,430	39.8	5.7
17	茨城県	茨城県(鹿行)	172,257	72,049	16,177	41.8	9.4
18	茨城県	茨城県(県中央)	192,148	136,473	76,423	71.0	39.8
19	栃木県	栃木県(北那須)	28,562	18,960	366	66.4	1.3
20	栃木県	栃木県(鬼怒)	35,514	11,715	2,196	33.0	6.2
21	群馬県	群馬県(県央第一)	34,924	34,723	8,355	99.4	23.9
22	群馬県	群馬県(新田山田)	18,236	18,236	436	100.0	2.4
23	群馬県	群馬県(県央第二)	96,320	83,470	25,370	86.7	26.3
24	群馬県	群馬県(東部地域)	40,573	40,295	460	99.3	1.1
25	埼玉県	埼玉県	791,259	302,373	302,373	38.2	38.2
26	千葉県	九十九里地域水道企業団	85,562	58,383	31,947	68.2	37.3
27	千葉県	北千葉広域水道企業団	114,419	104,519	28,377	91.3	24.8
28	千葉県	東総広域水道企業団	32,464	18,671	8,211	57.5	25.3
29	千葉県	君津広域水道企業団	82,187	33,704	17,057	41.0	20.8
30	千葉県	印旛郡市広域市町村圏組	60,607	39,802	20,446	65.7	33.7
31	千葉県	南房総広域水道企業団	173,286	165,143	70,293	95.3	40.6
32	神奈川県	神奈川県内広域水道(企)	231,246	228,916	128,545	99.0	55.6
33	新潟県	新潟東港地域水道用水(企)	43,516	22,082	16,686	50.7	38.3
34	新潟県	三条地域水道用水供給(企)	64,669	64,669	33,479	100.0	51.8
35	新潟県	新潟県上越市	5,376	1,712	1,712	31.8	31.8
36	富山県	富山県(西部)	43,958	29,356	29,356	66.8	66.8
37	富山県	砺波広域圏事務組合	30,024	2,872	2,872	9.6	9.6
38	富山県	富山県(熊野川)	0	0	0	0.0	0.0
39	富山県	富山県(東部)	0	0	0	0.0	0.0
40	石川県	石川県	185,355	79,114	79,114	42.7	42.7
41	福井県	福井県(坂井)	39,784	14,900	701	37.5	1.8
42	福井県	福井県(日野川)	60,613	60,613	5,009	100.0	8.3
43	山梨県	峡北地域広域水道企業団	84,927	58,945	0	69.4	0.0
44	長野県	長野県	48,390	37,145	30,852	76.8	63.8
45	長野県	長野県上伊那広域水道(企)	70,243	64,385	17,353	91.7	24.7
46	岐阜県	岐阜県	174,436	140,732	121,933	80.7	69.9
47	静岡県	静岡県(榛南)	29,299	2,973	2,973	10.1	10.1
48	静岡県	静岡県(遠州)	285,007	112,269	112,269	39.4	39.4
49	静岡県	静岡県(駿豆)	24,144	12,438	12,438	51.5	51.5
50	静岡県	大井川広域水道企業団	190,734	77,675	61,805	40.7	32.4
51	愛知県	愛知県	764,196	609,280	609,280	79.7	79.7
52	三重県	三重県(北中勢)	305,086	188,198	79,989	61.7	26.2

※大臣認可事業(水道用水供給事業)とは、一日最大給水量が25,000m3を超える比較的大規模な水道用水供給事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成25年度末)

1-3 大臣認可事業(用水供給事業)別

	都道府県名	事業主体名	平成25年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
					耐震管の延長		
			(m)	(m)	(m)	(%)	(%)
			(A)	(B)	(C)	(B/A)=①	(C/A)
53	三重県	三重県(南勢志摩)	118,109	70,731	31,805	59.9	26.9
54	滋賀県	滋賀県	201,132	61,149	61,149	30.4	30.4
55	京都府	京都府	87,904	38,809	38,809	44.1	44.1
56	大阪府	大阪広域水道企業団	562,929	167,036	167,036	29.7	29.7
57	兵庫県	阪神水道企業団	167,392	100,458	100,458	60.0	60.0
58	兵庫県	兵庫県	260,625	176,758	93,449	67.8	35.9
59	奈良県	奈良県	296,145	219,725	178,162	74.2	60.2
60	島根県	島根県(島根県)	123,137	93,593	55,739	76.0	45.3
61	島根県	島根県(江の川)	58,715	47,439	3,986	80.8	6.8
62	岡山県	岡山県南部水道企業団	92,637	48,078	48,078	51.9	51.9
63	岡山県	備南水道企業団	24,623	4,778	4,778	19.4	19.4
64	岡山県	岡山県西南水道企業団	26,083	5,794	1,967	22.2	7.5
65	岡山県	岡山県広域水道企業団	315,218	140,145	54,004	44.5	17.1
66	広島県	広島県(広島)	187,787	49,960	49,960	26.6	26.6
67	広島県	広島県(広島西部)	41,061	16,602	16,602	40.4	40.4
68	広島県	広島県(沼田川)	118,659	29,841	29,841	25.1	25.1
69	山口県	柳井地域広域水道企業団	112,118	56,215	10,511	50.1	9.4
70	香川県	香川県	306,763	197,884	48,575	64.5	15.8
71	愛媛県	南予水道企業団	55,594	2,569	2,569	4.6	4.6
72	福岡県	福岡県南広域水道企業団	155,343	84,193	15,872	54.2	10.2
73	福岡県	福岡地区水道企業団	185,032	29,889	29,889	16.2	16.2
74	福岡県	田川地区水道企業団	57,730	34,551	0	59.8	0.0
75	佐賀県	佐賀東部水道企業団	119,218	61,268	40,871	51.4	34.3
76	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	86,089	69,277	39,927	80.5	46.4
77	長崎県	長崎県南部広域水道(企)	9,961	9,961	0	100.0	0.0
78	沖縄県	沖縄県	723,712	264,592	151,494	36.6	20.9

〈別紙2〉浄水施設の耐震化状況(平成25年度末)

都道府県別一覧表(浄水施設) ※1

都道府県名	H25年度			(参考)H24年度			耐震化率の 増減※2 (H25-H24) ①-②
	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(D)	(D/C)	
北海道	2,516,846	447,115	17.8%	2,502,534	404,951	16.2%	1.6%
青森県	683,550	148,093	21.7%	678,705	160,517	23.7%	-2.0%
岩手県	573,759	129,656	22.6%	568,522	122,310	21.5%	1.1%
宮城県	1,215,193	103,870	8.5%	1,217,847	204,820	16.8%	-8.3%
秋田県	501,764	120,038	23.9%	503,434	120,038	23.8%	0.1%
山形県	665,647	100,928	15.2%	668,765	100,928	15.1%	0.1%
福島県	1,085,461	248,169	22.9%	1,092,082	170,289	15.6%	7.3%
茨城県	1,346,189	209,434	15.6%	1,348,549	53,759	4.0%	11.6%
栃木県	1,021,020	222,340	21.8%	1,016,013	221,475	21.8%	0.0%
群馬県	1,343,409	68,663	5.1%	1,340,685	65,111	4.9%	0.3%
埼玉県	3,949,446	338,852	8.6%	4,448,675	427,514	9.6%	-1.0%
千葉県	2,758,892	976,081	35.4%	2,761,432	963,071	34.9%	0.5%
東京都	6,972,700	259,110	3.7%	6,972,700	230,410	3.3%	0.4%
神奈川県	5,453,458	893,277	16.4%	5,483,458	1,336,977	24.4%	-8.0%
新潟県	1,522,973	216,642	14.2%	1,510,073	211,135	14.0%	0.2%
富山県	551,996	224,382	40.6%	549,198	222,882	40.6%	0.1%
石川県	779,703	541,040	69.4%	795,623	534,560	67.2%	2.2%
福井県	499,984	108,377	21.7%	510,611	105,817	20.7%	1.0%
山梨県	541,985	92,382	17.0%	540,745	82,742	15.3%	1.7%
長野県	1,227,655	236,606	19.3%	1,232,619	228,316	18.5%	0.8%
岐阜県	1,179,364	509,018	43.2%	1,174,272	535,736	45.6%	-2.5%
静岡県	2,374,554	914,800	38.5%	2,378,848	494,465	20.8%	17.7%
愛知県	3,842,767	1,308,863	34.1%	3,844,055	1,308,425	34.0%	0.0%
三重県	1,267,260	881,029	69.5%	1,259,459	874,759	69.5%	0.1%
滋賀県	769,826	62,255	8.1%	768,676	63,605	8.3%	-0.2%
京都府	1,357,980	405,548	29.9%	1,366,670	405,588	29.7%	0.2%
大阪府	5,451,615	874,673	16.0%	5,460,102	862,243	15.8%	0.3%
兵庫県	3,299,385	1,387,406	42.1%	3,294,117	1,379,288	41.9%	0.2%
奈良県	862,839	490,100	56.8%	933,558	525,579	56.3%	0.5%
和歌山県	662,931	66,998	10.1%	661,261	87,298	13.2%	-3.1%
鳥取県	287,166	119,294	41.5%	286,886	115,704	40.3%	1.2%
島根県	310,764	84,295	27.1%	313,412	84,295	26.9%	0.2%
岡山県	1,066,552	319,987	30.0%	1,070,552	260,287	24.3%	5.7%
広島県	1,517,858	119,100	7.8%	1,523,078	37,100	2.4%	5.4%
山口県	876,276	89,967	10.3%	855,385	89,967	10.5%	-0.3%
徳島県	509,789	94,835	18.6%	509,789	94,835	18.6%	0.0%
香川県	548,039	31,245	5.7%	548,039	29,645	5.4%	0.3%
愛媛県	687,986	299,576	43.5%	691,186	281,746	40.8%	2.8%
高知県	401,353	50,316	12.5%	398,453	46,459	11.7%	0.9%
福岡県	2,601,437	604,281	23.2%	2,608,087	567,281	21.8%	1.5%
佐賀県	465,182	38,390	8.3%	465,622	38,280	8.2%	0.0%
長崎県	568,483	60,950	10.7%	569,368	42,450	7.5%	3.3%
熊本県	687,135	366,683	53.4%	691,987	366,475	53.0%	0.4%
大分県	483,067	70,050	14.5%	482,517	69,500	14.4%	0.1%
宮崎県	528,274	73,082	13.8%	542,579	61,082	11.3%	2.6%
鹿児島県	776,387	41,482	5.3%	771,680	41,232	5.3%	0.0%
沖縄県	710,133	239,542	33.7%	712,633	239,542	33.6%	0.1%
合 計	69,306,032	15,288,820	22.1%	69,924,541	14,970,488	21.4%	0.7%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び用水供給事業が有している浄水施設の状況を集計したもの

※2 一部で耐震適合率が昨年度に比べ減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判明したこと、集計ミスの修正等による。

〈別紙3〉配水池の耐震化状況(平成25年度末)

都道府県別一覧表(配水池) ※1

都道府県名	H25年度			(参考)H24年度			耐震化率の 増減※2 (H25-H24) ①-②
	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(D)	(D/C)	
北海道	1,369,286	572,278	41.8%	1,383,010	540,167	39.1%	2.7%
青森県	428,447	148,512	34.7%	416,199	137,376	33.0%	1.7%
岩手県	353,337	97,986	27.7%	358,673	97,586	27.2%	0.5%
宮城県	956,848	292,860	30.6%	955,012	277,476	29.1%	1.6%
秋田県	246,845	102,392	41.5%	247,183	102,348	41.4%	0.1%
山形県	335,411	131,943	39.3%	334,482	128,425	38.4%	0.9%
福島県	586,001	165,160	28.2%	589,119	129,360	22.0%	6.2%
茨城県	688,465	275,550	40.0%	689,392	259,450	37.6%	2.4%
栃木県	630,550	200,169	31.7%	628,641	176,496	28.1%	3.7%
群馬県	684,112	241,469	35.3%	682,630	237,599	34.8%	0.5%
埼玉県	2,600,987	1,315,517	50.6%	2,538,251	1,179,387	46.5%	4.1%
千葉県	1,802,093	848,723	47.1%	1,787,125	820,930	45.9%	1.2%
東京都	3,314,199	2,169,761	65.5%	3,315,490	2,079,061	62.7%	2.8%
神奈川県	2,977,074	1,246,688	41.9%	2,971,067	1,204,088	40.5%	1.3%
新潟県	729,511	274,906	37.7%	752,051	243,171	32.3%	5.3%
富山県	312,669	137,176	43.9%	311,941	118,176	37.9%	6.0%
石川県	401,493	179,183	44.6%	397,336	150,787	37.9%	6.7%
福井県	264,625	97,694	36.9%	255,373	82,994	32.5%	4.4%
山梨県	222,465	108,646	48.8%	221,930	96,132	43.3%	5.5%
長野県	817,039	220,437	27.0%	816,440	217,165	26.6%	0.4%
岐阜県	580,541	318,798	54.9%	537,055	282,129	52.5%	2.4%
静岡県	1,209,044	716,608	59.3%	1,201,469	676,516	56.3%	3.0%
愛知県	2,193,695	1,826,503	83.3%	2,175,895	1,760,978	80.9%	2.3%
三重県	754,816	406,097	53.8%	761,340	391,484	51.4%	2.4%
滋賀県	427,042	208,539	48.8%	418,257	193,039	46.2%	2.7%
京都府	750,881	269,180	35.8%	751,410	257,216	34.2%	1.6%
大阪府	3,275,260	1,111,742	33.9%	3,277,392	1,051,843	32.1%	1.8%
兵庫県	1,927,089	1,064,840	55.3%	1,911,134	1,032,729	54.0%	1.2%
奈良県	669,772	400,269	59.8%	659,242	378,240	57.4%	2.4%
和歌山県	337,271	130,309	38.6%	334,185	124,687	37.3%	1.3%
鳥取県	171,745	64,449	37.5%	173,052	64,756	37.4%	0.1%
島根県	173,958	70,654	40.6%	173,945	70,654	40.6%	0.0%
岡山県	711,298	374,699	52.7%	706,809	370,631	52.4%	0.2%
広島県	988,276	482,268	48.8%	989,619	345,957	35.0%	13.8%
山口県	468,464	127,959	27.3%	464,191	127,705	27.5%	-0.2%
徳島県	224,422	64,299	28.7%	224,511	63,699	28.4%	0.3%
香川県	427,072	169,280	39.6%	425,388	157,830	37.1%	2.5%
愛媛県	399,456	182,969	45.8%	393,411	171,017	43.5%	2.3%
高知県	194,625	66,850	34.3%	191,688	63,350	33.0%	1.3%
福岡県	1,404,697	651,221	46.4%	1,403,072	581,491	41.4%	4.9%
佐賀県	256,139	122,063	47.7%	255,530	116,200	45.5%	2.2%
長崎県	398,928	100,893	25.3%	401,129	111,833	27.9%	-2.6%
熊本県	414,864	233,668	56.3%	408,302	225,482	55.2%	1.1%
大分県	339,381	171,310	50.5%	340,113	171,310	50.4%	0.1%
宮崎県	399,672	173,765	43.5%	325,793	102,993	31.6%	11.9%
鹿児島県	582,323	66,516	11.4%	559,920	65,116	11.6%	-0.2%
沖縄県	642,724	458,340	71.3%	640,545	436,640	68.2%	3.1%
合 計	40,044,912	18,861,138	47.1%	39,755,742	17,673,699	44.5%	2.6%

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び用水供給事業が有している配水池の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震適合率が昨年度に比べ減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判明したこと、集計ミスの修正等による。

主な水道関連の事故事例等について（平成26年）

平成26年1月～12月

○管路事故による断水・漏水関係(総報告数46件)

事業者名	都道府県	発生日時	事故施設	事故概要	事故原因	被害状況(概略)	対応状況(概略)
藤岡市水道事業	群馬県	平成26年1月24日(金) 11時40分	配水管 DIP φ600mm(昭和57年布設)	建築工事で柱を立てるためアースオーガで穴を掘っていた工事業者が、深さ4mに布設してあったDIP φ600mmを誤って破損。事故発生後、速やかに修理工事に入ったが、最大14,900戸が断水し、また濁り水も発生。	建築工事業者が立柱用の穴を穿孔中、配水管を誤って破損。	・断水 14,900戸	・給水車 無し ・広報車 4台
呉市水道事業	広島県	平成26年3月11日(火) 18時30分	配水管 DIP φ100mm上のヤノ丁字管部(昭和60年布設)	ヤノ丁字管ボルトナットの腐食による漏水修理に伴い、配水管を断水させて修理を行ったことにより、一部地域で断水が発生。	老朽化によるヤノ丁字管ボルトナット腐食	・断水 212戸	・給水車 1台(2t車) ・広報車 1台
竜王町水道事業	滋賀県	平成26年5月16日(金) 15時15分頃	ダクタイル鉄管 φ250mm(昭和50年布設)	水道本管 ダクタイル鉄管 φ250mmの腐食による漏水。	マイクロセル腐食と見られる自然腐食	・断水 1,152戸	・給水車 6台 (うち隣接事業体 4台) ・広報車 6台
富岡市水道事業	群馬県	平成26年5月19日(月) 16時00分	送水管 φ300mm	浄水場の制水弁誤作動により、送水管でウォーターハンマーが発生し、管継手部が抜け、漏水事故が発生。	職員の制水弁操作ミスによりウォーターハンマーが発生し、管継手部が離脱	・断水 1戸 ・濁水 約9,000戸 ・苦情 150件	・給水車 1台 ・給水パックの要望配布 ・広報車 2台
大槌町水道事業	岩手県	平成26年6月16日(月) 16時00分	配水本管	町方地区区画整理に伴う仮配管工事の施工業者が、施工した仮配管の気密(水圧)試験を行うために仮配管のバルブを閉じたつもりが、誤って本管のバルブを閉じてしまったことによる断水。	仮配管施工業者のバルブ誤操作	・断水 3,200戸	・給水車 無し ・6L給水袋の要望配布 ・広報：防災行政無線
大津市水道事業	滋賀県	平成26年6月26日(木) 12時30分頃	ダクタイル鉄管 φ500mm(昭和40年布設) ダクタイル鉄管 φ600mm(平成3年布設)	昭和40年布設の配水管 φ500mmがマクロセル腐食により漏水し、サンドエロージョン現象にて、近接する平成3年布設の配水管 φ600mmを損傷させ、φ600mmからも漏水した。断水回避のため急激な系統切替により濁水、断減水が発生。	① マクロセル腐食 ② ①によるサンドエロージョン現象	・濁水 約12,000戸 ・浸水 床下1件 ・苦情 約200件	・給水車 最大8台 ・10L給水袋の要望配布 ・広報車 最大5台 ・災害対策車 1台
高島市水道事業	滋賀県	平成26年8月11日(月) 18時15分	昭和50年布設の水管橋に設置された空気弁(口径20mm)	中学生が、水管橋に設置された空気弁上部を飛び込み台にして川遊びをしたことにより、空気弁のフランジ接合部分からボール弁上部が抜け落ち、漏水となったもの。	中学生の川遊びによる破損	・断水 約400戸 ・濁水 約500戸 ・苦情 5件	・給水車 2台 (拠点給水所 2箇所) ・20Lポリタンクの配布 ・広報車 1台
阿蘇市水道事業	熊本県	平成26年12月11日(木) 14時15分	配水管(配水からの流出管)	県土木試験工事の際、埋設管(ドレン)が出土し、管路図面を基に調査をしていたところ誤って配水管のバルブを閉める操作ミスが生じ断水した。	市職員のバルブ操作ミス	・断水 1,404戸 ・苦情 約50件	—
弥彦村水道事業	新潟県	平成26年12月17日(水) 10時15分	配水管 塩ビ管 φ300×φ150の分岐接続部	低区配水池配水管 φ300と既設管 φ150との連絡管路、塩ビ×塩ビ接続部からの漏水。配水管 φ300分岐部に仕切弁が無いため、復旧作業に伴い断水したもの。	老朽化による管破損	・断水 1,415戸 ・苦情 25件	・給水車 3台 (拠点給水所 3箇所) ・広報車 2台

○施設事故による断水・漏水関係(総報告数14件)

事業者名	都道府県	発生日時	事故施設	事故概要	事故原因	被害状況(概略)	対応状況(概略)
津島市水道事業	愛知県	平成26年1月16日(木) 19時30分頃	又吉配水場ポンプ施設	水需要時間帯におけるポンプ吐出圧の急激な変動を繰り返しに伴う衝撃圧に耐えきれず、管継手部が抜けだしたことにより、流量及び吐出圧が急低下したことから、配水ポンプが緊急停止し、断水となったもの。	・不平均力に対し耐力不足 ・管継手部の経年劣化 ・設置構造上の問題(基礎ブロックが床面と一体構造をなしていない)	・断水 約18,000戸 ・苦情 約310件	・給水車 未使用 ・広報車 11台
香取市水道事業	千葉県	平成26年4月10日(木) 10時30分頃	下飯田増圧ポンプ所 受水槽	小見川・山田地区において、下飯田増圧ポンプ所の受水槽の蓋が開いていたので、水道水の安全確認のため、送水を停止し、緊急断水した。	・不法侵入及び器物損壊	・断水 340戸	・給水車 4台 ・広報：防災行政無線
石狩市水道事業	北海道	平成26年5月22日(木) 22時50分	花川北配水場 配水ポンプ	花川北配水場の主力となる配水ポンプが老朽化のため故障し、別の配水ポンプがそれに代わる予定であったが作動せず、断水となった。	老朽化による配水ポンプ故障、並びにシステムの不具合	・断水 約13,000戸	
福山市水道事業	広島県	平成26年6月7日(土) 19時00分頃	春日B配水池 水位計	春日B配水池の水位計設備が故障したことにより、送水ポンプが作動せず、配水池が空となり、約2,300戸が断水し、また、濁水も発生した。	春日B配水池の水位計故障	・断水 約2,300戸 ・苦情 約468件	・給水車 3台 (拠点給水所 3箇所) ・広報車 6台
黒石市水道事業	青森県	平成26年6月21日(土) 18時00分	牡丹平配水場 電気設備	配水池流入電動弁室での漏電により主電源が遮断されたことから、配水池の流入電動弁が作動せずタンクの水位が低下したため、手動で流入弁を操作し取水したが、約30戸が一次断水し、また濁水も約2,680戸で発生した。	漏電	・断水 約30戸 ・濁水 約2,680戸 ・苦情 216件	・給水車 延11台 ・広報車 延7台
松戸市水道事業	千葉県	平成26年7月24日(木) 14時57分	常盤平浄水場	東京電力管内で停電が発生し、停電エリア内の常盤平浄水場も停電となり、配水ポンプが停止。松戸市営水道常盤平地区全域で断水となった。	東京電力管内の停電	・断水 11,672戸 ・苦情 385件	・自家発電運転 ・広報車 1台
能美市水道事業	石川県	平成26年8月21日(木) 14時27分	寺井新保水道管理センター	近傍落雷の影響により、配水池水位計が故障し、寺井新保水道管理センターの配水ポンプが自動停止となり、寺井地区全域にわたり配水圧力の低下及び断水となった。	近傍落雷の影響による配水池水位計の故障	・断水 約6,000戸 ・苦情 約60件	・給水車 6台 ・広報車 無し
伊東市水道事業	静岡県	平成26年10月2日(木) 9時30分頃	八幡野小坂配水池 緊急遮断弁	緊急遮断弁 現場操作盤の蓄電池交換作業時に、緊急遮断弁が作動し弁が閉まったため、断水となったもの。	作業手順ミス	・断水 220戸 ・苦情 50件	・給水車 3台 ・広報車 3台
鴨川市水道事業	千葉県	平成26年11月27日 (木) 16時00分	大日配水池 加圧ポンプ設備	大日配水池加圧ポンプ所における受電設備の故障により、ポンプが起動せず、打墨配水池が空となり、同配水池の給水区域で断水が発生。	電線切断による受電設備の故障	・断水 225戸 ・苦情 1件	・給水車 3台 ・広報車 3台

給水装置関係(報告総数1件)

事業者名	都道府県	種別	発生日時	事故施設	事故概要	事故原因
瀬戸内市水道事業	岡山県	給水装置の事故	平成26年6月18日	給水管（需要者の施設）	牧場において、農業用水の管を違法に水道管に接続し、農業用水が逆流し、上水道配水管を通じて、一般家庭43戸に流れ込むという逆流事故が発生した。 健康被害は発生していない。 対応 原因者宅は、直ちに給水を停止、ドレン管にて排水、影響範囲の住民には、個別に訪問し残留塩素の測定をし安全であることを確認	違法接続による(クロスコネクション)

水質関係(報告総数20件)

事業者名	都道府県	種別	発生日時	施設概要	事故概要	事故原因
神川町矢納地区簡易水道	埼玉県	水質の事故	平成26年2月15日	緩速ろ過（表流水）	大雪による停電により、塩素注入ができない状態で給水が継続し（取水から配水まで自然流下）、末端給水の残留塩素が低下し検出できなくなった。さらに、除雪作業が進まず現地にたどりつけないため、防災無線で煮沸飲用を呼びかけた。また、その状況で、停電が解消し塩素注入が再開されたが、取水バルブが閉止し断水となった。	大雪による停電
大山崎町水道事業	京都府	水質の事故	平成26年5月30日	凝集沈殿、急速ろ過（深井戸）	日中の気温上昇時で、次亜塩素酸ナトリウムの分解によるガス発生が活発な状況の下において、他機器の点検のため、通常2時間程度の停止である注入ポンプを4時間程度停止した。このことにより、次亜塩素酸ナトリウムから発生するガス（気泡）がポンプ内に溜まり、ガスロック（エア噛み）による注入不良が発生し、残留塩素濃度が低下（0.1mg/L未満）した。健康被害は発生していない。	温度上昇
高須簡易水道	福井県	水質の事故	平成26年6月6日	塩素滅菌（湧水）	滅菌処理設備の不調により、次亜塩素注入が滞り残留塩素濃度が低下（0.1mg/L未満）した。健康被害は発生していない。	滅菌処理設備の不調
大野簡易水道	山梨県	水質の事故	平成26年6月17日	塩素滅菌（表流水）	残留塩素濃度が低かったために点検を実施したところ、前日の雷でブレーカーが遮断し、塩素注入設備が停止していたことが判明した。水質検査を実施したところ大腸菌を検出した。健康被害は発生していない。	雷によるブレーカーの遮断
駒ヶ根市上水道	長野県	水質の事故	平成26年7月8日	膜ろ過＋塩素滅菌（湧水）	クロロホルムが基準値を超過したため、取水停止、応急給水、広報を実施した。接合井・着水井・配水池の清掃を行い、接合井、着水井に粒状活性炭ユニットを設置した。	降雨による原水中の消毒前駆物質量の増加（推定）

岩国市水道事業	山口県	水質の事故	平成26年7月15日	凝集、急速ろ過 (表流水)	ジェオスミンが基準値を超過したため、一時的に取水停止し活性炭処理を実施した。	生見川ダムの放流 (推定)
土庄町甲生簡易水道	香川県	水質の事故	平成26年8月13日	緩速ろ過＋前塩素消毒 (ため池、表流水)	緩速ろ過前で塩素処理を行い、ろ過後で塩素注入を行っていなかったため一般細菌が基準値を超過した。住民への煮沸等の広報を実施し、緩速ろ過前の塩素処理を停止し凝集処理を開始し、ろ過後の塩素注入を開始した。健康被害は発生していない。	不適切な浄水処理方法
白井市水道事業	千葉県	水質の事故	平成26年8月13日	白井地区末端給水栓 (浄水受水)	定期的水質検査で白井地区末端給水栓で、一般細菌が基準値を超過していることが判明した。ドレン排水を実施した。健康被害は発生していない。	停滞水による残留塩素濃度低下
吹田市水道部	大阪府	水質の事故	平成26年8月29日	配水場 (浄水受水)	2池構造の配水池の耐震化工事に併せた防水工事の材料の臭いが、運用中の配水池の通気口を介して池内の水道水に移り、臭気とスチレン0.01mg/L(要検討項目の目標値0.02mg/L)、酢酸エチル0.06mg/L(基準値等設定無し)が確認された。	配水池耐震化工事における臭いの発生
田上地区簡易水道	熊本県	水質の事故	平成26年9月11日	塩素滅菌 (深井戸)	9月11日に住民から灯油臭いと通報を受け、着水井、配水池の表面に油成分を確認した後、給水停止、応急給水を実施した。その後、水源池と隣接するJAの灯油タンク配管からの油漏れにより、9月8～11日の間、灯油が地下水に浸透していたことが原因と判明した。健康調査を実施したところ、9月9日に嘔吐、下痢の2名の健康被害が発生した。	水源池に隣接する灯油タンク配管から油漏れ
大田市上下水道部	島根県	水質の事故	平成26年10月8日 ～22日	急速ろ過、粉末活性炭 (表流水)	原水の臭気を感じ、活性炭の注入量を増量し、24時間運転を開始した。その後、浄水で2-メチルイソボルネオールが基準値を超過したため、接触槽のブローアの増設、急速ろ過池、薬品沈殿池の清掃、排水弁からの捨水を実施した。	三瓶ダムの季節的水温変化と富栄養化による植物プランクトンの大量発生
大分市水道局	大分県	水質の事故	平成26年10月9日 ～11月28日	凝集沈殿、急速ろ過、粉末活性炭 (表流水)	原水及び浄水の2-メチルイソボルネオール(2-MIB)が基準値を超過したため、粉末活性炭注入を強化した。11月18日より、2-MIB吸着除去性能に優れた新たな粉末活性炭の投入を開始した。	芹川ダムで藍藻綱フォルミジウムテヌエの大量発生
大阪市水道局	大阪府	水質の事故	平成26年12月18日	凝集沈殿、急速ろ過、オゾン、活性炭 (表流水)	浄水場における塩素注入量が不足したことで、2つの配水場系統において遊離残留塩素濃度が水道法で定める数値(0.1mg/l)を一時下回った。これを受けて、影響範囲の住民へは、HPや広報車により広報するとともに、塩素注入の強化や、他の配水系統からの応援強化、配水管での排水作業等の対策を実施した。健康被害は発生していない。	遊離残留塩素濃度の誤計測による塩素注入量の不足

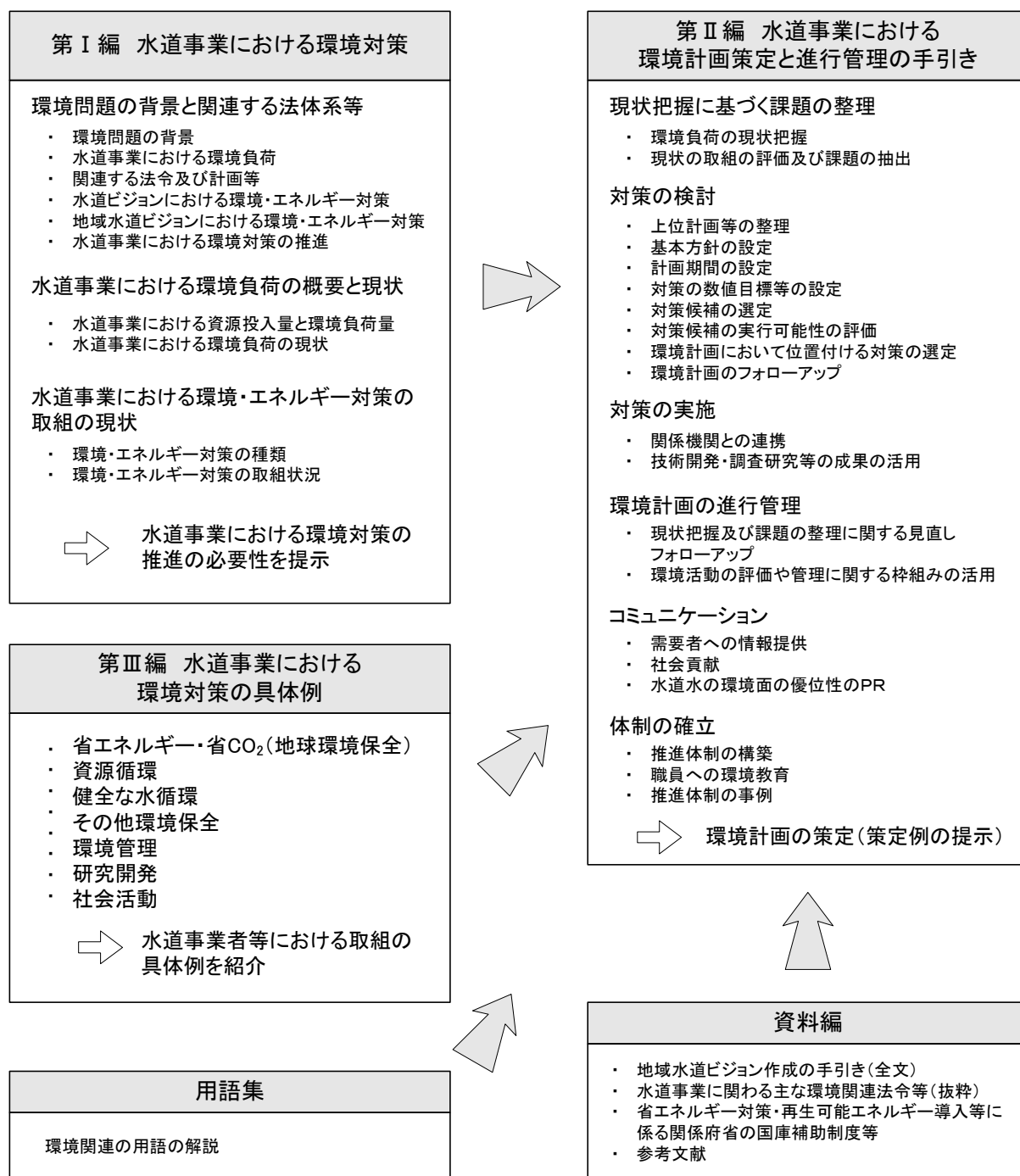
渇水に関する水道断減水情報（平成26年度）

平成27年2月1日現在

平成26年度における渇水に関する水道断減水情報のまとめ											
○ 新潟県新発田市大槻簡易水道では、4月以降の少雨により井戸水位が低下し、取水量が減少したため、平成26年6月30日～7月14日まで夜間断水（23:00～翌4:00）を実施した。 ○ 沖縄県竹富町の5簡易水道では、8月以降の少雨により河川流況が悪化したため、平成26年10月30日～12月2日の期間において、以下のとおり夜間断水又は給水制限を実施した。 ・西表東部第1区および西表上原の2簡水では、10月30日～11月4日まで夜間断水（22:00～翌6:00）を実施した。 ・西表上原簡水では、11月12日～12月2日まで給水制限（配水量30％減）を実施した。 ・西表東部第2区、西表西部および西表舟浮の3簡水では、10月30日～12月2日まで夜間断水（22:00～翌6:00）を実施した。なお、西表舟浮簡水は11月4日～11日まで一時中断された。 ○ 沖縄県石垣市上水道および竹富町竹富簡易水道では、8月以降の少雨により真栄里ダム貯水量が低下したため、平成26年11月20日～11月29日まで夜間断水（23:00～翌6:00）を実施した。											

	都道府県名	市町村名	水道名	現在給水人口 (人)	影響世帯数 (世帯)	影響人口 (人)	断減水状況		制限年月日		応急対策
							減水	断水	最初	解除	
1	新潟県	新発田市	大槻簡易水道組合	409	104	409	—	夜間断水 (23:00～翌4:00)	H26.06.30	H26.07.14	・給水車による給水タンクへの補給
2	沖縄県	竹富町	西表東部第1区簡易水道事業	998	526	998	—	夜間断水 (22:00～翌6:00)	H26.10.30	H26.11.04	・二級河川(仲間川)や農業用ダムからの緊急取水を検討、農業用ダム水の水質検査
3		竹富町	西表東部第2区簡易水道事業	776	424	776	—	夜間断水 (22:00～翌6:00)	H26.10.30	H26.12.02	・西表東部第1区より、原水・浄水を車両運搬 ・二級河川(仲間川)や農業用ダムからの緊急取水を検討、農業用ダム水の水質検査
4		竹富町	西表上原簡易水道事業	1,100	626	1,100	—	夜間断水 (22:00～翌6:00)	H26.10.30	H26.11.04	・二級河川(浦内川)からの緊急取水の調整 ・11月4日～11日まで一時中断
							配水量 約30%減	—	H26.11.12	H26.12.02	
5		竹富町	西表西部簡易水道事業	396	203	396	—	夜間断水 (22:00～翌6:00)	H26.10.30	H26.12.02	・西表上原より、浄水を車両運搬 ・二級河川(浦内川)からの緊急取水を検討
6		竹富町	西表舟浮簡易水道事業	46	25	46	—	夜間断水 (22:00～翌6:00)	H26.10.30	H26.11.04	・船舶を使用した水運搬を検討 ・11月4日～11日まで一時中断
									H26.11.12	H26.12.02	
7		竹富町	竹富簡易水道事業	360	182	360	—	夜間断水 (23:00～翌6:00)	H26.11.20	H26.11.29	
8	石垣市	石垣市水道事業	46,217	21,484	46,217	—	夜間断水 (23:00～翌6:00)	H26.11.20	H26.11.29		
合計				50,302	23,574	50,302					

「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」の構成



省エネ法の概要

1. 省エネ法とは

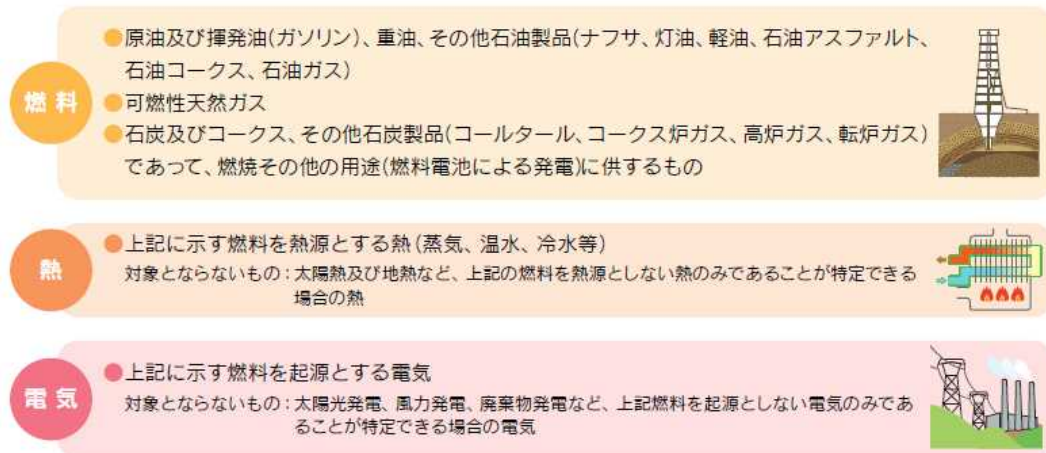
「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送※、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。

※輸送分野については、平成 17 年改正時導入

2. 省エネ法におけるエネルギーとは

エネルギーとは、一般的にはすべての燃料、熱、電気を指して用いられる言葉ですが、省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。



3. 規制の対象となる事業者

平成 20 年の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わりました。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の 1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kl 以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。



※出典：「省エネ法の概要 2010／2011」（経済産業省）

新・京都議定書目標達成計画の概要について

京都議定書目標達成計画

(平成17年4月28日 策 定)

(平成18年7月11日 一部変更)

平成20年3月28日 全部改定

○水道事業に関する記述（抜粋）

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

（1）温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

B. 業務その他部門の取組

(d) エネルギー管理の徹底等

○上下水道・廃棄物処理における取組

上水道においては、省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策を実施する。

下水道においては、設備の運転改善、反応槽の散気装置や汚泥脱水機における効率の良い機器の導入等の省エネルギー対策や、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガスの発電等への活用、下水及び下水処理水の有する熱（下水熱）の有効利用等の新エネルギー対策を実施する。

廃棄物処理においては、廃棄物処理施設における廃棄物発電等エネルギー利用を更に進めるとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進、ごみ収集運搬車へのBDF（Bio Diesel Fuel）の導入などの車両対策の推進を行う。

4. 健全な事業運営の持続のための取組について

(1) 水道広域化の促進（資料P52～55参照）

現在、全国で約 1,400 箇所の上水道事業が運営されており、そのうち約 1,200 箇所は現在給水人口が 10 万人未満の比較的小規模な水道事業となっている。これらの事業体では、健全な事業運営を持続していくための技術面、経営面の運営基盤の確保が困難な状況となっているが、市町村経営を原則とした水道事業において、事業統合を主とした水道広域化に大きな進展は見られない。

しかしながら、水道事業の効率性向上を図り、運営基盤を強化するためには、施設の統廃合や再配置の検討が必要となり、その際には事業の広域化が有効な手段の一つとして考えられるため、水道事業者等においては、事業統合や管理の一体化、施設の共同化など連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携について、近隣水道事業者との検討を始める又は進めていくことが大事である。

特に地域の中核となる水道事業者においては、その組織力・技術力により、近隣の中小規模事業者の連携先として、当該中小規模事業者を支援する役割が期待される。

厚生労働省では、水道事業の広域化を促進するため、広域化の取組に関する手引きの作成等を通じた技術的支援を行うとともに、水道事業の広域化に関する財政支援を行っている。各水道事業者等がこれらを積極的に活用し、水道事業の広域化が大いに進展することを期待する。

① 広域的水道整備計画（資料 P56～57 参照）

水道法に基づく広域的水道整備計画は、都道府県が管下の市町村等の要請を受けて作成する計画であり、市町村の行政区域を越えた広域の見地から水道の計画的整備を推進し、安定した水源の確保や広域的な水融通、施設及び水質の管理水準の向上、合理的な経営体制の確立等を図るものである。

平成 27 年 2 月 1 日現在、広域的水道整備計画は、36 道府県 68 地域で策定されているが、市町村合併や水資源開発基本計画の改定等に伴い計画策定時と大幅な乖離を生じている、又は目標年度を超過しても改定されていない計画が多々見受けられる。

また、広域的水道整備計画は、水道事業者等が事業計画を策定する上での上位計画であり、水道事業の認可申請や特定広域化施設整備費などの補助金申請では、計画との整合が必要になる。

こうした状況を踏まえ、平成 26 年 3 月に発出した水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」においても、計画は、自然的社会的条件の変化に合わせ適切に見直すべきものであり、5～10 年をめどに見直し、修正を行うよう強く願います。

なお、広域的水道整備計画の目的を達成している場合は、必要に応じて廃止の検討を行うようお願いする。

② 広域化の取組に関する技術的支援

最近の広域化等の検討に関する報告書等は次のとおりである。

ア 水道広域化検討の手引き（平成 20 年度）

- ・ 本手引きは、水道広域化の具体的な検討方法、検討事例及び導入手順とフォローアップ等を示しているもので、水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）などの各種計画を策定する際の案内書。

- イ 水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成 23 年度）
 - ・ 本手引きは、水道事業者が利用者等に施設更新や耐震化の必要性を分かりやすく説明するために、必要とする費用を定量的に算出できるモデルを示したもの。
- ウ 水道事業における広域化事例及び広域化に向けた検討事例集（平成 25 年度）
 - ・ 平成元年以降の広域化の実施事例及び検討事例について、事業統合に至るまでの検討経緯、事業統合を進める中で生じた課題とその解決策、事業統合の成功要因、事業統合後のメリットとデメリットなどについてアンケート調査を行い、事例集としてとりまとめたもの。

（２）地域水道ビジョンの策定状況

① 水道事業ビジョンの策定状況

各水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）においては、水道が直面する様々な課題に適切に対処していくため、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。このため、平成 17 年 10 月の水道課長通知「地域水道ビジョンの作成について」により、水道の将来像や当面の具体的な取組を示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨してきた。

人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化への対応や新水道ビジョンの考え方を踏まえ、平成 26 年 3 月に発出した水道課長通知「水道事業ビジョンの作成について」において、従来の「地域水道ビジョン」を「水道事業ビジョン」とし、改めてその積極的な作成をお願いしたところである。

平成 27 年 2 月 1 日現在、水道事業ビジョンは、上水道事業で 886 事業（800 プラン）、水道用水供給事業で 70 事業（53 プラン）が策定されている。また、その策定割合は、上水道事業で 63%、水道用水供給事業で 74%となっている。

自らのビジョンを未だ策定していない水道事業者等においては、できる限り早期に策定することにより、また、既に策定済みの水道事業者等においては、現状との乖離がある場合や新水道ビジョンを踏まえて見直しが必要な場合等必要に応じて自らのビジョンの改定することにより、各種施策のより一層の推進を図るようお願いする。

なお、水道事業ビジョンの策定・改定の際には、「水道事業ビジョン作成の手引き（平成 26 年 3 月）」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、アセットマネジメントの実施並びに水安全計画及び耐震化計画の策定を必須事項としており、これらの取組により、水道事業における体制強化を図るよう努められたい。

② 都道府県水道ビジョンの策定状況（資料 P58～59 参照）

各都道府県においては、地域の水道が抱える諸課題の解決を図るとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにするため、将来の水道のあり方を示す「水道整備基本構想」の作成を推奨してきた。平成 20 年 7 月の水道課長通知「広域的な水道整備計画及び水道整備基本構想について」により、従来の「水道整備基本構想」に地域水道ビジョンの記載項目を追加して「都道府県水道ビジョン」として位置付けられる内容に見直すよう要請してきたところである。

また、新水道ビジョンでは、個々の水道事業者では解決できない課題や広域的に連携すべき事項について、都道府県がその調整役を果たし、リーダーシップを発揮した助言等を積極的に行うよう求めており、将来の水道の理想像を実現させるためには、都道府県が示すビジョンによる施策推進が不可欠であるとしている。

この考え方を踏まえ、平成 26 年 3 月の水道課長通知「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」において、改めて、その積極的な作成をお願いしたところである。

都道府県水道ビジョンの策定にあたっては、都道府県全域の水道について、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合などを念頭にしつつ、都道府県単位での持続可能な水道のあり方を示すとともに、管内水道事業者を安全で強靱な水道の持続に向かつて施策誘導が図れる内容としていただきたい。

平成 27 年 2 月 1 日現在、都道府県水道ビジョンの策定状況は、10 プランとなっている。

自らのビジョンを未だ策定していない都道府県においては、できる限り早期の策定を、また、既に策定済みの都道府県においても、必要に応じて見直し再検討を行い、水道の理想像の実現に向けて管内水道事業者を牽引するようお願いする。なお、都道府県水道ビジョンの策定・改定の際には、「都道府県水道ビジョン作成の手引き（平成 26 年 3 月）」を参照にされたい。

③ 水道課HPにおける水道事業ビジョン策定状況の公表について（見直し）

前述の水道課長通知により、水道事業者等及び都道府県において地域水道ビジョンを策定された際には、水道課への送付（報告）をお願いしているところであり、報告があったビジョン策定状況（策定数、策定割合等）を水道課ホームページで公表している。

水道事業ビジョンの実現方策の推進にあたっては、前述のとおり、「アセットマネジメント」の実施並びに「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定（これらの取組を「戦略的アプローチ」という。）を必須事項としている。

このため、戦略的アプローチを実施済みのビジョンを水道事業ビジョンと見なし、平成 27 年度から、その策定状況を公表することに見直す予定である。

○地域水道ビジョン策定状況ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

（３）官民連携の推進

水道事業に対しては、水道法による第三者委託制度、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、PFI 法改正に伴う公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入等の各種制度整備が図られており各水道事業者においては、様々な官民連携の形態を活用することによって運営基盤の強化を図ることが期待されている。

このことから、都道府県においてもこの趣旨をご承知の上、運営基盤の強化に向けた検討が進むよう各事業者との連絡・調整を積極的に進めていただきたい。

① 水道分野における官民連携推進協議会の開催について

厚生労働省では、平成 22 年度より、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促

進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地^{*}で実施し、毎回多くの水道関係者に参加いただいております。参加者からは大変有意義な意見交換ができたなどの声を多く聞いている。平成 27 年度も引き続き協議会を開催するので、官と民の交流の場として積極的な参加をお願いする。

※平成 22 年度：仙台市、さいたま市、名古屋市

平成 23 年度：広島市、福岡市、さいたま市

平成 24 年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

平成 25 年度：札幌市、東京都、大津市、高松市

平成 26 年度：東京都、新潟市、仙台市、福岡市

② 手引きの作成について

平成 26 年 3 月には、「水道事業における官民連携に関する手引き」を作成しており、従来の P F I 導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に向けた内容の充実を図っているので参考とされたい。

③ 政府の取組

日本再興戦略（平成 26 年 6 月閣議決定）において、コンセッション方式を活用した PFI 事業の案件数について、平成 28 年度末迄の上水道分野の数値目標が 6 件と設定されていることをご承知いただくとともに、本件に関する検討にかかる状況報告や検討を進めるにあたってのご相談等がある場合には、水道計画指導室までご連絡願いたい。

厚生労働省では、平成 27 年度予算として、コンセッション方式を含む官民連携導入に向けた調査、計画作成等のための支援を用意しているところであり、詳細については同室までお問合せ願いたい。

水道広域化に向けた主な取組状況

○広域化実施済み（水道広域化促進補助の採択事業）

宗像地区事務組合	・宗像市、福津市（垂直統合） ・H22.4 事業統合
伊賀市	・三重県伊賀水道用水供給事業（垂直統合） ・H22.4 事業統合
北九州市	・水巻町（水平統合） ・H24.10 事業統合
岩手中部水道企業団	・岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町（垂直・水平統合） ・H26.4 事業統合

○事業統合

群馬県東部地域	・太田市、館林市、みどり市等3市5町の水平統合。 ・H25.10 に統合に関する基本協定を締結。 ・H26.4 に水道統合準備室を設置。 ・H28.4 の事業統合・企業団設立（予定）。
秩父地域	・秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合の水平統合。 ・H26.4 に広域化準備室を設置し、広域化基本構想・基本計画を鋭意作成中 ・H28.4 の事業統合（予定）。
君津広域水道企業団	・木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市との垂直統合。 ・H23.10 に「君津地域水道事業統合研究会」を設立。 ・H28 年度の事業統合を目指す。
大阪広域水道企業団	・四條畷市、太子町、千早赤阪村との垂直統合。 ・H26.4 に「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結。 ・H29.4 の事業統合を目指す。
香川県	・県内一水道を目指し、H23.8 に「香川県水道広域化協議会」を設置。 ・H25.4 に「香川県広域水道事業体検討協議会（県、16 市町）」を設置。 ・H26.10 に「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項」をとりまとめ、水道事業を一つに統合する「広域化」の方針を了承。 ・H27.4 に広域水道事業体の設立準備協議会を設置（予定）。

○広域連携

八戸圏域水道企業団	・H20.1 「北奥羽地区水道事業協議会」を設立。 ・H26.5 青森県県南と岩手県県北の21 事業体が広域連携に関して合意。施設、水質データ管理、施設管理及び料金等システムの共同化を実施。 ・H27.4 から順次、運用開始（予定）。
神奈川県内水道事業5 事業体	・神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団の5 事業体による広域連携。 ・H22.8 水道施設や水質管理体制の中長期的な目標など今後の水道事業のあり方に関する「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」をとりまとめ。 ・H27.4 に「広域水質管理センター」を設置（予定）。
奈良県	・H23.12 「県域水道ビジョン」策定 ・県内の全ての水道を「県域水道」として水道資産（施設、人材、財務、技術力）の最適化を図る「県域水道ファシリティマネジメント」を実施。
北九州市	・H26.2 に水道事業運営が困難となりつつある宗像地区事務組合から、包括業務の受託について検討依頼を受理。 ・H26.11 に「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に関する基本協定」を締結し、H28.4 の受託開始に向け、詳細協議に着手。 ・H26.12 に中間市、岡垣町と人的、物的支援を行う応援協定を締結。
沖縄県	・H26.11 県、県企業局及び本島周辺離島8 村が水道事業広域化に向けての覚書を締結。 ・県企業局が、平成33 年度までに離島8 村において水道用水供給事業を拡大実施（予定）。

事例1：岩手中部地域の広域化（垂直・水平統合）

- ✓ 平成26年4月 事業統合（岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町）
- ✓ 計画概要：平成36年度目標、計画給水人口217,400人、計画1日最大給水量83,500m³

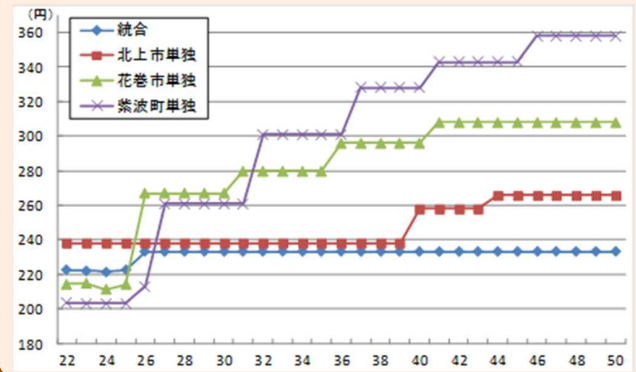
統合により期待される効果

① 水道専属職員の確保及び技術の継承

② 水源・水道施設の統廃合及びバックアップ体制の構築



③ 単独経営よりも、水道料金の値上げ幅を抑制



④ 財政力・資金力が確保でき、集中投資が可能（管路更新を60年サイクルで実施可能）※配水管：法定耐用年数40年

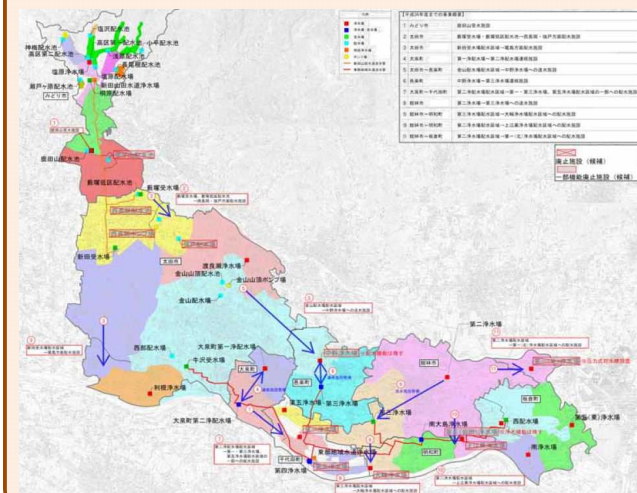
（出典）「岩手中部水道広域化事業計画」を基に作成

事例2：群馬県東部地域の広域化（水平統合）

- ✓ 協定締結：平成25年10月「群馬県東部水道事業の統合に関する基本協定書」
- ✓ 構成市町：太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
- ✓ 統合期日：平成28年4月（予定）
- ✓ 新事業名：群馬県東部広域水道事業（団体名：群馬県東部水道企業団）

統合により期待される効果

① 施設の統廃合による効果的な整備、更新事業費及び維持管理費の削減



② 供給単価の維持（料金値上げの抑制）

区分	収益的収支の損益	内部留保資金の残高	料金改定の必要性
太田市	平成34年度に赤字	平成24年度と同程度	必要、改定率：小
館林市	平成34年度に赤字	平成24年度の65%程度	必要、改定率：中
みどり市	平成29年度に赤字	平成24年度と同程度	必要、改定率：小
板倉町	平成25年度に赤字	平成28年度に資金ショート	必要、改定率：大
明和町	平成28年度に赤字	平成36年度に資金ショート	必要、改定率：大
千代田町	平成28年度に赤字	平成33年度に資金ショート	必要、改定率：大
大泉町	平成28年度に赤字	平成24年度と同程度	必要、改定率：小
邑楽町	平成28年度に赤字	平成36年度に資金ショート	必要、改定率：大
広域化ケース	平成36年度まで黒字	平成24年度と同程度	必要なし

③ 水源・浄水場の水運用の再構築による安定供給体制の向上

④ 資金力が確保でき、危機管理体制の強化など災害対策の推進が可能

（出典）「群馬県東部水道広域化基本計画」を基に作成

事例3：埼玉秩父地域の広域化（水平統合）

- ✓ 構成団体：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合
- ✓ 統合期日：平成28年4月(予定)
- ✓ 新団体名：秩父広域市町村圏組合（既存組合の一事務とする予定）

統合により期待される効果

① 施設の統廃合による更新費用及び維持管理費の削減



② 統合後、民間委託の活用を推進し、職員の適正再配置による削減及びそれに伴う人件費の削減

③ 単独経営よりも、水道料金の値上げ幅を抑制

④ 集中的な投資の平準化など、柔軟な事業計画とすることが可能

④ 人材・技術力の確保及び連絡管の整備により、危機管理体制が強化される

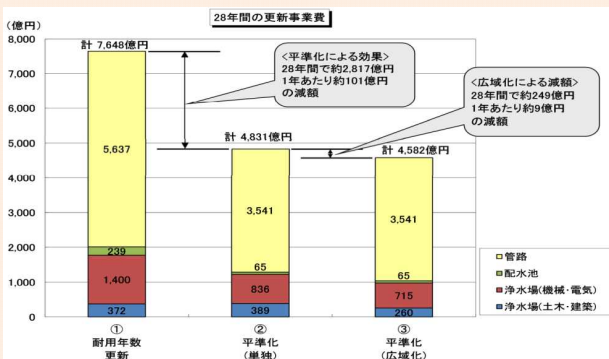
(出典)パブリックコメント参考資料「秩父地域水道事業広域化基本計画(案)」(平成27年2月)を基に作成

事例4：香川県の広域化検討（垂直・水平統合）

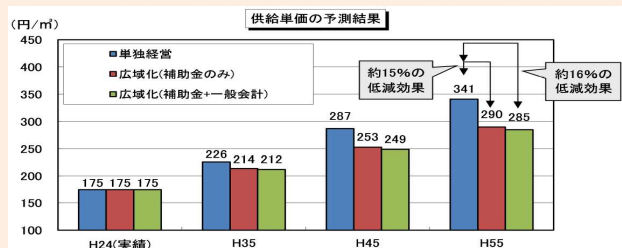
- ✓ 平成26年10月 香川県及び16市町が広域化方針を了承
- ✓ 平成27年4月に広域水道事業体設立準備協議会を設置予定。引き続き企業団設立に向けて調整を進めている。

統合により期待される効果

① 水道施設の統廃合により更新事業費を抑制

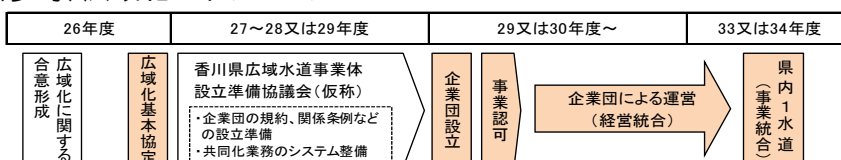


② 単独経営よりも、供給単価の上昇を抑制（水道料金の値上げ幅を抑制）



③ 水源の再編および一元的管理により地域間の水融通を効率化

(参考)広域化スケジュール



(出典)「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」を基に作成

事例5：北奥羽地区水道事業協議会（広域連携）

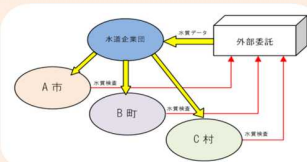
- ✓ 平成26年6月 青森県南及び岩手県北の21事業体が広域連携の実施について合意
- ✓ “できるところから”の広域化として、施設等の共同化を平成27年度より順次、実施。

広域連携（共同化）の内容

① 水源・施設の共同化（地域ごとに検討）

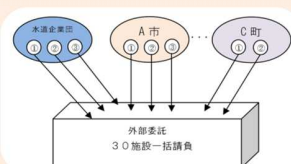
② 水質データ管理の共同化

- ⇒ 水質管理の一元化
- ⇒ 危機管理対応の強化



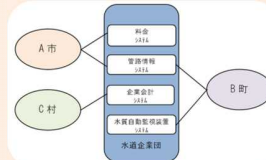
③ 施設管理の共同化 ～設備台帳の整理～

- ⇒ 将来的な一括管理委託を見据え、管理水準の標準化



④ システムの共同化

- ・管路情報(マッピングシステム)
- ・料金管理システム
- ・財務会計システム



県域を越えた連携



事業の連携拡大による安定化
や収益改善、財政基盤の安定
経営の持続につながる事が
期待される。

（出典）「北奥羽地区水道事業協議会資料」を基に作成

事例6：沖縄県の広域化への取組（用供範囲拡大）

- ✓ 平成26年11月 沖縄県及び本島周辺離島8村が水道広域化へ基本合意(覚書締結)
- ✓ 水道広域化の第1段階として、平成33年度までに、県企業局が離島8村において水道用水供給事業を拡大実施する。（次の段階で、統合の検討を行う予定。）

広域化（用供範囲拡大）の効果

① 用水受水による離島の給水原価引き下げ (水道料金の低減)

② 水質・水量の安定化

③ 本島事業者の技術支援による離島簡易水道の技術力の向上

10m ³ 当たり水道料金	
北大東村	3,535円
南大東村	3,354円
粟国村	3,250円
渡名喜村	2,620円
伊是名村	2,300円
伊平屋村	2,289円
座間味村	1,917円
渡嘉敷村	1,687円
本島平均	1,265円

※平成24年度実績

水道広域化（用水供給拡大）対象

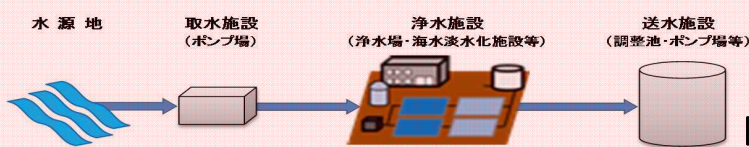


※作図上、離島の位置を移動している

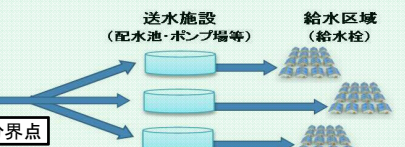
（沖縄県資料を基に作成）

【用供と離島簡水との責任分界】

○用供（県企業局）：水源・取水施設～送水施設まで



○離島簡水：配水施設以降



広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

平成 27 年 2 月 1 日現在

都道府 県名	計画名称	策定 年度	目標 年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H 16	H 42	H6→H16
	石狩西部地域 〃	H 13	H 47	H3→H13
	空知北部地域 〃	H 17	H 42	S53→S58→H7→H17
	十勝地域 〃	S 56	H 12	
青 森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H 20	H 35	S54→H5→H20
	八戸圏域 〃	S 60	H 17	
岩 手	中部圏域広域的水道整備計画	H 24	H 40	S58→H24
	胆江圏域 〃	H 22	H 40	H1→H22
宮 城	南部水道広域圏広域的水道整備計画	S 51	H 7	
	石巻地方 〃	S 54	H 12	
山 形	置賜地域広域的水道整備計画	S 62	H 17	S53→S62
	村 山 〃	S 51	H 7	
	最上地域 〃	S 55	H 17	
	庄内地域 〃	S 60	H 17	S55→S60
福 島	会津地域広域的水道整備計画	S 56	H 12	
	県北ブロック 〃	S 60	H 12	
	県南ブロック 〃	H 8	H 33	S62→H8
	浜通り地域 〃	H 4	H 17	
茨 城	県中央地域広域的水道整備計画	S 59	H 12	
	鹿行地域 〃	H 3	H 22	
	県南地域 〃	S 53	H 12	
	県西地域 〃	S 54	H 12	
栃 木	県央地域広域的水道整備計画	S 58	H 12	
群 馬	県央地域広域的水道整備計画	S 52	H 7	
	東部地域 〃	S 60	H 12	
埼 玉	埼玉広域水道圏広域的水道整備計画	H 15	H 27	H2→H15
	秩父広域水道圏 〃	H 22	H 42	
千 葉	西部圏域広域的水道整備計画	S 55	H 7	
	東部圏域 〃	S 58	H 12	
	南部圏域 〃	H 2	H 22	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H 12	H 27	S55→H12
新 潟	新潟地域広域的水道整備計画	S 53	H 17	
	魚沼地域 〃	S 54	H 17	
	上越地域 〃	S 53	H 17	
石 川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H 12	H 27	S55→S62→H12
福 井	南越地域広域的水道整備計画	S 57	H 17	

平成27年2月1日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
山 梨	中央地域広域的水道整備計画	H 4	H 17	H5→H6
	峡北地域	S 55	H 12	
	東部地域	H 6	H 18	
長 野	上伊那圏域広域的水道整備計画	S 55	H 12	
岐 阜	岐阜東部広域的水道整備計画	H 17	H 39	S62→H6→H17
静 岡	大井川地域広域的水道整備計画	H 6	H 25	S53→H6
	遠 州 地 域	H 5	H 20	S54→H5
愛 知	愛知地域広域的水道整備計画	H 18	H 27	S55→H1→H11→H17→H18
三 重	北部広域圏広域的水道整備計画	H 19	H 30	S62→H4→H9→H19 S52→S58→S63→H22
	西部広域圏	H 9	H 30	
	南部広域圏	H 22	H 32	
滋 賀	湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画	H 22	H 27	S52→H7→H22
京 都	京都南部地域広域的水道整備計画	S 60	H 12	
大 阪	大阪府広域的水道整備計画	H 22	H 27	S55→H2→H12→H18→H22
兵 庫	南部地域広域的水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)	H 11	H 27	S54 H1 } →H11
奈 良	奈良県北部地域広域的水道整備計画	H 12	H 41	S58→H12
島 根	東部地域広域的水道整備計画	H 4	H 25	
	中部地域	S 54	H 12	
岡 山	岡山県広域的水道整備計画	H 17	H 27	S60→H3→H14→H16→H17
広 島	広島圏域広域的水道整備計画	S 56	H 7	S52→S56 S57→H3
	備後圏域	H 3	H 22	
山 口	東部圏域広域的水道整備計画(柳井・大島ブロック)	S 60	H 22	
香 川	香川県広域的水道整備計画	H 10	H 22	S55→H10
愛 媛	宇和島市外1市8町広域的水道整備計画	S 54	H 12	S53→S54
福 岡	福岡地域広域的水道整備計画	H 18	H 32	S55→H9→H18 S57→H14
	筑後地域	H 14	H 32	
	田川地域	H 2	H 17	
	京築地域	H 2	H 17	
佐 賀	広域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S 51	H 7	S60→H14
	佐賀西部地域広域的水道整備計画	H 14	H 28	
長 崎	長崎県南部広域的水道整備計画	H 11	H 27	
熊 本	環不知火海圏域広域的水道整備計画	H 9	H 25	

(36道府県、68地域で策定)

：目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、43地域)

※自然的社会的条件の変化等にあわせ、5～10年をめぐりに見直し、修正を行うようお願いする。

都道府県水道ビジョンの策定状況

平成27年2月1日現在

都道府県名	地域水道ビジョン（構想）名称	策定年月	目標年度
北海道	水道整備基本構想 北海道水道ビジョン～地域編～	H25年 3月	H 42
岩 手	岩手県水道整備基本構想 ーいわて水道ビジョンー	H22年 3月	H 40
秋 田	秋田県水道整備基本構想 ー秋田県版地域水道ビジョンー	H20年 9月	H 32
福 島	福島県水道整備基本構想2013 福島県くらしの水ビジョン～東日本大震災を経て～	H26年 3月	H 32
埼 玉	埼玉県水道整備基本構想	H23年 3月	H 42
大 阪	大阪府水道整備基本構想	H24年 3月	H 42
奈 良	県域水道ビジョン	H23年12月	－
広 島	広島県水道整備基本構想（第2次）	H23年 3月	H 32
長 崎	ながさき21水ビジョン	H23年 6月	H 37
沖 縄	沖縄県水道整備基本構想 ～おきなわ水道ビジョン～	H24年 4月	H 42

【都道府県水道ビジョンの概要】

「水道整備基本構想 北海道水道ビジョン～地域編～」（平成25年3月策定）

平成23年3月に策定した「北海道水道ビジョン」の地域編として位置付け、道内を6地域に区分するほか、人口の減少や少子高齢化といった課題等に対応するため、水道事業者が計画的に事業に取り組む為の数値目標や広域化の方向性を示す将来年次計画等を内容として改定。

「岩手県水道整備基本構想 ーいわて水道ビジョンー」（平成22年3月策定）

河川水系や市町村間の水需給のアンバランスの解消など広域的水利用の可能性を勘案し、県内を3圏域に区分。圏域毎の現状や水需要予測等を分析・評価し、「いわて県民計画」及び市町村が策定する地域水道ビジョン等と整合性を図りながら、今後の方策、水道整備の方向性を明らかにしたものの。

「秋田県水道整備基本構想 ー秋田県版地域水道ビジョンー」（平成20年9月策定）

地理、地勢等の自然的条件から住民の生活圏として一体性があること、河川水系と行政の歴史的経緯から一つの区域と判断し得ること等から、県内を6圏域に区分。持続可能な水道を目指すべく、水道に関わる県及び市町村行政の役割を明確にし、給水サービスの向上を一層進めるものとして位置づけている。

「福島県水道整備基本構想2013 福島県くらしの水ビジョン～東日本大震災を経て～」（平成26年3月改定）

自然的、社会的、経済的条件の一体性や適切な管理基準の維持、水道普及状況等を考慮して設定した県内3圏域（4ブロック）を堅持し、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、水道整備（水道システム）の方向性や水道事業体及び県の役割など、地域の水道の目指すべき指針となる内容に改定したもの。

「埼玉県水道整備基本構想 ―埼玉県水道ビジョン―」（平成 23 年 3 月改定）

地理的・社会的条件との一体性を考慮し、2 圏域に区分しているが、埼央広域については、地域特性や県計画、事業運営の規模、用水供給の状況を勘案し、11 ブロックに細分化し、ブロックごとの広域化の方向性を示したもの。実現方策として、業務指標（P I）等の定量的な評価手法を活用するなど、分かりやすい内容となっている。

「大阪府水道整備基本構想 ―おおさか水道ビジョン―」（平成 24 年 3 月改定）

大阪府全域を一圏域と設定。水道を取り巻く課題を克服し、大阪の水道を持続・発展させていくため、府域水道の将来像と水道整備の方向性を示すもの。府域一水道に向けた更なる広域化の推進を目指す。

「県域水道ビジョン」（奈良県）（平成 23 年 12 月策定）

自然的条件や水道の施設形態などの特性から県域水道を 3 つのエリアに区分。安全で安心な水道水を将来にわたって供給し続けるために、県内の水道の抱える問題や、今後顕在化する問題を把握し、長期的な視点で県域水道の方向性や、実現するための方策を示すもの。

「広島県水道整備基本構想（第 2 次）―広島県水道ビジョン―」（平成 23 年 3 月改定）

地域特性及び一体性、今後の生活行動圏の拡大傾向を考慮し、県内を 3 圏域に区分。水道が将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給できるよう、県内における水道の目指すべき姿や実現方策を示すもの。

なお、広島県においては公民連携（PPP）により県営水道事業の運営基盤の強化等を進めるとともに、新たな収益源を確保するため、水 ing 株式会社との共同出資により平成 24 年 9 月に「株式会社水みらい広島」を設立した。

「ながさき 21 水ビジョン―良質な水を安定供給できる水道システムを次世代へ―」（平成 23 年 6 月策定）

自然的条件、社会的、経済的条件を踏まえ、県北、県南及び離島の 3 圏域に区分。生活用水の現状、需給見通し、課題を点検するとともに、水道事業の目指すべき将来像や基本理念、それを実現するための具体的な施策を示すもの。

「沖縄県水道整備基本構想 ～おきなわ水道ビジョン～」（平成 24 年 4 月策定）

県内を沖縄本島圏域、宮古圏域、八重山圏域の 3 圏域に区分。安定した水源確保の困難さに起因する水道サービスの地域間格差の顕在化、施設の老朽化、水道水質向上の要求、少子高齢化の進展などの水道を取り巻く環境の変化に対応しつつ、水道が取り組むべき課題等を克服し、水道サービスの更なる向上を推進するため、最新の現況に基づいた新たな方向性を示す。

5. 水道分野における国際貢献について

(1) 水道分野における国際貢献の背景

① 国連ミレニアム開発目標(MDGs)

国連ミレニアム開発目標(MDGs)では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられており、我が国としても、世界トップクラスの水道を築いてきた経験と技術力を活用して、MDGs達成に向け取り組んできた。同目標は2010年に達成されたが、未だに世界全体で約7億5千万人(2012年)が安全な飲料水の供給を受けられない状況にあり、継続的な支援が求められている。

② 日本経済再生本部及び経協インフラ戦略会議

日本経済再生本部は、平成24年12月26日の閣議決定により、日本経済の再生のための司令塔として内閣に設置されたが、平成25年1月25日の第3回会合において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として、同年3月12日に経協インフラ戦略会議が設置されている。同会議において同年5月17日に決定されたインフラシステム輸出戦略では、中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進を後押しする特定分野の1つとして「水」が取り上げられている。

(2) 水道分野における国際協力

① 国際協力機構(JICA)が実施する国際協力(ODA)事業(大臣官房国際課担当) (資料P64~68参照)

水と衛生分野において、日本は多大な貢献を行っており、1990年代から継続的に経済開発協力機構の開発援助委員会(OECD-DAC)諸国の中でトップドナーとなっている。日本の水供給分野における援助は、平成21年度から平成25年度の5年間で、無償資金協力が87件、約955億円、有償資金協力が20件、約2,914億円となっている(厚生労働省調べ)。技術協力事業においても平成21年度から平成25年度の5年間で、延べ197名の専門家派遣、822名の外国研修員受入を行っている。

これまで、水道分野の国際協力は施設整備に主眼を置いてきたが、今後は、施設整備とその後の運営維持管理を組み合わせた開発援助も必要である。特に最近の都市水道に関する技術協力では、浄水場・配水施設の運転、無収水(漏水、盗水、料金未収)対策、水質管理等の維持管理に関する人材育成に加え、料金徴収、業務指標(PI)を用いた水道事業経営に関する協力のニーズが増してきている。

二国間協力の大部分はJICAによって実施され、厚生労働省はJICAの技術協力事業等で要求される専門家の推薦を行っている。水道分野の専門家としては、主に水道事業者等の職員が派遣されており、水道事業者等の多大なご協力のもと、技術協力が実施されている。

研修員受入事業についても多くの水道事業者等のご協力を得て実施されているところであり、水道事業者等においては、専門家の派遣や研修員の受入等に対するなお一層のご協力をお願いしたい。

また、国際協力人材の育成のため、JICAでは能力強化研修「水道コース」(年1回:11月)を来年度も実施する予定であるので、積極的な活用をお願いしたい。なお、「省庁・自治体向け国際協力基礎」コースについては、来年度から「開発人材の

ための国際協力基礎講座（仮題）」として新たな形で実施されることとなっているので、ご留意願いたい。

水道課では、JICA技術協力専門家派遣、研修員受け入れ等の国際協力に関する情報の共有をより円滑に実施するため、情報の連絡等を希望される地方自治体の担当窓口を登録させていただいている。登録の希望がある場合には、水道課までお知らせ願いたい。

② 厚生労働省が実施する国際協力事業（大臣官房国際課担当）

水道分野の国際協力検討事業において、産官学の水道専門家で構成する協力検討委員会を設置し、水道分野の国際協力を取り巻く現状や課題について調査、分析するとともに、優先的、積極的に取り組むべき課題について、解決の方策や支援の方向性を検討している。

水道プロジェクト計画作成指導事業では、開発途上国における案件発掘・形成能力の向上に資するために、官民協力による専門的・技術的立場から調査検討を行い、熟度の高い優良案件となるよう当該国に対する助言指導を実施している。なお、事業実施に当たっては、民間企業が各々把握している開発途上国の水道分野の個別具体的な課題（施設整備や経営・維持管理）や潜在ニーズに係る情報、日本が有する知見及び技術を積極的に活用している。

③ 国際機関との連携、二国間連携等

国際社会における中核的な役割を果たし続けるため、海外の諸機関と強固な国際的ネットワークを形成するとともに、世界保健機関（WHO）や国際水協会（IWA）などの国際機関等を通じて各国への知見の提供や情報交換等を積極的に行っている。

◆世界保健機関（WHO）等との連携

●WHO 飲料水水質ガイドライン改定

- ・ WHO 飲料水水質ガイドラインの改定に向けた調査、検討
- ・ WHO への活動費の拠出
- ・ 専門家会合への専門家の派遣

※WHO 飲料水水質ガイドライン

各国が飲料水の安全基準を策定する際の基礎資料として WHO が勧告した飲料水の目標水質のこと。ガイドラインにおいては、発癌物質などの汚染物質ごとに個別の基準がある。

●O&M ネットワーク（Operation and Maintenance Network（水道施設維持管理ネットワーク））

国際水協会（IWA）が WHO の協力を得て、主に開発途上国の施設維持管理の改善に向け研修ツール作成、セミナー開催等の活動を行っている。厚生労働省は活動費の拠出、専門家の派遣により貢献している。我が国の実施主体は、国立保健医療科学院生活環境研究部水管理研究分野及び国際協力研究部。

◆ISO（国際標準化機構）／TC224 の活動への関与

- ・ 平成 19 年 12 月、ISO24510 シリーズが発行。

ISO24510(飲料水及び下水事業に関する活動－サービスの評価及び改善に関する指針)
ISO24511(飲料水及び下水事業に関する活動－下水事業のマネジメントに関する指針)
ISO24512(飲料水及び下水事業に関する活動－飲料水事業のマネジメントに関する指針)
※ISO/TC224：上下水道サービス及びマネジメントに関する国際規格専門委員会
(ISO の第 224 番目の専門委員会 TC：Technical Committee)

上記規格は、国内事情に合わせた修正が加えられた上で、それぞれ、国内規格 JIS Q 24510、JIS Q 24511、JIS Q 24512 として平成 24 年 3 月 21 日に制定。

- ・日本水道協会に設置された ISO/TC224 上水道国内対策委員会において、TC224 下水道国内対策委員会（日本下水道協会）と連携を取りつつ、国内水道事業運営への影響の調査研究や国内の意見を ISO/TC224 の規格に反映させるための検討を実施。

(3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国において、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。今後は、ODA による協力にとどまらず、日本の水関連企業が有する技術を海外市場において提供することによって、アジア諸国における衛生的な水供給の確保に貢献する。また、インフラシステム輸出戦略を踏まえ、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるよう、日本の水道産業の国際展開を進めている。厚生労働省における具体の取組は以下のとおり。

① 水道産業国際展開推進事業

◆ 日本企業の海外市場への売り込み

日本の水道産業の海外展開を支援するため、アジア諸国を対象として、平成 20 年度から、水道産業の国際展開推進事業を実施しており、民間企業及び地方自治体に参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PRするとともに、相手国関係者との意見交換等を行っている。本年度は、ラオス、インドネシア、ベトナムの 3 ヶ国において調査等を実施した。来年度も実施する予定であるので、関心のある地方公共団体等におかれては調査等への参加をお待ちしている。

◆ 日本企業や水道事業者が海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

● 官民連携型案件形成調査

個別のプロジェクト形成を支援するため、平成 23 年度から、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募している。本年度はベトナムにおける調査 2 件を採択した（地方公共団体は、北九州市、川崎市）。来年度も実施予定であるので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、公募に参加頂きたい。

● 水道関係機関とのパートナーシップの形成

企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、平成 23 年度から、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に

関する協力体制パートナーシップの形成に取り組んでいる。本年度は、日本水道協会全国会議（名古屋市）に合わせて海外水道フォーラムを実施し、海外水道関係者と意見交換を実施した。

② 海外水インフラ PPP 協議会

海外の水インフラプロジェクトに関し、官民連携による海外展開に向けた取組を推進するため、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の3省連携により「海外水インフラ PPP 協議会」を設置した。平成22年7月に第1回を開催して以降、これまで5回の協議会を毎年開催しており、民間企業、民間企業、地方公共団体、関係機関、関係省庁、海外からの招聘者等が意見交換等を行っている。

③ 国際標準化戦略の検討

- ・平成22年5月、「知的財産推進計画2010」が知的財産戦略本部決定され、国際標準化の特定戦略分野(7分野)の一つに水分野が位置づけられた。
- ・平成22年11月、国交省と連携し、水分野の国際標準戦略を検討するための「水分野国際標準化戦略検討委員会」を設置。水道については、日本水道協会と連携し、水道部会を設置。
- ・平成23年3月、知的財産戦略本部において国際標準化戦略アクションプラン(水分野)が策定され、水道については、設設計指針等の日本の設計思想の普及等が盛り込まれた。
- ・平成23年度からは、水分野国際標準化戦略検討委員会水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、水道技術資料の英語要約版の策定に取り組んでいる。

④ 日本の水道技術のPR

これまでに英語要約版を作成した水道施設設計指針2012について、JICAの国際研修資料や各国のJICA事務所等における参考資料として利用していただくなど、日本の水道技術を海外の水道事業者や政府関係者等に紹介することに活用されている。本年度からは水道維持管理指針の英語要約版の作成を始めており、次年度以降よりデータ提供していくので、希望があれば連絡願いたい。

JICAが実施する国際協力事業（ODA）

●水道分野の専門家派遣数（人）の推移（厚生労働省推薦分）

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
長期	15	17	11	8	10	6	5	6	7	5	4	9	7
短期	22	24	17	19	13	14	15	20	14	27	30	45	49
合計	37	41	28	27	23	20	20	26	21	32	34	54	56

- ・年度ごとに当該年度内に派遣されている（本邦出発日及び帰着日を含む。）延べ人数を集計
- ・短期は調査団員も含む。

●平成25年度長期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	派遣機関名	指導科目	専門家所属
ラオス	公共事業運輸省 住宅都市計画局	水道公社事業管理能力向上プロジェクト	さいたま市水道局
ベトナム	建設省	全国都市上水道人材育成プロジェクト	横浜市水道局
ベトナム	建設省	中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト	横浜市水道局
モーリシャス	中央水道公社	浄水場運営に係る技術移転	埼玉県（日水協シニア）
東ティモール	インフラストラクチャー省 水・衛生サービス局	給水改善アドバイザー	千葉県水道局
ミャンマー	ヤンゴン市開発委員会 給水衛生局	ヤンゴン市生活用水給水アドバイザー	福岡市水道局
カンボジア	工業手工芸省	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3	北九州市上下水道局

●平成25年度短期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	指導科目	専門家所属
パラグアイ	配水網管理技術強化プロジェクト（配水網維持管理アドバイザー）	（公社）日本水道協会
	配水網管理技術強化プロジェクト（給水設備工事アドバイザー）	浜松市上下水道局
ペルー	リマ上下水道公社無収水管理能力強化プロジェクト（無収水管理アドバイザー）	（公社）日本水道協会
ラオス	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業経営管理）	横浜市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（行政機能／水道事業指標）	埼玉県企業局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（浄水場施設計画）	埼玉県企業局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（配給水管施設計画）	川崎市上下水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（配給水管施設計画）	さいたま市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（行政機能／水道事業指標）	埼玉県企業局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（浄水施設計画）	埼玉県企業局

ラオス	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業経営）	さいたま市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（配給水管施設計画）	さいたま市水道局
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（配給水管施設計画）	川崎市上下水道局
カンボジア	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（会計基準）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（資産情報管理）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（施設更新／運転維持管理計画）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（施設更新／運転維持管理計画）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（顧客管理/料金徴収）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（会計基準）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（資産情報管理）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（資産情報管理）	北九州市上下水道局

●平成25年度調査団員派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	指導科目	専門家所属
モンゴル	ウランバートル市上下水セクター開発計画策定調査（経営改善）	東京都水道局
サモア	水道公社・宮古島水道局共同水道事業運営強化プロジェクト（水道運営計画）	（公社）日本水道協会
	水道公社・宮古島水道局共同水道事業運営強化プロジェクト（浄水施設管理）	宮古島市上下水道部
	水道公社・宮古島水道局共同水道事業運営強化プロジェクト（漏水対策）	沖縄県企業局
	水道公社・宮古島水道局共同水道事業運営強化プロジェクト（水質管理）	沖縄市水道局
インド	デリー上水道運営・維持管理能力強化プロジェクトセミナー（経営改善）	東京都水道局
	デリー上水道運営・維持管理能力強化プロジェクトセミナー（アセットマネジメント）	東京都水道局
	デリー上水道運営・維持管理能力強化プロジェクトセミナー（経営改善）	東京都水道局
	デリー上水道運営・維持管理能力強化プロジェクトセミナー（アセットマネジメント）	東京都水道局
ミャンマー	ミャンマー国上下水道セミナー（上水道行政の枠組み）	厚生労働省
	ミャンマー国上下水道セミナー（上水道に関する法制度）	厚生労働省
	ヤンゴン市上水道技術セミナー（人材育成）	東京都水道局
	ヤンゴン市上水道技術セミナー（浄水処理）	東京都水道局
	ヤンゴン市上水道技術セミナー（無収水対策）	東京都水道局
	ヤンゴン市上水道技術セミナー（品質・施工管理）	福岡市水道局
	ヤンゴン市上水道技術セミナー（水質管理）	福岡市水道局
	ヤンゴン市上水道技術セミナー（無収水対策）	福岡市水道サービス公社
	第2回ヤンゴン市上水道技術セミナー（水道事業の運営・事業計画）	福岡市水道局
	第2回ヤンゴン市上水道技術セミナー（浄水場維持管理）	福岡市水道局
	第2回ヤンゴン市上水道技術セミナー（送配水施設の設計）	福岡市水道局

ミャンマー	第2回ヤンゴン市上水道技術セミナー（水道事業の運営・法制度）	東京都水道局
	第2回ヤンゴン市上水道技術セミナー（水道事業の運営・ソフト面）	東京都水道局
	第2回ヤンゴン市上水道技術セミナー（浄水場の設計）	東京都水道局
ラオス	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（人材育成体制）	（公社）日本水道協会
	水道公社事業管理能力向上プロジェクト（水道事業政策）	国立保健医療科学院
カンボジア	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（水道法整備）	厚生労働省
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（水道法運用）	北九州市上下水道局
	水道人材育成プロジェクト・フェーズ3（水道事業運営）	北九州市上下水道局

●平成25年度技術協力プロジェクト（平成25年度協力開始分）

該当無し

●水道分野の研修員受入数（人）の推移

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
厚生労働省 実施研修	15	61	5	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JICA 集団研修	32	32	33	36	34	39	38	44	64	76	69	65	80
JICA 個別研修等	32	30	61	59	43	62	97	72	42	100	121	115	90

・厚生労働省実施研修にはセミナー等で参加した人数も含む

●平成25年度JICA研修員受入状況（水道事業者等受入分）

形態	対象国等	内容	受入事業体	人数
集団研修		上水道施設技術総合	（公社）日本水道協会	10
		上水道技術者	札幌市水道局	9
		都市上水道維持管理（給・配水）	大阪市水道局	8
		都市上水道維持管理（浄水・水質）	大阪市水道局	10
		都市上水道維持管理（給・配水）（B）	広島市水道局	8
		上水道無収水量管理対策	名古屋市上下水道局	13
		水道管理行政（A）	（社）国際厚生事業団	13
		水道管理行政（B）	（社）国際厚生事業団	10
地域別研修	アフリカ地域	都市上水道技術者養成（A）	横浜市水道局	12
	アフリカ地域	都市上水道技術者養成（B）	横浜市水道局	10

国別研修	イラク	水道経営	広島市水道局	6
	ラオス	水道事業における国の役割/水道事業経営（2年次）	さいたま市水道局	5
	ソロモン諸島	無収水アクション	横浜市水道局	4
	ソロモン諸島	無収水マネジメント	横浜市水道局	4
	カンボジア	経営管理	北九州市上下水道局	9
地域提案型研修	ベトナム	東京水道の事業運営ノウハウの移転	(株)東京水道サービス	8
	マレーシア	東京水道の事業運営ノウハウの移転	(株)東京水道サービス	8
	ベトナム	ハイフォン市・配水管網管理能力向上	北九州市上下水道局	5
	タイ	チョンブリ県・水処理技術向上	埼玉県企業局	4
	タイ	地方水道公社・浄水場維持管理能力向上	埼玉県企業局	4
	スリランカ	水道施設設計・施工管理能力強化	名古屋市上下水道局	4
円借附帯研修	ペルー	リマ上下水道公社・無収水管理能力強化	(株)東京水道サービス	6

●水道分野開発調査件数（件）の推移

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
件数	5	6	4	9	5	4	4	3	1	0	0	0	0

※厚生労働省調べ

●水供給分野の無償資金協力の状況

年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
件数	23	27	25	22	27	30	30	18	14	11
金額（百万円）	14,237	19,298	16,888	16,131	15,664	14,693	28,411	21,796	15,773	10,500
年度（平成）	25									
件数	14									
金額（百万円）	19,054									

※厚生労働省調べ

●水供給分野の平成25年度無償資金協力の状況

国名	案件名	金額（百万円）
ラオス	タケク上水道拡張計画	1,643
エチオピア	アムハラ州南部地方小都市給水計画	633
カンボジア	コンボンチャム及びバットアンバン上水道拡張計画	3,355
ウガンダ	アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画	973
ケニア	バリゴ郡村落給水計画	1,042
ケニア	ナロック給水拡張計画	1,322
ミャンマー	ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画	1,900
タンザニア	タボラ州水供給計画	1,792

ブルキナファソ	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	968
タジキスタン	ハトロン州ピアンジ県給水改善計画（詳細設計）	42
サモア	都市水道改善計画	1,831
ハイチ	レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画	669
ヨルダン	北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画	2,510
カメルーン	極北州ディアマレ及びマヨ・カニ地区給水・衛生改善計画	374
合 計		19,054

※厚生労働省調べ

●水供給分野の有償資金協力の状況

年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
件 数	7	5	4	14	6	9	5	0	6	5
金額（百万円）	57,330	177,727	61,179	180,825	114,130	148,838	75,464	0	83,218	88,291
年度（平成）	25									
件 数	4									
金額（百万円）	44,410									

※厚生労働省調べ

●水供給分野の平成25年度有償資金協力の状況

国名	案件名	金額（百万円）
インド	アグラ上水道整備事業（Ⅱ）	16,279
インドネシア	ジャカルタ特別州下水道整備事業（E/S）	1,968
カーボヴェルデ	サンティアゴ島上水道システム整備事業	15,292
チュニジア	地方都市水環境改善事業	10,871
合 計		44,410

※厚生労働省調べ

6. 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）（資料P70参照）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更を行っている。

なお、フルプランを決定（変更）するにあたっては、利水関係行政機関の長である厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴き、閣議決定によって決定される。

平成 25 年 10 月 22 日に国土交通大臣より国土審議会あてに「今後の水資源政策のあり方」について諮問されたことから、国土審議会の水資源開発分科会調査企画部会において審議が行われ、平成 26 年 4 月に中間とりまとめとして、「今後の水資源政策のあり方～「幅を持った社会システム」の構築（次世代水政策元年）～」が公表された。本年度引き続き、調査企画部会において審議された最終案が、平成 26 年 12 月 26 日に水資源開発分科会において審議され、平成 27 年 2 月より、広く国民に対する意見募集が行われており、本年度中に最終とりまとめが行われる予定となっている。

フルプランの全部変更で基本となるのは、将来の水の需給を想定する作業であり、国土交通省から関係都府県へ調査依頼を実施している。したがって、関係都府県においては、計画変更に必要な需給想定調査等の実施調査が行われた場合、十分に精査されたデータの提供をしていただけるよう協力方よろしくお願いする。

各水系の現行水資源開発基本計画

水資源開発基本計画の概要

事項		利根川水系及び 荒川水系	豊川水系	木曽川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定		(利根川水系) 1962 年 4 月 27 日 (荒川水系) 1974 年 12 月 24 日	1990 年 2 月 6 日	1965 年 6 月 25 日	1962 年 4 月 27 日	1966 年 11 月 18 日	1964 年 10 月 16 日
計画決定	当初決定	1976 年 4 月 16 日 (利根川水系のみ 1962 年 8 月 17 日)	1990 年 5 月 15 日	1968 年 10 月 15 日	1962 年 8 月 17 日	1967 年 3 月 14 日	1966 年 2 月 1 日
	現行計画	2008 年 7 月 4 日 (Ⅴ次)	2006 年 2 月 17 日 (Ⅱ次)	2004 年 6 月 15 日 (Ⅳ次)	2009 年 4 月 17 日 (Ⅴ次)	2002 年 2 月 15 日 (Ⅲ次)	2005 年 4 月 15 日 (Ⅳ次)
	一部変更	2014 年 8 月 15 日	2008 年 6 月 3 日	2009 年 3 月 27 日	—	—	2012 年 2 月 22 日
計画目標年度		2015 年度	2015 年度	2015 年度	2015 年度	2010 年度	2015 年度
水需要							
	都市用水	約 176m ³ /s	約 6.1m ³ /s	約 69m ³ /s	約 114m ³ /s	約 22m ³ /s	約 10.4m ³ /s
	水道用水	約 147m ³ /s	約 4.5m ³ /s	約 50m ³ /s	約 97m ³ /s	約 10m ³ /s	約 8.2m ³ /s
	工業用水	約 28m ³ /s	約 1.6m ³ /s	約 19m ³ /s	約 17m ³ /s	約 12m ³ /s	約 2.2m ³ /s
農業用水(新規)		約 0.3m ³ /s	約 0.3m ³ /s	—	約 6.6m ³ /s	—	約 0.1m ³ /s
供給の目標		●利根川水系 (1) 思川開発 2 ハッ場ダム 3 霞ヶ浦導水 4 湯西川ダム 5 北総中央用水 土地改良 6 その他(2 事業) ●荒川水系 (7) 滝沢ダム <改築事業> (8) 武蔵水路改築 (9) 印旛沼開発施 設緊急改築 (10) 群馬用水施設 緊急改築 (11) 群馬用水緊 急改築 (12) 利根導水路大 規模地震対策 (13) 房総導水路 施設緊急改築	1 設楽ダム <改築事業> (2) 豊川用水二期	(1) 徳山ダム (2) 木曽川水系連 絡導水路 <改築事業> (3) 愛知用水二期 (4) 木曽川右岸施 設緊急改築	(1) 川上ダム 2 その他(1 事業) <改築事業> 3 天ヶ瀬ダム再 開発	<改築事業> (1) 香川用水施設 緊急改築	(1) 福岡導水 (2) 大山ダム 3 佐賀導水 4 筑後川下流土 地改良 (5) 小石原川ダム <改築事業> (6) 両筑平野用水 二期
	供給量 (都市用水)	安定供給可能量 (近 2/20) 約 169m ³ /s 計画供給量 約 197m ³ /s	安定供給可能量 (近 2/20) 約 6.5m ³ /s 計画供給量 約 7.9m ³ /s	安定供給可能量 (近 2/20) 約 77m ³ /s 計画供給量 約 113m ³ /s	安定供給可能量 (近 2/20) 約 111m ³ /s 計画供給量 約 134m ³ /s	安定供給可能量 (H6 時) 約 19m ³ /s 計画供給量 約 27m ³ /s	安定供給可能量 (近 2/20) 約 11.0m ³ /s 計画供給量 約 13.4m ³ /s

※供給の目標を達成するため必要な施設の建設等の() 番号は、独立行政法人水資源機構が事業主体であることを示す。

※安定供給可能量(近 2/20)とは、近年の 20 年に 2 番目の渇水年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。

※安定供給可能量(H6 時)とは、既往最大級の渇水であった平成 6 年の降雨状況を前提として、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給することが可能な水量のことである。

7. 水道事業者等への指導監督について（資料 P72～132 参照）

（１）立入検査

① 目的

水道法第 39 条第 1 項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的として実施している。

② 立入検査実施状況

平成 26 年度における立入検査については、平成 26 年 6 月から平成 27 年 1 月にかけて、厚生労働大臣認可の 481 の水道事業及び水道用水供給事業のうち、57 事業者に対して実施したところである。

立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。

具体的には、

- 1) 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- 2) 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- 3) 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- 4) 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- 5) 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- 6) 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- 7) 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- 8) 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- 9) 環境保全対策の実施状況（水質汚濁防止法の遵守状況等）等

の項目について、適切に実施されているかを書類検査及び現地検査にて確認しており、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に説明をお願いしているところである。

また、立入検査終了後、検査内容について講評を行うとともに、改善を必要とする事項については、講評内容の重要性や水道法令との整合性等に応じて、文書指摘又は口頭指摘を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

③ 立入検査の結果等

平成 26 年度に実施した立入検査の結果については、現在取りまとめ中であり、確定次第、厚生労働省のホームページで公表することとしているので、おってご確認いただきたい。

（２）水道技術管理者研修

厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を平成 14 年度より実施しており、平成 27 年度も開催することとしているので、水道事業者等にあっては、水道技術管理者が出席できるようご配慮願いたい。

平成26年度 厚生労働大臣認可水道事業等立入検査実施状況

都道府県			指導対象事業数			立入検査事業数		
			上水道	用水供給	計	上水道	用水供給	計
01	北海道		0	0	0	0	0	0
02	青森県		4	1	5	0	0	0
03	岩手県		4	1	5	2	0	2
04	宮城県		10	2	12	0	0	0
05	秋田県		4	0	4	0	0	0
06	山形県		5	3	8	3	3	6
07	福島県		9	2	11	2	0	2
08	茨城県		15	4	19	0	4	4
09	栃木県		9	2	11	0	0	0
10	群馬県		11	4	15	2	0	2
11	埼玉県		38	1	39	3	0	3
12	千葉県		21	6	27	3	2	5
13	東京都		1	0	1	0	0	0
14	神奈川県		8	1	9	1	0	1
15	新潟県		10	2	12	0	0	0
16	富山県		4	4	8	0	2	2
17	石川県		6	1	7	0	0	0
18	福井県		4	2	6	0	0	0
19	山梨県		3	1	4	0	0	0
20	長野県		9	2	11	1	1	2
21	岐阜県		7	1	8	0	0	0
22	静岡県		13	4	17	1	0	1
23	愛知県		32	1	33	2	0	2
24	三重県		9	2	11	0	0	0
25	滋賀県		11	1	12	0	1	1
26	京都府		11	1	12	0	0	0
27	大阪府		34	1	35	5	0	5
28	兵庫県		18	2	20	2	0	2
29	奈良県		8	1	9	1	1	2
30	和歌山県		3	0	3	0	0	0
31	鳥取県		2	0	2	0	0	0
32	島根県		2	2	4	0	0	0
33	岡山県		6	4	10	0	2	2
34	広島県		7	3	10	0	3	3
35	山口県		9	1	10	0	0	0
36	徳島県		2	0	2	1	0	1
37	香川県		6	1	7	1	0	1
38	愛媛県		4	1	5	0	0	0
39	高知県		1	0	1	0	0	0
40	福岡県		19	3	22	0	2	2
41	佐賀県		5	2	7	0	0	0
42	長崎県		4	1	5	2	0	2
43	熊本県		2	0	2	0	0	0
44	大分県		4	0	4	1	0	1
45	宮崎県		3	0	3	0	0	0
46	鹿児島県		3	0	3	1	0	1
47	沖縄県		9	1	10	1	1	2
合計			409	72	481	35	22	57

上水道:上水道事業 用水供給:水道用水供給事業

平成26年度立入検査における文書指導事項及び口頭指導事項延べ件数

指摘事項		文書指摘		口頭指摘	
		件数	割合	件数	割合
1 資格に関すること	①水道技術管理者	1	1.4%	19	13.4%
	②布設工事監督者	3	4.3%	2	1.4%
小計(資格に関すること)		4	5.7%	21	14.8%
2 認可等に関すること	①認可	1	1.4%	2	1.4%
	②各種届出	14	20.0%	0	0.0%
	③給水開始前検査	3	4.3%	0	0.0%
小計(認可等に関すること)		18	25.7%	2	1.4%
3 水道施設管理に関すること	①鉛製給水管	0	0.0%	14	9.9%
	②耐震化	0	0.0%	17	12.0%
	③水道施設管理(その他)	0	0.0%	12	8.5%
小計(水道施設管理に関すること)		0	0.0%	43	30.3%
4 衛生管理に関すること	①健康診断	2	2.9%	0	0.0%
	②衛生上の処置	2	2.9%	8	5.6%
小計(衛生管理に関すること)		4	5.7%	8	5.6%
5 水質検査に関すること	①採水地点	0	0.0%	2	1.4%
	②水質検査計画	7	10.0%	4	2.8%
	③水質検査(その他)	4	5.7%	7	4.9%
小計(水質検査に関すること)		11	15.7%	13	9.2%
6 水質管理に関すること	①汚染源等の把握	0	0.0%	0	0.0%
	②クリプトスポリジウム対策等	1	1.4%	7	4.9%
小計(水質管理に関すること)		1	1.4%	7	4.9%
7 危機管理対策に関すること		0	0.0%	43	30.3%
8 住民対応に関すること	①水質検査計画	17	24.3%	0	0.0%
	②住民対応(その他)	15	21.4%	3	2.1%
小計(住民対応に関すること)		32	45.7%	3	2.1%
9 資源・環境に関すること		0	0.0%	0	0.0%
10 その他		0	0.0%	2	1.4%
計		70	100%	142	100%

平成26年度立入検査 文書指摘事項（具体例）

項目	指 摘 事 項	件数
1	資格に関すること	4
	①水道技術管理者 水道法第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行い、記録の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、今後は確認を行うとともに、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設け、その業務を監督していることを明確にすること。	1
	②布設工事監督者 水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行する場合においては、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、貴水道事業は、職員に対して布設工事監督者としての指名を行っていないため、すべての布設工事において指名を行うこと。 水道法第12条第2項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせる場合は、同法施行令第4条の規定に基づく布設工事監督者の資格を有する者でなければならないが、貴水道事業においては資格を有しない者が監督業務を行っていた事例が見受けられたため、同法施行令第4条の規定に基づく資格を有する者に監督業務を行わせること。	3
2	認可等に関すること	18
	①認可 水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、現在給水人口が認可給水人口を上まわっているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、早急に認可の取得若しくは事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出を提出すること。	1
	②各種届出 水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は平成26年2月に代表者である市長が交代したにもかかわらず、その届出を行っていないため、早急に届け出ること。 水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届け出がなされていないため、早急に届け出ること。	14

項目	指 摘 事 項	件数
	③給水開始前検査 水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、導水管布設替え工事を実施したにもかかわらず届出がなされていなかったため、早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は、確実に給水開始前検査を実施すること。	3
3	水道施設管理に関すること	0
4	衛生管理に関すること	4
	①健康診断 水道法第21条第1項の規定による定期の健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等は行わなければならないが、貴水道事業においては、浄水場、配水池等に頻繁に出入りする可能性のある水道技術管理者が受診していなかったため、すみやかに、健康診断を受診すること。 水道法第31条において準用する第21条第1項の規定による定期の健康診断は、同法施行規則第52条において準用する第16条第1項の規定により、おおむね6箇月ごとに行わなければならないが、貴水道用水供給事業においては、一部の職員の健康診断が適切に行われていなかったため、おおむね6箇月ごとに定期の健康診断を行うこと。	2
	②衛生上の措置 水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、一部の水道施設についてこれらの防護措置を講じていなかったため、汚染防止対策の徹底を図ること。 水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、裏門が開放されていて、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図ること。	2

項目	指 摘 事 項	件数
5	水質検査に關すること	11
	①採水地点	0
	②水質検査計画	7
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。 水道法施行規則第52条において準用する第15条第7項の規定に基づき、各号に定める事項を水質検査計画に記載しなければならないが、貴水道用水供給事業においては、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項など、水質検査の実施の際に配慮すべき事項を水質検査計画に記載していなかったため、適切に記載をすること。	
	③水質検査（その他）	4
	水道法施行規則第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、「アルミニウム及びその化合物」及び「蒸発残留物」については、水質基準値の1/5を超過しており、検査回数を減ずることができないため、施行規則第15条第1項第3号イに定める検査回数とすること。 水道法第20条第1項及び同法施行規則第15条第1項第1号（イ）の規定に基づき、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行い、同法第20条第2項の規定に基づき、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成することとされているが、貴水道事業は異常がない場合の記録の作成を省略していたため、異常がなくとも記録を作成すること。 水道法施行規則第15条の規定により、法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査のうち、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査について、貴水道事業では、一部の箇所において平日しか実施されておらず、水質基準を満たしていることが確認出来る体制になっていないことから、早急に改善し、1日1回以上の検査を行うこと。	
6	水質管理に關すること	1
	水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定に基づき、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備を設置しなければならないが、貴水道事業は、クリプトスポリジウム汚染のおそれの程度がレベル3の施設の一部において、必要とされる設備が設置されていなかったため、クリプトスポリジウム等対策指針に定める設備を整備すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
7	危機管理対策に関すること	0
8	住民対応に関すること	32
	①水質検査計画	15
	水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、事業年度の開始前に情報提供すること。 水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道用水供給事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。	
	②住民対応（その他）	15
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供を行っていなかったため、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供すること。 水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項を、同条第4号の規定に基づき、水道料金その他需用者の負担に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。 水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は定期に情報提供をしていなかったため、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供すること。 水道法第31条において準用する第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。	
9	資源・環境に関すること	0
10	その他	0

平成 26 年度立入検査 口頭指摘事項（具体例）

項目	指 摘 事 項	件数
1 資格に関すること		21
	①水道技術管理者 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、役職、責務及び権限について規定等で明定しておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。 水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道用水供給事業は、水道技術管理者の責務及び権限について規定等で明定しておらず、さらに、水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者についての業務権限の範囲が不明確であったため、水道技術管理者の責務及び権限について明定するとともに、水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者の業務権限の範囲について明確にすること。 水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、1日1回以上行う定期的水質検査について、異常があれば通報される体制になっていたものの、数値等の確認を毎月としており、受託水道業務技術管理者の監督状況が不十分であったため、今後は適切な管理を実施し、受託水道業務技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督すること。 水道法第31条において準用する第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないが、貴水道用水供給事業は、施設検査、水質検査、薬品の受入等の事務において、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、施設検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。	19
	②布設工事監督者 布設工事監督者について、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道事業は、規定等で明定していなかったため、明定すること。また、水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を実施させることとされているが、貴水道事業は、監督者を設置していなかったため、設置すること。	2

項目	指 摘 事 項	件数
2	認可等に関すること	2
	①認可	2
	現在予備水源として認可を受けている第2水源及び第3水源について、現状は維持管理のため常時取水しているとのことだが、今後も常用で使用するのであれば、水道法第10条の規定に基づく、水源種別の変更及び取水地点の追加の変更認可申請を行うこと。	
	②各種届出	0
	③給水開始前検査	0
3	水道施設管理に関すること	43
	①鉛製給水管	14
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は計画が策定されておらず、また、個別に周知されていなかったため、適切に実施すること。	
	鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報は行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に実施すること。	
	鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は平成15年度に個別周知を行ったものの、それ以降、個別周知を行っていないため、適切に実施すること。	
	②耐震化	17
	水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が策定されていないため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。	
	水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、管路については老朽化対策として一部耐震化を実施し、施設については耐震診断を行っているが、耐震化計画が未策定であるため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
	③水道施設管理（その他） 次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、換気扇により温度の上昇を防ぐ措置は確認できたが、温度計の設置が無く保管温度の管理がなされていないことから、適切な管理の徹底を図ること。 次亜塩素酸ナトリウムの水質基準及び薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、納入時に次亜塩素酸ナトリウムにより付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業においては、最大注入率を設定していなかったため、最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。 次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、保管タンクが野外にあるなど、適切な温度管理ができない可能性があることから、次亜塩素酸ナトリウムの保管温度及び保管期間の適切な管理の徹底を図ること。 施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は土木施設の定期記録が残されていなかったため、点検項目を作成するなど、点検実施項目の確認体制を構築すること。	12
4	衛生管理に關すること	8
	①健康診断	0
	②衛生上の措置 水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業においては、一般の注意を喚起するに必要な掲示等をしていない水道施設が多く見受けられたため、設置すること。 水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、さくは設置されているものの、高さが低く、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図るとともに、他の配水場においても、引き続き警備強化に努めること。	8

項目	指 摘 事 項	件数
	水道法施行規則第17条第1項第3号の規定により、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/ℓ以上保持するよう塩素消毒しなければならないが、貴水道事業は、残留塩素計の点検時において、浄水の残留塩素の数値を把握していない期間が長期にわたっていたため、給水栓での残留塩素を保持できなくなる恐れがあった。今後は、点検時における残留塩素の管理の徹底に努めること。	
5	水質検査に関すること	13
	①採水地点 水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水地点が配水管の末端になっていない系統があったため、採水地点の追加等について検討すること。	2
	②水質検査計画 水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項の規定による定期的水質検査で省略する項目及びその理由に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項の記載内容が不充分であったため、充実を図ること。 水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項の規定により、水質検査において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの及びその他水質検査の実施に際し配慮すべき事項を記載しなければならないが、貴水道事業の水質検査計画には記載されていなかったため、記載すること。	4
	③水質検査（その他） 配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理に努めること。 原水に係る水質検査の実施について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、貴水道用水供給事業は実施時期の選定理由が不明確であったことから、水源水質がもっとも悪化していると考えられる時期を選定し、水質検査を実施すること。	7

項目	指 摘 事 項	件数
	原水に係る水質検査の実施について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、貴水道用水供給事業は、蒸発残留物の水質検査を実施していないため、実施すること。 水道法施行規則第52条において準用する第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間に於ける当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、貴水道用水供給事業においては、毎日残留塩素濃度を確認しているものの、亜硝酸態窒素について今年度と昨年度とで検査方法が異なり、検査回数を減することができないため、第15条第1項第3号ハに定める検査回数とすること。	
6	水質管理に関すること	7
	①汚染源等の把握	0
	②クリプトスポリジウム対策等	7
	クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、マニュアルを策定していなかったため、策定すること。 クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は一部の水源において、クリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を実施すること。	
7	危機管理に関すること	43
	テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、策定すること。 水道施設の防護対策について、水道施設の警備、情報収集体制の確立、職員教育及び被害発生抑制（監視カメラの設置、自動水質監視機器の設置、浄水施設の覆蓋等）等の予防対策により、水道施設の防護対策を徹底するようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業では一部の施設においてかぎを掛けていない箇所があったため、かぎを掛けて防護対策を徹底すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
	水道水源における水質事故への対応について、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するための実働的なマニュアルを整備することとされているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、整備すること。	
	停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルを策定すること。	
	湧水対策について、湧水時に予想されるすべての事態を想定して、湧水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業は作成していなかったため、湧水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。	
	水道の地震対策について、地域の実情に即した地震防災の計画に地震防災応急対策の具体的な内容を定めることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、策定すること。	
	情報セキュリティ対策について、本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、貴水道事業は、適切な対策が取られていなかったため、情報セキュリティ対策を実施すること。	
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として水道事業に特化した事業継続計画を策定すること。	
	各種危機管理マニュアルについて、緊急時における給水停止指揮命令等で水道技術管理者の役割が明確になっておらず、また、緊急時における連絡先として厚生労働省健康局水道課の連絡先を記載していないなど、貴水道用水供給事業のマニュアルが不十分であるため、マニュアルに記載すること。	
	運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業においては機器の取扱説明書のみであり、運転手引書として不十分であるので、緊急時にも対応した運転手引書を整備すること。	
	基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について協議中であり未整備であるため、整備すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
8	住民対応に關すること	3
	①水質検査計画	0
	②住民対応（その他）	3
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に關する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、情報提供する内容が不十分であることから、内容を充実させて情報提供すること。	
	水道法施行規則第52条において準用する第17条の2の規定に基づき、水道用水供給事業者は、水道の需要者が水道事業に關する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道用水供給事業においては、提供方法が主としてホームページであることから、内容を充実させ、幅広い広報手段での情報提供を行うこと。	
	水道法第31条において準用する水道法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に關する取組等の状況に關する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需用者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、ホームページに掲載されているものの、情報提供する内容が不十分であることから、内容を充実させて情報提供すること。	
9	資源・環境に關すること	0
10	その他	2

平成 2 6 年度厚生労働省立入検査における確認項目

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等								
I 資格関係										
(1) 水道技術管理者の選任・資格	① 水道技術管理者は選任されているか。	○法第19条第1項(水道技術管理者) 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。 ○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)								
	② 水道技術管理者は資格要件を満たしているか。	○法第19条第3項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。 ○平23健水発1118第1号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について」第1(1) 水道技術管理者の資格基準について、水道事業又は水道用水供給事業を経営するすべての地方公共団体が条例で定めること。(中略)施行日(平成24年4月1日)から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、従前のとおり政令で定める資格とみなす経過措置を設けている。 ○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行令第6条(水道技術管理者の資格) 法第19条第3項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略) ○施行令第10条(水道用水供給事業者について準用する法の規定の読替え) 法第31条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>(読み替える規定)</td><td>(読み替えられる字句)</td><td>(読み替える字句)</td></tr> <tr> <td>第19条第2項第2号</td><td>第13条第1項</td><td>第31条において準用する第13条第1項</td></tr> <tr> <td>第19条第2項第4号</td><td>次条第1項</td><td>第31条において準用する次条第1項</td></tr> </table>	(読み替える規定)	(読み替えられる字句)	(読み替える字句)	第19条第2項第2号	第13条第1項	第31条において準用する第13条第1項	第19条第2項第4号	次条第1項
(読み替える規定)	(読み替えられる字句)	(読み替える字句)								
第19条第2項第2号	第13条第1項	第31条において準用する第13条第1項								
第19条第2項第4号	次条第1項	第31条において準用する次条第1項								

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		第19条第2項第5号 第21条第1項 第31条において準用する第21条第1項 第19条第2項第6号 第22条 第31条において準用する第22条 第19条第2項第7号 第23条第1項 第31条において準用する第23条第1項 ○施行規則第14条(水道技術管理者の資格) 令第6条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略)
	③ 水道技術管理者となる者の要件(役職等)、責務、権限等が明確に定められているか。	○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の1 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要である。
	④ 水道技術管理者は法19条2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しているか。(責務規定違反)	○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 - 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 - 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査 - 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 - 次条第1項の規定による水質検査 - 第21条第1項の規定による健康診断 - 第22条の規定による衛生上の措置 - 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 - 第37条前段の規定による給水停止 ○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
(2) 布設工事の監督者の指名・資格要件	① 布設工事監督者は適切に指名されているか。	○法第12条第1項(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 ○法第31条(準用) 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○水道法逐条解説(法第12条関係) 指名は、辞令形式を用いることもあるが、必ずしも形式は問わず、監督する工事の範囲と本条による技術上の監督を担任する者であることが明らかにされていれよい。 ○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) 水道施設の工事監督については、水道法第12条の規定により、水道の布設工事を施工する場合には、資格を有する監督者を指名し又は委嘱して、技術上の監督業務を行わせなければならないとされているので、これを遵守すること。(略) ○法第3条第10項(用語の定義) この法律において「水道の布設工事」とは水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。 ○水道法逐条解説(法第3条関係) 「水道施設の新設」とは、本条第8項に定める水道施設すなわち取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、及び配水施設であつて水道事業者等の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置することをいう。 「政令で定めるその増設又は改造の工事」とは、大規模又は重要部分の工事であつて、(1)一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、(2)沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設または大規模の改造に係る工事をいう(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	② 布設工事監督者は資格要件を満たしているか。	○法第12条(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施工し、(略) 2 前項の業務を行う者は、政令(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)で定める資格を有する者でなければならない。 ○施行令第4条(布設工事監督者の資格) 法第12条第2項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略) ○施行規則第9条(布設工事監督者の資格) 令第4条第1項第6号の規定により同項第1号から第5号までに掲げる者と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略) ○平23健水発1118第1号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について」第1(1) 布設工事監督者の配置基準及び資格基準について、水道事業又は水道用水供給事業を営営するすべての地方公共団体が条例で定めること。(中略)施行日(平成24年4月1日)から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、従前のとおり水道法第3条第10項に定める水道布設工事とするともに、布設工事監督者の資格は従前のとおり政令で定める資格とみなす経過措置を設けている。 ○施行規則第51条(準用) (略)第9条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
(3) 布設工事監督者の業務・責任	① 布設工事監督者の業務内容、責任は明確か。	○水道法逐条解説(第12条関係) 工事監督者を各工事現場ごとにおくか、1人とするかは、法第19条の水道技術管理者と異なり1人に限られていないためいずれでもよいと解されるが、布設工事の規模等を勘案し、適切な人員を確保する必要がある。 ○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) 水道事業者においては、これらの工事監督が適正に実施しうよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすること。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	②工事に関する報告、記録等は整備されているか。	○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) (略)また、工事に関する報告、記録等についても整備しておくこと。(略)
	③水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を行っているか。	○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) (略)また、これ以外の水道施設の工事についても、これに準じて監督者を置いて監督業務を実施させること。
(4) 工事監督業務の委嘱	工事監督業務を第三者に委嘱している場合は、責任区分が明確となっているか。	○法第12条第1項(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 ○法第31条(準用) 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。 ○水道法逐条解説 資格を有する第三者に委嘱する場合、当該工事の請負人あるいは請負人の被雇用者に委嘱して監督業務を行わせることはできない。請負人は、水道事業者との利害が対立する者であつて、本条で規定する第三者ではないからである。 ○昭37環水第6号(課長通知)「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」 1 水道事業者において資格ある技術職員を有しない場合は、第三者に委嘱して工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、このさい設計の責任を明らかにするため当初の設計者に一貫して監督業務まで行わせることが望ましい。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
Ⅱ 認可・届出関係		
(1) 認可内容との整合性	①事業認可内容と実際の施設との整合はとれているか。	○法第7条(認可の申請) 1 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)給水区域、給水人口及び給水量 (2)水道施設の概要 (3)給水開始の予定年月日 (4)工事費の予定総額及びその予定財源 (5)給水人口及び給水量の算出根拠 (6)経営収支の概算 (7)料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 (8)その他厚生労働省令で定める事項 5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略) ○法第8条(認可基準) 1 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 (1)当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。 (2)当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。 (3)水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。 (4)給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。 (5)供給条件が第14条第2項各号に掲げる要件に適合すること。 (6)地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。 (7)その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○法第9条(附款) 1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。 2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。 ○法第26条(事業の認可) 水道用水供給事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 ○法第27条(認可の申請) 1 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)給水対象及び給水量 (2)水道施設の概要 (3)給水開始の予定年月日 (4)工事費の予定総額及びその予定財源 (5)経常収支の概算 (6)その他厚生労働省令で定める事項 5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略) ○法第28条(認可基準) 1 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 (1)当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。 (2)水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。 (3)地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。 (4)その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○法第29条(附款) 1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。 2 第9条第2項の規定は、前項の条件について準用する。 ○施行規則第1条の2(認可申請書の添付書類等) (略) ○施行規則第2条(事業計画書の記載事項) 法第7条第4項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1)工事費の算出根拠 (2)借入金の償還方法 (3)料金の算出根拠 (4)給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法 ○施行規則第3条(工事設計書に記載すべき水質検査の結果) (略) ○施行規則第4条(工事設計書の記載事項) 法第7条第5項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。(略) ○施行規則第5条(法第8条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目) 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。 (2)当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○施行規則第6条 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 (2)給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。 (3)給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 (4)給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 (5)給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 (6)工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 (7)水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。 (8)広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。 (9)水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。 (10)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 (11)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあっては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。 (12)ダム建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○施行規則第7条 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第6号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。 ○施行規則第49条(認可申請書の添附書類等) (略) ○施行規則第50条(事業計画書の記載事項) 法第27条第4項第6号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。 ○施行規則第51条の2(法第28条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目) 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 (2)給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 (3)給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 (4)工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 (5)広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。 (6)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 (7)取水に当たつて河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあっては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。 (8)ダム建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○施行規則第51条の3 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に関するものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要な資金の調達及び返済の能力を有することとする。 ○施行規則第52条(準用) 第3条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において第3条中「法第7条第5項第3号」とあるのは「法第27条第5項第3号」と、「法第10条第2項」とあるのは「法第30条第2項」と、第4条中「法第7条第5項第8号」とあるのは「法第27条第5項第7号」と(略)それぞれ読み替えるものとする。
	②認可された施設整備の進捗状況は計画どおりか。	○法第35条第1項(認可の取消し) 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。 ○水道法逐条解説(法第35条関係) 水道事業者及び水道用水供給事業者は、当該地域において事業経営の認可を受けた事業者として、事業を開始する義務がある。(略)取消しができない「正当な理由」としては、災害、社会経済情勢の変動、関連する許認可の遅延等が考えられる。すなわち、災害の発生により工事が遅れたほか、需要の発生を見込んだ団地開発が遅れたり、経済情勢の急変によって所要の資金や資材の調達が困難となり、あるいは工事を進める上で必要な行政庁の許認可が事業者の正当な手続きにもかかわらず遅延している場合等工事の遅れの責任を当該事業者に帰すことが適当でない判断される場合がこれである。
	③水道施設の一部を休止又は廃止している場合が、変更認可の対象となっていないか。	○法第11条(事業の休止及び廃止) 1 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業者の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。 2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○法第31条(準用) 第11条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第11条第1項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と(略)読み替える(略)。
■分水について	分水の解消に計画的に取り組んでいるか	○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第1の3 水道用水供給事業は、水道用水を供給する事業であり、分水については適用除外とする旨規定されているが、これは水道事業者又は専用水道の設置者が当該水の分与をその主たる目的としない場合をいうものであり、水道用水の供給が一時的なものでなく継続する事業として実施される場合については、併せて水道用水供給事業としての認可が必要である。 ○昭60「水道事業等の認可の手引」参考2(1) なお、他の水道事業者への浄水の分水は、それ自体、水道の認可を要しないが、分水を行おうとする水道事業者が当該浄水の分与を恒久的に行おうとする場合は、その部分について水道用水供給事業となるので、併せて、水道用水供給事業の認可が必要となる。 (参考)平21.2「全国水道担当者会議」資料(抜粋) 3. 水道施策の推進について (4)事業認可等に係る留意事項について オ. 分水に関する取扱い等について 分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により近隣水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者間の任意契約により、浄水を分水することとしたというのが、その背景にあったものと思料される。その一方で、分水は、当該分水の供給を受けている地域の需要者に対して安全かつ安定的な水を供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定(水質管理・水道施設維持管理・危機管理等)に関する責任の所在が不明確な状態にある。 水道事業においては、高度成長期等を中心に集中的に整備された水道施設の老朽化が進展し、更新需要が今後大幅に増大していく中で、施設の維持管理・更新・再構築に向けた計画的な対策の重要性がこれまで以上に高くなっており、また、施設の老朽化が災害や事故等への脆弱性を高め、災害時の被害を極めて大きくする可能性がある。需要者への安全かつ安定的な水の供給の確保に対する責任を果たし、持続可能な水道事業を確立するためには、これらの重要な諸課題に対する円滑かつ計画的な対策が非常に重要である。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		これらの状況を踏まえ、水道事業者におかれては、当該分水地域の需要者への水の供給に支障を生じさせないことを大前提とし、分水に関わる責任の所在を明確にした上で、分水の背景・経緯等や現在の水利利用形態等を踏まえつつ、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係する水道事業者等間での十分調整・協議を通じて共通認識や合意形成を図り、大規模施設更新・危機管理対策・広域化検討等の様々な機会を捉えて、分水状態の解消に向け計画的に取り組んでいただくようお願いする。 分水状態の解消に際しては、いくつかの方策（被分水事業者における既存水道用水供給事業からの受水、被分水事業者における代替水源確保及び施設整備、分水事業者における水道用水供給事業の創設、分水事業者の給水区域への分水区域編入、被分水事業者から分水事業者への第三者委託、分水事業者及び被分水事業者間の水道事業統合 等）が考えられるが、それぞれの分水事案によって、その背景や経緯、分水の利用形態、地理的条件等が当然異なるため、採るべき方策を一律に定めることは適当ではなく、分水に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係水道事業者等間での十分な調整・協議を通じ、各事案に応じた最適な解消方策の検討を進めていただくようお願いする。 都道府県におかれては、都道府県認可の水道事業者に対しての周知、助言及び指導をお願いする。
	④事業の変更の認可を受けているか。 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に必要な工事費の総額が1億円以下であるものについては、あらかじめ都道府県知事に変更認可申請が行われているか。	○法第10条(事業の変更) 1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。 (1)その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2)その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。 2 第7条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。 ○法第30条(事業の変更) 1 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 (1)その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2)その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。 2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○施行令第14条第3項(都道府県の処理する事務) 給水人口が5万人を超える水道事業(特定水源水道事業に限る)又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に必要な工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第31条第1項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。 ○施行規則第8条(変更認可申請書の添付書類等) (略) ○昭60「水道事業等の認可の手引」参考2 (1)給水区域の拡張 水道事業者は、給水区域外の需要者(専用水道、工場等を含む)に対して給水を行おうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、給水区域の拡張について認可を受けなければならない。(略) (2)給水対象の増加 水道用水供給事業者は、既存の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に供給を行おうとする場合は、変更認可を受けなければならない。 (3)給水人口の増加 水道事業者は、給水人口が計画給水人口を上回ることが予測される場合には、予め計画給水人口の増加について認可を受けなければならない。 (4)給水量の増加 需要者の増加により、計画給水人口の範囲内では十分な給水が確保されないことが予測される場合には、予め計画給水量の増加について認可を受ける必要がある。 (5)水源の種別の変更 水源の種別の変更とは、工事設計書に記載された水源の受別の区分を変更することをいう。(略)なお、ある種別の水源を廃止すること自体は、水源の種別の変更にあたらないが、これに伴い既存水源と異なる種別の水源を設ける場合は、変更認可が必要である。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(6)取水地点の変更 取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図(規則第3条第8号)に示された取水地点をいう。取水地点の変更は、工事設計書等によって特定された地点を変更(取水地点を増加させることを含む。)する場合のほか、地下水にあっては採水層を変更する場合も含まれ、これらに該当する場合、変更認可を受けなければならない。変更の有無は取水地点の原水水質と既存の浄水処理工程の関係を踏まえて判断する。なお、取水地点の廃止、他の水道からの受水地点の位置変更は取水地点の変更に該当しない。また、井戸の深度を変えることによって、水源の種別が同時に変更される場合は、取水地点の変更と共に、水源の種別の変更としても扱うものとする。 (7)浄水方法の変更 浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、または、沈澱地やろ過池等の形式を変更することにより、当該施設の処理機能又は処理能力に変更を及ぼすことをい、浄水場毎に変更の有無を判断する。(略) ○平15(事務連絡)「市町村合併の際の水道事業認可及び統合について」2 水道用水供給事業の給水対象である水道事業者が給水対象でない水道事業者と市町村合併を行うことは、当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当しないものであること。 ○施行規則第7条の2(事業の変更の認可を要しない軽微な変更) 法第10条第1項第1号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 1 水道施設(送水施設(内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)に限る)並びに配水施設を除く)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であって次の各号のいずれにも該当しないものとする(ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロ及びハの規定は適用しない。) (イ)変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであるとき。 (ロ)変更後の給水人口と認可給水人口(法7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水人口(法第10条第1項又は第3項の規定により給水人口の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水人口とする)をいう。次号において同じ)との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(ハ)変更後の給水量と認可給水量(法第7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第10条第1項又は第3項の規定により給水量の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。次号において同じ)との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。 2 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における水道施設の整備を伴う変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。 (イ)普通沈澱池 (ロ)薬品沈澱池 (ハ)高速凝集沈澱池 (ニ)緩速濾過池 (ホ)急速濾過池 (ヘ)膜濾過池 (ト)エアレーション設備 (チ)除鉄設備 (リ)除マンガンを設備 (ヌ)粉末活性炭処理設備 (ル)粒状活性炭処理設備 3 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ 特定区間に流入する河川がないとき。 ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。 ○施行規則第8条の2(事業の変更の届出) 法第10条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○施行規則第51条の4(事業の変更の認可を要しない軽微な変更) 法第30条第1項第1号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 1 給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、次の各号のいずれにも該当しないもの。 (イ)変更後の給水量と認可給水量(法第27条第4項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第30条第1項又は第3項の規定により給水量の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。ロ及び次号において同じ)との差が2,500百立方メートルを超えるものであること。 (ロ)変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の1を超えるものであること。 2 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を伴うもの。 (イ)普通沈澱池 (ロ)薬品沈澱池 (ハ)高速凝集沈澱池 (ニ)緩速濾過池 (ホ)急速濾過池 (ヘ)膜濾過設備 (ト)エアレーション設備 (チ)除鉄設備 (リ)除マンガン設備 (ス)粉末活性炭処理設備 (ル)粒状活性炭処理設備

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		3 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間(イ及びロにおいて「特定区間」という。)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ 特定区間に流入する河川がないとき。 ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。 ○施行規則第51条の5(事業の変更の届出) 法第30条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。(略) ○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第3の3 事業の軽微な変更及び他の水道事業又は水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴う変更については、認可を要せず、届出によることとしており、この旨水道事業者及び水道用水供給事業者に周知徹底を図るとともに、事業の廃止許可手続きの簡素化と併せてこれらの規定を活用し、水道の広域化による管理体制の強化等を図られたい。ここで、軽微な変更と認められるものの要件については、直近の認可変更内容を基準に判断されるべきものである。また、市町村合併等により、新たに設置された市町村等が新たに事業の認可申請を行う際に添付書類についての特例措置が設けられている。 ○平14健水発第0327004号(課長通知)「改正水道法の施行について」1 水道法施行規則第8条の2及び第51条の5第1号に規定する給水人口及び給水量は、事業の変更に当たり事業者が当面の事業計画として新たに設定するものであり、第7条の2第2号及び第4号並びに第51条の4第1項に規定される認可給水人口及び認可給水量とは異なることに留意されたい。(略) ○平15健発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第3の1(1) 水道法施行規則第7条の2に定める事業の変更の認可を要しない軽微な変更は、内径が250mm以下の送水管及びその付属設備(ポンプを含む)の整備を伴う変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて、水道法施行規則第7条の2の各号のいずれにも該当しないものが加えられたこと。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
(2)各種届出	各種届出は適切に行われているか。	○法第7条(用水供給事業は法27条)(認可の申請) 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) (2)水道事務所の所在地 3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 ○法第13条第1項(給水開始前の届出及び検査) 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、(略) ○水道法逐条解説(法第13条関係) 本条の届出は、認可した事業の開始を知らせるとともに、監督庁において必要と認めるときは、法第39条の規定による検査ができるようにするためである。 ○法第14条第5項(供給規程) 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 ○施行規則第12条の5(料金の変更の届出) 法14条第5項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。 ○法第24条の3第2項(業務の委託) 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。 ○施行規則第17条の4(業務の委託の届出)第1項 法第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
(3)検査の実施 【給水開始前検査】 【給水装置検査】	①給水開始前検査は、適切に実施されているか。	○水道法逐条解説(法第24条の3関係) これは、本条の委託が行われた場合は、水道法上の責任の一部が水道事業者から受託者に移ることになり、水道事業の監督者である国又は都道府県は、受託者を直接監督する責任を負うことから、受託の事実を把握しておく必要があるため事後の届出を義務としたものである。 ○法第13条第1項(給水開始前の届出及び検査) 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、(略)厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。 ○法第31条(準用) 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第10条(給水開始前の水質検査) 1 法第13条第1項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。 2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 ○施行規則第11条(給水開始前の施設検査) 法第13条第1項の規定による施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む)について行うものとする。 ○施行規則第52条(準用) (略)第9条から第11条までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第11条中「水道施設(給水装置を含む)」とあるのは「水道施設」と(略)それぞれ読み替えるものとする。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3) 配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、改造した場合においては、法第13条の規定に基づいて、水道法施行規則第10条及び第11条の水質検査及び施設検査の実施が義務づけられているので、これを遵守すること。(略) 特に、工業用水道管等が布設されている地区における水道の工事については、その施工にあたって十分留意し、その検査に際しても水質の確認を行うなど、格別の注意を払うこと。 給水開始前の水質検査は新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査(新基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項の検査をいう。以下同じ)及び残留塩素の検査を行うこと。この場合、(略)また、全項目検査は検査方法告示により、残留塩素の検査は残留塩素検査方法告示により、それぞれ行うこと。 ○法第13条第2項(給水開始前の届出及び検査) 水道事業者は、水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
	②水質検査の採水場所は適切か。	○施行規則第10条(給水開始前の水質検査)第1項 法第13条第1項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。 ○水道法逐条解説(法第13条関係) ここで「水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所」とは、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端をいい、必ずしも給水栓を意味しない。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の2 この場合、採水場所の選定は、水道法施行規則第15条第1項第2号の規定の例に準ずるものとし、(略)なお、必要に応じて水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	③配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3) また、配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、これに準じて必要な検査を行うこと。 ○水道法逐条解説(法第13条関係) 配水池を除く配水施設の新設、増設又は改造の場合が届出及び確認の対象となっていないのは、これらの工事(配水管工事等)が頻繁に施行されていることから生ずる実際上の困難を考慮したものである。しかし、配水池以外の配水施設についても、本条による届出を要しないというにすぎず、水道事業者は清掃、消毒その他衛生上の措置や水圧試験等を実施し、当該施設が適切に施工され、かつ、その供給される水が水質基準に適合するものであることを確認する必要があることはいうまでもない。
	誤接合防止措置(対策)は実施されているか。	○平14健水発第1206001号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等の誤接合の防止について」1 (略)なお、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
	④指定給水装置工事事業者に対して工法、工期その他工事上の条件に承認を行っているか。	○施行規則第36条(事業の運営の基準) 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において(略) 3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
Ⅲ 水道施設管理		
(1) 施設基準	①水道施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○法第5条(施設基準) 1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (4)浄水施設を、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 (6)配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (1)水道法第4条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること。 (14)浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤(薬品等)を注入する場合にあつては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備(薬品等注入設備という)が設けられているとともに、(略) (15)薬品等注入設備を設ける場合にあつては、予備設備が設けられていること。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。 5 浄水施設 (5)消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果をを得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		ホ 液化塩素を使用する場合にあつては、液化塩素が漏水したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。 (8)原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあつては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ 地表水を原水としないこと。 ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈澱池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあつては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。 7 配水施設 (8)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150キロパスカルを下回らないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。 (9)消火栓の使用時においては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれていること。 (10)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大動水圧が740キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。 (15)前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること。 ○平12衛水第20号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について」第1 5 第5条(浄水施設)関係 (2)第2項から第8項までに規定する浄水方法は、その機能、性能等が確認され、実用されている方法であることから規定したものであり、これら以外の浄水処理方法を排除するものではないこと。ただし、第2項から第8項までに規定する浄水方法以外の浄水方法を用いる場合には、処理の安全性、確実性等について十分確認するものであること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平16健水発第0209001号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」5(3) 平成16年4月1日時点で現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等であって、改正後の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定の適用を猶予することとした。なお、資機材等に係る単純な交換工事であっても、当該工事により新規に設置される資機材等については、新基準を満たす必要がある。
	②水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)第3の2(3) 浄水又は浄水処理過程で二酸化塩素を注入する水道事業者等においては、二酸化塩素及び亜塩素酸について、水質基準に準じて取扱うこととし、これらの項目及び塩素酸について毎日水質検査を行い、これらの目標値又は水質基準値を超過しないことを確認し、それらを超えた場合には、二酸化塩素の使用の中止等、直ちに対策を実施すること。 ○平19健水発第1115002号(課長通知)「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」第1の2 留意事項 塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、特に塩素注入率の高い水道事業者等においては、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、購入時、保管時、注入時において以下の事項に十分留意する必要がある。 (1)購入時 購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定すること及び仕様を満たしたものが納入されていることを確認すること。 (2)保管時 保管温度及び保管期間に配慮すること。保管タンク内の不純物も塩素酸の生成促進作用があるため、保管タンクの清掃を行うことが望ましいこと。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(3)注入時 次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度が最も上昇していると考えられる時点において、薬品基準への適合確認を行うこと。なお、塩素注入率が高くない水道事業者等においても、可能な限り薬品由来の汚染物質の混入を低減すべきことであること及び次亜塩素酸ナトリウムが本質的に分解性のある物質であることに配慮し、上記の点に留意することが望ましい。 ○平16事務連絡「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」1 次亜塩素酸ナトリウムには高濃度の臭素酸が含有している場合があるので、次亜塩素酸ナトリウムを購入するときは、含有する臭素酸の濃度等を確認する必要があること。また、次亜塩素酸ナトリウムの生成に用いられる原料塩についても高濃度の臭素を含有している場合があるので、生成される次亜塩素酸ナトリウムの臭素酸の濃度を確認する必要があること。 ○平12衛水第21号(課長通知)「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」 (略)本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。①水道用薬品の最大注入率を設定する。②最大注入率における水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。(略)
(2)施設検査 【施設検査】	定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法第5条(施設基準) 1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (4)浄水施設を、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 (6)配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○昭44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」J2(2) 水道事業者は、定期的に水道施設の検査を行なうことによつて、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこと。また、異状が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施すること。
(3)鉛給水管の更新	①鉛給水管の布設状況を把握しているか。 ②鉛給水管の更新計画が策定されているか。 ③鉛低減化対策が実施されているか。	○昭45環水第119号(課長通知)「赤水等対策の強化について」 (2)水質の改善 管等の素材あるいは塗装材等から鉄、亜鉛、銅、炭酸カルシウム等が多量に溶出あるいは析出するとき、およびそのおそれがあるときは、pH値ランゲリア指数等を指標として、アルカリ剤の添加(pH値調整)等によって、水の腐食性の軽減を図ること。(略) (3)管の材質の選定と計画的な布設替 赤水の発生している管の大部分は、内面塗装のはく離した鑄鉄管ならびに鋼管である。(略)また、既設の赤水等の原因となっている管については耐食性のある新管に取り替えることが効果的であるので、その緊急度に応じて、計画的に布設替えを行うこと。 ○平元衛水第177号(課長通知)「給水管等に係る衛生対策について」 ○平13健水発第57号(課長通知)「給水管等に係る衛生対策について」 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の6 ○平26健水発第0319第4号(課長通知)「水道事業ビジョンの作成について」「水道事業ビジョン」作成の手引き」別表2「安全」 ・鉛製給水管の解消 ・鉛製給水管更新計画の策定と実施

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	④利用者に対する広報活動を行っているか。	○平成19健水発第1221001号(課長通知)「鉛製給水管の適切な対策について」 鉛に係る水質基準確保のためには、以下の内容が重要と考えられる(略)1 鉛製給水管使用者等への広報活動 (1)鉛製給水管を使用している住宅を特定できている場合は、当該水道使用者(所有者に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項(開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること)を個別に周知されたいこと。なお、個別の周知は一度実施するだけでなく、定期的に行われることが望ましい。 (2)鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより特定に努められたいこと。 併せて、例えば給水開始時期等から推定し、使用の可能性のある住宅を中心に、検針時及びメーター交換時に水道メーターます内の鉛製給水管使用状況を確認するほか、水道使用者に調査の方法(鉛製給水管の写真などを提示して、水道管の色による判別を呼びかけるなど)を明らかにするとともに、判別がつかない時の措置として水道事業者への相談を呼びかけるなど、対応を図られたいこと。 2 鉛製給水管の布設替計画の策定と布設替えの促進 (1)布設替計画の策定 (略)次の(2)及び(3)に留意の上、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進められたいこと。 (2)配水管分岐部～水道メーターまでの布設替え 配水管分岐部から水道メーター(水道メーターまわりを含む)までは、水道施設と直接接続していること、公道で工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に布設替えに取り組むようお願いする。 また、配水管の布設替えと合わせて鉛製給水管の布設替えを実施する例があるが、配水管更新予定が定まっていない路線においても、鉛製給水管の解消が遅れることがないようにすべきである。 なお、公道下部分の布設替えにあたっては、起債制度の活用も検討されたい。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(3)水道メーター～給水栓までの布設替え 水道メーター下流部～給水栓は、早期に布設替えするよう給水装置の所有者の意識向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度を設けるなど、所有者による布設替えを促進する支援策を講じられたいこと。 なお、水道事業者自らが、(2)で記述した水道メーター上流部分の布設替えに積極的に取り組むことは、給水装置の所有者の負担軽減につながり、メーター下流側の布設替実施の契機となるものと思料される。 3 鉛の水質基準の確保 鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、以下の(1)から(3)等により、鉛の水質基準の確保に万全を期されたい。 (1)鉛の溶出対策 鉛製給水管が数多く残存している場合等には、pH調整の実施について検討すること。 (2)鉛濃度の把握 鉛製給水管を使用している給水栓における鉛濃度の把握に努めること(例えば、定期水質検査の採取場所に含めることや鉛製給水管に着目した水質調査の実施等)。 (3)鉛濃度が高い給水栓への対応 水質調査等により鉛濃度が高いことが把握されている給水栓について、水道事業者が実施する配水管分岐部から水道メーターまでの布設替えを優先的に実施する、使用者に布設替えを働きかける等の対応を図り、水質基準の確保に万全を期されたいこと。
(4)水道施設の耐震化	構造物及び管路の耐震化対策が適切に進められているか。	○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第1の2 水道事業者等は、水道耐震化計画策定指針(案)を参考に、各地域の特性を踏まえて、具体的目標を定めて、計画的に耐震化を進めるよう努める。 ○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」 別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		1.基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に至る水道施設の耐震化の促進に努めること。(略) ○平成19健水発第0823001号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」 災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略)今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようになることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方をお願いする。 2.水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。(略) 都道府県は、災害発生時には、(社)日本透析医会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略) ○平成20健水発第0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」 (略)現に設置されている水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項についての取り組み方、よろしくをお願いします。 1.現に設置されている水道施設の耐震化 (1)(略)既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要がある、工期が長期間に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(2)既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。 ア 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。 イ 耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多数みられることなどから、基幹管路(導水管、送水管及び配水本管をいう。以下同じ。)として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね10年以内に転換を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている鑄鉄管及び塩化ビニル管(TS継手)についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進める。 ウ 災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害時においても給水を確保するため、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。 (3)各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。 (4)水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」(厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載)(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html)を取りまとめているので、参考にされたい。同指針は、従前の「水道の耐震化計画策定指針(案)」の公表から10年以上が経過し、その間の地震等災害での水道施設の被害を踏まえ、内容の充実を図ったものである。 2.水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
4 衛生管理関係		
(1) 定期の健康診断 【健康診断】	①定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して実施されているか。 ②健康診断の実施項目は適切か。	○法第21条第1項(健康診断) 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第16条第1項(健康診断) 定期の健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して、行うものとする。 ○施行規則第16条第4項(健康診断) 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ)に基づいて行われた健康診断の内容が、第1項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分の健康診断とみなす。(略) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の4 (1)病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。 (2)病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	③健康診断の受診者は適切か。	○法第21条(健康診断)第1項 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。 ○水道法逐条解説(法第21条関係) 取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者の全員が本条の健康診断受診対象者である。これらの者に伝染病(感染症)等の保菌者がいた場合には、水道水が汚染されるおそれがあるからである。臨時の職員、作業人等についても、本条は適用される。
(2) 臨時の健康診断 【健康診断】	臨時の健康診断が必要となるような状況が生じていると認められる場合に、臨時の健康診断を行っているか。	○法第21条(健康診断)第1項 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、以下により、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第16条(健康診断)第2項 法第21条第1項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について、前項の例により行うものとする。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
(3) 記録の保存 【健康診断】	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○法第21条第2項(健康診断) 水道事業者は、前項の健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第16条(健康診断)第4項 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ)に基いて行われた健康診断の内容が、定期健康診断の感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、健康診断に関する記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもって代えるものとする。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
(4) 汚染防止対策 【衛生上の措置】	①取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が充分になされているか。	○法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第17条第1項第1号(衛生上必要な措置) 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5(1) 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	②上記の施設には、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿等を用いた耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼等がなされていないか。	○法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○施行規則第17条第2号(衛生上必要な措置) 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (10)水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠とし、又はさくの設置の他必要な措置が講じられていること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5 1 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に充分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施設設備をする等のほか、汚染防止のため一般の注意を喚起するために必要な標札、立札、掲示等を行うこと。 2 前項の施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない設備とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜等の放し飼等をしてはならないこと。
(5)遊離残留塩素濃度の管理 【衛生上の措置】	①給水栓における残留塩素濃度は基準値以下とならないよう管理されているか。	○法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第17条第1項第3号(衛生上必要な措置) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。(略) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平8衛水第230号(課長通知)「水道における衛生上の措置の徹底等について」1 病原性大腸菌等による感染症を防止するためには、水道法第22条に規定する衛生上の措置を徹底することが基本であり、特に、同法施行規則第17条第3項に規定する塩素消毒が確実に行われることが重要であるので、その旨管下水道事業者への指導を徹底されたい。
(6)消毒 【衛生上の措置】	①消毒が中断しないよう必要な措置が講じられているか。	○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 5 浄水施設 (5)消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。 ホ 液化塩素を使用する場合にあつては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5 (4)消毒設備については、水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号の規定によるほか、消毒が中断しないよう、常に整備を行うこと。
	②消毒剤の注入点は適切か。	○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第5号 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果をを得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5(5) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行うこと。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
5 水質検査関係		
(1) 定期の水質検査の回数及び項目 【水質検査】	① 毎日の水質検査(色、濁り、消毒の残留効果)は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○法第20条第1項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査) 1 法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)次に掲げる検査を行うこと。 イ 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 4 第1項第1号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行った日においては、行うことを要しない。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
	② 基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○法第20条第1項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査) 1 法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。(別表参照) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15厚労省令第101号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平15厚労省告示第261号「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該当各号に掲げるとおりとする。(略) ○平15健発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正について」(略)
(2)採水地点 【水質検査】	①採水場所は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。	○施行規則第15条第1項第2号(定期及び臨時の水質検査) 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。(一定の場合の例外については別表参照) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、(略)第15条中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所と(略)読み替えるものとする。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (3)検査に供する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定することともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要であること。また、必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添1の注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採水することができる。 ○水道法逐条解説(第20条関係) 1 (略)「判断できる場所」とは、給水栓のほか配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含むものである。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
■水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか	○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8)水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。 ニ 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目(略)についても必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けられたいこと。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第3 1 基本的考え方 (1)水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきものであること。このため、水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理活用されたいこと。また、水質管理目標設定項目の結果については、水道事業者等においてとりまとめ、(略)公表し、関係者の注意喚起等に努められたいこと。 (2)なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。 イ 水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目 アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1, 1, 1-トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌 ロ 水源が河川水である場合に着目すべき項目 上記イに掲げる項目、ウラン及びその化合物 ハ 水源が地下水である場合に着目すべき項目 上記ロに掲げる項目、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トルエン、メチル-tert-ブチルエーテル、1, 1-ジクロロエチレン

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		ニ 使用する資機材及び薬品の観点から着目すべき項目 ニッケル及びその化合物、亜塩素酸、二酸化塩素、臭気強度(TON)、pH値、アルミニウム及びその化合物 ホ 消毒副生成物等の観点から着目すべき項目 亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度(TON)、pH値 2 水質の測定等 (1)水質検査にあたっての地点や頻度設定の考え方は水質基準に係る検査に準じ、基本的には水質検査を行う地点と同一とすること。 ○平15健発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4 将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」を別添1のとおり定めたこと。(略) ○平15健発第1010004号(局長通知)水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4の2 水質管理目標設定項目のうち農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。(略)測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添2のとおりリストアップしたこと。なお、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこと。
(3)水質検査の委託	①水質検査を適切な機関に委託しているか。	○法第20条第3項(水質検査) 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	②委託の方法は適切か	○施行規則第15条第8項第1号(定期及び臨時の水質検査) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項(第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びへを除く。)を含むこと。 イ 委託する水質検査の項目 ロ 第一項の検査の時期及び回数 ハ 委託に係る料金(以下この項において「委託料」という。) ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法 ホ 水質検査の結果の根拠となる書類 ヘ 第二項の検査の実施の有無 ○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (2)改正規則第15条第8項第1号ニに定める「採取又は運搬の方法」には、採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法を含めること。 (3)改正規則第15条第8項第1号ホに定める「水質検査の結果の根拠となる資料」には、分析日時及び分析を実施した規則第15条の2第5号に定める検査員(以下「検査員」という。)の氏名を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書を含めること。 ○施行規則第15条第8項第2号(定期及び臨時の水質検査) 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。 ○施行規則第15条第8項第3号(定期及び臨時の水質検査) 委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。 ○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (5)(略)水道事業者等は、委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにし、検査価格を積算した上で水質検査業務を発注すること。
		○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (5)(略)地方公共団体の入札制度にのっとりた低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用するとともに、法第20条の10第2項の規定に基づいて、登録水質検査機関に財務諸表等の閲覧又は謄写を請求し、登録水質検査機関の経理状況や事業の状況の把握、落札した検査料金の積算等を確認するよう努めること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○施行規則第15条第8項第6号(定期及び臨時の水質検査) 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。 ○平23健水発1003第1～4号水道法施行規則の一部改正について第2の2 (7)(略)水道事業者等は、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道GLP、ISO/IEC17025等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(以下「日常業務確認調査」という。)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めること。(略)
(4)水質検査結果	①水質検査結果は、水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○法第4条(水質基準) 1 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (1)病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。 (2)シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。 (3)銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。 (4)異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。 (5)異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。 (6)外観は、ほとんど無色透明であること。 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ○法第20条第1項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○平15厚労省令第101号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平26健発0331第30号「水質基準に関する省令の一部改正等について」 第2 水質基準に関する省令の一部改正について 同省令の表について、9の項から50 の項までを1項ずつ繰り下げ、新たに9の項として亜硝酸態窒素に係る基準値(0.04mg/L)を追加する改正を行ったものであること。
	②水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○法第20条第1項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2 1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。 2 一般細菌および大腸菌については、その水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示すものであるため、それらの評価は、検査ごとの結果を基準値と照らし合せて行うべきであり、基準を超えている場合には、水質異常時とみて直ちに別添3に従い、所要の措置を講ずる必要があること。また、塩化物イオンなど病原性微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目(水道法施行規則第15条第1項第4号において省略が可能とされていない項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸およびホルムアルデヒド以外の項目をいう。)についても、その値が大きな変動を示した場合には、上記に準じて対応する必要があること。 3 シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀及びその化合物については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、従前からの扱いを考慮して、上記2に準じて対応をとることが適当であること。 4 新基準省令の表で1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		5 新基準省令の表中32の項から51の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水としての機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。（略）
(5) 原水の水質検査	すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。	○平5衛水第187号(課長通知)「『水道法の施行について』の一部改正について」留意事項 等について」2 水道用水供給事業又は他の水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道事業については、従前どおり原則として水質基準の全ての事項を対象に水質検査を行うものであるが、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の採水場所と、供給をうける水道事業が行う原水の水質検査の採水場所とが隣接している場合には、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の水質検査を、供給を受ける水道事業が行う原水の水質検査として取り扱うことも差し支えない。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く)を実施し、(略)その結果を一定期間保存されたいこと。(略)
	必要に応じて水質管理目標設定項目についても検査を実施しているか	○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(略)を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存されたいこと。(略) ○平26健発0331第30号「水質基準に関する省令の一部改正等について」 第10 水質管理目標設定項目の一部改正について 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号)本文並びに別添1及び別添2を、別紙1新旧対照表(別紙1略)のとおり改正したこと。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
(6) 水質検査計画	①水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定されているか。	○施行規則第15条第6項(定期及び臨時の水質検査) 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第1項及び第2項の検査の計画を策定しなければならない。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
	②記載しなければならない事項は記載されているか。	○施行規則第15条第7項(定期及び臨時の水質検査) 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの (2)第1項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由 (3)第1項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由 (4)第2項の検査に関する事項 (5)法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容 (6)その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8)水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。 イ「水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの」とは、原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項であること。 ロ「臨時の水質検査に関する事項」とは、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等であること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		ハ「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」とは、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等であること。 ニ 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて当該計画に位置付けられたいこと。（中略） ヘ「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施する、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、平成20年度以降においては水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、水質検査計画に位置付けられたいこと。
水質検査の精度管理	①水質検査の精度管理を行っているか ②正確な検査結果を得るための体制の構築に努めているか ③水質検査を委託している場合は、精度管理の結果について確認しているか	○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。
(7)記録の保存	①水質検査の記録を適正に作成しているか。	○法第20条第2項(水質検査) 水道事業者は、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、(略) ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)
	②過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○法第20条第2項(水質検査) 水道事業者は、水質検査を行ったときは、(略)水質検査を行った日から起算して5年間、これを保有しなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
6 水質管理関係		
(1)原水のクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断	指標菌の検出レベル等から適切にリスクレベルの判断を行っているか。	○平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」 第2 留意事項1 定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること ○平23年健水発第0331第3号課長通知「水道における指標菌の検査について」 第1 原水中の指標菌検査の実施について 指標菌の検査を行わず、リスクレベルの判断が行えない施設は、(略)、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託を活用する等して、速やかに指標菌の検査を行い、リスクレベルを判定すること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 2、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断 (1)レベル4(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い) 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (2)レベル3(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある) 地表水以外の水を水道の原水としており当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (3)レベル2(当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 (4)レベル1(クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○指標菌 大腸菌及び嫌気性芽胞菌は水道水源の糞便による汚染の指標として有効である。また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。このため原水にいずれかの指標菌が検出された場合には「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することとなる。
(2)汚染のおそれの程度に応じた予防対策	①原水にクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設では、ろ過施設の整備等又は水源対策の措置を講じているか。	○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第8号 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ 地表水を原水としないこと。 ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 3 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (1)施設整備 (ア)レベル4 ろ過池またはろ過膜(以下、「ろ過池等」という。)の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を整備すること。 (イ)レベル3 以下のいずれかの施設を整備すること。 (a)ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(b)クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理施設。具体的には以下の要件を満たすもの ①紫外線照射槽を通過する水量の95%以上に対して、紫外線(253.7nm付近)の照射量を常時10mj/cm²以上確保できること。 ②処理対象とする水が以下の水質を満たすものであること。 ・濁度 2度以下 ・色度 5度以下 ・紫外線(253.7nm付近)の透過率が75%を超えること(紫外線吸光度が0.125abs./10mm未満であること) ③十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。 ④原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること(過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が2度に達しないことが明らかである場合を除く。) (4)水源対策 地表水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウム等を排出する可能性のある污水处理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が恒久的対策として重要であるので、関係機関と協議うえ、その実施を図ること。 また、レベル3又はレベル4の施設においてクリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要があること。
	②汚染のおそれのある施設において適切な運転管理を行っているか。	○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 3 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (3)運転管理 (ア)ろ過 ①ろ過池等の出口の水の濁度を常時監視し、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持すること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		②ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。 ③凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。 ○共通の留意事項 ・ろ過池等の出口の水の濁度は各ろ過池等ごとに測定することとするが、不可能な場合は、各処理系統ごとに測定することとし、いずれの場合も測定記録を残すこと。 (イ)紫外線処理 ①紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、水量の95％以上に対して紫外線(253.7nm付近)の照射量が常10mj/cm²以上得られていることを確認すること。 ②原水濁度が2度を超えた場合は取水を停止すること。ただし、紫外線処理設備の前にはろ過施設を設けている場合は、この限りではない。 ③常に設計性能が得られるように維持管理(運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正)を適正な頻度と方法で実施すること。 (ウ)施設整備中の管理 ①レベル4 クリプトスポリジウム等対策のために施設整備を早急に完了する必要があるが、整備中の期間においては、原水の濁度を常時計測して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、濁水等により原水の濁度レベルが通常より高くなった場合には、原則として原水の濁度が通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。ただし、上流の河川工事等が水道原水の濁度を上昇させている場合、底泥をまき上げない工事等のように必ずしもクリプトスポリジウム等による汚染を生じさせないものもあるため、当該工事の種類、場所その他を勘案して取水停止の必要性を判断すること。 ②レベル3 クリプトスポリジウム等対策のために必要な施設整備に時間を要する場合には、以下のいずれかの措置をとること。 ・過去の水質検査結果等から濁水等により原水の濁度レベルが高くなることが明らかである場合には、原水の濁度を常時監視して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、原水の濁度レベルが通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		・その他の場合には、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなったと判断される場合には、取水停止等の対策を講じること。
	③汚染のおそれの程度に応じた原水等の検査を適切に行っているか	○平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」 第2 留意事項 1 定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 3 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (2)原水等の検査 (ア)レベル4及びレベル3 ・水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をすること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。 (イ)レベル2 ・3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。 (ウ)レベル1 ・年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。 ・3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこと。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○留意事項 レベル4及びレベル3の場合、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水または採水した水から得られるサンプルを14日間保存することが望ましい。そのための採水は浄水施設で行うことが望ましいが、当該浄水場からの給水を受ける配水系統内の給水栓の水でも差し支えない。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
7 危機管理対策関係		
(1)危機管理マニュアル類	危機管理マニュアル類(テロ対策、震災対策、クリプトスポリジウム等対策、水質事故)は整備されているか。	○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 (地震対策) ○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について」 (略)貴管下の水道事業者等においてもこれに準じて地域の実情に即した地震防災の計画を策定するよう指導されたい。 (別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について 1 組織、体制に関する事項 (略) 2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項 (略) 3 緊急貯水槽に関する事項 (略) 4 施設点検及び工事の中止に関する事項 (略) 5 応急給水に関する事項 (略) 6 応急復旧に関する事項 (略) 7 職員に対する教育、訓練に関する事項 別添 (略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(停電対策) ○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」J3 地震、風水害等に備えた防災計画について、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定した防災計画の策定・充実 (渇水対策) ○昭49環計第36号(部長通知)「渇水対策について」II 3 渇水時に予想されるすべての事態を想定して、おおむね次に掲げる渇水対策活動に関する計画をあらかじめ作成し、渇水対策活動を効果的に行えるよう備えること。 (1)広報活動、(2)給水制限の実施、(3)応急給水の実施、(4)緊急水源の確保、(5)保健衛生対策 ○昭59衛水第46号(課長通知)「渇水対策指針の送付について」(略) (テロ対策) ○平13健水発第87号(課長通知)「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」J2 ○平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」I(2) さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・地震、水害等の各種危機管理マニュアルの策定 (参考)平9.1水道の耐震化計画策定指針(厚生省) (参考)平19.3「危機管理対策マニュアル策定指針」(厚生労働省) (参考)平20.3「水道の耐震化計画等策定指針」(見直し) (参考)平19目途「広域的災害対策計画策定指針」

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(クリプトスポリジウム等対策) ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 4 クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応 クリプトスポリジウム症等が発生し、水道水がその原因であるおそれがある場合には、関係者は次の対応措置を講ずること。 (1) 応急対応の実施 水道事業者等をはじめ、都道府県の関係部局は連携して応急対応を実施すること。 ○連絡体制の整備 感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県(水道行政担当部局、感染症担当部局、食中毒担当部局、保健所等)、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこと。(略) (水質事故対策) ○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」I2 (I1) <u>①水質事故による甚大な被害を受けた場合に、(略)給水への影響を想定し、実働的なマニュアルの整備及び定期的な訓練等を通じた見直しを行うこと。</u>
(2)連絡体制	①緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○昭49環計第36号(部長通知)「渇水対策について」Ⅱ2 渇水の状況に応じ、水道事業体に渇水対策本部を設置するなど、体制を整備し、関係行政機関との連絡調整を円滑にするとともに(略) ○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」 2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項 応急対策が適格に実施されるよう必要な情報の入手並びに関係機関への報告及び要請のための情報伝達等に関し、次の事項に係る内容を明示すること。 (1) 県の水道担当部局等との間及び組織内部における情報伝達経路 (2) 情報伝達方法 別添 厚生省防災業務計画 第2 災害時応急体制の整備 3 水道事業等は、(略)以下の措置を行う。 (2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 ○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1 電気事業者との連絡体制に関し、次の点に配慮した点検及び整備・強化 (1) 連絡責任者の設置及び連絡系統の整備 (2) 電話による連絡体制の確立 (3) 水道事業者等からの電気系統の復旧に関する希望優先順位の提示 (4) 双方の施設配置等に関する情報の交換 (5) 停電時の双方の体制に関する情報の交換 ○平13健水発第87号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。 (略)さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」 2 連絡責任者の再確認 警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・緊急時における関係者に関する連絡体制を確認すること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第4の4 (略)また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。(略) ○平15厚生科学審議会「水質基準の見直し等について(答申)」 VI.水質検査における精度と信頼性保証 6 精度と信頼性保証の制度を導入する場合の留意点 (2) 指定検査機関(今後登録検査機関に移行) (略)また、中小水道事業者と民間検査機関との間で水道水質危機管理マニュアルを明確に設定しておく必要がある。 ○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (1) ②(略)事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備すること。 ○平25健水発1025第1号「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」 1. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合 2. 渇水による断減水が発生した場合 3. 事故その他の原因による断減水が発生した場合 4. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		5.断減水及び水質事故発生事態以外で連絡をお願いしたい場合 (1)水道に対するテロが発生した場合 (2)水道における情報システム障害等が発生した場合
	②停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4 (1)送・配水系統、給水区域等の実態に即した浄水場、ポンプ場等の自家発電施設(保安電力を含む)の整備又は地域の条件に応じた電源の二系統化、二回線化の推進 (3)停電のない系統等の水道利用者の節水等により水道水の緊急融通を可能とする運用体制の整備
(3)給水停止の指揮命令系統	①給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭49環計第36号(部長通知)「濁水対策について」Ⅱ 2 (略)水道事業体内部における各種濁水対策活動に関する指揮命令系統の明確を期すること。 ○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略)また、給水停止措置等の緊急事態対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」 (略)については、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するするために必要な措置を講じられるようお願いします。 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
	②給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていたか。(過去5年以内で、緊急停止の実績はあるか。また、その理由は何か。)	○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。
(4)応急復旧・応急給水体制	①応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。	○昭49環計第36号(部長通知)「濁水対策について」Ⅱ 8(3) 応急給水活動は、他都市等との連携を十分図り、医療機関等に対し十分に配慮するなど、十分な体制と準備のもと計画的に行うこと。 ○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」 5 発災後、市町村長等が行う応急給水に対する水道事業者等の協力については、その役割分担、必要水量、時期及び給水拠点の把握を行った上、必要に応じて次の事項に係る内容を明示すること。 (1)手順、方法等に関する応急給水要領 (2)人員、資機材の確保対策 (3)応援給水の受入体制 (4)応急給水における衛生対策

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		6 応急復旧に関する事項 被災した水道施設は可及的速やかに復旧する必要があるので、その被災状況の想定を行った上、次の事項に係る内容を明示すること。 (1)手順、方法等に関する応急復旧要領 (2)復旧組織の整備 (3)管、弁類の備蓄等復旧資機材の確保対策 (4)建設業者等の協力の確保 別添 厚生省防災業務計画 第1 編第5章第2節 第1 水道施設の耐震化等 3 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。 第2 災害時応急体制の整備 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (1)応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成すること。 (2)地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3)他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。 (4)応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 (5)消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から、関係機関と協議・調整を行うこと。 第2編第5章第2節 第2 応急給水及び応急復旧 1 被災水道事業者等は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県を通じて、他の水道事業者等に支援を要請する。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		第3 被災者への情報伝達 (略)水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、(略)応急給水及び応急復旧状況に関して保健衛生上留意すべき事項等についての確な情報提供を行う。 ○平13健水発第87号(課長通知)「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略)さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立する(略) ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(3) ④応急給水実施の確保 災害発生や水質事故等による給水停止事態においても必要な応急給水の実施を確保するための施策について、応急給水目標量等に関する目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。 ⑤応急復旧体制の整備 他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平成18健水発第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 (略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略)貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。 2.事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保すること。 3.上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。 ○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2(1) ①水質事故による甚大な被害を受けた場合に、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施する(略)
	②関係機関と連携し、基幹病院等及び透析医療機関の重要施設に係る応急給水体制を構築しているか。	○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」 別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。 2 関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ること。 ○平成19健水発第0823001号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」 災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略) 今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようにすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いする。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		2 水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。(略) 都道府県は、災害発生時には、(社)日本透析医会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略)
■緊急時の近隣市町村等との連携	緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか	○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について」 (別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第2 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (2)地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3)他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。 ○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4(2) 送・配水系統等相互間の連絡施設(隣接水道との連携を含む)の整備 ○平15健水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の4 また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。 ○平13健水発第87号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、(略)緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5.(3)⑤ 他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ○平成18年健水発第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の底について」 (略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略)貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。 3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。 4、水道用水供給事業とその受水水道事業者においては、共同での検討を行うなど相互に整合を図り実施すること。 ○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (1) ②水源を共有する水道事業者等の間の連携を密にする(略)
■危機管理を想定した訓練	水道の緊急停止措置等の緊急事態を想定した訓練等に努めているか。	○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○平13健水発第87号(課長通知)「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略)緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。
■危機管理対策としての住民への対策	危機管理対策として住民への対策を適切に講じることが出来る体制が整備されているか	○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭49環計第36号(部長通知)「渇水対策について」Ⅱ 4 広報活動の重要性 渇水対策を進めるに当たって住民の理解と協力は不可欠なものであり、従って効果的に直接影響するものといえる。このため、渇水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある 5 給水制限のルール (3)需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		6 第1段階における自主制限 需要家による自主制限は広報活動と、これを受けての需要家の理解と協力実施に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各種大口需要者(官公署、ビル、工場等)に、それぞれの用途に応じた具体的な節水方法等を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。 8 第三段階における時間給水 (1)各地域の実態を十分勘案し、区域、時間等に関する具体的計画を組んで、事前にPRを行いつつ実施すること。(略) (2)需要者が無駄な溜め置きをしないよう協力を求め、また水の有効利用方策について特段のPRを行うこと。 ○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第3 水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や、給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発にめる。 ○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第2編第5章第1節第3 (略)水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての確な情報提供を行う。 ○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1(2) (1)広域的な停電時における水道利用者に対する水道事業者等毎及び水道事業者等共同の広報体制の整備・強化 (2)水道利用者からの問い合わせに対する応答体制の整備・強化

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平6衛水第213号(課長通知)「湯水時における飲料水の衛生対策について」1 (1)溜め置かれた水道水等については、残留塩素による消毒効果の消失により保健衛生上問題が生じる可能性があることから、これを飲用する場合には煮沸してから飲む等の注意をすること。特に浄水器を通した水は、浄水器により残留塩素が除去されている場合が多いことから、特段の注意が必要であること。 (2)水道の断水又は減水に伴う給水圧の低下等により、給水栓及び給水栓にとりつけたホース等から給水管への汚水逆流が生じる可能性があることから、それらの給水用の装置が、溜め置き用タンク、洗濯機、浴槽その他の水につからない状態に保つこと。 ○平13健水発第87号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること(略) ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6 (1)水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上 ・参加型活動やIT活用等による広報の充実及び情報公開の推進 (3)(略)給水拠点の整備 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
(5) 水源監視・水道施設の警備強化	①テロ等危機管理対策として水源監視の強化、水道施設の警備強化、防護対策の確立等に努めているか。	○平13健水発第87号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) 水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
〈現場にて確認〉	②ろ過池等が外部から容易に毒物投入できる配置・構造となっている場合、防止策等を講じているか。	○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
(6) 施設内への来訪者管理 〈現場にて確認〉	施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。	○平13健水発第87号(課長通知)「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) (略)また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。 ○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 施設出入り者の管理 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
(7) 薬剤等の保管・管理 〈現場にて確認〉	薬剤等の保管・管理について、取り扱い責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。	○平13健水発第87号(課長通知)「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) (略)備品、薬品等の管理(略)など情報管理に努めること。 ○平16健水発第0226002号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」 3 水道施設等における毒・劇物等の保管に対する管理強化

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。
(8) 新型インフルエンザ対策	新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定しているか	○平成21年2月23日付健水発0223001水道課長通知「水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について」 (前略)当課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめ、各水道事業者等の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されるよう、周知したところです。 今般、行動計画及び各種ガイドラインが改定されたこと等を踏まえ、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」についても見直しを行い、今般、同ガイドライン改訂版を策定しましたので、送付します。 各水道事業者等におかれては、本ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進するようお願いいたします。(後略)
(9) 情報セキュリティ対策	各水道事業者等の状況に応じて適切な情報セキュリティ対策(サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたすことがないようにするための対策)が実施されているか。	○平成18年10月31日付け健水発第1031001水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドラインの送付について」 近年、水道事業においても情報システムの利用が積極的に図られているが、情報システム障害によって安全な水の安定供給に支障をきたすことがないよう適切な対策をとることが求められています。 情報セキュリティ政策会議では、平成17年12月に「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定し、水道を含む9分野の重要インフラにおける情報セキュリティ対策の具体的な内容を示しています。その中で、各重要インフラ事業分野は、必要又は望ましい情報セキュリティ対策の水準を「安全基準等」に明示するよう努力することとされています。 こうしたことを踏まえ、今般、別添のとおり、「水道分野における情報セキュリティガイドライン」を作成しました。 つきましては、本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて、適切な情報セキュリティ対策を実施するようお願い致します。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平成20年3月27日付け健水発第0327001水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版の送付について」 (前略)ガイドラインは、情報セキュリティ政策会議が平成18年2月に決定した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針」に基づいて策定していますが、平成19年6月14日に開催された情報セキュリティ政策会議において、当該指針の改定がなされたところです。 また、平成20年3月には、水道分野の情報セキュリティ対策に係る「情報収集・分析機能」(セプター)が(社)日本水道協会に設置されたところであり、平成20年4月よりセプターとしての運用を開始することとしています。 このような状況を踏まえ、今般、別添のとおりガイドラインの改訂版を策定しましたので、送付します。 つきましては、ガイドライン改訂版を参考にして、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。 (別添)「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版」(略) ○平成25年6月3日付け健水発0603第3水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第3版)の送付について」 (前略)政府の情報セキュリティ政策会議において「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針(第3版)」の通り改定がなされました。当該指針の改定を踏まえ、「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第3版)」を策定しましたので、送付します。つきましては、ガイドライン(第3版)を参考にして、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。 (別添)「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第3版)」(略)
(10) 運転手引書	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。	○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策等特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」3(1) 緊急貯水に係る水道施設操作要領
(11) 施設図等の整備・保管	施設図、配管図等は適切に更新され、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○昭44衛水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(1) 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録の整備を図り、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、すみやかに完工図を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。 ○平14健水発第1206001号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」1 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。 ○平成17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・施設関係図面等の管理を徹底すること。
(12) 汚染源の把握	①水源付近及びその後背地域において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の立地状況等(工場、事業場の有無、種類、汚染物質の排出状況等)について把握されているか。	○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の3 平常より、水源付近及びその後背地域について、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無及び種類並びに汚染物質の排出状況などの把握に努めること。また、そのために、必要に応じ関係行政機関などの協力を得るよう努めること。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(2)③ できる限り良好な水質の水を原水として利用するために必要な場合に、水源保全対策や取水地点等の変更等による原水水質改善対策について、目標を設定する。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・流域圏ごとの水質管理情報の共有化(略)による水源水質の向上 ○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (2) 水源のリスク把握の強化
	②水源が汚染されるおそれのある水道事業者等においては、水源の監視を強化しているか。	○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、水源の監視、魚類の飼育等の導入を図る等の体制整備を図り(略) ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について 水道原水が汚染されるおそれのある水道事業者等にあつては水源の監視を強化し、また必要に応じて水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めること。(略) 別添3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項 (3)水源の監視 原水における水質異常を早期に発見するため、各水道にあつては水源の監視を強化するとともに、水道水源による魚類の監視、自動水質監視機器の導入等を図ること。(略) ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・水道水源の水質監視体制強化、(略) ○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (3) 水源の監視体制の強化

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
	③事故時の対応として、水源地域の関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えているか。	○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、(略)外部から情報を活用するべく情報受付窓口の設置等も併せて行うことが望ましい。また、水源の汚染等を発見したときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より関係者の体制整備に努めること。(略) ○平15健水発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第5の2 将来にわたり水質基準に適合する水を供給するためには、良好な水源を確保することが基本であるが、富栄養化による異臭味問題の拡大、化学物質の検出など水源水質の悪化は今後とも懸念されることから、水道水源保全対策が早期に講じられるよう、水道事業者等、関係部局等との連携を密にするよう留意されたいこと。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」 第4 その他の留意事項 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について (略)水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。 別添3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項 (3)水源の監視 (略)水源の水質異常時に直ちに適切な対応が講じられるよう、平時より関係者との連絡通報体制を整備する等を図ること。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・流域圏等における関係機関との連携方策推進による水源水質の向上 ○平25健水発0328第2号「水道水源における水質事故への対応の強化について」2 (1) ② 水源を共有する水道事業者等との間の連携を密にする(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
8 住民対応		
(1) 住民への情報提供	水道の需要者に対して、法第24条の2に基づく施行規則第17条の2第1項に掲げる情報を積極的に提供しているか。	○法第24条の2(情報提供) 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果、その他以下の水道事業に関する情報を提供しなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第24条の2の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第24条の2中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第20条第1項」とあるのは「第31条において準用する第20条第1項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行規則第17条の2(情報提供) 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第6号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第7号及び第8号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。 (1)水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項 (2)水道事業の実施体制に関する事項(法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む) (3)水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項 (4)水道料金その他需要者の負担に関する事項 (5)給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項 (6)水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項 (7)法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果 (8)災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第5 改正水道法において、水道事業者、水道用水供給事業者が需要者に対して、水質検査の結果等について情報提供を行うことを義務付けることとしたものである。この規定は、行政処分や罰則適用を伴うものではないものの、水道事業者、水道用水供給事業者、今後ますます積極的な情報提供を求められる状況の中、その責任を可能な限り明確とする観点から定められたものである。(略)また、水道事業の効率化、水道料金の妥当性などを含め、需用者に対して、規定された情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得るよう努力をすることが望ましい。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・顧客に対する水質に関する情報提供(略)の推進 ○平12衛水発第40号(課長通知)「水道事業における情報公開の推進について」 (略)公共料金分野における情報公開のより一層の推進のため(略)より一層積極的な情報公開に取り組まれますよう、お願いいたします。(略) ○平成20健水発第0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」 2. 水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。
	①需要者の入手しやすい方法や理解しやすい形式となっているか ②生活困窮者及び身体の不自由な高齢者等のパソコンを利用できない、役所等に出向くことが出来ない者に対して配慮されているか	○施行規則第17条の2(情報提供) 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。 ○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第5 併せて情報提供事項についてまで規定されているが、その方法、形式等については、各事業者の判断に委ねることとしており、事業者として需用者の入手しやすい形式を工夫すべきである。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・参加型活動やIT活用等による広報の充実及び情報公開の推進
■住民参加の取組	住民が参加するパブリックコメント、モニター制度等、需要者の声を水道事業に反映させるような取組を行っているか	○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6 (1)水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上 ・参加型活動やIT活用等による広報の充実及び情報公開の推進 ・水道モニター制度や顧客アンケート、パブリックコメント、顧客満足度調査の実施等による顧客ニーズの把握 (2)安心・快適な給水の確保に係る方策 ・(略)意見交換の推進によるリスクコミュニケーションの推進
(2) 苦情等の適切な対応	需要者からの水質検査等の請求(苦情等を含む)に対し適切に対応・処理をしているか。	○法第18条(検査の請求) 1 水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。 ○水道法逐条解説(第18条関係) 1 検査の請求 水道事業者からの水の供給を受ける者は、常時、水質基準に適合する水の供給を保障されているところであるが、給水装置の破壊、老朽化等に伴い水質基準に適合しない水の供給を受けるおそれがある。このような場合において、需要者に給水装置及び供給を受ける水の水質についての検査請求権を認めたのが本条である。なお、供給を受ける水の水質検査の請求は、給水装置の異常によるものでなく、水に異常を認めたとき等において行う得るものである。また、正常な作動を疑わせるような量水器の検査についても本条の規定によって検査を請求できる。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		2 検査の実施及び結果の通知 水道事業者は、検査の請求を受けたときは速やかにその状況に応じて必要な検査を行うこととされている。本条は、この検査に要する費用の負担についてふれているが、検査をすべき合理的な根拠のない請求による者については、供給規程に定めることによって手数料(地方自治法第227条参照)を徴収することも許されるであろう。なお、検査を行ったときは、その結果を検査請求者に通知しなければならない。
(3)供給規定の策定・周知	供給規程の記載内容は適切か。	○法第14条(供給規程) 1 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。 (1)料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。 (2)料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。 (3)水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。 (4)特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (5)貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 ○施行規則第12条～第12条の4(法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目)(略)
(4)貯水槽水道		

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
(5) 給水停止の処理	①法第15条第2項に基づく給水停止を実施する場合には、供給規程に基づき、給水停止の区域及び期間をあらかじめ関係者に周知しているか。 ②料金未納及び正当な理由なしに給水栓の検査を拒んだ時に伴う給水停止等を実施する場合は、供給規程に基づき処理しているか。	○法第15条第2項(給水義務) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第15条第2項、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第15条第2項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替える(略)。 ○水道法逐条解説(第15条関係) 供給条例(規程)(例) 第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合の他、制限又は停止することはない。 2 前項の給水を制限又は停止使用とするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。 ○法第15条第3項(給水義務) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。 ○施行規則第12条の2第2号ロ(法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目) 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○水道法逐条解説(第15条関係) 供給条例(規程)(例) 第33条 市(町村)長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1)水道の使用者が第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。 (2)水道の使用者が、正当な理由がなく、第24条の使用水量の計算、又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3)給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。
	給水停止の際、生活困窮者に関して福祉部局と連絡・連携をとっているか。	○平12.4.13事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」 (略)2歳女児が必要な福祉施策を受けられず、死亡するとの事件がありました。また、マスコミ等の報道では、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであり、水道料金滞納を理由にした機械的な給水停止をすべきではなかったといった意見が少なからず出されているところです。福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではありますが、今回の事件を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われますよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起方お願いいたします。 (参考)平成13.3.30社援保発第27号(保護課長通知)「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」 (略)最近も生活困窮から料金等を滞納し水道・電気等のライフラインが止められ、死亡等に至るといふ大変痛ましい事件が発生したところである。そのため、更に地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者や居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連絡・連携体制についても強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるよう管内実施機関に対して周知されたい。(略)

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(参考)平21.2「全国水道担当者会議」資料(抜粋) 3. 水道施策の推進について (10)住民対応について ・給水停止に係る福祉部局との連絡・連携体制の強化について 生活困窮者に対する給水停止に関しては、平成12年4月13日付け厚生省水道整備課事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」を各都道府県に発出し、福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではあるものの、死亡事故を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われるよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起を御願ひしている。 また、要保護者の把握に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長に対して平成13年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」を発出し、生活困窮者を発見し適切に保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、民生委員や保険年金・保健福祉部局との連携、さらには、水道・電気等の事業者との連携に努めるよう周知している。各水道事業者におかれては、事務連絡に示された趣旨を十分踏まえ、真に生活に困窮している者に対して機械的に給水停止を行うといった事態が回避されるよう、給水停止の際に生活困窮者か否かを福祉部局に確認するなど、地域の実情に応じ、関係部局との連絡・連携体制の強化が適正に行われるよう、改めてお願いする。 ○平24 健水発0509第1号「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」 今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が新聞等で報道されております。(中略)福祉部局との連絡・連携体制の構築の際に、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)との関係から福祉部局への情報提供について躊躇しているのではないかと指摘も聞いております。法第16条(利用目的による制限)及び第23条(第三者提供の制限)で「人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合にあって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は制限の適用外とされていますが、地方公共団体である水道事業者においては、条例に同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
9 資源・環境関係		
(1)浄水場からの排水処理	①水濁法の特定施設にあっては、浄水場等から排出される汚水の処理は適切になされているか。	○平12厚省令第15号第5条(水道施設の技術的基準を定める省令) 5 浄水施設 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈澱地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていること。 (12)浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。 (参考) ○水質汚濁防止法第2条(定義)第2項 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。 (1)カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいう。 (2)化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 ○水質汚濁防止法第3条(排出基準) 1 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ)について、環境省令で定める。 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとして認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。 ○水質汚濁防止法第4条(総量削減基本方針)第1項 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域(ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る)であり、かつ、第3条第1項又は第3項の排水基準のみによつては環境基本法第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(以下「水質環境基準」という)の確保が困難であると認められる水域であつて、第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目(以下「指定項目」という)ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」という)における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係るある地域として指定水域ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という)について、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という)の総量の削減に関する基本方針(以下「総量削減基本方針」という)を定めるものとする。 ○水質汚濁防止法第4条の5(総量規制基準) 1 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という)から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。 2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。 3 第1項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。 4 都道府県知事は、第1項又は第2項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		○水質汚濁防止法第12条(排出水の排出の制限) 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。 ○水質汚濁防止法第14条(排出水の汚染状態の測定等) 1 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 ○水質汚濁防止法施行令第1条(特定施設) 水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。 別表第1 64の2 水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう)、(略)のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
	②水濁法の特定施設でなくとも排水をそのまま公共用水域に放流する場合には、水濁法に準じた測定を行うなど、排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認しているか。	○平12厚省令第15号第5条(水道施設の技術的基準を定める省令) 5 浄水施設 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈澱地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあつては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていること。 (12)浄水処理排水を原水として用いる場合にあつては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
10 その他		
■ (1) 地域水道ビジョン	地域水道ビジョンを策定しているか。	○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」(略)
■ (2) 水道事業の広域化・統合	広域的な事業統合等について検討しているか。	○平14.3.27健水発第0327001号「水道法の施行について」第2の2 水道事業、水道用水供給事業の認可は、事業経営主体を一にできる範囲で行うもので水道施設の一体性等を問うものではない。このため、連続しない二つ以上の水道施設を一つの事業とする、いわゆるソフトな統合も可能である。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)① 水道事業等の技術的・財政的運営基盤を強化する観点から、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化、一部施設の共同化、特定の目的(業務)に関する広域的体制の整備といった多様な形態の広域化について、目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・水道事業間並びに水道用水供給事業及びその受水水道事業間の施設の一体化(事業統合)や経営の一体化、一部施設の共同化 (参考)平20目途「広域化計画策定指針」
■ (3) 第三者委託制度等	第三者委託制度やPFI等多様な運営形態を検討しているか。	○法第24条の3(業務の委託)第1項 1 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。 3 第1項の規定により業務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という)は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る)及び第2項、第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。 7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。 ○法第31条(準用) (略)第24条の3の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第24条の3第4項中「第19条第2項各号」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項各号」と、同条第6項中「第13条第1項」とあるのは「第31条において準用する第13条第1項」と、「第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条」とあるのは「第20条から第22条まで並びに第23条第1項並びに第36条第2項及び第39条」と、同条第7項中「第19条第2項」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項」と、「同条第1項」とあるのは「第31条において準用する第19条第1項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行令第7条(業務の委託) 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		(2)給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。 (3)次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。(略) ○施行令第8条 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める要件は、法第24条の3第1項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。 ○施行令第9条(受託水道業務技術管理者の資格) 法第24条の3第5項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める資格は、第6条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。 ○施行規則第17条の3(委託契約書の記載事項) (略) ○施行規則第17条の4(業務の委託の届出) (略) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平14事務連絡「水道事業等における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」(略) ○平15事務連絡「総合規制改革会議においてまとめられた、「規制改革の推進に関する第2次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」について」 別添の後段中に、「事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。」とありますが、料金設定への関与とは、料金算定に関する算出根拠や料金低廉化に関するアドバイスの関与であると整理されています。なお、料金設定そのものを民間事業者等が行う場合には、受託者が水道事業経営の認可をとる必要がありますのでご注意ください。

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
		別添 地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべきである。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、直ちに周知徹底すべきである。また、平成13年の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務を民間委託することができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)② 特に技術力の弱い水道事業者等において適正な水道の管理を維持するために必要な技術的業務の実施体制の確保や運営管理コスト削減の観点から、技術上の業務の民間業者や他水道事業者等への第三者委託の導入の適否を検討し、合理的と評価される場合には、その導入について目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・第三者委託制度の活用による民間業者等への技術上の業務の委託や近隣水道事業等との管理の一体化 (参考)平19「第三者委託実施の手引き」 (参考)平19「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」
■(4)技術者の確保、技術の継承	技術者の確保、技術の継承等について、対策を講じているか。	○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化

検 査 事 項	確 認 項 目	根 拠 法 令 等
■(5)水道事業ガイドライン	水道事業ガイドラインを活用した取組を行っているか。	○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.3 分析にあたっては、平成17年1月に(社)日本水道協会規格として策定された「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標(PI)を活用することが有効である。 (参考)平17. 1水道事業ガイドライン(日本水道協会規格) (参考)平17. 5Excel版PI計算ツール(水道技術研究センター)

(別添) 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項 目 名	給水栓以外での水の採取	検 査 回 数	検査回数の減	省略の可否
一	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				
7	ヒ素及びその化合物				
8	六価クロム化合物				
9	亜硝酸態窒素				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			注2の通り	注4の通り 注3の通り 注4の通り 不可 注3の通り 注3の通り。(海水を原水とする場合不可。) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	不可		不可	不可
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブromokkろロメタン				

番号	項 目 名	給水栓以外での水の採取	検 査 回 数	検査回数の減	省略の可否
26	臭素酸	不可	概ね 3 月に 1 回以上	不可	注 3 の通り。（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。）
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokkろロメタン、ブromokkろロメタン及びブromokkホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
28	トリクロロ酢酸				
29	ブromokkジクロロメタン				
30	ブromokkホルム				
31	ホルムアルデヒド			注 2 の通り	注 4 の通り
32	亜鉛及びその化合物				
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注 1}	注 3 の通り		
37	マンガン及びその化合物	不可			
38	塩化物イオン		概ね 1 月に 1 回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることが可。	不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	一定の場合可 ^{注 1}	概ね 3 月に 1 回以上	注 2 の通り	注 3 の通り
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				

番号	項 目 名	給水栓以外での水の採取	検 査 回 数	検査回数の減	省略の可否
42	(4 S, 4 a S, 8 a R)－オクタヒドロ－4, 8 a－ジメチルナフタレン－4 a (2 H)－オール (別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール (別名2－メチルイソボルネオール)				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
45	フェノール類				
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

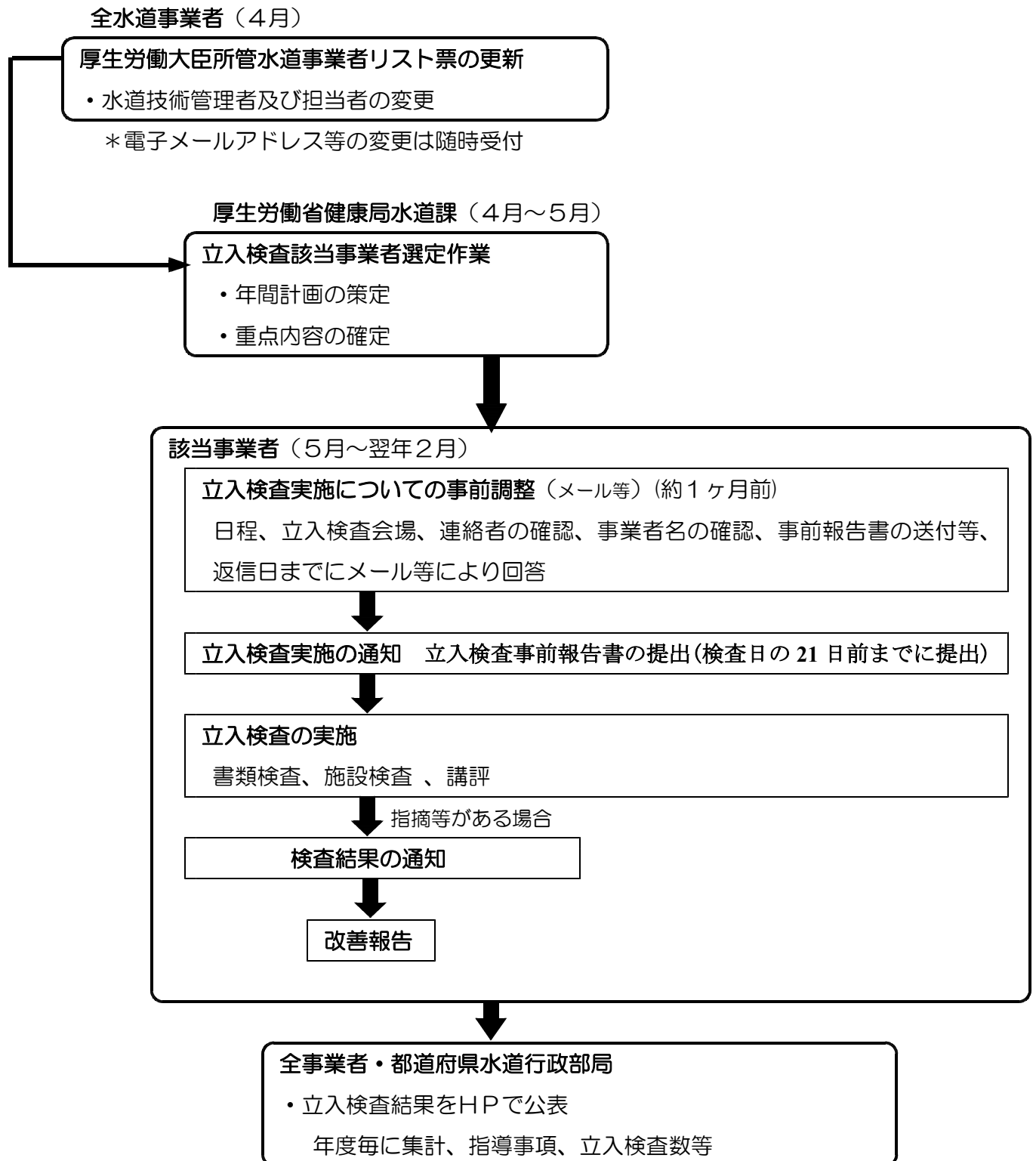
注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

立入検査実施フロー



8. 水道水質管理について

(1) 水質基準制度の円滑な施行

① 水質基準等の見直し状況（資料 P141～142 参照）

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）により、項目とその基準値が定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省水道課に、水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めているところである。

本年2月5日に開催された第16回厚生科学審議会生活環境水道部会において、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、平成27年4月1日より水質基準項目のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を強化すること、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」

（平成15年10月10日）に定める水質管理目標設定項目であるフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、1,3-ジクロロプロペン及びオキシシン銅の目標値を見直すこと、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日）に定める要検討項目であるフタル酸ジ（n-ブチル）、要検討農薬類であるホサロン及びその他農薬類であるピラゾスルフロンエチルの目標値を見直すことについて了承された。

さらに、平成28年4月1日より水質管理目標設定項目である対象農薬リスト掲載農薬類の6物質（アシュラム、ジクロベニル、ダイアジノン、トリシクラゾール、フェニトロチオン、マラチオン）について、目標値を見直すための手続きを進めることについても了承された。

② 検出状況の把握

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの収集・提供につき協力をお願いする。

③ その他の留意事項

農薬類は、水道原水から検出される可能性の大きさから、平成25年4月1日より、水質基準農薬類（該当なし）、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5つに分類されている。

検査の対象とする農薬類は、各地域の状況を勘案して適切に選定するものであり、取水地点上流域近傍における農薬類の使用実態の把握に努めるとともに、対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬についても、必要に応じて測定を実施していただきたい。

(2) 統合的アプローチによる水道水質の向上

① 水安全計画の策定の検討（資料 P143～144 参照）

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安

全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨しており、平成 20 年 5 月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成 23 年度頃までを目途に水安全計画を策定又はこれに準じた危害管理を徹底することが望ましいとして、水道事業者等や関係行政部局に周知してきたところである。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものであり、平成 25 年 3 月に策定された「新水道ビジョン」においても、水源事故対策として、統合的アプローチによる水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底を推進するとされている。

今般、平成 26 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業者は 13.3%（前年比+2.3%）、策定中の事業者は 5.5%にとどまっていた。

厚生労働省においては、今年度、中小規模の水道事業者等を念頭に、水安全計画作成支援ツール簡易版の開発を行っているところであるが、未策定の水道事業者等について、できるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

② 飲料水健康危機管理について（資料 P145～152 参照）

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成 9 年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を策定して対応しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等によって、健康を脅かす事態が発生している。

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道供給に支障が生ずるため、取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故による被害の発生件数は、平成 25 年度は 65 件であった。水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が迅速かつ適正に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）により通知しているところであるが、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある飲料水の水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が 0.1 mg/L 未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合等）については、直ちに、厚生労働省水道課に連絡をいただくとともに、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

なお、地方公共団体である水道事業者等は、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合、同法の規定に基づき、直

ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられている。ただし、地方公共団体から各府省に対して重大事故等に関する情報の通知がなされる場合には、通知を受けた各府省が消費者庁へ通知することとして差し支えないこととされている。水道事業者等においては、水道に係る事故等が発生した場合、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を参考にして、当課への速やかな情報提供をお願いする。

③ 耐塩素性病原生物対策の推進（資料 P153～159 参照）

ア 対策指針に基づく対策の徹底

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成 19 年 3 月に施設基準省令を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を定め、水道事業者等においてはこれらに基づき対策を進めていただいている。

平成 8 年に、我が国で初めて水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成 22 年に千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生した。また、水道原水からは全国的に検出されているほか、水処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例も報告されている。

施設基準省令において、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。これに該当するか否かは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は施設基準省令に適合していない可能性を否定できないことに留意されたい。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いする。なお、水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準ずることとし、水質検査計画に位置付けることとしている。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するようお願いする。なお、未だ汚染のおそれの程度を把握していない場合には、対策指針に基づき、早期に水道原水に係る検査の実施及び必要な措置を講じるようお願いする。

さらに、クリプトスポリジウム等の検査については、検査結果の正確を期するため、「飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）に基づくクロスチェックの実施に遺漏なきようお願いする。

イ 汚染のおそれの判断の実施

平成 26 年 3 月末現在、水道事業者等において、原水のリスクレベルの判断が行われていない施設数は 2,001 施設であった。そのうち指標菌の検査が未実施（いずれか一つの指標菌しか検査をせず、当該検査結果が未検出の場合も含む）である施設数は 1,723 施設あった。平成 19 年度末時点で 7,848 施設あったリスクレベル未判断

施設の数、毎年着実に減少している。

前述のとおり、原水の指標菌検査は、浄水施設の施設基準省令との適合性を確認するために、実質的に検査の実施が義務づけられていることから、未だ指標菌の検査を実施していない水道事業者等は、検査機関への委託などにより指標菌の検査をお願いします。また、指標菌が検出されているにもかかわらずリスクレベルの判断を行っていない施設数は、地表水を水源とする施設が 64 施設、地表水以外を水源とする施設は 29 施設存在している。これらの施設は、それぞれ対策指針に基づくレベル 4、レベル 3 の施設に該当するものであり、これらのレベルに応じた対策を進めていただきたい。

ウ 施設整備等の推進

平成 26 年 3 月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関しては、レベル 4 の 4, 155 施設及びレベル 3 の 3, 213 施設のうち、対策施設を検討中の施設はレベル 4 で約 13% (572 施設)、レベル 3 で約 55% (1, 766 施設)であった。昨年度（レベル 4 は 623 施設、レベル 3 は 1, 757 施設）と比べて、検討中の施設は減少し、対策済み施設が増加している。

対策指針に基づき、レベル 4 の施設においては、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備導入の対策を早急に進める必要があります、また、レベル 3 の施設においては、ろ過設備又は紫外線処理設備導入の対策を進める必要がある。なお、浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用してもよい。

なお、施設基準省令では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件として、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること」とされており、当該要件を満足すれば、対策指針で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されるものではないことにご留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は浄水方法の変更該当し、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要であり、当該認可にあたり、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

(3) 水質検査の信頼性確保

① 水道法施行規則の改正

1) 水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、2) 登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、3) 検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正を平成 23 年 10 月 3 日に公布、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の充実について、引き続き水道事業者へのご指導をお願いします。

② 妥当性評価ガイドラインについて

標準検査法には、同等以上の機器等の使用を認める記述がなされているものの、同等以上の判断は個々の検査機関に委ねられていたが、各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法として、「水道水質検査における妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を発出し、平成 25 年 10 月 1 日から適用したところである。また、本ガイドラインに係る質疑応答集を平成 26 年 1 月に発出しており、妥当性評価の実施にあたり参考としていただきたい。

各検査機関にて実施した妥当性評価結果は、水質検査の結果の根拠となる書類（水道法施行規則第 15 条第 8 項第 1 号ホ）となることから、水質検査を委託している水道事業者等におかれては、委託先の検査機関を監督するにあたり、本ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するようお願いする。また、水質検査を自ら実施又は受託する水道事業者等の検査機関におかれては、妥当性が未評価の場合には、速やかな評価の実施をお願いする。

③ 外部精度管理調査の実施について

厚生労働省では、水質検査に係る技術水準の把握及び向上を目的として、平成 12 年度から、登録水質検査機関、水道事業者等、地方公共団体の機関を対象に統一試料を用いた外部精度管理調査を実施しており、調査結果に基づき登録水質検査機関の階層化評価及び公表を行っている。

階層化評価の結果、適正であると判断された機関の名称等については、水道課ウェブサイトに掲載しているので、登録水質検査機関の選定、監督等にあたり参考とされたい。

また、自己検査を実施している水道事業者等におかれては、平成 27 年度の外部精度管理調査（亜硝酸態窒素、ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールを予定）への積極的な参加をお願いする。

④ 登録水質検査機関の指導・監督について

厚生労働省では、登録水質検査機関の指導・監督について、登録時及び 3 年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、毎年度実施する統一試料を用いた外部精度管理によって問題が発覚した検査機関に対する助言及び「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」（平成 24 年 9 月 21 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）による指導を行っているところである。

また、従前から実施している外部精度管理調査に加え、平成 24 年度から、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を実施しており、調査結果をとりまとめて公表しているところである。

水道法施行規則では水道事業者等も日常業務確認調査を行うことが規定されており、水道事業者等におかれても当省の取組を参考にした日常業務確認調査の実施をお願いする。

(4) 水質管理の充実・強化（資料P160～192参照）

① 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に係る権限の移譲

平成 25 年 4 月 1 日から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されたところである。また、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についてもすべての市が実施することが適切であることから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成 23 年 8 月 30 日付け厚生労働省健康局長通知）により、「飲用井戸等衛生対策要領」を改正したところである。

移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、都道府県に対し、市移譲先部局と情報を共有するなど、積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うようお願いしているところである。

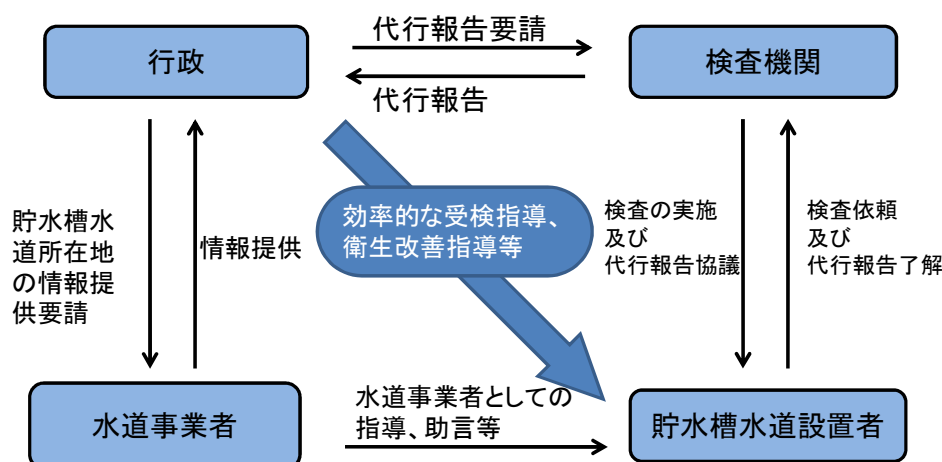
② 貯水槽水道への指導等の推進

簡易専用水道については、水道法に基づき、その設置者は毎年定期的に管理状況等についての検査を受けなければならないこととされており、管理基準に適合していない場合は、都道府県知事及びすべての市長等は設置者に対し必要な措置を指示することができる。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道については、都道府県及び市等の条例・要綱に基づき指導いただいているところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 25 年度は 76.4%であり、近年は減少傾向となっている。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 25.2%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 0.4%であった。

また、小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m³ 以下のもの）の検査受検状況は、平成 25 年度は 4.2%であり、検査において指摘のあった施設の割合は、28.2%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省では、貯水槽水道について管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を発出し、都道府県等に対し、水道事業者との施設所在地の情報共有や登録簡易専用水道検査機関からの代行報告の活用、未受検施設に対する指導の実施等貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組を推進するようお願いしているところである。



水道水質関連調査結果においては、簡易専用水道の受検情報自体を把握できていないと思われるデータも散見しており、貯水槽水道への指導が十分に実施できていない可能性がある。また、簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されたが、保健所設置市を除く市の検査受検率は 72.8%であり、最新の設置情報について水道事業者と情報共有しているものは約 3 割にとどまっている。さらに、立入検査件数が半減しており、簡易専用水道への指導体制についてははかばかしくない状況にある。

各自治体においては、水道事業者や登録簡易専用水道検査機関と連携しつつ、貯水槽水道に対する指導等を徹底するようお願いしているところであり、水道事業者におかれても、引き続きご配慮をお願いする。

なお、平成 18 年 3 月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成されているので、参考とされたい。

(貯水槽水道に関する管理運営マニュアル)

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04_01.html

③ 専用水道における水質管理

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、都道府県及びすべての市等の指導の下、水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところである。

しかしながら、平成 25 年には、学校の専用水道にて使用水量が減少する時期に適切に管理せず、遊離残留塩素が不検出となった事案や、除鉄・除マンガン処理後、膜処理を行っていた病院の専用水道で塩素酸が水質基準を超過した事案が発生した。

専用水道設置者が水道法に基づく定期及び臨時の水質検査を確実に実施し、また、水質異常時に直ちに原因究明を行い所要の対策を講じるよう、都道府県及びすべての市等において、専用水道設置者の指導の強化に努めることが期待される。なお、小規模水道において、給水量の増加や施設規模の拡大等によって専用水道に該当する場合がある。

④ 飲用井戸等の衛生確保のための対策の推進

水道法の規制対象とならない飲用井戸等において、依然として、水質基準を超過している事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている。

飲用井戸における水質検査の受検率は低い、水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、健康影響等の問題も懸念される。平成 18 年には井戸水に起因して乳児ボツリヌス症の発症があり、また平成 24 年 11 月には井戸水から水道水質基準を約 100 倍上回る六価クロムが検出されるなど、一層の衛生対策の強化が求められる。都道府県等においても、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年 1 月 29 日付け厚生省生活衛生局長通知別紙）により、飲用井戸等の衛生対策の徹底を図ることが期待される。

特に、汚染が判明した場合の措置については、その汚染原因を調査するとともに、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等を併せて実施する必要がある。なお、汚染井戸の設置者に対しては、水道への加入等の措置が指導されることになるので、水道事業者におかれてはご留意いただきたい。

（５）水質異常時の対応能力の強化

① 「浄水処理対応困難物質」の設定について

平成 24 年 5 月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故については、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となったが、その原因物質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目にも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目にも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目となっている有害物質のホルムアルデヒドを生成するという物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが重要であり、その方策について検討してきた。本年 2 月 5 日に開催された第 16 回厚生科学審議会生活環境水道部会において、水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに設定することが了承されたことを受け、当該物質について、排出側での管理促進、水質事故把握の体制整備及びリスクの把握等を求める通知を発出予定であり、関係行政部局との連携につき特段のご配慮をお願いする。

② 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用されるものであり、利用者の利便性の確保に加え、都市機能や公衆衛生の維持に不可欠なものである。

突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）により示してきたところである。水道事業者等が同通知に基づく対策を実施するにあたり、近年の水質事故等の経験を踏まえ、水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について、慎重に検討を進めているところである。

水質基準等の見直しについて

1. 概要

水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされており、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めている。

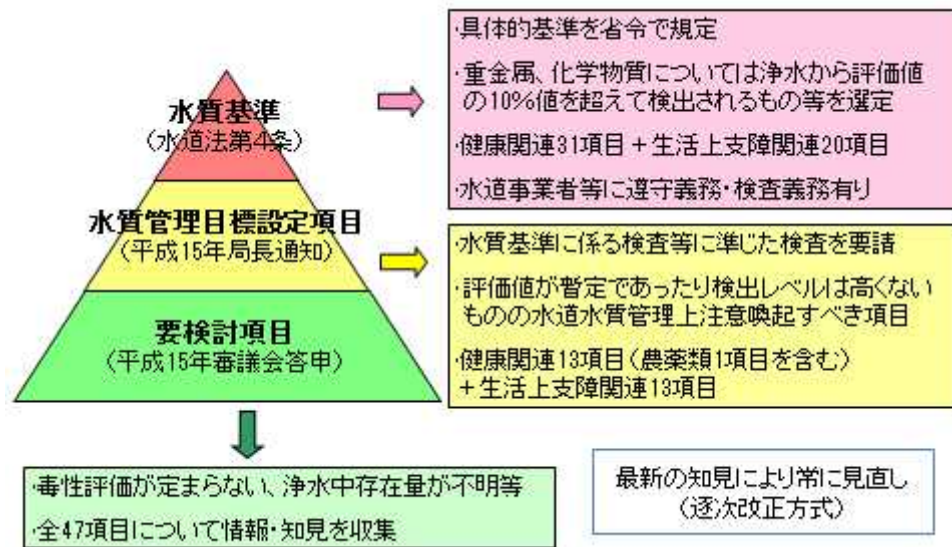


図 水質基準等の体系

平成 27 年 2 月 5 日第 16 回厚生科学審議会生活環境水道部会において、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果等に基づき、今後の水質基準等の見直しの方向性が示された。

2. 見直しの方向性

【水質基準項目】

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の水質基準の見直し（平成 27 年 4 月 1 日施行）

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下
トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下

【水質管理目標設定項目】

フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び対象農薬リスト掲載農薬類の目標値の見直し（平成27年4月1日施行）

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1mg/L 以下	0.08mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下

対象農薬リスト掲載農薬類の目標値の見直し（平成28年4月1日施行予定）

項目	現行目標値	新目標値
アシュラム	0.2mg/L 以下	0.9mg/L 以下
ジクロベニル	0.01mg/L 以下	0.03mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	0.003mg/L 以下
トリシクラゾール	0.08mg/L 以下	0.1mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	0.01mg/L 以下
マラチオン	0.05mg/L 以下	0.7mg/L 以下

【要検討項目】

フタル酸ジ（n-ブチル）の目標値の見直し（平成27年4月1日施行）

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ（n-ブチル）	0.1mg/L 以下	0.08mg/L 以下

【要検討農薬類】

ホサロンの目標値の見直し（平成27年4月1日施行）

項目	現行目標値	新目標値
ホサロン	-	0.002mg/L 以下

【その他農薬類】

ピラゾスルフロンエチルの目標値の見直し（平成27年4月1日施行）

項目	現行目標値	新目標値
ピラゾスルフロンエチル	0.1mg/L 以下	0.03mg/L 以下

都道府県別・水安全計画の策定状況

平成 26 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況は、以下のとおりである。

都道府県	事業者数	水安全計画 策定済み	策定済み 割合	水安全計画 策定中	策定中 割合
北海道	101	14	13.9%	6	5.9%
青森県	27	1	3.7%	2	7.4%
岩手県	29	4	13.8%	1	3.4%
宮城県	34	5	14.7%	2	5.9%
秋田県	18	0	0.0%	2	11.1%
山形県	29	1	3.4%	2	6.9%
福島県	39	0	0.0%	4	10.3%
茨城県	43	2	4.7%	2	4.7%
栃木県	26	2	7.7%	0	0.0%
群馬県	33	8	24.2%	2	6.1%
埼玉県	59	9	15.3%	5	8.5%
千葉県	47	13	27.7%	4	8.5%
東京都	6	3	50.0%	0	0.0%
神奈川県	19	6	31.6%	0	0.0%
新潟県	27	5	18.5%	2	7.4%
富山県	14	0	0.0%	2	14.3%
石川県	19	1	5.3%	0	0.0%
福井県	17	1	5.9%	0	0.0%
山梨県	17	2	11.8%	1	5.9%
長野県	55	2	3.6%	1	1.8%
岐阜県	39	4	10.3%	2	5.1%
静岡県	38	4	10.5%	3	7.9%
愛知県	44	13	29.5%	2	4.5%
三重県	27	4	14.8%	1	3.7%
滋賀県	20	2	10.0%	3	15.0%
京都府	22	2	9.1%	3	13.6%
大阪府	45	18	40.0%	4	8.9%
兵庫県	42	10	23.8%	2	4.8%
奈良県	29	2	6.9%	1	3.4%
和歌山県	23	0	0.0%	1	4.3%
鳥取県	12	0	0.0%	0	0.0%
島根県	11	2	18.2%	1	9.1%
岡山県	27	5	18.5%	2	7.4%
広島県	19	6	31.6%	0	0.0%
山口県	15	3	20.0%	1	6.7%
徳島県	19	1	5.3%	0	0.0%
香川県	17	2	11.8%	2	11.8%
愛媛県	20	4	20.0%	1	5.0%
高知県	16	2	12.5%	0	0.0%
福岡県	55	5	9.1%	2	3.6%
佐賀県	18	3	16.7%	1	5.6%
長崎県	18	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	28	2	7.1%	2	7.1%
大分県	15	1	6.7%	2	13.3%
宮崎県	20	2	10.0%	0	0.0%
鹿児島県	32	3	9.4%	0	0.0%
沖縄県	26	2	7.7%	1	3.8%
合計	1356	181	13.3%	75	5.5%

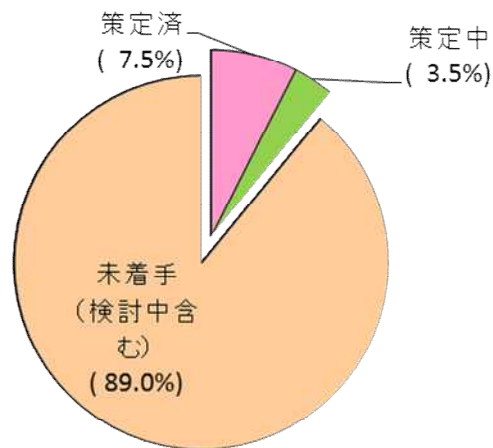


図1 水安全計画策定済み及び策定中の事業者数の割合（全事業者）

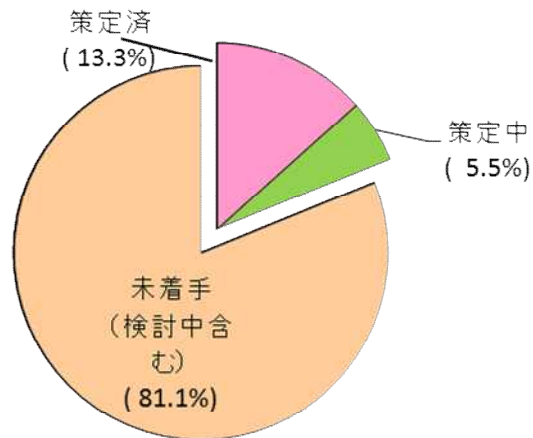


図2 水安全計画策定済み及び策定中の事業者数の割合
（上水道事業又は用水供給事業を経営する事業者）

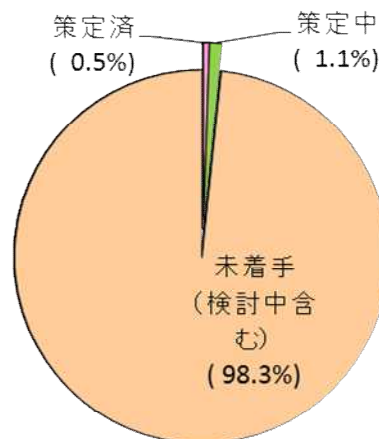


図3 水安全計画策定済み及び策定中の事業者数の割合
（簡易水道事業のみを経営する事業者）

飲料水に関する健康危機管理・水質事故

1. 飲料水健康危機管理実施要領の概要

(1) 趣旨及び目的

「飲料水健康危機管理実施要領」（平成 9 年 1 月策定、平成 25 年 10 月最終改正）は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成 9 年 1 月策定、平成 24 年 11 月最終改正）に基づき、飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図るため、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めたものである。

(2) 対象となる飲料水

水道事業者等（水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者）並びに簡易専用水道設置者が供給する水道水、水道法の規制が適用されない小規模水道により供給される水、井戸水 等

(3) 情報の収集

飲料水に係る健康危険情報を入手したときに、厚生労働省及び都道府県等の所管に応じ情報収集を行い、さらに詳細な情報の収集を行う手順や継続的なフォローアップを実施することなどを定めた。

（情報の例）水道原水に係る水質の異常、水道水を原因とする食中毒等の発生 等

(4) 情報の伝達

厚生労働大臣、官邸への情報伝達及び厚生労働省内部や関係省庁との間の情報伝達のルールなどを定めた。

(5) 対策の決定

飲料水を原因とする健康危険情報を入手した場合に、水道法に基づく権限の発動要件と手順、継続して情報収集して対策内容に反映させることや、対策の情報を公開することなどを定めた。

（権限の例）立入検査の実施、水道用水の緊急応援の実施 等

(6) 健康危険情報の提供

情報提供の窓口を水道課水道水質管理官とし、電子メール等の活用により、迅速に情報提供することなどを定めた。

2. 最近の水質事故事例

①健康被害発生事例

地下水を水源とする簡易水道で、水源と隣接する施設の灯油タンク配管の油が漏れ地下水に浸透し、浄水の臭気通報を受け給水停止、応急給水を実施した。健康調査の結果、2名の嘔吐、下痢の健康被害が発生した。

②残留塩素濃度低下事例

大規模な上水道で、残留塩素濃度の誤計測により塩素注入量が不足し、一時的に残留塩素濃度が 0.1mg/L 未満となったため、広報、塩素注入強化、配水管洗浄等を実施した。また、複数の簡易水道で停電や設備不調により、塩素注入設備が稼働しなくなり、残留塩素濃度が 0.1mg/L 未満となった。

③臭気発生事例

原水で植物プランクトンが大量発生したため活性炭注入を強化したが、長期間にわたり浄水で臭気物質の 2-メチルイソボルネオールが基準値を超過した。原水の水質監視強化を実施し、吸着除去性能の優れた粉末活性炭に変更した。

3. 健康影響の発生した水質汚染事故

発生年月日	発生場所	原因飲料水	原因物質等	発生施設	摂食者数*1	患者数
H15.3.17	新潟県	井戸水	ノロウイルス、ウェルシュ、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター、大腸菌	飲食店	227	151
H15.6.10	石川県	井戸水	ノロウイルス	飲食店	522	76
H15.7.4	大分県	井戸水	腸管出血性大腸菌(VT産生)	家庭	4	3
H15.7.20	千葉県	冷水器(簡易専用水道)	A群ロタウイルス	学校	86	47
H15.9.5	愛媛県	冷水器(推定、水源は専用水道(深井戸))	カンピロバクター・ジェジュニ／コリ	学校	525	69
H16.3 月上旬	広島県	井戸水	大腸菌群が検出されたが特定できず	家庭	17	15
H16.8.18	石川県	簡易水道(表流水)	カンピロバクター・ジェジュニ／コリ	宿泊施設	78	52
H17.3.16	秋田県	簡易水道(地下水)	ノロウイルス	家庭等		29
H17.6.30	山梨県	簡易水道(表流水)	カンピロバクター・ジェジュニ／コリ	家庭等		76
H17.7.6	大分県	専用水道(無認可、表流水)	プレシオモナス・シゲロイデス	宿泊施設	280	190
H17.7.18	大分県	井戸水	病原大腸菌(O168)	キャンプ場	348	273
H17.8.2	長野県	湧水	病原大腸菌(O55)	宿泊施設	81	43
H17.8.13	高知県	井戸水	不明	家庭等	28	16
H18.8.20	福島県	湧水	カンピロバクター・ジェジュニ	家庭等		71
H18.9.17	宮城県	井戸水?	A型ボツリヌス菌(芽胞菌)	家庭等	9	1
H21.9.24	鳥取県	不明(飲料水:簡易水道の可能性あり)	不明	家庭等		36
H22.11.15	千葉県	小規模貯水槽水道	クリプトスポリジウム、ジアルジア	家庭等	43	28
H23.7.23	長野県	専用水道(沢水)	病原大腸菌(O121)	宿泊施設		16
H23.8.1	山形県	湧水	病原大腸菌(O157)	家庭等	5	2
H24.7.14	富山県	簡易水道(地下水)	エルシニア・エンテロコリチカ	家庭等		3
H25.5.9	大阪府	簡易専用水道?	ノロウイルス、カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店		不明
H25.5.29	神奈川県	簡易専用水道	一般細菌、大腸菌	家庭等	85	11*2
H26.9.9	熊本県	簡易水道(地下水)	灯油	家庭等	128	2

(平成27年2月末現在)

*1 摂食者数が不明の場合は給水人口

*2 水道水(受水槽水)が原因であったかは不明。

水質汚染事故による水道の被害及び水道の異臭味被害状況について

1. 調査内容及び方法

(1) 水質汚染事故による水道の被害状況

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道水を供給するにあたって問題が生じ、平成25年度に取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故による被害について、都道府県等を通じて水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道（以下「水道事業者等」という。）を対象に調査を行った。

(2) 異臭味等による水道の被害状況

湖沼の富栄養化等の水道水源状況の悪化により、平成25年度に水道原水がカビ臭等による異臭味被害を受け、応急的な対応を行った水道事業者等の数及び給水栓で異臭味の被害を受けた利用者数を、都道府県を通じて水道事業者等（専用水道を除く。）を対象に調査を行った。

2. 調査結果

(1) 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故の発生状況等を表1-1から1-3、図1-1から1-3に示す。

平成25年度に水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の数は65であり、これは全水道事業者等※（15,866事業）の約0.4%にあたる。水道の事業形態別では上水道事業が44事業、簡易水道事業は5事業、専用水道は6施設、水道用水供給事業は10事業であった。また、水源別の発生状況は、全69水源のうち表流水が54水源（78.3%）、伏流水7水源（1.0%）、地下水7水源（1.0%）となっている。

発生した事故件数は、全143件であり、原因物質別では油類が67.1%（96件）を占め、以下件数が多い順に、アンモニア態窒素12.6%（18件）、濁度及び無機物それぞれ3.5%（各5件）、有機物2.8%（4件）となっている。また、汚染原因としては、不明が全体の60.8%を占めるが、農業・畜産が9.8%、工場等8.4%、車両5.6%、土木工事4.2%となっている。

近年の傾向としては、油類を原因とする事故件数が全体の半数を上回る状況が継続している。

※厚生労働省水道課調べ（平成24年度）による。

表 1-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平 均
上水道	41 (1)	36 (3)	49 (4)	154 (21)	44 (0)	63 (6)
簡易水道	5 (2)	12 (6)	11 (5)	7 (2)	5 (2)	9 (4)
専用水道	8 (6)	10 (4)	6 (3)	4 (2)	6 (0)	7 (3)
水道用水供給	11 (1)	18 (1)	15 (1)	15 (2)	10 (4)	14 (2)
合 計	65 (10)	76 (14)	81 (13)	180 (27)	65 (6)	92 (15)

注)

- ・ 水質汚染事故とは、水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、①給水停止又は給水制限、②取水停止又は取水制限、③特殊薬品（粉末活性炭等）の使用のいずれかの対応措置を行ったものとした。
- ・ 右側括弧内の数字は、被害を受けた水道事業者等のうち、①給水停止又は給水制限を行った事業者等の数を示す。

表 1-2 水質汚染事故による被害を受けた水源数（平成 25 年度）

区 分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合 計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	4																4				4
東 北	9	2	2										1				10	2	2		14
関 東	10	2							1		2	1	5				16	2	2	1	21
中 部	1												1				2				2
近 畿	5				1						2						6		2		8
中 国	2					3	1										2	3	1		6
四 国	2																2				2
九 州	7												1				8				8
沖 縄	1												3				4				4
小 計	41	4	2		1	3	1		1		4	1	11				54	7	7	1	69
合 計	47(44)				5(5)				6(6)				11(10)				69(65)				

注) 合計欄の（ ）内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。

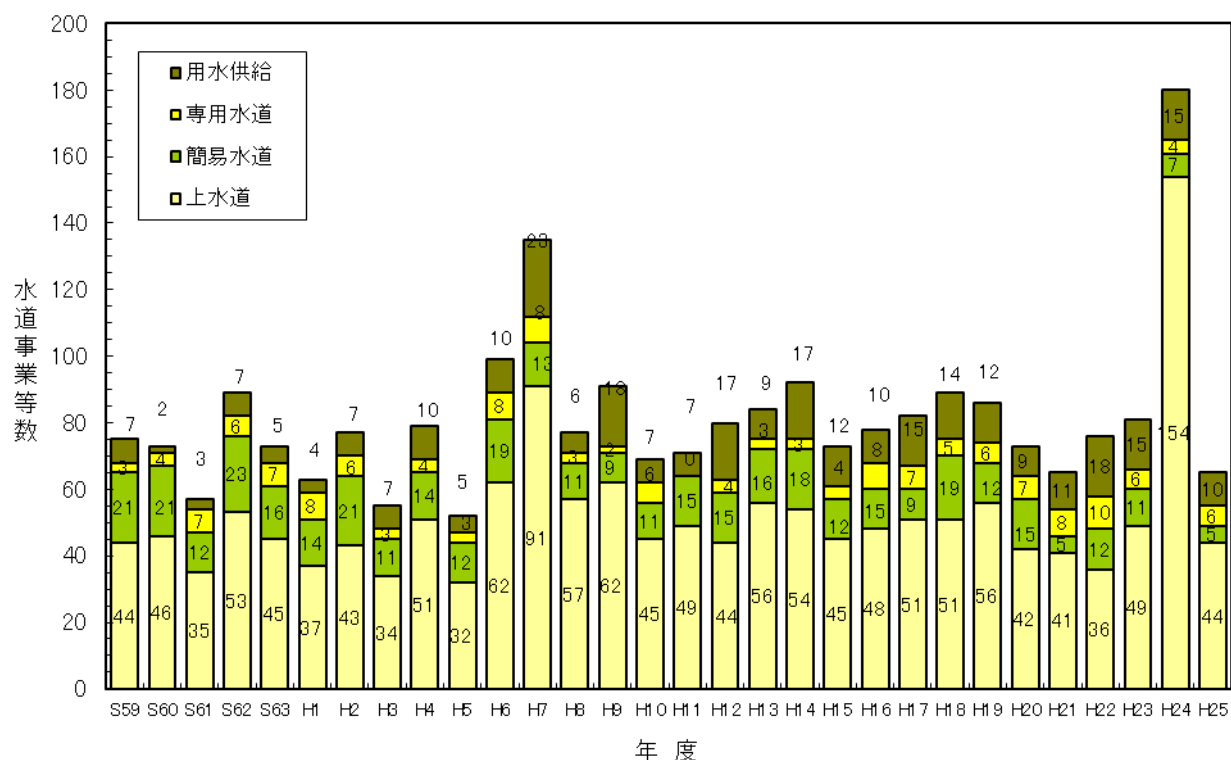


図 1-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等数の経年変化

表 1-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
油類	112	46.0%	123	60.3%	110	57.9%	102	64.2%	96	67.1%
有機物	6	14.5%	7	3.4%	8	4.2%	7	4.4%	4	2.8%
濁度	35	19.1%	25	12.3%	11	5.8%	4	2.5%	5	3.5%
臭気	9	2.1%	14	6.9%	14	7.4%	4	2.5%	2	1.4%
pH	3	0.0%	2	1.0%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%
農薬	1	0.4%	5	2.5%	4	2.1%	2	1.3%	2	1.4%
無機物	3	1.7%	1	0.5%	4	2.1%	2	1.3%	5	3.5%
界面活性剤	0	1.3%	1	0.5%	2	1.1%	2	1.3%	2	1.4%
色度	2	0.4%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	3	2.1%
硝酸態窒素	0	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
アンモニア態窒素	25	5.1%	14	6.9%	13	6.8%	22	13.8%	18	12.6%
塩素イオン	0	0.0%	0	0.0%	4	2.1%	0	0.0%	0	0.0%
その他	12	7.2%	12	5.9%	19	10.0%	13	8.2%	6	4.2%
合 計	208		204		190		159		143	

注) 左欄は汚染原因物質別事故発生件数、右欄は全体に占める各項目の割合を示す。

※事故件数は平成 25 年度に発生したもの全てであり、一つの事業者が複数の事故について報告した場合すべての事故を計上している。

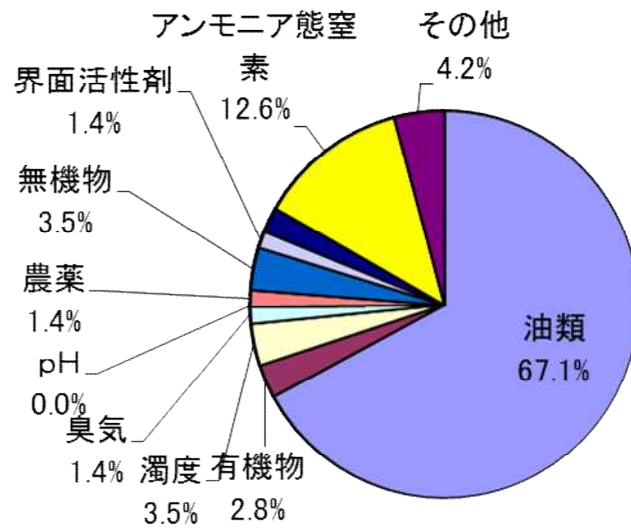


図 1-2 水質汚染事故における水質汚染項目（平成 25 年度、全 143 事故）

注）本図は表 1-3 の平成 24 年度分のデータについてグラフ化したもの。

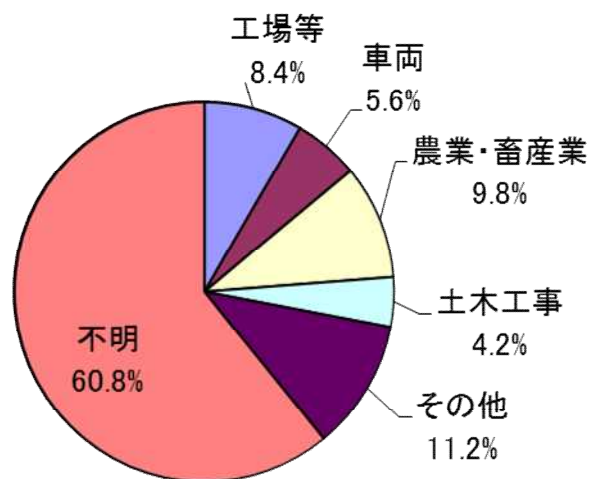


図 1-3 水質汚染事故の汚染原因（平成 25 年度、全 143 事故）

(2) 異臭味等による水道の被害状況

近年の異臭味等による水道の被害発生状況は、表2-1、図2-1のとおりである。また、図2-2は平成25年度に浄水で異臭味被害を受けたとして報告のあった事例についての異臭味の種類別割合を示す。

湖沼の富栄養化等の水源水質の悪化により、カビ臭等の異臭味による被害を受けた人口（以下、「異臭味被害人口」という。）は、平成2年度のピーク時に2千万人台まで増加したが、高度処理の導入等により改善し、平成19年度から平成21年度までは200万人を下回った。しかし、平成22年度以降は、再び200万人を上回る状況で推移している。

平成25年度の異臭味被害人口は約242万人となっており、平成24年度の約276万人からはやや減少した。異臭味被害を受けた水道事業者数は134あり、平成24年度の123からはやや増加した。平成25年度の状況を地域別に見ると、異臭味被害人口は中部地方が最も多い。また、近畿、四国及び九州地方では前年度に比べて増加し、東北、関東及び中国地方では前年度に比べて減少した。

表 2-1 水道における異臭味等による被害の発生状況（原水又は浄水）

地 域	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2
北海道	0	0	0	0	0	0	7 (1)	3	3	3
東 北	3	417	7	153	6	54	5 (2)	275	8	53
関 東	15 (5)	37	17 (6)	57	30 (14)	708	46 (18)	1,369	50 (13)	190
中 部	3 (1)	388	0	0	0	0	1	0	2	701
近 畿	16 (3)	28	12 (1)	133	15 (3)	196	26 (4)	288	22 (3)	502
中 国	14 (4)	565	12 (3)	910	25 (6)	951	18 (3)	305	19 (3)	51
四 国	2	203	6	298	3	426	4 (2)	194	6	260
九 州	14 (2)	151	12 (1)	626	19 (2)	248	16 (2)	327	24 (1)	660
計	67 (15)	1,789	66 (11)	2,177	98 (25)	2,583	123 (32)	2,761	134 (20)	2,420

注)

- ・異臭味等による被害とは、原水及び浄水中の異臭味（カビ臭、ヘドロ臭等）、カルキ臭（クロロミン臭）、ろ過障害、着色障害、排水処理障害の発生により、凝集剤等薬品注入量の増加等、浄水処理の強化等により対応したものをいう。ただし、管路からの金属臭は除く。
- ※1：被害事業者数には原水のみ異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数右の（ ）内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。
- ※2：被害人口とは、浄水で1日以上期間異臭味による被害が発生した浄水施設に係る給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

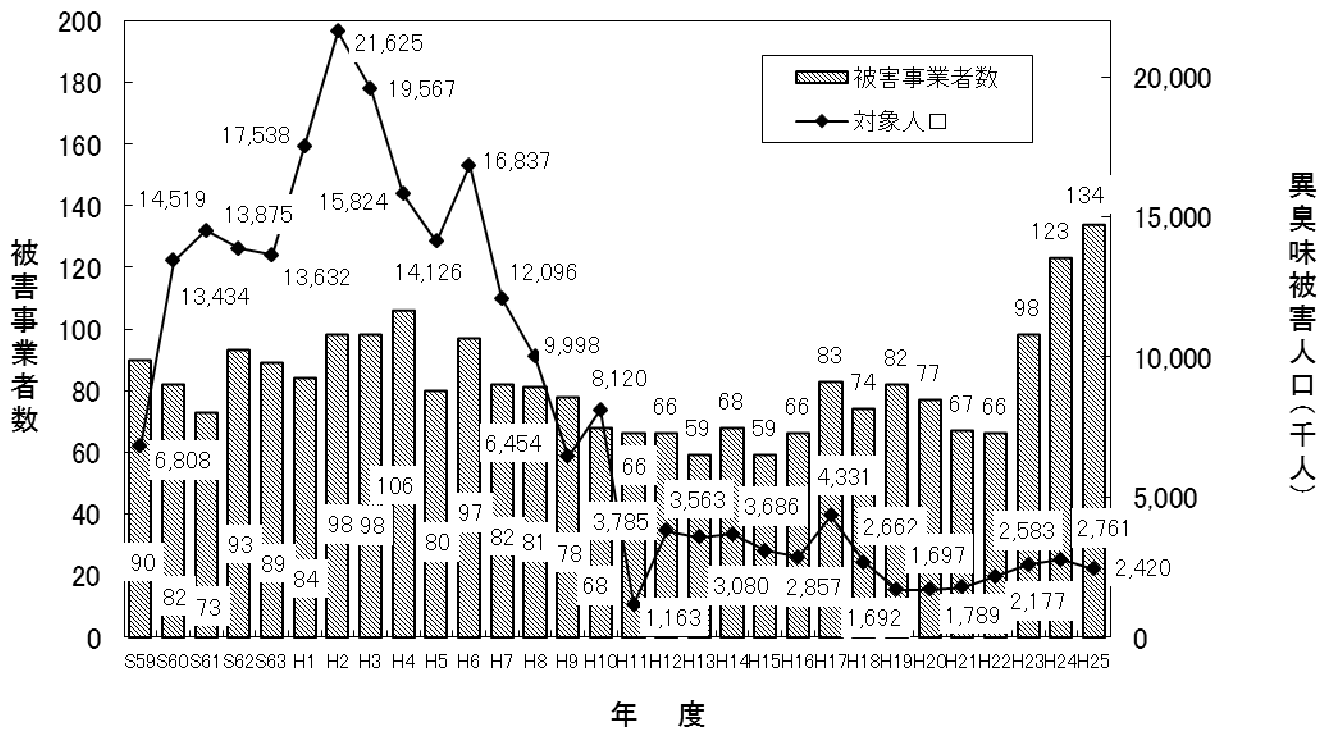


図 2-1 水道における異臭味被害の発生状況経年変化

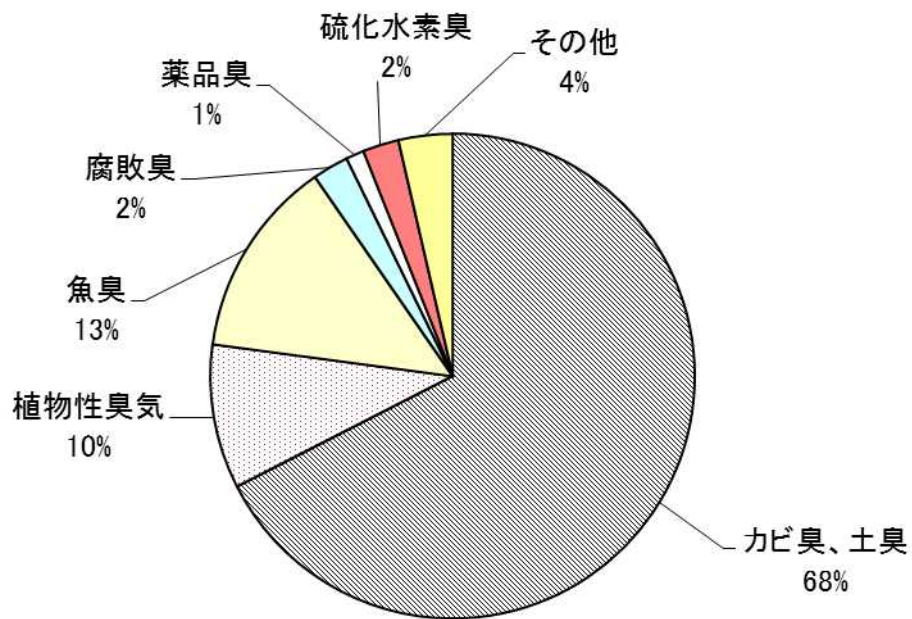


図 2-2 浄水における異臭味被害の種類別内訳（平成 25 年度、全 83 件）

注）浄水で異臭味被害を受けた 47 の水道事業者から報告された全 83 件に対する異臭味の種類別割合。被害別に該当する異臭味項目を選択（複数回答あり）。

水道におけるクリプトスポリジウム等対策の実施状況について

1. 調査内容及び方法

水道事業、水道用水供給事業及び専用水道における「水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）に基づく浄水施設でのろ過又は紫外線処理施設の整備や水源変更等によるクリプトスポリジウム等対策の実施状況について平成26年3月末現在の調査を行った。また、これまでのクリプトスポリジウム等の検出による給水停止等の対応状況を取りまとめた。

2. 調査結果等

（1）平成26年3月末現在の対策指針に基づく予防対策の実施状況は表－1，2，3及び図－2，3のとおり。

①表流水、伏流水、浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設（全量浄水受水以外の施設）20,150施設のうち、水道原水のクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設（予防対策の必要な施設）は7,368施設（約37%）である。

②このうち4,864施設では、既に対策施設設置等の予防対策について実施済みである。

③残る2,338施設については、対策施設設置等について検討中である。このような施設には簡易水道等の小規模な水道事業者によるものが多い。

・給水人口ベース

簡易水道：約68万人（21.1%）、上水道：約249万人（77.0%）

・施設数ベース

簡易水道：1,532施設（65.5%）、上水道：590施設（25.2%）

これらの施設では、当面の措置として対策指針に基づき原水の水質監視を徹底し、クリプトスポリジウム等が混入するおそれが高まった場合には、取水停止等を行うこととされている。

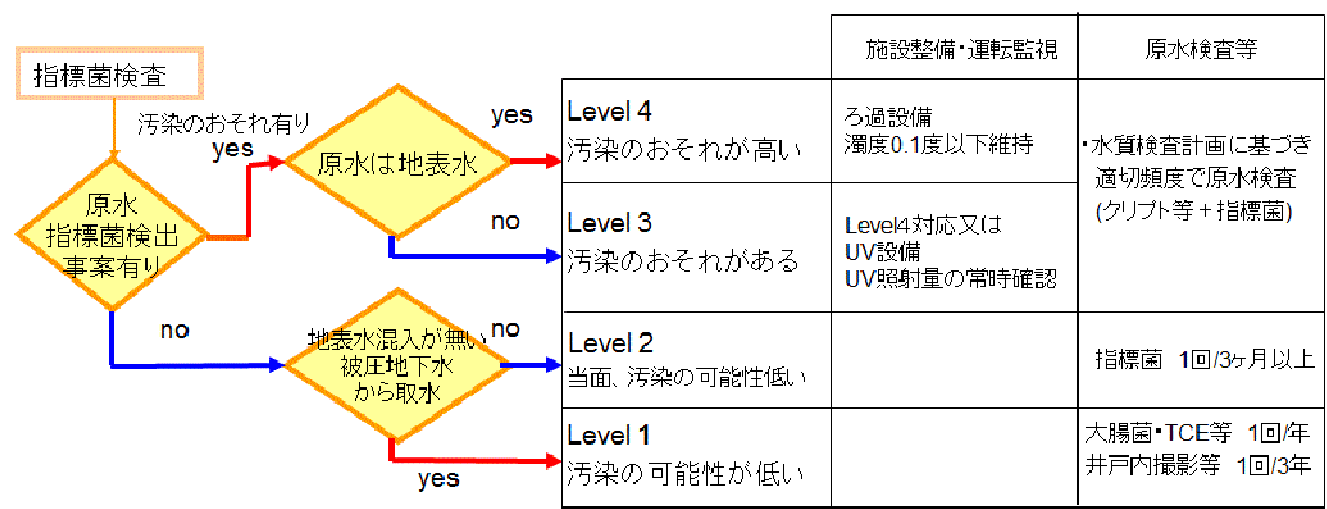
④クリプトスポリジウム等の汚染のおそれの判断を行っていない施設数（レベル未判定施設数）は2,001施設あり、そのうち指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査が未実施（どちらか一つの指標菌しか検査していない場合も含む）の施設は1,723施設あり、約86.1%を占めた。また、水源が地表水で指標菌が検出されておりレベル4に該当するもののクリプトスポリジウム等の汚染のおそれの判断を行っていない施設が64施設、水源が地表水以外で指標菌が検出されておりレベル3に該当するもののクリプトスポリジウム等の汚染のおそれの判断を行っていない施設が29施設あった。

（2）水道の浄水等でクリプトスポリジウム等が検出され、給水停止等の対応を行ったとして、平成27年2月末迄に厚生労働省健康局水道課に報告された事例は表－4のとおり。平成8年の埼玉県越生町上水道における事故以降、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道が供給する水を原因とするクリプトスポリジウム等による感染症発生事例は報告されていないが、平成22

年の千葉県成田市において貯水槽での汚染が原因と見られるジアルジア症が発生した。

(参考) クリプトスポリジウム等対策の促進策について

厚生労働省においては、平成9年度から膜処理施設の整備を国庫補助の対象とし、さらに、平成17年度には、簡易水道におけるクリプトスポリジウム等対策としてろ過施設整備に代替して開発する水源施設の整備を国庫補助対象に加え、積極的に対策を進めてきたところである。また、平成19年3月の水道施設の技術的基準を定める省令の改正を踏まえ、一般的なるろ過施設より安価に整備することができる紫外線処理施設の整備を国庫補助対象に加えるとともに、対策が必要な既存水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合等に必要な施設の整備を国庫補助対象に加え、クリプトスポリジウム等対策の一層の推進を図ることとしている。



図ー1 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断の流れ

表―1 対策指針に基づく予防対策の実施状況（平成26年3月末現在）

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	(参考) 平成25年 3月末時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設 ^{注1} 数	5,492 (100%)	7,972 (100%)	168 (100%)	6,518 (100%)	20,150 (100%)	20,105 (100%)
給水人口 ^{注3} (人)	119,528,578 (100%)	4,520,814 (100%)	— (—%)	416,209 (100%)	124,465,601 (100%)	124,657,159 (100%)
レベル4施設数	1,273 (23%)	2,410 (30%)	155 (92%)	317 (5%)	4,155 (21%)	4,114 (20%)
対応済みの浄水施設数	1,223	1,939	153	268	3,583	3,491
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	50 (7)	471 (113)	2 (2)	49 (6)	572 (128)	623 (131)
給水人口(人)	185,766 (0.2%)	196,753 (4.4%)	0 (—%)	16,454 (4.%)	398,973 (0.3%)	443,615 (0.4%)
レベル3施設数	1,090 (20%)	1,790 (22%)	5 (3%)	328 (5%)	3,213 (16%)	3,140 (16%)
対応済みの浄水施設数(ろ過)	452	683	4	142	1,281	1,217
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	123	46	0	24	193	166
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	540 (199)	1,061 (305)	1 (1)	164 (31)	1,766 (536)	1,757 (555)
給水人口(人)	2,304,551 (2%)	486,454 (11%)	0 (—%)	43,602 (10%)	2,834,607 (2%)	2,879,416 (2%)
レベル2施設数	1,264 (23%)	1,466 (18%)	5 (3%)	1,506 (23%)	4,241 (21%)	4,255 (21%)
レベル1施設数	1,638 (30%)	1,434 (18%)	3 (2%)	3,465 (53%)	6,540 (32%)	6,344 (32%)
レベル不明施設数 ^{注4}	227 (4%)	872 (11%)	0 (0%)	902 (14%)	2,001 (10%)	2,252 (11%)
指標菌の検査が未実施	163	785	0	775	1,723	1,857
地表水で指標菌検出 → レベル4	16	45	0	3	64	61
地表水以外で指標菌検出 → レベル3	6	20	0	3	29	37

注1) 「調査対象浄水施設」とは、調査で回答のあった浄水施設のうち、表流水、伏流水、湧水、地下水（浅井戸及び深井戸）を水源とする浄水施設（全量浄水受水以外の施設）であり、水道統計の数値とは異なる。

注2) 「対策施設設置等を検討中の浄水施設」とは、対応の必要な浄水施設のうち、対策指針に示すろ過施設の設置等の恒久的な予防対策を検討中（実施中を含む）の施設であり、このうち具体的な導入予定のある施設数を括弧内に示す。なお、これらの施設では、当面の措置として原水の水質監視を徹底し、クリプトスポリジウム等が混入するおそれが高まった場合には、取水停止等を行っている。

注3) 厚生労働省水道課調べ（平成24年度）による。

注4) 水道原水に係わる指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査結果に基づくレベル判断を未実施である施設の数。ろ過等による浄水処理対策を実施済みの施設も含まれる。

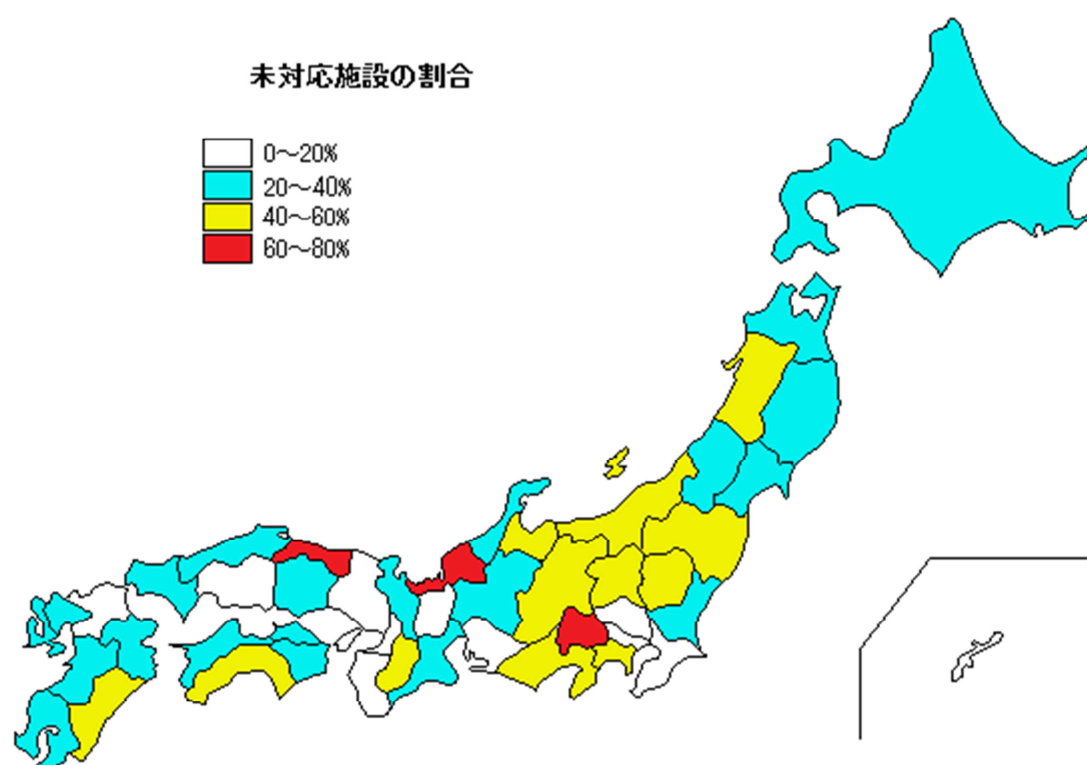
表―2 都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,016	424	41.7%	311	73.3%	113	26.7%
青森県	250	80	32.0%	64	80.0%	16	20.0%
岩手県	455	233	51.2%	177	76.0%	56	24.0%
宮城県	263	119	45.2%	88	73.9%	31	26.1%
秋田県	415	147	35.4%	78	53.1%	69	46.9%
山形県	216	101	46.8%	62	61.4%	39	38.6%
福島県	518	194	37.5%	102	52.6%	92	47.4%
茨城県	428	76	17.8%	60	78.9%	16	21.1%
栃木県	512	94	18.4%	50	53.2%	44	46.8%
群馬県	524	155	29.6%	90	58.1%	65	41.9%
埼玉県	449	91	20.3%	73	80.2%	18	19.8%
千葉県	891	83	9.3%	70	84.3%	13	15.7%
東京都	291	61	21.0%	57	93.4%	4	6.6%
神奈川県	420	85	20.2%	51	60.0%	34	40.0%
新潟県	554	247	44.6%	126	51.0%	121	49.0%
富山県	366	85	23.2%	37	43.5%	48	56.5%
石川県	282	62	22.0%	40	64.5%	22	35.5%
福井県	248	105	42.3%	41	39.0%	64	61.0%
山梨県	536	173	32.3%	69	39.9%	104	60.1%
長野県	821	324	39.5%	156	48.1%	168	51.9%
岐阜県	682	327	47.9%	211	64.5%	116	35.5%
静岡県	918	206	22.4%	104	50.5%	102	49.5%
愛知県	405	127	31.4%	124	97.6%	3	2.4%
三重県	376	161	42.8%	99	61.5%	62	38.5%
滋賀県	191	97	50.8%	80	82.5%	17	17.5%
京都府	417	207	49.6%	162	78.3%	45	21.7%
大阪府	240	64	26.7%	59	92.2%	5	7.8%
兵庫県	510	323	63.3%	268	83.0%	55	17.0%
奈良県	197	67	34.0%	38	56.7%	29	43.3%
和歌山県	211	141	66.8%	125	88.7%	16	11.3%
鳥取県	371	70	18.9%	19	27.1%	51	72.9%
島根県	331	206	62.2%	161	78.2%	45	21.8%
岡山県	279	176	63.1%	138	78.4%	38	21.6%
広島県	367	203	55.3%	177	87.2%	26	12.8%
山口県	245	123	50.2%	90	73.2%	33	26.8%
徳島県	220	100	45.5%	75	75.0%	25	25.0%
香川県	130	96	73.8%	67	69.8%	29	30.2%
愛媛県	467	277	59.3%	221	79.8%	56	20.2%
高知県	339	106	31.3%	54	50.9%	52	49.1%
福岡県	543	143	26.3%	130	90.9%	13	9.1%
佐賀県	200	85	42.5%	60	70.6%	25	29.4%
長崎県	616	286	46.4%	201	70.3%	85	29.7%
熊本県	687	111	16.2%	72	64.9%	39	35.1%
大分県	507	180	35.5%	116	64.4%	64	35.6%
宮崎県	298	177	59.4%	99	55.9%	78	44.1%
鹿児島県	865	315	36.4%	229	72.7%	86	27.3%
沖縄県	83	55	66.3%	49	89.1%	6	10.9%
合計	20,150	7,368	36.6%	5,030	68.3%	2,338	31.7%

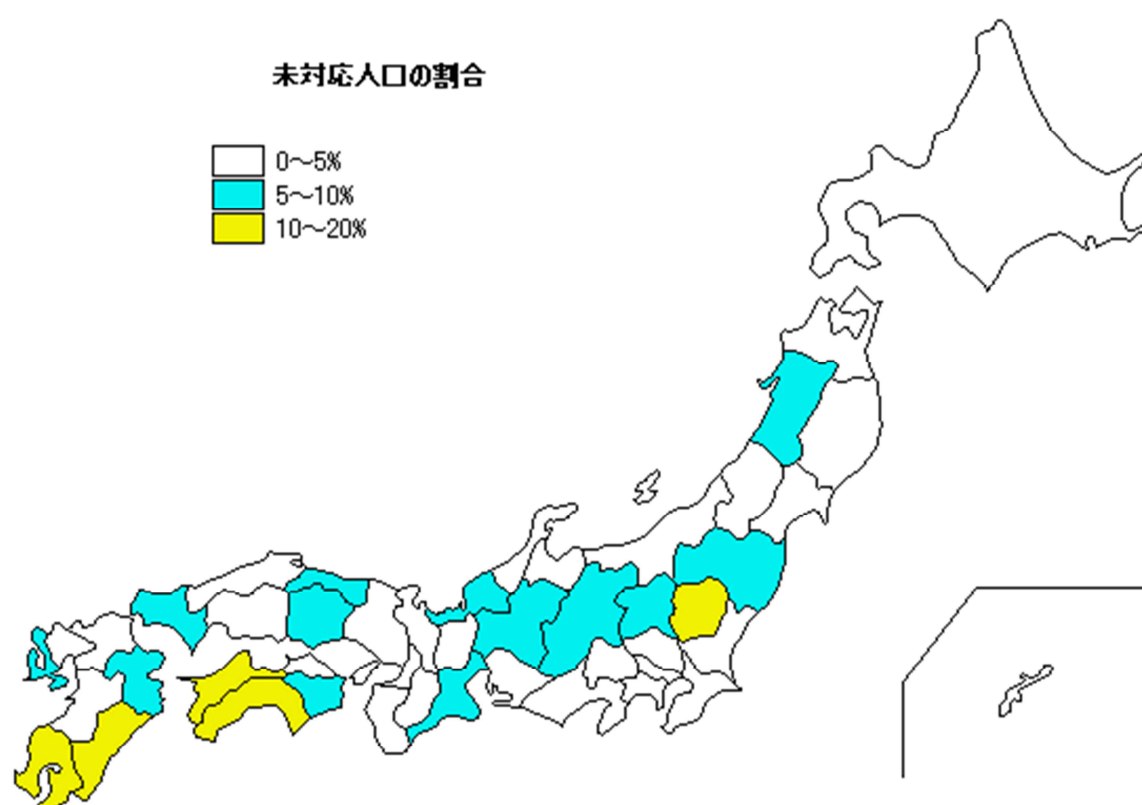
表ー3 クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,333,894	5,203,128	97.5%	130,766	2.5%
青森県	1,302,819	1,261,263	96.8%	41,556	3.2%
岩手県	1,209,545	1,163,066	96.2%	46,479	3.8%
宮城県	2,289,307	2,256,656	98.6%	32,651	1.4%
秋田県	953,533	891,890	93.5%	61,643	6.5%
山形県	1,127,594	1,094,117	97.0%	33,477	3.0%
福島県	1,754,211	1,647,379	93.9%	106,832	6.1%
茨城県	2,738,228	2,713,894	99.1%	24,334	0.9%
栃木県	1,911,841	1,687,489	88.3%	224,352	11.7%
群馬県	1,973,960	1,834,650	92.9%	139,310	7.1%
埼玉県	7,189,555	7,108,236	98.9%	81,319	1.1%
千葉県	5,866,602	5,862,671	99.9%	3,931	0.1%
東京都	13,236,666	13,236,107	100.0%	559	0.0%
神奈川県	9,047,850	8,918,176	98.6%	129,674	1.4%
新潟県	2,314,120	2,275,960	98.4%	38,160	1.6%
富山県	1,001,289	979,171	97.8%	22,118	2.2%
石川県	1,144,530	1,141,119	99.7%	3,411	0.3%
福井県	778,054	735,434	94.5%	42,620	5.5%
山梨県	846,814	813,968	96.1%	32,846	3.9%
長野県	2,095,693	1,920,357	91.6%	175,336	8.4%
岐阜県	1,969,192	1,852,931	94.1%	116,261	5.9%
静岡県	3,686,223	3,541,138	96.1%	145,085	3.9%
愛知県	7,402,849	7,401,166	100.0%	1,683	0.0%
三重県	1,863,422	1,732,681	93.0%	130,741	7.0%
滋賀県	1,410,604	1,385,587	98.2%	25,017	1.8%
京都府	2,612,551	2,592,226	99.2%	20,325	0.8%
大阪府	8,849,216	8,832,861	99.8%	16,355	0.2%
兵庫県	5,546,161	5,402,935	97.4%	143,226	2.6%
奈良県	1,375,203	1,340,471	97.5%	34,732	2.5%
和歌山県	976,844	948,058	97.1%	28,786	2.9%
鳥取県	573,082	531,598	92.8%	41,484	7.2%
島根県	679,117	655,007	96.4%	24,110	3.6%
岡山県	1,909,892	1,786,232	93.5%	123,660	6.5%
広島県	2,702,913	2,681,914	99.2%	20,999	0.8%
山口県	1,325,610	1,239,875	93.5%	85,735	6.5%
徳島県	743,148	676,736	91.1%	66,412	8.9%
香川県	976,883	946,148	96.9%	30,735	3.1%
愛媛県	1,336,065	1,197,698	89.6%	138,367	10.4%
高知県	700,326	621,997	88.8%	78,329	11.2%
福岡県	4,743,737	4,723,446	99.6%	20,291	0.4%
佐賀県	809,170	795,923	98.4%	13,247	1.6%
長崎県	1,374,013	1,293,653	94.2%	80,360	5.8%
熊本県	1,560,120	1,546,183	99.1%	13,937	0.9%
大分県	1,072,040	977,911	91.2%	94,129	8.8%
宮崎県	1,090,053	925,687	84.9%	164,366	15.1%
鹿児島県	1,653,479	1,458,850	88.2%	194,629	11.8%
沖縄県	1,407,583	1,398,378	99.3%	9,205	0.7%
合計	124,465,601	121,232,021	97.4%	3,233,580	2.6%

注）現在給水人口は水道統計（平成24年度）による。



図－2 都道府県別未対応状況（施設数）



図－3 都道府県別未対応状況（給水人口）

表ー４ 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）
平成27年2月末現在

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	浄水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジア検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、 活性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置設置、長 期的には上水道事業と統合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設設置、長 期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、浄水処 理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置あるいは隣 接簡易水道への切り替え	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が体調不良。 4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過	—	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水供給	急速ろ過	水源水質の監視強化	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水 供給施設	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県 揖斐川町	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニュアル 作成	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県 揖斐川町	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素処理のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水 供給施設	塩素処理のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。

※ 原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、都道府県、すべての市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成26年3月31日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成25年度の衛生管理状況の調査を実施した。

平成25年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1－1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
検査対象施設数	212,462	211,720	211,717	213,558	216,324
検査実施施設数	167,926	169,037	168,026	167,995	165,416
受検率	79.0%	79.8%	79.4%	78.7%	76.5%

注) 各都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区毎の受検率は表 1－5 参照

表1－2 簡易専用水道の検査における不適合内容

			平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
検査指摘施設数			46,452	46,088	42,464	43,964	42,138
検査指摘率			27.7%	27.3%	25.3%	26.2%	25.5%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	13.5%	13.4%	14.6%	12.4%	11.6%
		受水槽本体の状態	16.9%	17.5%	19.8%	16.4%	15.8%
		受水槽上部の状態	8.2%	8.2%	9.2%	7.5%	7.2%
		受水槽内部の状態	12.3%	12.6%	13.4%	11.7%	11.6%
		マンホールの状態	19.5%	20.5%	22.4%	20.0%	19.5%
		オーバーフロー管の状態	8.8%	8.3%	8.8%	7.9%	7.6%
		通気管の状態	11.9%	12.3%	12.7%	11.3%	10.9%
		水抜き管の状態	10.0%	9.2%	9.6%	9.9%	9.4%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	9.8%	8.9%	9.5%	9.5%	8.7%
		高置水槽上部の状態	2.3%	1.9%	2.2%	1.8%	1.7%
		高置水槽内部の状態	8.8%	8.7%	9.2%	8.2%	7.7%
		マンホールの状態	15.6%	15.0%	16.2%	14.4%	13.8%
		オーバーフロー管の状態	6.1%	5.5%	6.0%	5.3%	4.8%
		通気管の状態	14.6%	13.9%	14.4%	13.3%	12.3%
		水抜き管の状態	2.4%	2.1%	2.1%	1.7%	1.9%
		他	給水管等の状態	1.4%	2.0%	1.5%	1.3%
水 質 検 査	臭気	0.01%	0.03%	0.01%	0.02%	0.00%	
	味	0.01%	0.02%	0.02%	0.05%	0.00%	
	色	0.03%	0.02%	0.01%	0.03%	0.02%	
	色度	0.06%	0.04%	0.05%	0.08%	0.07%	
	濁度(濁りを含む)	0.09%	0.03%	0.04%	0.07%	0.03%	
	残留塩素	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	0.6%	
書類の整備保存の状況			30.3%	33.1%	34.8%	32.3%	31.7%

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・ 検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

			平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
報告施設数			686	755	877	756	694
報告率			0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	13.0%	7.3%	6.0%	8.6%	17.9%
		受水槽本体の状態	29.6%	33.0%	28.3%	30.2%	36.9%
		受水槽上部の状態	9.8%	6.0%	5.0%	8.6%	10.8%
		受水槽内部の状態	18.2%	22.3%	15.5%	22.5%	36.2%
		マンホールの状態	19.8%	14.7%	18.5%	39.9%	34.4%
		オーバーフロー管の状態	7.7%	3.8%	4.1%	6.9%	9.9%
		通気管の状態	11.4%	6.5%	7.9%	13.5%	14.1%
		水抜き管の状態	5.7%	2.3%	6.6%	3.6%	6.8%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	16.5%	18.7%	15.3%	15.7%	14.6%
		高置水槽上部の状態	3.9%	2.4%	2.2%	2.5%	5.3%
		高置水槽内部の状態	10.5%	8.9%	8.7%	13.2%	13.4%
		マンホールの状態	17.2%	15.2%	13.7%	22.4%	20.6%
		オーバーフロー管の状態	9.3%	5.4%	3.9%	7.1%	10.5%
		通気管の状態	16.6%	11.7%	9.1%	14.9%	13.1%
		水抜き管の状態	5.5%	2.4%	1.7%	2.0%	4.3%
	他	給水管等の状態	3.8%	4.4%	2.7%	6.7%	3.0%
水 質 検 査			臭気	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%
			味	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%
			色	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%
			色度	1.3%	1.6%	1.7%	1.5%
			濁度(濁りを含む)	1.5%	0.4%	0.6%	1.1%
			残留塩素	29.2%	18.8%	13.1%	19.0%
書類の整備保存の状況			14.0%	11.7%	12.3%	23.5%	19.3%

注)

※1：報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表１－３－２ 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
報告施設数		686	755	877	756	694
報告率		0.4%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	3.2%	3.9%	24.9%	25.7%	16.7%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	5.1%	6.0%	3.8%	6.5%	4.2%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	31.2%	26.6%	14.8%	18.9%	21.3%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.8%	3.8%	4.2%	11.9%	5.0%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	45.9%	50.5%	50.3%	73.3%	50.9%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	9.8%	14.3%	11.2%	12.2%	10.5%

注)

- ※１： 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※２： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
- ・ 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表１－４ 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成 25 年度)

	立入検査 件数	(参考) 平成 24	改善指導件数		
			口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(町村)	762	4,436	183	149	13
保健所設置市を除く市	1,202		343	391	12
保健所設置市	6,303	6,274	1,830	1,031	0
特別区	269	164	51	51	0
合計	8,536	10,874	2,407	1,622	25

表1－5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成25年度)

(都道府県) 町村

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
北海道	1,003	645	64.3
青森	187	177	94.7
岩手	278	197	70.9
宮城	498	398	79.9
秋田	69	60	87.0
山形	124	74	59.7
福島	347	264	76.1
茨城	324	246	75.9
栃木	308	174	56.5
群馬	430	265	61.6
埼玉	699	453	64.8
千葉	259	211	81.5
東京	2,557	2,548	99.6
神奈川	786	647	82.3
新潟	162	118	72.8
富山	33	31	93.9
石川	119	99	83.2
福井	70	87	124.3
山梨	209	125	59.8
長野	642	470	73.2
岐阜	196	171	87.2
静岡	459	353	76.9
愛知	451	318	70.5
三重	111	86	77.5
滋賀	137	67	48.9
京都	201	192	95.5
大阪	223	174	78.0
兵庫	286	255	89.2
奈良	470	216	46.0
和歌山	169	159	94.1
鳥取	69	67	97.1
島根	55	48	87.3
岡山	74	87	117.6
広島	229	206	90.0
山口	34	20	58.8
徳島	190	96	50.5
香川	284	164	57.7
愛媛	175	93	53.1
高知	77	75	97.4
福岡	428	372	86.9
佐賀	152	142	93.4
長崎	136	107	78.7
熊本	176	153	86.9
大分	38	37	97.4
宮崎	109	76	69.7
鹿児島	121	120	99.2
沖縄	1,570	1,439	91.7
合計	15,724	12,582	80.0

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
札幌市	3,531	2,938	83.2
函館市	478	322	67.4
小樽市	230	213	92.6
旭川市	448	353	78.8
青森市	442	352	79.6
盛岡市	814	546	67.1
仙台市	3,980	3,033	76.2
秋田市	828	721	87.1
郡山市	745	550	73.8
いわき市	454	391	86.1
宇都宮市	1,258	792	63.0
前橋市	508	392	77.2
高崎市	508	394	77.6
さいたま市	3,024	1,979	65.4
川崎市	817	590	72.2
千葉市	1,613	1,344	83.3
船橋市	1,128	857	76.0
柏市	571	505	88.4
八王子市	756	652	86.2
町田市	509	456	89.6
横浜市	7,855	6,658	84.8
川崎市	2,998	2,828	94.3
相模原市	1,114	1,061	95.2
横須賀市	596	411	69.0
藤沢市	925	670	72.4
新潟市	1,521	1,389	91.3
富山市	463	418	90.3
金沢市	491	461	93.9
長野市	461	341	74.0
岐阜市	403	392	97.3
静岡市	4,226	1,277	30.2
浜松市	1,110	987	88.9
名古屋市	5,473	4,744	86.7
豊橋市	568	447	78.7
岡崎市	583	389	66.7
豊田市	607	441	72.7
四日市市	249	202	81.1
大津市	689	542	78.7
京都市	3,709	3,303	89.1
大阪市	7,785	6,397	82.2
堺市	1,228	1,056	86.0
豊中市	818	665	81.3
高槻市	297	268	90.2
東大阪市	853	697	81.7
神戸市	2,638	2,159	81.8
姫路市	1,155	1,131	97.9
尼崎市	980	749	76.4
西宮市	1,339	1,158	86.5
奈良市	645	585	90.7
和歌山市	674	578	85.8
岡山市	1,179	1,051	89.1
倉敷市	486	440	90.5
広島市	2,712	2,328	85.8
呉市	444	340	76.6
福山市	654	492	75.2
下関市	517	335	64.8
高松市	882	877	99.4
松山市	1,096	566	51.6
高知市	730	482	66.0
北九州市	2,655	1,882	70.9
福岡市	4,539	4,117	90.7
大牟田市	131	125	95.4
久留米市	371	244	65.8
長崎市	811	687	84.7
佐世保市	473	317	67.0
熊本市	1156	919	79.5
大分市	826	767	92.9
宮崎市	511	451	88.3
鹿児島市	922	858	93.1
那覇市	1043	932	89.4
合計	97,233	77,994	80.2

本表は、市、特別区を除いた

各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

(保健所設置市を除く市)

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率*(%)
北海道	室蘭市	103	57	55.3
北海道	釧路市	225	199	88.4
北海道	帯広市	123	116	94.3
北海道	北見市	63	50	79.4
北海道	夕張市	14	6	42.9
北海道	岩見沢市	64	64	100.0
北海道	網走市	39	38	97.4
北海道	留萌市	36	36	100.0
北海道	苫小牧市	317	156	49.2
北海道	稚内市	82	45	54.9
北海道	美瑛市	25	6	24.0
北海道	芦別市	11	11	100.0
北海道	江別市	114	101	88.6
北海道	赤平市	13	7	53.8
北海道	紋別市	23	19	82.6
北海道	士別市	15	15	100.0
北海道	名寄市	29	0	0.0
北海道	三笠市	10	0	0.0
北海道	根室市	27	26	96.3
北海道	千歳市	150	123	82.0
北海道	滝川市	55	51	92.7
北海道	砂川市	9	5	55.6
北海道	歌志内市	6	6	100.0
北海道	深川市	15	15	100.0
北海道	富良野市	32	3	9.4
北海道	登別市	61	2	3.3
北海道	恵庭市	74	0	0.0
北海道	伊達市	15	1	6.7
北海道	北広島市	70	40	57.1
北海道	石狩市	50	0	0.0
北海道	北斗市	35	0	0.0
青森県	弘前市	220	195	88.6
青森県	八戸市	239	237	99.2
青森県	黒石市	14	12	85.7
青森県	五所川原市	29	26	89.7
青森県	十和田市	47	45	95.7
青森県	三沢市	37	26	70.3
青森県	むつ市	41	38	92.7
青森県	つがる市	12	12	100.0
青森県	平川市	13	9	69.2
岩手県	宮古市	53	0	0.0
岩手県	大船渡市	52	38	73.1
岩手県	花巻市	114	93	81.6
岩手県	北上市	123	111	90.2
岩手県	久慈市	34	32	94.1
岩手県	遠野市	25	19	76.0
岩手県	一関市	-	-	-
岩手県	陸前高田市	10	9	90.0
岩手県	釜石市	-	-	-
岩手県	二戸市	35	32	91.4
岩手県	八幡平市	19	19	100.0
岩手県	奥州市	140	140	100.0
岩手県	滝沢市	-	-	-
宮城県	石巻市	302	242	80.1
宮城県	塩竈市	82	55	67.1
宮城県	気仙沼市	117	77	65.8
宮城県	白石市	35	30	85.7
宮城県	名取市	108	95	88.0
宮城県	角田市	36	29	80.6
宮城県	多賀城市	128	99	77.3
宮城県	岩沼市	72	64	88.9
宮城県	登米市	79	56	70.9
宮城県	栗原市	82	71	86.6
宮城県	東松島市	54	13	24.1
宮城県	大崎市	150	124	82.7
秋田県	能代市	59	62	105.1
秋田県	横手市	80	65	81.3
秋田県	大館市	80	77	96.3
秋田県	男鹿市	52	33	63.5
秋田県	湯沢市	35	32	91.4

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
秋田県	鹿角市	30	29	96.7
秋田県	由利本荘市	68	67	98.5
秋田県	潟上市	15	15	100.0
秋田県	大仙市	49	49	100.0
秋田県	北秋田市	24	24	100.0
秋田県	にかほ市	32	20	62.5
秋田県	仙北市	30	27	90.0
山形県	山形市	425	78	18.4
山形県	米沢市	104	89	85.6
山形県	鶴岡市	118	84	71.2
山形県	酒田市	146	74	50.7
山形県	新庄市	0	0	-
山形県	寒河江市	42	28	66.7
山形県	上山市	33	29	87.9
山形県	村山市	13	11	84.6
山形県	長井市	19	19	100.0
山形県	天童市	84	13	15.5
山形県	東根市	-	-	-
山形県	尾花沢市	4	4	100.0
山形県	南陽市	22	5	22.7
福島県	福島市	631	457	72.4
福島県	会津若松市	282	217	77.0
福島県	白河市	61	61	100.0
福島県	須賀川市	83	63	75.9
福島県	喜多方市	43	29	67.4
福島県	相馬市	44	29	65.9
福島県	二本松市	75	50	66.7
福島県	田村市	23	5	21.7
福島県	南相馬市	86	55	64.0
福島県	伊達市	43	38	88.4
福島県	本宮市	41	29	70.7
茨城県	水戸市	525	381	72.6
茨城県	日立市	151	108	71.5
茨城県	土浦市	252	168	66.7
茨城県	古河市	138	109	79.0
茨城県	石岡市	56	55	98.2
茨城県	結城市	44	35	79.5
茨城県	龍ヶ崎市	67	61	91.0
茨城県	下妻市	42	28	66.7
茨城県	常総市	67	35	52.2
茨城県	常陸太田市	65	30	46.2
茨城県	高萩市	38	32	84.2
茨城県	北茨城市	43	42	97.7
茨城県	笠間市	92	66	71.7
茨城県	取手市	120	107	89.2
茨城県	牛久市	62	55	88.7
茨城県	つくば市	446	303	67.9
茨城県	ひたちなか市	223	157	70.4
茨城県	鹿嶋市	69	52	75.4
茨城県	潮来市	30	26	86.7
茨城県	守谷市	50	49	98.0
茨城県	常陸大宮市	59	50	84.7
茨城県	那珂市	52	43	82.7
茨城県	筑西市	67	54	80.6
茨城県	坂東市	53	38	71.7
茨城県	稲敷市	42	29	69.0
茨城県	かすみがうら市	52	31	59.6
茨城県	桜川市	36	27	75.0
茨城県	神栖市	130	91	70.0
茨城県	行方市	27	19	70.4
茨城県	鉾田市	33	17	51.5
茨城県	つくばみらい市	47	28	59.6
茨城県	小美玉市	30	30	100.0
栃木県	足利市	178	139	78.1
栃木県	栃木市(岩舟町を含む)	186	125	67.2
栃木県	佐野市	162	101	62.3
栃木県	鹿沼市	94	62	66.0
栃木県	日光市	211	110	52.1
栃木県	小山市	205	124	60.5
栃木県	真岡市	87	60	69.0

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
栃木県	大田原市	95	65	68.4
栃木県	矢板市	47	30	63.8
栃木県	那須塩原市	281	140	49.8
栃木県	さくら市	58	26	44.8
栃木県	那須烏山市	24	12	50.0
栃木県	下野市	81	58	71.6
群馬県	桐生市	108	86	79.6
群馬県	伊勢崎市	223	164	73.5
群馬県	太田市	332	222	66.9
群馬県	沼田市	49	42	85.7
群馬県	館林市	96	69	71.9
群馬県	渋川市	109	87	79.8
群馬県	藤岡市	54	47	87.0
群馬県	富岡市	82	58	70.7
群馬県	安中市	101	58	57.4
群馬県	みどり市	51	46	90.2
埼玉県	熊谷市	408	266	65.2
埼玉県	川口市	1,538	1,073	69.8
埼玉県	行田市	95	57	60.0
埼玉県	秩父市	126	62	49.2
埼玉県	所沢市	669	435	65.0
埼玉県	飯能市	146	127	87.0
埼玉県	加須市	126	80	63.5
埼玉県	本庄市	217	85	39.2
埼玉県	東松山市	186	95	51.1
埼玉県	春日部市	361	255	70.6
埼玉県	狭山市	318	196	61.6
埼玉県	羽生市	72	54	75.0
埼玉県	鴻巣市	166	125	75.3
埼玉県	深谷市	217	126	58.1
埼玉県	上尾市	327	218	66.7
埼玉県	草加市	441	327	74.1
埼玉県	越谷市	507	318	62.7
埼玉県	蕨市	226	137	60.6
埼玉県	戸田市	439	368	83.8
埼玉県	入間市	288	212	73.6
埼玉県	朝霞市	418	307	73.4
埼玉県	志木市	130	89	68.5
埼玉県	和光市	235	165	70.2
埼玉県	新座市	371	207	55.8
埼玉県	桶川市	114	84	73.7
埼玉県	久喜市	236	129	54.7
埼玉県	北本市	100	77	77.0
埼玉県	八潮市	139	84	60.4
埼玉県	富士見市	196	136	69.4
埼玉県	三郷市	188	143	76.1
埼玉県	蓮田市	66	40	60.6
埼玉県	坂戸市	172	134	77.9
埼玉県	幸手市	57	43	75.4
埼玉県	鶴ヶ島市	171	119	69.6
埼玉県	日高市	73	40	54.8
埼玉県	吉川市	94	62	66.0
埼玉県	ふじみ野市	285	152	53.3
埼玉県	白岡市	59	37	62.7
千葉県	銚子市	68	1	1.5
千葉県	市川市	736	436	59.2
千葉県	館山市	88	7	8.0
千葉県	木更津市(君津市・富津市・袖ヶ浦市を含む)	373	332	89.0
千葉県	松戸市	802	432	53.9
千葉県	野田市	141	118	83.7
千葉県	茂原市	113	105	92.9
千葉県	成田市	192	145	75.5
千葉県	佐倉市	281	181	64.4
千葉県	東金市	55	52	94.5
千葉県	旭市	45	37	82.2
千葉県	習志野市	352	277	78.7
千葉県	勝浦市	51	0	0.0
千葉県	市原市	322	246	76.4
千葉県	流山市	212	188	88.7
千葉県	八千代市	196	177	90.3

		検査対象施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※(%)
千葉県	我孫子市	168	145	86.3
千葉県	鴨川市	75	71	94.7
千葉県	鎌ヶ谷市	91	79	86.8
千葉県	君津市	-	-	-
千葉県	富津市	-	-	-
千葉県	浦安市	276	73	26.4
千葉県	四街道市	79	76	96.2
千葉県	袖ヶ浦市	-	-	-
千葉県	八街市	29	0	0.0
千葉県	印西市	107	102	95.3
千葉県	白井市	54	42	77.8
千葉県	富里市	46	31	67.4
千葉県	南房総市	54	0	0.0
千葉県	匝瑳市	36	31	86.1
千葉県	香取市	78	71	91.0
千葉県	山武市	0	0	-
千葉県	いすみ市	36	0	0.0
千葉県	大網白里市	30	18	60.0
東京都	立川市	383	360	94.0
東京都	武蔵野市	334	317	94.9
東京都	三鷹市	314	302	96.2
東京都	青梅市	222	211	95.0
東京都	府中市	446	400	89.7
東京都	昭島市	179	156	87.2
東京都	調布市	420	393	93.6
東京都	小金井市	164	157	95.7
東京都	小平市	271	242	89.3
東京都	日野市	194	182	93.8
東京都	東村山市	225	202	89.8
東京都	国分寺市	152	138	90.8
東京都	国立市	120	107	89.2
東京都	福生市	85	79	92.9
東京都	狛江市	79	75	94.9
東京都	東大和市	89	86	96.6
東京都	清瀬市	103	97	94.2
東京都	東久留米市	149	134	89.9
東京都	武蔵村山市	40	36	90.0
東京都	多摩市	204	208	102.0
東京都	稲城市	89	100	112.4
東京都	羽村市	100	95	95.0
東京都	あきる野市	58	56	96.6
東京都	西東京市	294	268	91.2
神奈川県	平塚市	502	367	73.1
神奈川県	鎌倉市	251	152	60.6
神奈川県	小田原市	325	254	78.2
神奈川県	茅ヶ崎市	285	203	71.2
神奈川県	逗子市	98	66	67.3
神奈川県	三浦市	73	45	61.6
神奈川県	秦野市	236	200	84.7
神奈川県	厚木市	458	0	0.0
神奈川県	大和市	553	424	76.7
神奈川県	伊勢原市	164	0	0.0
神奈川県	海老名市	192	140	72.9
神奈川県	座間市	199	120	60.3
神奈川県	南足柄市	44	39	88.6
神奈川県	綾瀬市	128	97	75.8
新潟県	長岡市	396	264	66.7
新潟県	三条市	116	109	94.0
新潟県	柏崎市	127	109	85.8
新潟県	新発田市	133	88	66.2
新潟県	小千谷市	47	38	80.9
新潟県	加茂市	27	25	92.6
新潟県	十日町市	56	46	82.1
新潟県	見附市	22	18	81.8
新潟県	村上市	66	59	89.4
新潟県	燕市	42	32	76.2
新潟県	糸魚川市	30	30	100.0
新潟県	妙高市	73	51	69.9
新潟県	五泉市	31	30	96.8
新潟県	上越市	183	163	89.1

		検査対象施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※(%)
新潟県	阿賀野市	44	24	54.5
新潟県	佐渡市	75	63	84.0
新潟県	魚沼市	48	34	70.8
新潟県	南魚沼市	71	55	77.5
新潟県	胎内市	46	13	28.3
富山県	高岡市	120	104	86.7
富山県	魚津市	29	29	100.0
富山県	氷見市	42	40	95.2
富山県	滑川市	27	25	92.6
富山県	黒部市	26	22	84.6
富山県	砺波市	106	35	33.0
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	南砺市	53	50	94.3
富山県	射水市	112	91	81.3
石川県	七尾市	73	45	61.6
石川県	小松市	116	78	67.2
石川県	輪島市	25	14	56.0
石川県	珠洲市	19	12	63.2
石川県	加賀市	115	61	53.0
石川県	羽咋市	18	15	83.3
石川県	かほく市	12	10	83.3
石川県	白山市	47	39	83.0
石川県	能美市	38	32	84.2
石川県	野々市市	43	42	97.7
福井県	福井市	237	0	0.0
福井県	敦賀市	69	0	0.0
福井県	小浜市	26	0	0.0
福井県	大野市	8	8	100.0
福井県	勝山市	10	0	0.0
福井県	鯖江市	75	0	0.0
福井県	あわら市	50	0	0.0
福井県	越前市	41	0	0.0
福井県	坂井市	69	69	100.0
山梨県	甲府市	562	417	74.2
山梨県	富士吉田市	68	43	63.2
山梨県	都留市	70	0	0.0
山梨県	山梨市	32	27	84.4
山梨県	大月市	38	31	81.6
山梨県	韮崎市	0	0	-
山梨県	南アルプス市	84	53	63.1
山梨県	北杜市	125	76	60.8
山梨県	甲斐市	105	0	0.0
山梨県	笛吹市	85	63	74.1
山梨県	上野原市	30	22	73.3
山梨県	甲州市	41	34	82.9
山梨県	中央市	15	5	33.3
長野県	松本市	566	264	46.6
長野県	上田市	145	133	91.7
長野県	岡谷市	56	56	100.0
長野県	飯田市	40	38	95.0
長野県	諏訪市	74	76	102.7
長野県	須坂市	-	-	-
長野県	小諸市	57	33	57.9
長野県	伊那市	53	45	84.9
長野県	駒ヶ根市	18	16	88.9
長野県	中野市	28	20	71.4
長野県	大町市	15	15	100.0
長野県	飯山市	19	16	84.2
長野県	茅野市	68	44	64.7
長野県	塩尻市	76	56	73.7
長野県	佐久市	88	80	90.9
長野県	千曲市	41	0	0.0
長野県	東御市	36	24	66.7
長野県	安曇野市	65	43	66.2
岐阜県	大垣市	124	121	97.6
岐阜県	高山市	92	76	82.6
岐阜県	多治見市	149	129	86.6
岐阜県	関市	82	72	87.8
岐阜県	中津川市	74	70	94.6
岐阜県	美濃市	21	19	90.5

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
岐阜県	瑞浪市	34	30	88.2
岐阜県	羽島市	39	32	82.1
岐阜県	恵那市	63	52	82.5
岐阜県	美濃加茂市	50	46	92.0
岐阜県	土岐市	46	43	93.5
岐阜県	各務原市	115	114	99.1
岐阜県	可児市	90	85	94.4
岐阜県	山県市	6	6	100.0
岐阜県	瑞穂市	29	22	75.9
岐阜県	飛騨市	32	20	62.5
岐阜県	本巣市	23	18	78.3
岐阜県	郡上市	28	25	89.3
岐阜県	下呂市	41	35	85.4
岐阜県	海津市	22	20	90.9
静岡県	沼津市	442	396	89.6
静岡県	熱海市	322	227	70.5
静岡県	三島市	287	182	63.4
静岡県	富士宮市	158	129	81.6
静岡県	伊東市	148	104	70.3
静岡県	島田市	86	85	98.8
静岡県	富士市	270	261	96.7
静岡県	磐田市	173	147	85.0
静岡県	焼津市	213	206	96.7
静岡県	掛川市	204	166	81.4
静岡県	藤枝市	188	150	79.8
静岡県	御殿場市	182	143	78.6
静岡県	袋井市	137	93	67.9
静岡県	下田市	61	39	63.9
静岡県	裾野市	73	70	95.9
静岡県	湖西市	86	78	90.7
静岡県	伊豆市	63	40	63.5
静岡県	御前崎市	57	45	78.9
静岡県	菊川市	72	51	70.8
静岡県	伊豆の国市	81	81	100.0
静岡県	牧之原市	60	59	98.3
愛知県	一宮市	210	208	99.0
愛知県	瀬戸市	172	157	91.3
愛知県	半田市	159	146	91.8
愛知県	春日井市	347	328	94.5
愛知県	豊川市	176	165	93.8
愛知県	津島市	86	68	79.1
愛知県	碧南市	79	62	78.5
愛知県	刈谷市	276	233	84.4
愛知県	安城市	495	290	58.6
愛知県	西尾市	127	95	74.8
愛知県	蒲郡市	146	67	45.9
愛知県	大山市	88	59	67.0
愛知県	常滑市	75	56	74.7
愛知県	江南市	102	82	80.4
愛知県	小牧市	320	216	67.5
愛知県	稲沢市	194	117	60.3
愛知県	新城市	40	35	87.5
愛知県	東海市	154	139	90.3
愛知県	大府市	137	127	92.7
愛知県	知多市	81	68	84.0
愛知県	知立市	86	82	95.3
愛知県	尾張旭市	170	111	65.3
愛知県	高浜市	63	48	76.2
愛知県	岩倉市	70	48	68.6
愛知県	豊明市	82	78	95.1
愛知県	日進市	159	115	72.3
愛知県	田原市	80	54	67.5
愛知県	愛西市	41	26	63.4
愛知県	清須市	75	58	77.3
愛知県	北名古屋	65	60	92.3
愛知県	弥富市	78	45	57.7
愛知県	みよし市	100	56	56.0
愛知県	あま市	62	58	93.5
愛知県	長久手市	109	73	67.0
三重県	津市	456	299	65.6

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
三重県	伊勢市	114	80	70.2
三重県	松阪市	148	109	73.6
三重県	桑名市	154	137	89.0
三重県	鈴鹿市	258	121	46.9
三重県	名張市	107	66	61.7
三重県	尾鷲市	16	12	75.0
三重県	亀山市	51	43	84.3
三重県	鳥羽市	72	19	26.4
三重県	熊野市	14	8	57.1
三重県	いなべ市	27	22	81.5
三重県	志摩市	111	52	46.8
三重県	伊賀市	88	44	50.0
滋賀県	彦根市	187	142	75.9
滋賀県	長浜市	123	98	79.7
滋賀県	近江八幡市	238	96	40.3
滋賀県	草津市	462	300	64.9
滋賀県	守山市	104	99	95.2
滋賀県	栗東市	166	112	67.5
滋賀県	甲賀市	115	88	76.5
滋賀県	野洲市	86	76	88.4
滋賀県	湖南市	84	67	79.8
滋賀県	高島市	57	44	77.2
滋賀県	東近江市	97	78	80.4
滋賀県	米原市	47	30	63.8
京都府	福知山市	151	82	54.3
京都府	舞鶴市	167	86	51.5
京都府	綾部市	52	49	94.2
京都府	宇治市	408	280	68.6
京都府	宮津市	40	38	95.0
京都府	亀岡市	115	74	64.3
京都府	城陽市	79	67	84.8
京都府	向日市	85	64	75.3
京都府	長岡京市	131	109	83.2
京都府	八幡市	76	50	65.8
京都府	京田辺市	155	130	83.9
京都府	京丹後市	57	35	61.4
京都府	南丹市	61	32	52.5
京都府	木津川市	89	63	70.8
大阪府	岸和田市	369	228	61.8
大阪府	池田市	341	189	55.4
大阪府	吹田市	655	563	86.0
大阪府	泉大津市	178	117	65.7
大阪府	貝塚市	157	127	80.9
大阪府	守口市	319	184	57.7
大阪府	枚方市	784	528	67.3
大阪府	茨木市	694	372	53.6
大阪府	八尾市	306	265	86.6
大阪府	泉佐野市	199	153	76.9
大阪府	富田林市	184	146	79.3
大阪府	寝屋川市	347	283	81.6
大阪府	河内長野市	156	120	76.9
大阪府	松原市	148	114	77.0
大阪府	大東市	190	141	74.2
大阪府	和泉市	282	246	87.2
大阪府	箕面市	282	125	44.3
大阪府	柏原市	113	84	74.3
大阪府	羽曳野市	107	91	85.0
大阪府	門真市	273	132	48.4
大阪府	摂津市	120	84	70.0
大阪府	高石市	120	106	88.3
大阪府	藤井寺市	93	78	83.9
大阪府	泉南市	80	64	80.0
大阪府	四條畷市	86	50	58.1
大阪府	交野市	83	59	71.1
大阪府	大阪狭山市	129	102	79.1
大阪府	阪南市	50	42	84.0
兵庫県	明石市	745	572	76.8
兵庫県	洲本市	61	49	80.3
兵庫県	芦屋市	433	396	91.5
兵庫県	伊丹市	382	342	89.5

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
兵庫県	相生市	0	0	-
兵庫県	豊岡市	135	78	57.8
兵庫県	加古川市	307	292	95.1
兵庫県	赤穂市	75	72	96.0
兵庫県	西脇市	46	41	89.1
兵庫県	宝塚市	458	451	98.5
兵庫県	三木市	114	114	100.0
兵庫県	高砂市	88	87	98.9
兵庫県	川西市	278	260	93.5
兵庫県	小野市	64	62	96.9
兵庫県	三田市	237	224	94.5
兵庫県	加西市	69	55	79.7
兵庫県	篠山市	56	45	80.4
兵庫県	養父市	25	17	68.0
兵庫県	丹波市	56	56	100.0
兵庫県	南あわじ市	51	50	98.0
兵庫県	朝来市	19	18	94.7
兵庫県	淡路市	65	62	95.4
兵庫県	宍粟市	18	18	100.0
兵庫県	加東市	93	58	62.4
兵庫県	たつの市	95	68	71.6
奈良県	大和高田市	102	68	66.7
奈良県	大和郡山市	170	111	65.3
奈良県	天理市	231	194	84.0
奈良県	橿原市	278	125	45.0
奈良県	桜井市	73	57	78.1
奈良県	五條市	0	14	-
奈良県	御所市	0	23	-
奈良県	生駒市	169	141	83.4
奈良県	香芝市	83	45	54.2
奈良県	葛城市	29	17	58.6
奈良県	宇陀市	28	19	67.9
和歌山県	海南市	50	45	90.0
和歌山県	橋本市他	71	63	88.7
和歌山県	橋本市	0	0	-
和歌山県	有田市	13	13	100.0
和歌山県	御坊市	58	58	100.0
和歌山県	田辺市	58	58	100.0
和歌山県	新宮市	23	23	100.0
和歌山県	紀の川市	-	-	-
和歌山県	岩出市	86	81	94.2
鳥取県	鳥取市	316	199	63.0
鳥取県	米子市	281	230	81.9
鳥取県	倉吉市	66	66	100.0
島根県	松江市	428	310	72.4
島根県	浜田市	94	76	80.9
島根県	出雲市	202	201	99.5
島根県	益田市	52	49	94.2
島根県	大田市	40	35	87.5
島根県	安来市	32	28	87.5
島根県	江津市	23	23	100.0
島根県	雲南市	26	23	88.5
岡山県	津山市	86	84	97.7
岡山県	玉野市	55	50	90.9
岡山県	笠岡市	45	42	93.3
岡山県	井原市	25	20	80.0
岡山県	総社市	67	42	62.7
岡山県	高梁市	32	24	75.0
岡山県	新見市	15	15	100.0
岡山県	備前市	58	38	65.5
岡山県	瀬戸内市	17	15	88.2
岡山県	赤磐市	16	16	100.0
岡山県	真庭市	32	15	46.9
岡山県	美作市	0	25	-
岡山県	浅口市	23	17	73.9
広島県	竹原市	47	41	87.2
広島県	三原市	177	151	85.3
広島県	尾道市	212	175	82.5
広島県	府中市	39	31	79.5
広島県	三次市	69	60	87.0

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
広島県	庄原市	65	54	83.1
広島県	大竹市	32	32	100.0
広島県	東広島市	308	231	75.0
広島県	廿日市市	206	185	89.8
広島県	安芸高田市	27	19	70.4
広島県	江田島市	13	12	92.3
山口県	宇部市	169	99	58.6
山口県	山口市	259	157	60.6
山口県	萩市	46	34	73.9
山口県	防府市	192	65	33.9
山口県	下松市	55	48	87.3
山口県	岩国市	106	87	82.1
山口県	光市	30	29	96.7
山口県	長門市	31	21	67.7
山口県	柳井市	25	25	100.0
山口県	美祢市	36	18	50.0
山口県	周南市	191	156	81.7
山口県	山陽小野田市	47	33	70.2
徳島県	徳島市	613	359	58.6
徳島県	鳴門市	84	44	52.4
徳島県	小松島市	35	18	51.4
徳島県	阿南市	74	47	63.5
徳島県	吉野川市	29	17	58.6
徳島県	阿波市	31	17	54.8
徳島県	美馬市	41	17	41.5
徳島県	三好市	41	27	65.9
香川県	丸亀市	199	140	70.4
香川県	坂出市	100	84	84.0
香川県	善通寺市	45	34	75.6
香川県	観音寺市	75	52	69.3
香川県	さぬき市	69	0	0.0
香川県	東かがわ市	46	38	82.6
香川県	三豊市	40	33	82.5
愛媛県	今治市	459	155	33.8
愛媛県	宇和島市	108	67	62.0
愛媛県	八幡浜市	61	48	78.7
愛媛県	新居浜市	229	169	73.8
愛媛県	西条市	68	54	79.4
愛媛県	大洲市	79	36	45.6
愛媛県	伊予市	49	34	69.4
愛媛県	四国中央市	151	61	40.4
愛媛県	西予市	24	18	75.0
愛媛県	東温市	47	25	53.2
高知県	室戸市	10	10	100.0
高知県	安芸市	18	18	100.0
高知県	南国市	37	37	100.0
高知県	土佐市	25	23	92.0
高知県	須崎市	32	30	93.8
高知県	宿毛市	13	13	100.0
高知県	土佐清水市	25	19	76.0
高知県	四万十市	22	22	100.0
高知県	香南市	21	21	100.0
高知県	香美市	14	14	100.0
福岡県	直方市	52	34	65.4
福岡県	飯塚市	213	142	66.7
福岡県	田川市	5	5	100.0
福岡県	柳川市	72	29	40.3
福岡県	八女市	23	13	56.5
福岡県	筑後市	29	23	79.3
福岡県	大川市	60	37	61.7
福岡県	行橋市	111	61	55.0
福岡県	豊前市	28	17	60.7
福岡県	中間市	57	30	52.6
福岡県	小郡市	31	31	100.0
福岡県	筑紫野市	203	112	55.2
福岡県	春日市	131	125	95.4
福岡県	大野城市	300	124	41.3
福岡県	宗像市	75	45	60.0
福岡県	太宰府市	32	32	100.0
福岡県	古賀市	105	64	61.0

		検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
福岡県	福津市	69	46	66.7
福岡県	うきは市	1	1	100.0
福岡県	宮若市	18	15	83.3
福岡県	嘉麻市	41	37	90.2
福岡県	朝倉市	24	17	70.8
福岡県	みやま市	32	25	78.1
福岡県	糸島市	96	69	71.9
佐賀県	佐賀市	524	387	73.9
佐賀県	唐津市	157	145	92.4
佐賀県	鳥栖市	112	111	99.1
佐賀県	多久市	27	23	85.2
佐賀県	伊万里市	64	60	93.8
佐賀県	武雄市	86	62	72.1
佐賀県	鹿島市	30	25	83.3
佐賀県	小城市	36	34	94.4
佐賀県	嬉野市	27	19	70.4
佐賀県	神埼市	34	34	100.0
長崎県	島原市	29	28	96.6
長崎県	諫早市	130	111	85.4
長崎県	大村市	116	104	89.7
長崎県	平戸市	42	37	88.1
長崎県	松浦市	40	30	75.0
長崎県	対馬市	42	41	97.6
長崎県	壱岐市	24	20	83.3
長崎県	五島市	33	32	97.0
長崎県	西海市	24	17	70.8
長崎県	雲仙市	36	23	63.9
長崎県	南島原市	15	13	86.7
熊本県	八代市	50	50	100.0
熊本県	人吉市	76	59	77.6
熊本県	荒尾市	33	22	66.7
熊本県	水俣市	25	24	96.0
熊本県	玉名市	29	28	96.6
熊本県	山鹿市	14	14	100.0
熊本県	菊池市	0	0	-
熊本県	宇土市	8	8	100.0
熊本県	上天草市	7	7	100.0
熊本県	宇城市	23	20	87.0
熊本県	阿蘇市	16	15	93.8
熊本県	天草市	40	38	95.0
熊本県	合志市	19	19	100.0
大分県	別府市	360	183	50.8
大分県	中津市	86	67	77.9
大分県	日田市	56	54	96.4
大分県	佐伯市	48	47	97.9
大分県	臼杵市	43	42	97.7
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	18	17	94.4
大分県	豊後高田市	16	14	87.5
大分県	杵築市	8	8	100.0
大分県	宇佐市	32	32	100.0
大分県	豊後大野市	19	19	100.0
大分県	由布市	35	34	97.1
大分県	国東市	25	24	96.0
宮崎県	都城市	94	65	69.1
宮崎県	延岡市	126	93	73.8
宮崎県	日南市	57	30	52.6
宮崎県	小林市	17	15	88.2
宮崎県	日向市	76	36	47.4
宮崎県	串間市	15	4	26.7
宮崎県	西都市	15	9	60.0
宮崎県	えびの市	12	7	58.3
鹿児島県	鹿屋市	68	65	95.6
鹿児島県	枕崎市	8	8	100.0
鹿児島県	阿久根市	23	23	100.0
鹿児島県	出水市	40	39	97.5
鹿児島県	指宿市	41	39	95.1
鹿児島県	西之表市	21	21	100.0
鹿児島県	垂水市	10	10	100.0
鹿児島県	薩摩川内市	97	94	96.9

		検査対象施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※(%)
鹿児島県	日置市	29	29	100.0
鹿児島県	曽於市	15	15	100.0
鹿児島県	霧島市	165	162	98.2
鹿児島県	いちき串木野市	21	21	100.0
鹿児島県	南さつま市	35	35	100.0
鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
鹿児島県	奄美市	68	68	100.0
鹿児島県	南九州市	10	10	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	16	100.0
鹿児島県	始良市	44	42	95.5
沖縄県	宜野湾市	182	177	97.3
沖縄県	石垣市	81	81	100.0
沖縄県	浦添市	262	246	93.9
沖縄県	名護市	126	125	99.2
沖縄県	糸満市	99	98	99.0
沖縄県	沖縄市	214	202	94.4
沖縄県	豊見城市	81	81	100.0
沖縄県	うるま市	142	140	98.6
沖縄県	宮古島市	74	74	100.0
沖縄県	南城市	53	53	100.0
合計		83,874	61,022	72.8

※ 検査対象施設数が「－」は未回答であった市を示す。

(特別区)

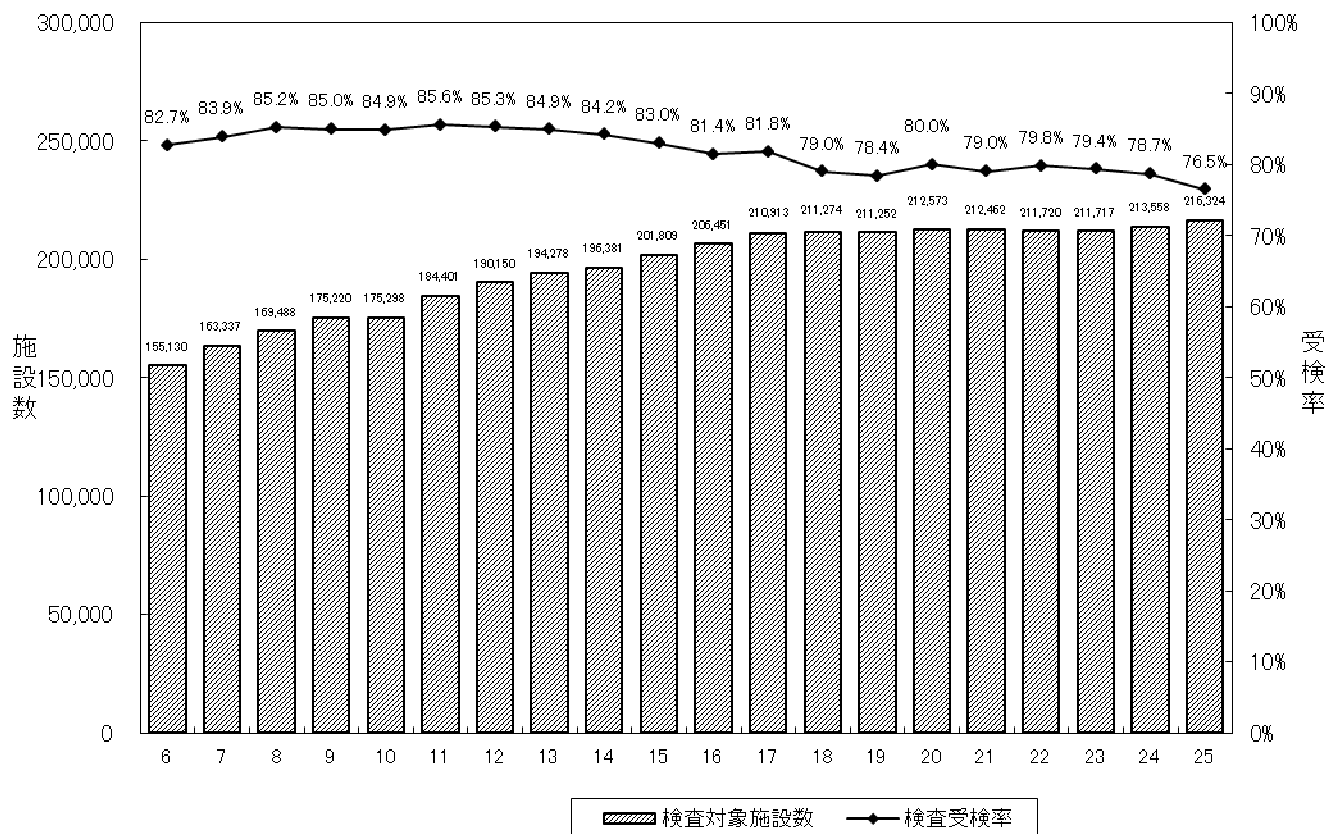
	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
千代田区	1,250	663	53.0
中央区	1,700	935	55.0
港区	1,407	1,271	90.3
新宿区	1,551	399	25.7
文京区	446	382	85.7
台東区	535	464	86.7
墨田区	581	190	32.7
江東区	1,076	926	86.1
品川区	1,027	603	58.7
目黒区	408	351	86.0
大田区	906	840	92.7
世田谷区	990	926	93.5
渋谷区	936	724	77.4
中野区	396	278	70.2
杉並区	490	38	7.8
豊島区	729	515	70.6
北区	522	495	94.8
荒川区	338	304	89.9
板橋区	902	805	89.2
練馬区	879	714	81.2
足立区	965	805	83.4
葛飾区	706	584	82.7
江戸川区	753	606	80.5
合計	19,493	13,818	70.9

(合計)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受 検率※	(参考) 平成 24
都道府県(町 村)	15,724	12,582	80.0	78.6
保健所設置市	97,233	77,994	80.2	79.7
保健所設置市 を除く市	83,874	61,022	72.8	-
特別区	19,493	13,818	70.9	74.3
合計	216,324	165,416	76.5	78.7
(参考)平成 24	213,558	167,995	78.7	

※ 特別区内のビル管理法の適用のある簡易専用水道の一部(延べ面積 10,000m²以上)については、東京都分として計上した。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。



※ 平成 20 年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成 21 年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

○ 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有の調査結果

衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有について、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区の状況を図1－2に示す。平成25年4月1日に都道府県から権限の移譲があった保健所設置市を除く市は、全数の約半数が未回答であり、回答数のうち半数が計画無し又は検討中であった。衛生行政担当部局と水道事業者の間で、施設所在地情報の共有化を促進し、衛生行政担当部局において受験指導を効果的に行うことで法定検査受検率向上の推進をお願いしたい。

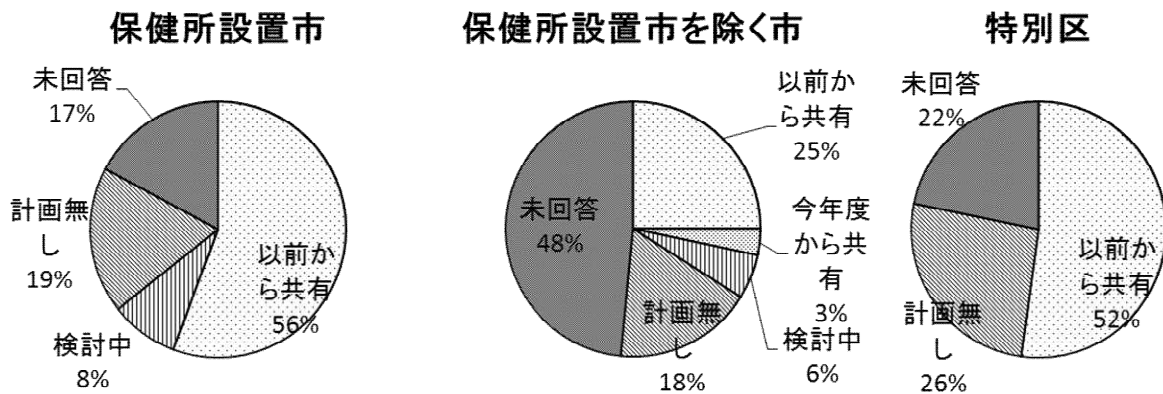
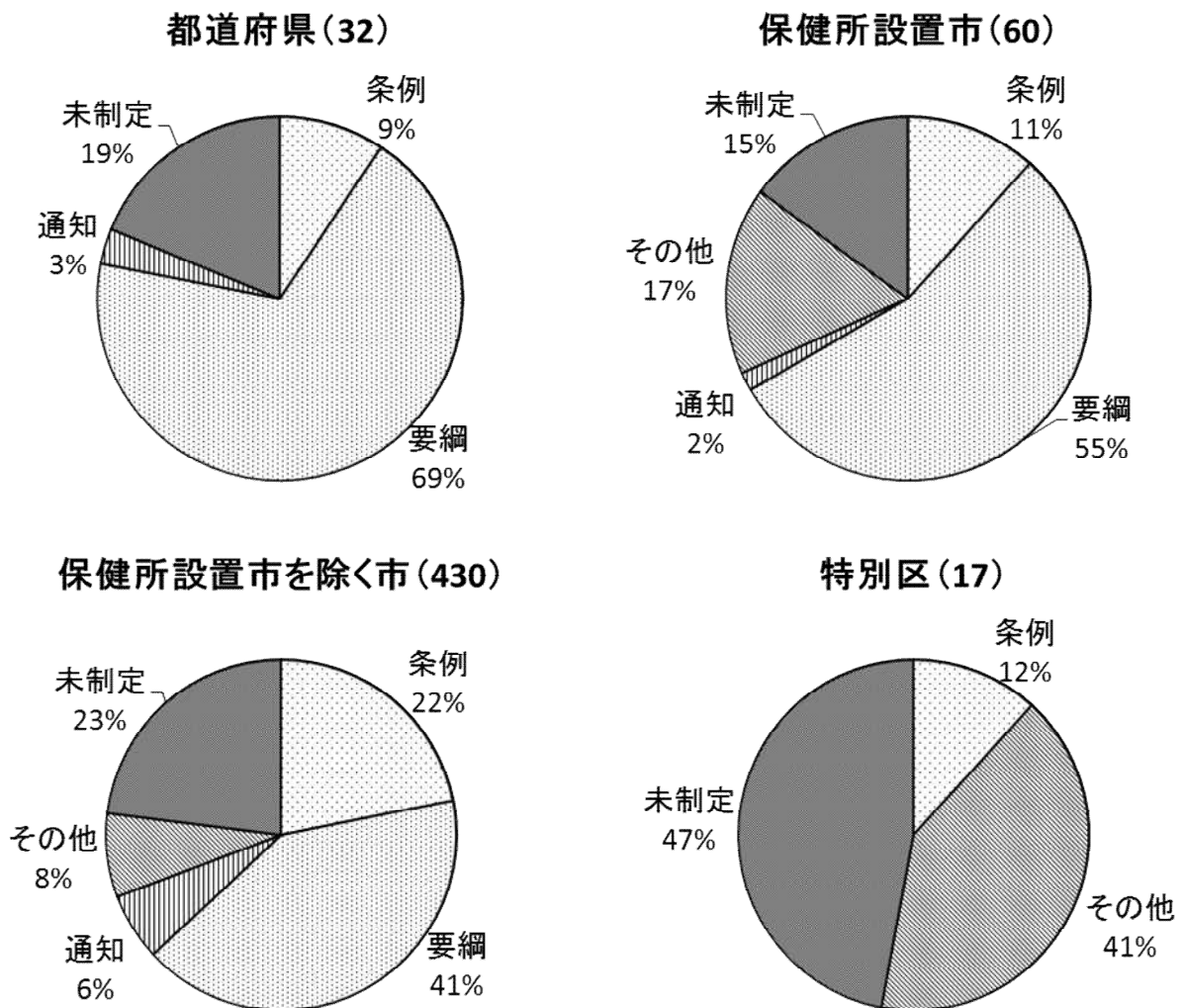


図1－2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

○ 簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況を図1－3に示す。



注) 未回答分は除く、() は回答自治体数を示す。

図1－3 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況(平成 25 年度)

(参考) 登録検査機関と都道府県等における把握施設数の比較

厚生労働省では、都道府県等への調査とは別に、簡易専用水道登録検査機関を対象に検査実施施設等について調査を行った。登録検査機関と都道府県等でそれぞれ把握している検査実施施設数及び不適合施設数を比較した結果(表1-6)、特に不適合施設数において、都道府県等が把握できていない施設が多く存在する可能性が示唆された。各施設の状況を把握するために、登録検査機関の協力による代行報告を活用し、併せて、法定検査未受検施設に対する指導等を徹底することにより管理水準の向上の推進をお願いしたい。

表1-6 登録検査機関と都道府県等における把握施設数の比較結果(平成25年度)

	検査実施 施設数	不適合 施設数
登録検査機関における把握数	165,428	46,758
都道府県等における把握数	164,425 (141,212)	41,571 (36,075)

注) () は都道府県等が登録検査機関から把握している施設数を示す。

(2)小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表 2-1、2-2 に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表 2-3、図 2-1 のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
検査対象施設数	912,984	882,909	873,088	873,345	905,758
検査実施施設数	27,280	28,541	25,929	27,710	26,789
受検率	3.0%	3.2%	3.0%	3.2%	3.0%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

			平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
検査指摘施設数			9,436	9,158	8,409	8,127	7,621
検査指摘率			34.6%	32.1%	32.4%	29.3%	28.4%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	14.1%	9.7%	10.9%	9.8%	7.8%
		受水槽本体の状態	10.6%	10.5%	11.1%	10.0%	9.2%
		受水槽上部の状態	5.1%	5.2%	5.0%	4.4%	4.1%
		受水槽内部の状態	16.4%	18.2%	21.6%	20.2%	19.2%
		マンホールの状態	22.4%	22.0%	25.9%	22.2%	18.4%
		オーバーフロー管の状態	13.0%	12.8%	14.7%	13.9%	11.4%
		通気管の状態	10.5%	10.8%	11.1%	10.0%	8.6%
		水抜き管の状態	10.9%	10.3%	10.8%	10.3%	8.4%
	高 置 水 槽 他	高置水槽本体の状態	5.8%	5.3%	6.6%	6.7%	6.4%
		高置水槽上部の状態	1.7%	1.3%	1.6%	1.2%	1.3%
		高置水槽内部の状態	10.0%	10.6%	9.4%	7.6%	7.3%
		マンホールの状態	17.0%	16.2%	15.6%	13.8%	12.8%
		オーバーフロー管の状態	8.6%	7.7%	7.2%	5.5%	5.6%
		通気管の状態	11.1%	10.6%	10.7%	10.6%	12.8%
		水抜き管の状態	2.8%	2.4%	3.1%	2.6%	2.8%
		給水管等の状態	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.3%
水 質 検 査	臭気		0.06%	0.04%	0.05%	0.15%	0.26%
	味		0.03%	0.02%	0.06%	0.03%	0.05%
	色		0.10%	0.07%	0.06%	0.02%	0.07%
	色度		0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%
	濁度(濁りを含む)		0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
	残留塩素		2.0%	2.7%	3.4%	3.3%	3.1%
書類の整備保存の状況			37.8%	35.1%	36.8%	43.5%	40.1%

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

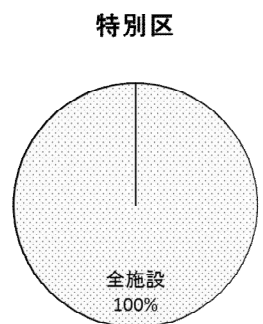
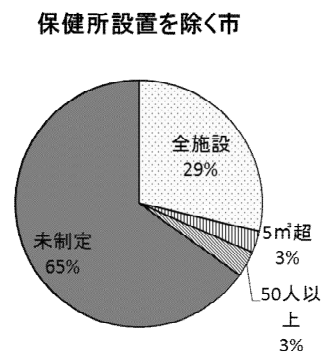
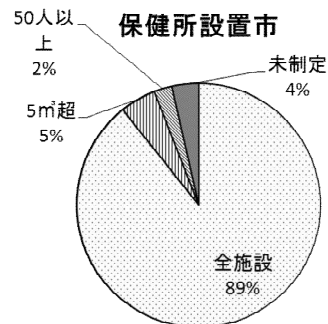
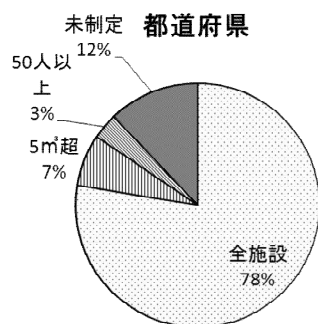
表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成26年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H15.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.4.1	全施設
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H24.7.12	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県	条例	H15.4.1	全施設
熊本県			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.6.27	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
	条例	H15.4.1	全施設
盛岡市	その他	H15.4.1	全施設
	要綱	H12.4.1	5m3以下
仙台市	条例	S50.7.1	5m3超
	要領	H10.4.1	全施設
秋田市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.3.28	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
横浜市	要綱	H18.12.22	〃
	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
川崎市	要綱	S63.12.8	〃
	条例	H8.3.27	全施設
横須賀市	条例	H18.4.1	全施設
藤沢市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
相模原市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
富山県	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	条例	H15.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	全施設
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H22.3.19	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	全施設
松山市	要領	H17.4.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領		
熊本市	要綱	H23.5.12	全施設
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
鹿児島市	条例		全施設

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	S59.6.1	全施設
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H1.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.10.30	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S55.9.1	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設



注) 未制定は、未回答分も含んでいる。

図2-1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表 2－4 のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図 2－2、2－3 に示す。

表2－4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成 25 年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易専用水道	全体計※	216,324	165,416	76.5%	42,138	25.5%	5,252	16,270
	100m ³ <V	7,764	5,731	73.8%	1,048	18.3%	245	468
	80m ³ <V≤100m ³	5,113	3,935	77.0%	825	21.0%	139	366
	60m ³ <V≤80m ³	7,726	6,043	78.2%	1,312	21.7%	236	549
	40m ³ <V≤60m ³	19,236	15,103	78.5%	3,444	22.8%	516	1,564
	20m ³ <V≤40m ³	62,520	49,920	79.8%	12,949	25.9%	1,730	5,498
	10m ³ <V≤20m ³	92,711	65,768	70.9%	19,637	29.9%	2,364	7,825
小規模貯水槽水道	全体計※	905,758	26,789	3.0%	7,621	28.4%	1,104	2,239
	5m ³ <V≤10m ³	150,060	14,441	9.6%	4,210	29.2%	535	1,290
	0m ³ <V≤5m ³	651,386	8,149	1.3%	2,734	33.6%	468	755

注) ※「全体計」には容量を把握していない施設数も含まれるため、容量毎の施設数の合計と全体計は一致しない。

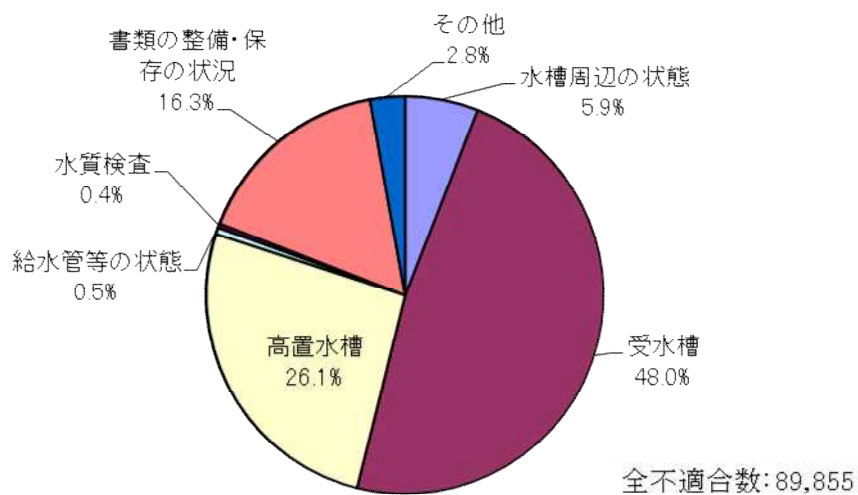


図2-2 簡易専用水道の不適合項目区分別割合(平成 25 年度)

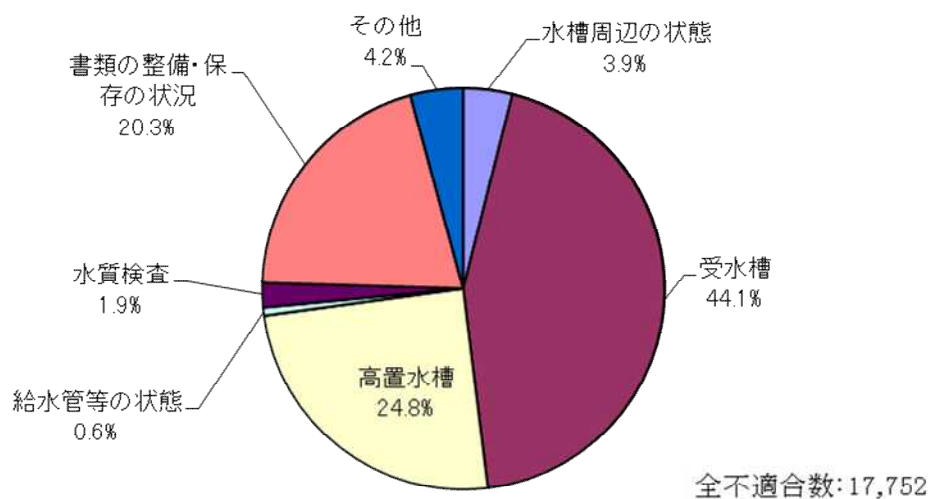


図2-3 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合(平成 25 年度)

注)

- ・ 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区分別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

○貯水槽水道の適正管理に係る取組み事例

①衛生行政担当部局と水道事業者との連携

衛生行政担当部局と水道事業者とで、定期的に協議会を開催し、簡易専用水道、小規模貯水槽の指導情報や施設数等の情報共有を行っている。

②水道事業者による小規模貯水槽の点検・指導の実施

給水区域内にある全ての小規模貯水槽水道を対象に、水道事業者による点検・指導の実施について設置者に案内し、同意を得た上で、立ち会いのもとで点検・指導を実施している。同一年度内に衛生行政担当部局の指導と重複しないように調整している。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1、3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

① 一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目^{※1}に係る水質検査状況(平成21～25年度)

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
検査井戸数 ^{※2}	38,990	38,893	41,825	34,997	38,979
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	8,278 (21.2%)	6,509 (16.7%)	7,018 (16.8%)	7,437 (21.3%)	8,762 (22.5%)
一般細菌	4,865 (12.5%)	4,976 (12.8%)	5,135 (12.3%)	4,529 (12.9%)	5,344 (13.7%)
大腸菌(群)	2,515 (6.5%)	2,543 (6.5%)	2,105 (5.0%)	1,878 (5.4%)	1,775 (4.6%)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1,458 (3.7%)	1,459 (3.8%)	1,723 (4.1%)	1,300 (3.7%)	1,203 (3.1%)
その他項目 ^{※1}	5,540 (14.2%)	5,332 (13.7%)	4,488 (10.7%)	3,779 (10.8%)	3,933 (10.1%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成21～25年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※4}									
	専 用 井 戸 ^{※5}					併 用 井 戸 ^{※5}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成21	154	446	100	316	1,016	557	135	24	70	786
平成22	156	283	67	317	823	489	114	34	69	706
平成23	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295
平成24	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043

注)

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等※¹の水質基準超過状況(平成 21～25 年度)

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
検査井戸数※ ²	5,564	5,282	5,235	4,878	6,347
基準超過井戸数(超過率※ ³)	188 (3.7%)	180 (3.4%)	122 (2.3%)	163 (3.3%)	121 (1.9%)
四塩化炭素	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)	27 (0.4%)
1,4-ジオキサン※ ¹	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.1%)
1,1-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	22 (0.4%)	17 (0.3%)	11 (0.2%)	14 (0.3%)	13 (0.2%)
ジクロロメタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	5 (0.1%)
テトラクロロエチレン	99 (1.8%)	94 (1.8%)	83 (1.6%)	93 (1.9%)	76 (1.2%)
トリクロロエチレン	32 (0.6%)	49 (0.9%)	42 (0.8%)	86 (1.8%)	52 (0.8%)
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,2-ジクロロエタン※ ¹	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン※ ¹	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等※ ¹	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成 21～25 年度)

年 度	対 応 状 況※ ⁴							
	専 用 井 戸※ ⁵				併 用 井 戸※ ⁵			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成21	124	13	36	173	101	2	3	106
平成22	68	12	38	118	59	9	4	72
平成23	1	3	6	10	42	10	3	55
平成24	2	44	32	78	34	5	7	46
平成25	5	6	29	40	28	1	2	31

注)

- ※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。1,4-ジオキサンについては平成 19 年度から集計している。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
 - ・ 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目^{※1}の水質基準超過状況(平成21～25年度)

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
検査井戸数 ^{※2}	19,371	18,616	19,488	17,962	20,966
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,414 (7.3%)	1,403 (7.5%)	1,323 (6.8%)	1,498 (8.3%)	1,469 (7.0%)
ヒ素	172 (0.9%)	252 (1.4%)	265 (1.4%)	183 (1.0%)	172 (0.8%)
フッ素	320 (2.1%)	399 (2.1%)	324 (1.7%)	295 (1.6%)	268 (1.3%)
水銀	3 (0.0%)	14 (0.1%)	16 (0.1%)	7 (0.0%)	17 (0.1%)
六価クロム	12 (0.1%)	8 (0.0%)	6 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)
その他水質基準項目 ^{※4}	1,444 (7.5%)	1,700 (9.1%)	1,566 (8.0%)	1,351 (7.5%)	1,319 (6.3%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成21～25年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成21	129	89	218	92	18	110
平成22	97	200	297	140	9	149
平成23	13	222	235	129	145	274
平成24	11	253	264	92	6	98
平成25	7	239	246	135	8	143

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。
- ※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- ※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

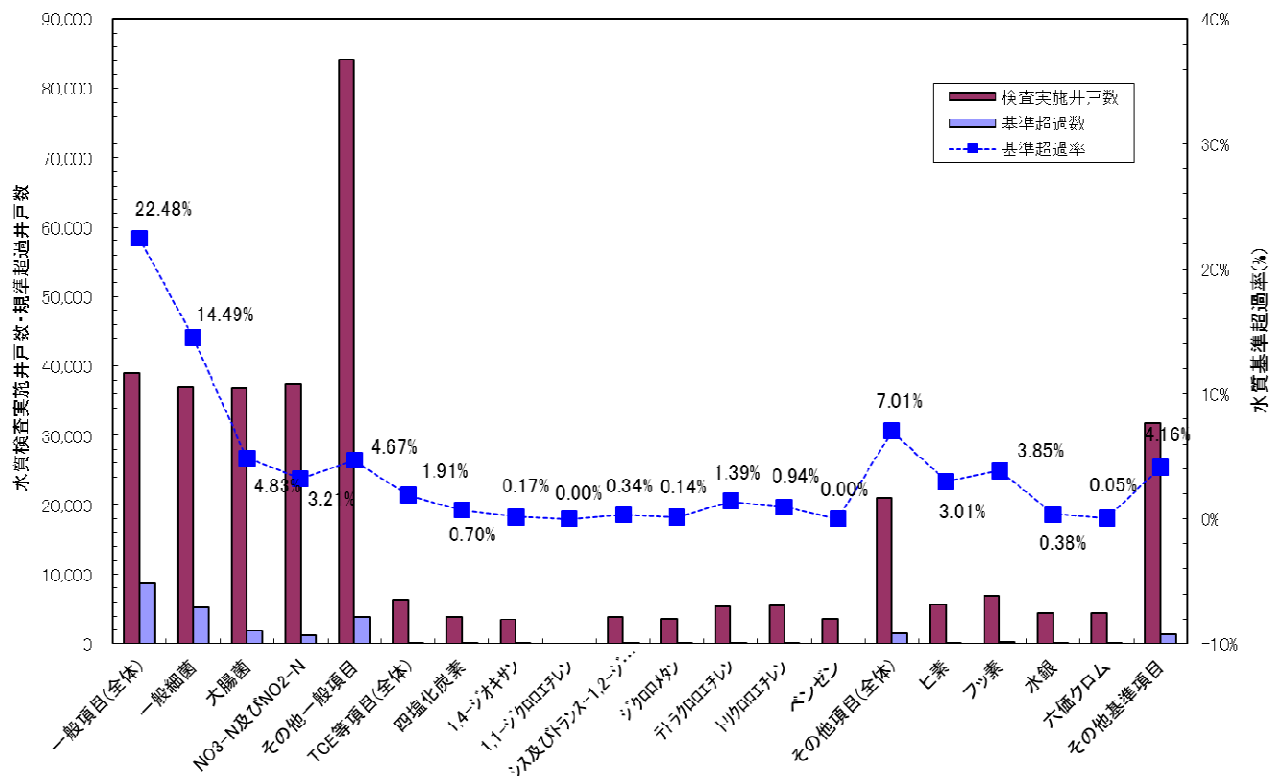


図3－1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成 25 年度)

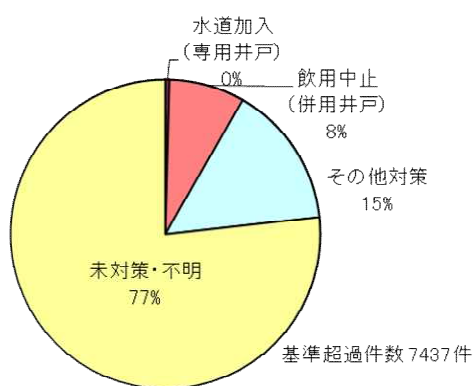
表3－7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況(平成 25 年度)

規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(631)	406	180	231
	その他	(5,118)	3,279	1,336	2,529
	小計	(5,749)	3,685	1,516	2,760
要対綱象・施設要領等	一般飲用井戸	205,501 (51,226)	6,825	666	1,925
	業務用飲用井戸	19,966 (6,389)	1,707	128	529
	その他の井戸	78,102 (35,577)	2,094	294	971
	小計	303,569 (93,192)	10,626	1,088	3,425
規制対象外施設	一般飲用井戸	118,243 (52,094)	16,810	2,549	10,570
	業務用飲用井戸	3,237 (1,575)	2,671	748	1,261
	その他の井戸	60,273 (5,685)	2,808	320	2,151
	小計	181,753 (59,354)	22,289	3,617	13,982
合計		491,071 (158,295)	36,600	6,221	20,167

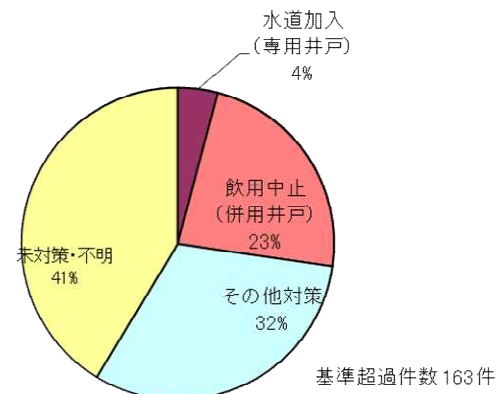
注)

一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。

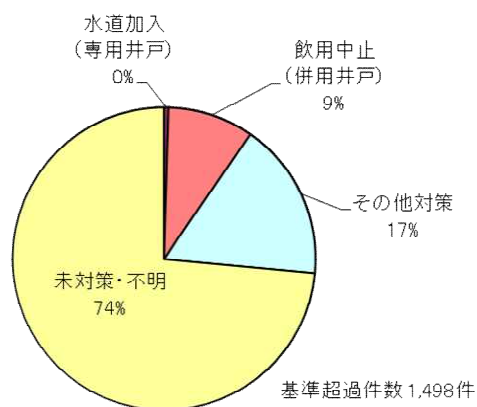
設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。



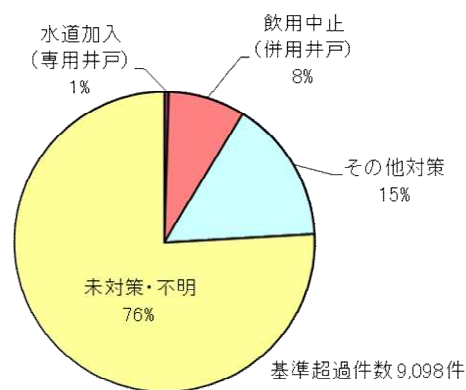
一般項目基準超過井戸対策状況



トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況



その他基準超過井戸対策状況



水質基準超過井戸対策状況

図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況(平成25年度)

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況(平成25年度)

啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
規制状況別都道府県等数	45		75			77		
啓発・指導等の内容	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
検査項目・結果への助言	20	29	27	22	20	26	14	12
	(44.4%)	(64.4%)	(60.0%)	(48.9%)	(44.4%)	(57.8%)	(31.1%)	(26.7%)
周辺汚染情報の提供	13	15	14	12	14	11	7	4
	(28.9%)	(33.3%)	(31.1%)	(26.7%)	(31.1%)	(24.4%)	(15.6%)	(8.9%)
条例等による水質検査の指導	23	31	20	18	10	6	4	2
	(51.1%)	(68.9%)	(44.4%)	(40.0%)	(22.2%)	(13.3%)	(8.9%)	(4.4%)
設置届出指導	13	23	7	7	3	1	1	0
	(28.9%)	(51.1%)	(15.6%)	(15.6%)	(6.7%)	(2.2%)	(2.2%)	(0.0%)
PRパンフレット	10	13	17	14	13	10	6	3
	(22.2%)	(28.9%)	(37.8%)	(31.1%)	(28.9%)	(22.2%)	(13.3%)	(6.7%)
研修会、講習会	4	5	3	2	2	1	0	0
	(8.9%)	(11.1%)	(6.7%)	(4.4%)	(4.4%)	(2.2%)	(0.0%)	(0.0%)

注) 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3－9 飲用井戸等に係る条例・要綱等制定状況(平成 26 年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
岩手県	要領	S62.8.21	全施設
	条例	S33.7.10	1日の利用者が100人超
	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上
山形県	要領	S62.4.1	
	条例	S44.4.1	50人以上
福島県	要領	H3.11.20	
	条例	S54.10.1	50人超
茨城県	要領	H1.10.1	
	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	S33.11.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
	条例	H18.3.31	揚水機の吐出口の断面積が5cm ² 以上
岐阜県	要綱	H15.4.1	全施設
静岡県			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m ³ 以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	全施設
広島県	要領	H22.4.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
高知県	要領	H24.7.12	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県			
大分県	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県			
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
大田区	その他	H10.7.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要領	H1.5.1	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
盛岡市			
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
宇都宮市	要領	H12.4.1	50人以下
	条例	S38.10.8	50人以上
前橋市	要領	H14.12.1	50人未満
	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H14.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	その他	H16.10.28	専ら一戸の住宅
川崎市	条例	H7.3.20	
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
横須賀市	要領	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	条例	H12.4.1	
富山市			
金沢市	要領	H23.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	20人以上
	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H12.4.1	食品営業施設
	その他	H16.1.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	条例	S41.7.5	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市			
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	S63.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの
高槻市	要領	H15.4.1	
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
尼崎市	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H8.3.19	全施設
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	H21.5.22	全施設
呉市			
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市			
高松市	要綱	H11.4.1	全施設
松山市	条例	H12.4.1	50人以上
	要領	H17.4.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市			
北九州市	要領	S62.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
	(条例)	S33.11.1	50人以上
大分市	(要領)	H16.4.1	全施設
	要領	H17.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
鹿児島市			

特別区 23 区のうち、この他の 18 区は飲用井戸等の管理に関する要綱等を策定していない。()は、国の要領や県の条例・要領等を適用しているもの。